

博士論文

令和2年度

論文題目

契約多様化時代におけるリース会計基準に関する研究

指導教員名 佐藤 敏昭

名古屋経済大学大学院

会計学研究科 会計学専攻 博士後期課程

学生番号 18 - 5052 番

氏名 鈴木 悠夫

令和2年度
論文題目

契約多様化時代におけるリース会計基準に関する研究

指導教員名 佐藤 敏昭

名古屋経済大学大学院

会計学研究科 会計学専攻 博士後期課程

学生番号 18-5052 番

氏名 鈴木 悠夫

| | | |
|----|--|--|
| 主査 | | |
| 副査 | | |
| 副査 | | |

目 次

| | |
|---|-----|
| はじめに | 1 |
| 第 1 章 現行のリース取引会計制度およびその変遷並びにリースの経営的意義..... | 10 |
| 第 1 節 オンバランスおよびオフバランスに関する現行規定..... | 15 |
| 第 2 節 日本におけるリース取引会計制度の変遷..... | 21 |
| 第 3 節 リース取引と経営..... | 32 |
| 第 2 章 所有概念のメルクマール..... | 54 |
| 第 1 節 オンバランス化理論..... | 59 |
| 第 2 節 IFRS16 号と ASU2016-02 (Topic842) | 65 |
| 第 3 節 リースに関する企業会計基準委員会等の最近の動向..... | 72 |
| 第 3 章 契約多様化時代のリース..... | 95 |
| 第 1 節 サブスクリプションとリースの関連..... | 95 |
| 第 2 節 自動車業界 | 100 |
| おわりに | 118 |
| 参考文献 | 123 |

はじめに

日本におけるすべてのリースについて会計上の認識をすることの検討は¹、2016年（平成28年）8月12日に、公益財団法人財務会計基準機構（Financial Accounting Standards Foundation：FASF）内に独立した民間機関として設置されている企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan、以下「ASBJ」という）により公表された中期運営方針において²、日本の会計基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みの一環として掲げられたことに始まる³。

ASBJは、日本におけるリースに関する会計基準について検討するとともに、リースに関する会計基準についての国際的な意見発信に関する検討を行うことを目的として、リース会計専門委員会を設置している。

リース会計専門委員会は、国際財務報告基準財団〔IFRS Foundation〕（IFRS財団、IFRSF）⁴に属する独立の会計基準設定機関である国際会計基準審議会〔International Accounting Standards Board〕（以下「IASB」という）⁵および米国証券取引委員会〔The U.S. Securities and Exchange Commission〕（SEC）により公開企業のための指定された会計基準設定主体として認識されている⁶独立の民間非営利組織である米国財務会計基準審議会〔The Financial Accounting Standards Board〕（以下「FASB」という）⁷により、2013年（平成25年）6月に公表された改訂公開草案「リース」に関するIASBおよびFASB共同会議における審議項目の検討、並びにASBJが2015年（平成27年）3月11日に公表した改正実務対応報告31号「リース手法を活用した先端設備等支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い」の検討後、同年3月から2017年（平成29年）12月まで開催されていなかった。

同年同月20日開催の第375回企業会計基準委員会においては、日本におけるリースに関する会計基準の開発に着手するか否かについて検討することが承認され、2018年（平成30年）6月8日開催の第78回リース会計専門委員会および同年同月21日開催の第387回企業会計基準委員会より検討を開始した⁸。2019年（平成31年）3月22日開催の第405回企業会計基準委員会において、現状で資産および負債が認識されているファイナンス・リースのみならず、すべてのリースについて資産および負債を認識する会計基準の開発に着手することが了承された⁹。

こうした状況について、2019年（平成31年）3月9日に¹⁰「日本会計基準で簿外になっている設備や不動産などのオペレーティングリース（オペリース）が、貸借対照表に計上される見通しになった。日本基準を使う上場企業全体で負債が単純計算で約17兆円増え、不動産や小売りなどの影響が大きくなる見込みだ。総資産利益率（ROA）や自己資本比率など財務指標が悪化し、投資家の判断に影響を与える可能性がある…後略…」、同年同月23日には¹¹「…前略…22日の会合で「すべてのリースについての資産・負債を認識する基準の開発に着手する」ことで合意した。今後、IFRSとの整合性や、連結・単独の財務諸表の関係性な

などを審議し、公開草案を作成する。…中略…日本基準ではこれまで、賃貸借に近いオペレーティングリース（オペリース）はバランスシートに計上せず、有価証券報告書で注記していたが、資産計上が求められることになる。…中略…オペリースの資産計上は財務諸表への影響が小さくない。QUICK・ファクトセットでオペリース負債にあたる「借り手の未経過リース料残高」を世界的上場企業（金融除く）で調べたところ、総額は約 280 兆円だった。通信や小売りといった業種で大きい。…中略…導入には課題も残る。リース事業協会は会計基準の変更による追加的な情報効果は大きくないと同時に、財務諸表作成側のコスト増などの懸念を表明している…後略…」と取り上げている¹²。

企業情報は、主に、金融商品取引法¹³（以下「金商法」という）、会社法や商法、法人税法や消費税法などの各種税法の 3 分野の法令に基づき提供される。ただし、法人税法には、いわゆるディスクロージャーの概念はない。

金商法 193 条（財務諸表の用語、様式及び作成方法）には、「この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従つて内閣府令で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない」と規定されており、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（財務諸表等規則、以下「財規」という）1 条（適用の一般原則）1 項で「金融商品取引法…中略…第二十四条第一項…中略…の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（…中略…）並びに附属明細表又は第二百二十九条第二項の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において当該指定国際会計基準により作成が求められる貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、…中略…一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする」とされている。

さらに、同項 2 項「…前略…企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする」、3 項柱書「企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体…中略…が作成及び公表を行つた企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたもの…中略…として金融庁長官が定めるものは、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するもの」とする¹⁴。

なお、金商法 24 条（有価証券報告書の提出）1 項柱書「有価証券の発行者である会社は、その会社が発行者である有価証券（…中略…）が次に掲げる有価証券のいずれかに該当する場合には、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、…中略…当該会社の経理の状況…中略…を記載した報告書（以下「有価証券報告書」という。）を、内国会社にあつては

当該事業年度経過後三月以内…中略…に、内閣総理大臣に提出しなければならない…後略…」、企業内容等の開示に関する内閣府令（開示府令）15条（有価証券報告書の記載内容等）柱書「法第二十四条第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない」、財規11条（貸借対照表の記載方法）以下、同規則69条（損益計算書の記載方法）以下などの規定から、金商法制では様式主義が徹底されている。

また、金商法24条1項に規定される会社を端的に示すと、金融商品取引所に上場されている会社およびこれに準ずる会社（同項1号および同項2号）、有価証券届出書提出会社（同項3号）並びに当該事業年度末日における資本金の額が5億円以上および当該有価証券の所有者数が300以上で、当該事業年度または当該事業年度の開始の日の前4年以内に開始した事業年度のいずれかの末日における当該有価証券所有者数が1,000以上である会社（同項本文ただし書、同項4号、金融商品取引法施行令3条の6第1項および同条2項）である。したがって、リース会計基準について論ずる本稿で想定すべき対象は、このような上場会社等である。

一方、会社法431条「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」、同法614条「持分会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」および会社計算規則（以下「計規」という）3条（会計慣行のしん酌）「この省令の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない」並びに会社法435条（計算書類等の作成及び保存）2項「株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。…中略…）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない」および計規59条（各事業年度に係る計算書類）1項「法第四百三十五条第二項に規定する法務省令で定めるものは、この編の規定に従い作成される株主資本等変動計算書及び個別注記表とする」と規定されている。

金商法との比較や、計規97条（通則）「注記表（個別注記表及び連結注記表をいう。以下この編において同じ。）については、この章の定めるところによる」、同規則98条（注記表の区分）1項「注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない」11号「リースにより使用する固定資産に関する注記」、同規則108条（リースにより使用する固定資産に関する注記）柱書「リースにより使用する固定資産に関する注記は、ファイナンス・リース取引の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下この条において同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない」という規定があるこ

とから、会社法制下では、「中小企業の会計に関する指針（中小会計指針）」¹⁵および「中小企業の会計に関する基本要領」¹⁶といった ASBJ 作成の企業会計基準 13 号「リース取引に関する会計基準」（以下「リース会計基準」という）以外のものも一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として解釈される¹⁷。

他方、税法について、法人税法 22 条 1 項「内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする」と規定され、同条 2 項で益金の額に算入すべき金額、同条 3 項で損金の額に算入すべき金額を定め、同条 4 項において「第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする」とされる。

当該 4 項は、法人税法の簡素化の一環として設けられたものであって、法人の各事業年度の所得の計算が原則として企業利益の算定技術である企業会計に準拠して行われるべきこと、すなわち、企業会計準拠主義を定めた基本規定である。また、同法 74 条 1 項は、法人は、「確定した決算に基づき」申告書を提出しなければならない旨、すなわち、確定決算主義を定めている。

同法 22 条 4 項、会社法 431 条、同法 614 条、計規 3 条および法人税法 74 条 1 項の規定を総合して見ると、法人税法は、企業所得の計算について企業会計を基底にし、それを基礎として会社法の会計規定があり、さらにその上に租税会計がある、という「会計の三重構造」を前提としている¹⁸。

もっとも、2020 年（令和 2 年）12 月末現在、リースに関する税制改正について、財務省主税局において検討されていないため、本稿での税法への言及は必要最低限のものとする。

国際基準にも一連の動きがある。2016 年（平成 28 年）1 月 13 日に IASB が策定する国際財務報告基準〔International Financial Reporting Standards〕（以下「IFRS」という）16 号「リース」が公表され、2019 年（平成 31 年）1 月 1 日から適用が開始されている¹⁹。

一方、2016 年（平成 28 年）2 月 25 日に FASB より会計基準更新書 2016-02 号「リース（Topic842）」〔Accounting Standards Update（ASU）2016-02 Leases（Topic842）〕（以下「Topic842」という）が公表され、公開企業の場合 2018 年（平成 30 年）12 月 16 日以降開始する事業年度から適用されている²⁰。

2019 年（令和元年）10 月 30 日付の中期運営方針によると、2019 年 6 月 30 日現在、上場企業数は約 3,700 社であるが、連結財務諸表の作成に IFRS を適用している企業（適用決定および適用予定を含む）は 226 社であり、これらの企業の時価総額の全体に占める割合は約 36%となっている。連結財務諸表の作成に米国会計基準を適用している企業（IFRS を適用予定の企業を除く）は²¹、2019 年（令和元年）6 月 30 日現在、11 社であり、これらの企業の時価総額の全体に占める割合は約 8%となっている²²。

リース事業協会がまとめた 2018 年度のリース取扱高は前年比 2.8%増の 5 兆 129 億円となり 3 年ぶりに増加に転じ²³、2019 年度のリース取扱高は前年比 6.4%増の 5 兆 3,331 億円

となった²⁴。また、シェアリングエコノミーや「所有から利用へ」といった経済・価値観の変化が伺える。2018年（平成30年）前後より、サブスクリプション（subscription、サブスク）が日本でも脚光を浴びるようになっており、サブスクリプション・エコノミーという言葉も見受けられる。

本稿では、実際の有価証券報告書を参照する際に、連結財務諸表等を引用しているが、連結計算書類・連結財務諸表、四半期報告書・半期報告書および臨時計算書類・臨時報告書等の論点に関しては取り上げることはせず、リース取引における借手（レシー）の会計処理を論点とする中で、リース取引に係る現行制度を整理し、サブスクリプション・エコノミーが進展する時代における諸問題を検討する。

〔注〕

¹会計理論からみた論点には、リース会計基準に固有の論点ではないが、解約不能契約との関連で、解約不能支払義務のオフバランス化問題もある。佐藤信彦・角ヶ谷典幸『リース会計基準の論理』税務経理協会（2009年）2頁。

²中期運営方針の「Ⅱ. 日本基準の開発 2. 日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組み」では、「(1) これまでの取組み」において「日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みは、1990年代から始められ、企業会計審議会により、金融商品、退職給付、連結、リース、税効果、企業結合及び固定資産の減損等の会計基準が公表された。当委員会においては、平成17年に国際会計基準審議会（IASB）との間でコンバージェンス・プロジェクトが開始され、平成19年にコンバージェンスを加速することの合意（以下「東京合意」という。）」がなされた。「(3) 具体的な課題②今後の検討課題（東京合意において検討対象とした会計基準より後にIASBにより公表された会計基準）」では「東京合意において検討対象とされた会計基準より後にIASBにより公表された会計基準のうち、企業の財務情報に大きな影響を与えるものとしては、次のものがあると考えられる」として「IFRS第16号「リース」」がその1つとして取りあげられており、「これらの項目については、過去に、IASBの公表した会計基準又は公開草案を踏まえて、当委員会において論点整理等を公表しているが、現在は検討を中断している。別紙において、今後の個々の対応を記載している」とした。

³中期運営方針の「別紙（日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みに関する今後の検討課題）4. IFRS第16号「リース」」において、「リースに関する会計基準については、これまで、日本基準、国際会計基準及び米国会計基準が同様の内容の基準を定めていたが、平成28年1月に国際会計基準、同年2月に米国会計基準におけるリースに関する会計基準の改正がなされた。改正後の国際会計基準と米国会計基準は、借手の会計処理について、費用の計上パターンが異なるものの、すべてのリース取引を原則としてオンバランスする点では同様となっており、日本基準とは特に負債の認識において違いが生じることとなり、追加的にオンバランスが必要となるリース取引について金額的な重要性がある場合には、国際的な比較において議論となる可能性がある。一方で、国際会計基準と米国会計基準の新基準が適用される取引の範囲等について適用上の懸念が国際的に聞かれている。以上を踏まえ、国際的な会計基準と整合性を図ることに対する必要性及び懸念に関する検討をリース会計専門委員会において行うこととし、その後、我が国における会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を行う」とされていた。

⁴2020年（令和2年）9月11日、国際会計士連盟（International Federation of Accountants, IFAC）はIFRS財団のもとにIASBと並ぶ新たなサステナビリティ基準審議会の創設を求めた。提案されている審議会は、企業の価値創造、持続可能な発展および変化する利害関係者の期待に関連する、首尾一貫した、比較可能で、信頼性があり、かつ保証可能な情報を提供する報告システムについて、投資家、政策立案者および規制当局からの緊急かつ増大する要求に対処するものである〔IFAC calls for a new Sustainability Standards Board alongside the IASB: The time for a global solution is now—to answer the demand from investors, policymakers and other stakeholders for a reporting system that delivers consistent, comparable, reliable, and assurable information relevant to enterprise value creation, sustainable development and evolving expectations. A fragmented approach perpetuates inefficiency, increased cost, and a lack of trust〕。International Federation of Accountants, Enhancing Corporate

Reporting: The Way Forward, 2020.

なお、IFACは、1977年（昭和52年）10月7日に設立された会計職業専門家の国際的な連合組織で、130の国と地域から175を超える会計職業専門家団体が加盟している〔Beginning with 63 founding members from 51 countries in 1977, IFAC's membership has grown to now include over 175 members and associates in more than 135 countries and jurisdictions worldwide. IFAC was founded on October 7, 1977, in Munich, Germany, at the 11th World Congress of Accountants to strengthen the global accountancy profession in the public interest by: Developing high-quality international standards in auditing and assurance, public sector accounting, ethics, and education for professional accountants and supporting their adoption and use〕。

日本公認会計士協会HP (https://jicpa.or.jp/specialized_field/ITI/ifac/index.html)、International Federation of Accountants HP (<https://www.ifac.org/who-we-are/our-purpose>)

⁵2000年（平成12年）6月にIASBをより強固な組織とするためにIASBに改組することが決定され、2001年（平成13年）4月にIASBが発足した。「IFRSの歴史」Deloitte HP

(<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/articles/ifrs/ifrs-general-2.html>)

⁶The FASB is recognized by the U.S. Securities and Exchange Commission as the designated accounting standard setter for public companies. Financial Accounting Standards Board HP (<https://www.fasb.org/facts/>)

⁷FASBは、1973年（昭和48年）に設立され、米国における「一般に（公正妥当と）認められた会計原則」（GAAP）に拠る。〔Established in 1973, the Financial Accounting Standards Board (FASB) is the independent, private-sector, not-for-profit organization based in Norwalk, Connecticut, that establishes financial accounting and reporting standards for public and private companies and not-for-profit organizations that follow Generally Accepted Accounting Principles (GAAP)〕 Financial Accounting Standards Board HP (<https://www.fasb.org/facts/>)

なお、1973年（昭和48年）に米国公認会計士協会（1957年（昭和32年）までAmerican Institute of Accountants (AIA)、American Institute of CPAs、AICPA）の委員会である会計原則審議会（1959年創設、Accounting Principles Board、APB）を解体してFASBに移行した。杉本徳栄「U.S. GAAPの制度性」経済論叢184巻3号（2010年）12頁。The American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) and its predecessors have a history dating back to 1887, when the American Association of Public Accountants (AAPA) was formed. In 1916, the American Association was succeeded by the Institute of Public Accountants, when there was a membership of 1,150. The name was changed to the American Institute of Accountants in 1917 and remained so until 1957, when it changed to its current name of the American Institute of Certified Public Accountants. The American Society of Certified Public Accountants was formed in 1921 and acted as a federation of state societies. The Society was merged into the Institute in 1936 and, at that time, the Institute agreed to restrict its future members to CPAs. “History of the AICPA” American Institute of Certified Public Accountants HP (<https://www.aicpa.org/about/missionandhistory/history-of-the-aicpa.html>)

⁸ある時点で会計基準に盛り込まれた内容を偏向なく分析し、その意味を的確に理解することが最も重要である。それは、会計基準が、ディスクロージャー、つまり企業内容開示制度により支えられている資本市場にとって必要不可欠な社会基盤として存在しているからである。佐藤・角ヶ谷・前掲（注1）5頁。

⁹2019年（令和元年）10月30日付の中期運営方針では、「II. 日本基準の開発 2. 具体的な課題(1)日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組み」の項で「2016年に公表した中期運営方針では、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みに関する課題として、収益認識を手掛けているとしたうえで、以下を記載している。…中略…これらのうち…中略…「リース」については、これまでに検討を行っている」とされている。

¹⁰「リース取引 資産計上へ 不動産・小売り影響大きく」日本経済新聞2019年3月9日朝刊13面。

¹¹「リース取引 資産計上 2～3年後適用 会計基準を国際化」日本経済新聞2019年3月23日朝刊5面。

ASBJが、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、すべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討を行っていることを考慮して、上場会社及び有価証券報告書提出未上場会社（以下「上場会社等」という）を対象として、仮に、リースの借手として、すべてのリースを資産及び負債に計上（オンバランス）することとなった場合の課題について調査した。その結果、「リース資産・リース負債増加による貸借対照表への影響」49.5%・181社が最も高く、以下、「財務諸表等会計資料の作成方法」38.8%・142社、「リース・レンタル・賃貸借等の契約内容の分析、会計基準を適用するためのデータ収集」30.3%・111社、「会計基準変更に対応するためのシステム開発・改修」18.6%・68社、「リースの定義」17.8%・65社、「リース負債増加による財務制限条項等への影響」13.1%・48社、「リースとサービスの区分」11.2%・41社、「リース期間の設定」9.3%・34社、「その他」1.4%・5社、「課題はない」7.7%・28社、「わからない、現時点では不明」25.4%・93社、計366社となっており、多くの上場会社等において、すべてのリースをオンバランスすることにより生じる課題を認識し、懸念を抱いていると考えられる。そして、仮にすべてのリースがオンバ

ランスとなった場合のリースの利用方針について、「会計基準の内容に関わらずリースの利用方針は変わらない」37.4%・135社、「適用範囲が連結財務諸表のみ、または、米国基準と同様にリースをファイナンス・リースとオペレーティング・リースに区分する会計処理となればリースの利用方針は変わらない」9.1%・33社、「会計基準の内容に関わらずリースの利用を縮小する」7.5%・27社、「不明」46.0%・166社、計361社となっている。公益財団法人リース事業協会「2020年リース需要動向調査報告書」（2021年1月）19-21頁。

¹²2019年（平成31年）3月8日朝刊1面にも「機械や設備を購入せずに借りて利用する「リース取引」に関する会計基準が変わる。今までは企業の財務状態を表す貸借対照表（バランスシート）に記載する必要はなかったが、ルールが変わればリースの金額を明記する必要が生じる。…中略…リースは2種類に大別される。購入に近い「ファイナンスリース」と、賃貸借である「オペレーティングリース（オペリース）」だ。事務機やパソコンなどに多いファイナンスリースは既にバランスシートに計上していたが、今回対象になるオペリースが残っていた。船舶や飛行機、倉庫など耐用年数の長いものが多い。…中略…税務上、損金算入できる利点については「特に大きく変わらないのではないか」（大手監査法人）との見方が多いが決まっておらず、将来税務上の取り扱いを巡り議論になる可能性もある…後略…」と記事になっている。

¹³金商法は、同法1条（目的）に定めるとおり「…前略…企業内容等の開示の制度を整備するとともに、…中略…金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、…中略…取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もつて国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする」ものである。

¹⁴金融庁告示「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」において、ASBJ作成の企業会計基準13号「リース取引に関する会計基準」が指定されている。

¹⁵日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会「中小企業の会計に関する指針」（2005年8月1日、最終改正2018年3月12日）。

日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所および企業会計基準委員会の関係4団体が主体となって設置された「中小企業の会計に関する指針作成検討委員会」は、「中小会計指針」の見直しを行い、3月12日にその公表を承認し、3月20日に改正「中小企業の会計に関する指針」を公表した。

¹⁶中小企業の会計に関する検討会「中小企業の会計に関する基本要領」（2012年2月1日）。

本要領の利用は、金融商品取引法の規制の適用対象会社、会社法上の会計監査人設置会社を除く株式会社が想定される。非上場企業である中小企業にとって、上場企業向け会計ルールは必要ないが、中小企業でも簡単に利用できる会計ルールは今までなかった。中小会計要領は、①経理人員が少なく、高度な会計処理に対応できる十分な能力や経理体制を持っていない②会計情報の開示を求められる範囲が、取引先、金融機関、同族株主、税務当局等に限定されている③主に法人税法で定める処理を意識した会計処理が行われている場合が多いというような中小企業の実態を考えてつくられた会計ルールである。

¹⁷森住祐治『リース取引の実際<第4版>』日本経済新聞出版社（2009年）110-112頁。

¹⁸金子宏『租税法』弘文堂（2016年）321-324頁。

¹⁹財規1条1項規定の指定国際会計基準について、連結財務諸表規則93条（指定国際会計基準に係る特例）「指定国際会計基準特定会社が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、指定国際会計基準（国際会計基準（国際的に共通した企業会計の基準として使用されることを目的とした企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて第一条第三項各号に掲げる要件の全てを満たすものが作成及び公表を行った企業会計の基準のうち、金融庁長官が定めるものをいう。次条及び第九十四条において同じ。）のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものに限る。次条において同じ。）に従うことができる」等に基づく金融庁告示「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」において、「国際財務報告基準（IFRS）第16号リース（Leases）」が指定されており、指定国際会計基準は、国際財務報告基準解釈指針委員会〔The IFRS Interpretations Committee〕（2010年（平成22年）3月に国際財務報告解釈指針委員会から名称変更、IFRS解釈指針委員会、以下「IFRS-IC」という）、国際財務報告解釈指針委員会〔International Financial Reporting Interpretations Committee〕（以下「IFRIC」という）又は解釈指針委員会〔Standing Interpretations Committee〕（SIC）が作成した解釈指針を含むとされている。なお、IFRS16号IN3項によると、SIC-15号「オペレーティング・リース-インセンティブ」〔SIC-15 Operating Leases-Incentives〕、SIC-27号「リースの法形式を伴う取引の実質の評価」〔SIC-27 Evaluating the Substance of Transactions Involving the Legal Form of a Lease〕やIFRIC解釈指針4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」〔IFRIC 4 Determining whether an Arrangement Contains a Lease〕はIFRS16号に置き換えられた〔IFRS 16 supersedes: (a) IAS 17 Leases; (b) IFRIC 4 Determining whether an Arrangement contains a Lease; (c) SIC-15 Operating Leases-Incentives; and (d) SIC-27 Evaluating the Substance of Transactions Involving the Legal Form of a Lease〕。

²⁰連結財務諸表規則95条「米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により

作成した連結財務諸表(以下「米国式連結財務諸表」という。)を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社が当該米国式連結財務諸表を法の規定による連結財務諸表として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該会社の提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができる」とされており、SECに米国式連結財務諸表を登録している日本企業は、金商法上の連結財務諸表の作成基準として米国会計基準を使用できる。

²¹2020年(令和2年)9月8日付日本経済新聞朝刊15面によると「東京証券取引所は7日、東証に上場する企業で国際会計基準(IFRS)を適用する(今後の予定を含む)会社が6月末時点で234社となり、昨年より9社増えたと発表した。米国会計基準だったトヨタ自動車が2021年3月期からIFRSに移行し、時価総額ベースでは東証全体の42%(前年比6ポイント上昇)がIFRSを適用すること」になる。

²²企業会計基準委員会「中期運営方針」(2019年10月30日)1頁。

²³「リース取扱高3年ぶり増加」日刊工業新聞2019年5月8日15面。

²⁴「リース取扱高、上期19.9%減 下落幅10年間で最大」日刊工業新聞2020年10月29日25面。

リース事業協会(リース協)がまとめた2020年のリース取扱高は前年比10.6%減の4兆7309億円だった。好調だった19年の反動減のほか、新型コロナウイルスの感染拡大による設備投資需要の低迷が響いた。一方、テレワークや第5世代通信(5G)など新規需要の取り込みは好調だった。19年は主力の情報通信機器で基本ソフト(OS)の更新特需があったほか、消費税増税前の駆け込み需要があった。20年はこれらの反動減とコロナ禍の影響を受けた。直近10年間の比較では2番目の低水準。前年からの下落幅は最大だった。「リース取扱高、昨年10.6%減 設備投資需要の低迷響く」日刊工業新聞2021年2月12日15面。

企業規模別リース取扱高の推移

(単位: 億円)

| 企業規模 分類 | 2017年度 | | 2018年度 | | 2019年度 | | 前年度比 | | |
|-------------------------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
| | リース取扱高 | 構成比 | リース取扱高 | 構成比 | リース取扱高 | 構成比 | 17/16 | 18/17 | 19/18 |
| 大企業(資本金1億円超の法人) | 17,125 | 35.1 | 17,345 | 34.6 | 19,719 | 37.0 | 91.5 | 101.3 | 113.7 |
| 上場会社等 | 7,642 | 15.7 | 8,224 | 16.4 | 8,934 | 16.8 | 84.9 | 107.6 | 108.6 |
| 中小企業(資本金1億円以下の法人、個人事業者) | 25,696 | 52.7 | 26,637 | 53.1 | 26,996 | 50.6 | 100.2 | 103.7 | 101.3 |
| 官公庁・その他 | 5,937 | 12.2 | 6,148 | 12.3 | 6,616 | 12.4 | 101.8 | 103.5 | 107.6 |
| 合計 | 48,759 | 100.0 | 50,129 | 100.0 | 53,331 | 100.0 | 97.1 | 102.8 | 106.4 |

2019年度リース設備投資額

| | | リース設備投資額 (億円) | 国内・海外別 構成比(%) | 総合計に対する 構成比(%) | 前年度比 (%) | 前年度 (億円) |
|-----|------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------|-------------|
| 国内 | 所有権移転外ファイナンス・リース | 52,251 | 80.1 | 65.4 | 107.6 | 48,538 |
| | オペレーティング・リース | 12,968 | 19.9 | 16.2 | 137.7 | 9,416 |
| | 合計 | 65,219 | 100.0 | 81.6 | 112.5 | 57,954 |
| 海外 | 所有権移転外ファイナンス・リース | 4,821 | 32.7 | 6.0 | 102.6 | 4,701 |
| | オペレーティング・リース | 9,911 | 67.3 | 12.4 | 97.8 | 10,139 |
| | 合計 | 14,732 | 100.0 | 18.4 | 99.3 | 14,840 |
| 総合計 | | 79,951 | - | 100.0 | 109.8 | 72,794 |

※1 連結リース統計(2019年度)の調査対象会社は理事・監事会社25社(うち集計対象会社20社)

※2 リース統計(単体ベース)に連結リース統計の調査結果(重複調整後)を加算して算出

※3 ファイナンス・リースは、(1)リース期間の途中で解約が禁止されていること(中途解約禁止)、(2)物件価格と付随費用がリース料でおおむね全額回収(90%以上)されること(全額回収)の2つの要件を満たすリース取引

※4 オペレーティング・リースは、ファイナンス・リース以外のリース取引

リース取扱高・リース設備投資額の推移および民間設備投資に占めるリース比率 (単位: 億円、%、社)

| 年度 | リース取扱高 | | リース設備投資額 | | 民間設備投資額 | | リース比率 | 調査対象企業数 |
|------|--------|------|----------|------|---------|------|---------|---------|
| | (A) | 前年度比 | (B) | 前年度比 | (C) | 前年度比 | (B)/(C) | |
| 1963 | 7 | - | - | - | 46,702 | - | - | - |

| | | | | | | | | |
|------|--------|-------|--------|-------|---------|-------|------|-----|
| 1964 | 40 | 571.4 | — | — | 54,670 | 117.1 | — | — |
| 1965 | 67 | 167.5 | — | — | 50,883 | 93.1 | — | — |
| 1966 | 109 | 162.7 | — | — | 65,160 | 128.1 | — | — |
| 1967 | 290 | 266.1 | — | — | 84,691 | 130.0 | — | — |
| 1968 | 450 | 155.2 | — | — | 103,499 | 122.2 | — | — |
| 1969 | 1,200 | 266.7 | — | — | 135,607 | 131.0 | — | — |
| 1970 | 2,106 | 175.5 | — | — | 156,685 | 115.5 | — | — |
| 1971 | 2,793 | 132.6 | — | — | 152,967 | 97.6 | — | — |
| 1972 | 3,721 | 133.2 | — | — | 168,937 | 110.4 | — | — |
| 1973 | 5,279 | 141.9 | — | — | 224,299 | 132.8 | — | — |
| 1974 | 5,290 | 100.2 | — | — | 245,518 | 109.5 | — | — |
| 1975 | 5,621 | 106.3 | — | — | 243,739 | 99.3 | — | — |
| 1976 | 8,127 | 144.6 | — | — | 256,077 | 105.1 | — | — |
| 1977 | 8,604 | 105.9 | — | — | 264,534 | 103.3 | — | — |
| 1978 | 10,566 | 122.8 | 7,820 | — | 293,354 | 110.9 | 2.67 | — |
| 1979 | 14,611 | 138.3 | 10,330 | 132.2 | 340,188 | 116.0 | 3.04 | — |
| 1980 | 15,744 | 107.8 | 11,550 | 111.8 | 396,807 | — | 2.91 | — |
| 1981 | 19,327 | 122.8 | 14,342 | 124.2 | 413,464 | 104.2 | 3.47 | — |
| 1982 | 23,966 | 124.0 | 18,872 | 131.6 | 420,013 | 101.6 | 4.49 | — |
| 1983 | 29,927 | 124.9 | 23,262 | 123.3 | 423,263 | 100.8 | 5.50 | — |
| 1984 | 36,758 | 122.8 | 28,843 | 124.0 | 477,141 | 112.7 | 6.04 | — |
| 1985 | 43,225 | 117.6 | 33,520 | 116.2 | 545,560 | 114.3 | 6.14 | — |
| 1986 | 47,575 | 110.1 | 37,636 | 112.3 | 563,462 | 103.3 | 6.68 | — |
| 1987 | 52,967 | 111.3 | 42,089 | 111.8 | 600,936 | 106.7 | 7.00 | — |
| 1988 | 67,170 | 126.8 | 52,226 | 124.1 | 718,103 | 119.5 | 7.27 | — |
| 1989 | 70,649 | 105.2 | 57,540 | 110.2 | 807,038 | 112.4 | 7.13 | — |
| 1990 | 84,152 | 119.1 | 65,420 | 113.7 | 920,967 | 114.1 | 7.10 | — |
| 1991 | 88,016 | 104.6 | 68,843 | 105.2 | 929,323 | 100.9 | 7.41 | — |
| 1992 | 77,742 | 88.3 | 62,813 | 91.2 | 873,450 | 94.0 | 7.19 | — |
| 1993 | 71,825 | 92.4 | 59,780 | 95.2 | 751,634 | 86.1 | 7.95 | — |
| 1994 | 73,497 | 102.3 | 61,631 | 103.1 | 760,614 | — | 8.10 | — |
| 1995 | 76,214 | 103.7 | 65,804 | 106.8 | 814,456 | 107.1 | 8.08 | — |
| 1996 | 82,867 | 108.7 | 72,238 | 109.8 | 846,709 | 104.0 | 8.53 | — |
| 1997 | 79,304 | 95.7 | 70,180 | 97.2 | 867,720 | 102.5 | 8.09 | — |
| 1998 | 71,445 | 90.1 | 63,150 | 90.0 | 825,516 | 95.1 | 7.65 | — |
| 1999 | 74,024 | 103.6 | 65,862 | 104.3 | 799,162 | 96.8 | 8.24 | — |
| 2000 | 79,457 | 107.3 | 69,922 | 106.2 | 835,293 | 104.5 | 8.37 | — |
| 2001 | 77,337 | 97.3 | 69,148 | 98.9 | 779,935 | 93.4 | 8.87 | — |
| 2002 | 73,743 | 95.4 | 66,052 | 95.5 | 736,525 | 94.4 | 8.97 | — |
| 2003 | 73,778 | 100.0 | 65,917 | 99.8 | 744,328 | 101.1 | 8.86 | — |
| 2004 | 76,252 | 103.4 | 68,086 | 103.3 | 767,411 | 103.1 | 8.87 | — |
| 2005 | 79,413 | 104.1 | 71,017 | 104.3 | 823,386 | 107.3 | 8.62 | — |
| 2006 | 78,677 | 99.1 | 71,213 | 100.3 | 844,190 | 102.5 | 8.44 | — |
| 2007 | 71,542 | 90.9 | 63,420 | 89.1 | 838,834 | 99.4 | 7.56 | — |
| 2008 | 60,564 | 84.7 | 54,444 | 85.8 | 788,413 | 94.0 | 6.91 | 241 |
| 2009 | 49,219 | 81.3 | 44,058 | 80.9 | 675,156 | 85.6 | 6.53 | 233 |
| 2010 | 45,553 | 92.6 | 41,161 | 93.4 | 681,205 | 100.9 | 6.04 | 233 |
| 2011 | 45,997 | 101.0 | 41,682 | 101.3 | 704,111 | 103.4 | 5.92 | 230 |
| 2012 | 48,754 | 106.0 | 45,106 | 108.2 | 718,589 | 102.1 | 6.28 | 229 |
| 2013 | 52,390 | 107.5 | 48,411 | 107.3 | 774,636 | 107.8 | 6.25 | 223 |
| 2014 | 48,252 | 92.1 | 44,132 | 91.2 | 811,133 | 104.7 | 5.44 | 223 |
| 2015 | 50,393 | 104.4 | 47,213 | 107.0 | 827,178 | 102.0 | 5.71 | 221 |
| 2016 | 50,203 | 99.6 | 47,248 | 100.1 | 818,120 | 98.9 | 5.78 | 219 |
| 2017 | 48,759 | 97.1 | 46,428 | 98.3 | 859,174 | 105.0 | 5.40 | 221 |
| 2018 | 50,129 | 102.8 | 47,403 | 102.1 | 880,405 | 102.5 | 5.38 | 218 |
| 2019 | 53,331 | 106.4 | 49,938 | 105.3 | 874,443 | 99.3 | 5.71 | 215 |

(注)民間設備投資額は内閣府調査。名目ベースを使用。2019年度は速報値(5月18日発表)。1963～1979年度(68SNA平成2年基準)、1980年度～1993年度(93SNA平成12年基準)、1994年度以降(2008SNA平成23年基準)。

公益社団法人リース事業協会『リース統計(2019年度)』を参考に筆者加筆。

第1章 現行のリース取引会計制度およびその変遷並びにリースの経営的意義

現行のリース関連法令等を確認しておこう。計規2条(定義)3項52号においてリース物件とは「リース契約により使用する物件をいう」、同項53号においてファイナンス・リース取引とは「リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、リース物件の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう」、同項54号において所有権移転ファイナンス・リース取引とは「ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう」、同項55号において所有権移転外ファイナンス・リース取引とは「ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転ファイナンス・リース取引以外のものをいう」と定義されている。

財規8条の6(リース取引に関する注記)1項柱書において、「ファイナンス・リース取引(リース契約に基づくリース期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引(次項において「解約不能のリース取引」という。))で、当該リース契約により使用する物件(以下「リース物件」という。)の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。)については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる」と規定されており、ファイナンス・リース取引およびリース物件について計規と同様に定義し、解約不能のリース取引も定義している。

同条2項では、「当事業年度末におけるオペレーティング・リース取引(リース取引のうち、ファイナンス・リース取引以外のものをいう。)のうち解約不能のリース取引については、当該解約不能のリース取引に係る未経過リース料の金額を一年内のリース期間に係る金額及びそれ以外の金額に区分して注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる」と規定し、オペレーティング・リース取引を定義している。

同規則16条の2(流動資産の範囲)1項においては、「所有権移転ファイナンス・リース取引(ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。以下同じ。)におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引(ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転ファイナンス・リース取引以外のものをいう。以下同じ。)におけるリース投資資産のうち、…後略…」と規定され、所有権移転ファイナンス・リース取引および所有権移転外ファイナンス・リース取引についても計規と同様に定義している。

以上が法令におけるリース関連の定義である。一般に公正妥当と認められる企業会計の

基準であるリース会計基準を確認すると、リース会計基準 4 項において「リース取引」とは、「特定の物件の所有者たる貸手（レッサー）が、当該物件の借手（レシー）に対し、合意された期間（以下「リース期間」という。）にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料（以下「リース料」という。）を貸手に支払う取引をいう」、同 5 項において「ファイナンス・リース取引」とは、「リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう」、同 6 項において「オペレーティング・リース取引」とは、「ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう」、同 8 項において「ファイナンス・リース取引は、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの（以下「所有権移転ファイナンス・リース取引」という。）と、それ以外の取引（以下「所有権移転外ファイナンス・リース取引」という。）に分類する」と規定されている。

なお、同 35 項によると、「用語の定義のうち第 4 項から第 6 項については、改正前会計基準における定義を変更していない。また、リース取引の分類についても、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に分類した上で、ファイナンス・リース取引について、所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナンス・リース取引に分類する改正前会計基準の方法を変更していない」とされており、同 36 項において「第 5 項にいう「リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引に準ずるリース取引」とは、法的形式上は解約可能であるとしても、解約に際し相当の違約金を支払わなければならない等の理由から、事実上解約不能と認められるリース取引をいう。また、「借手が、当該契約に基づき使用する物件（リース物件）からもたらされる経済的利益を実質的に享受する」とは、当該リース物件を自己所有とするならば得られると期待されるほとんどすべての経済的利益を享受することをいい、「当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担する」とは、当該リース物件の取得価額相当額、維持管理等の費用、陳腐化によるリスク等のほとんどすべてのコストを負担することをいう」とされている。

さらに、当該リース会計基準を実務に適用する際の指針を定める企業会計基準適用指針 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（以下「適用指針」という）についても確認しておこう。適用指針 91 項によると、「リース会計基準におけるリース取引の定義を満たすものについては、リース契約、レンタル契約、賃貸借契約などの名称に関わらず、本適用指針を適用する上で、リース取引として取り扱われることに留意する必要」がある。

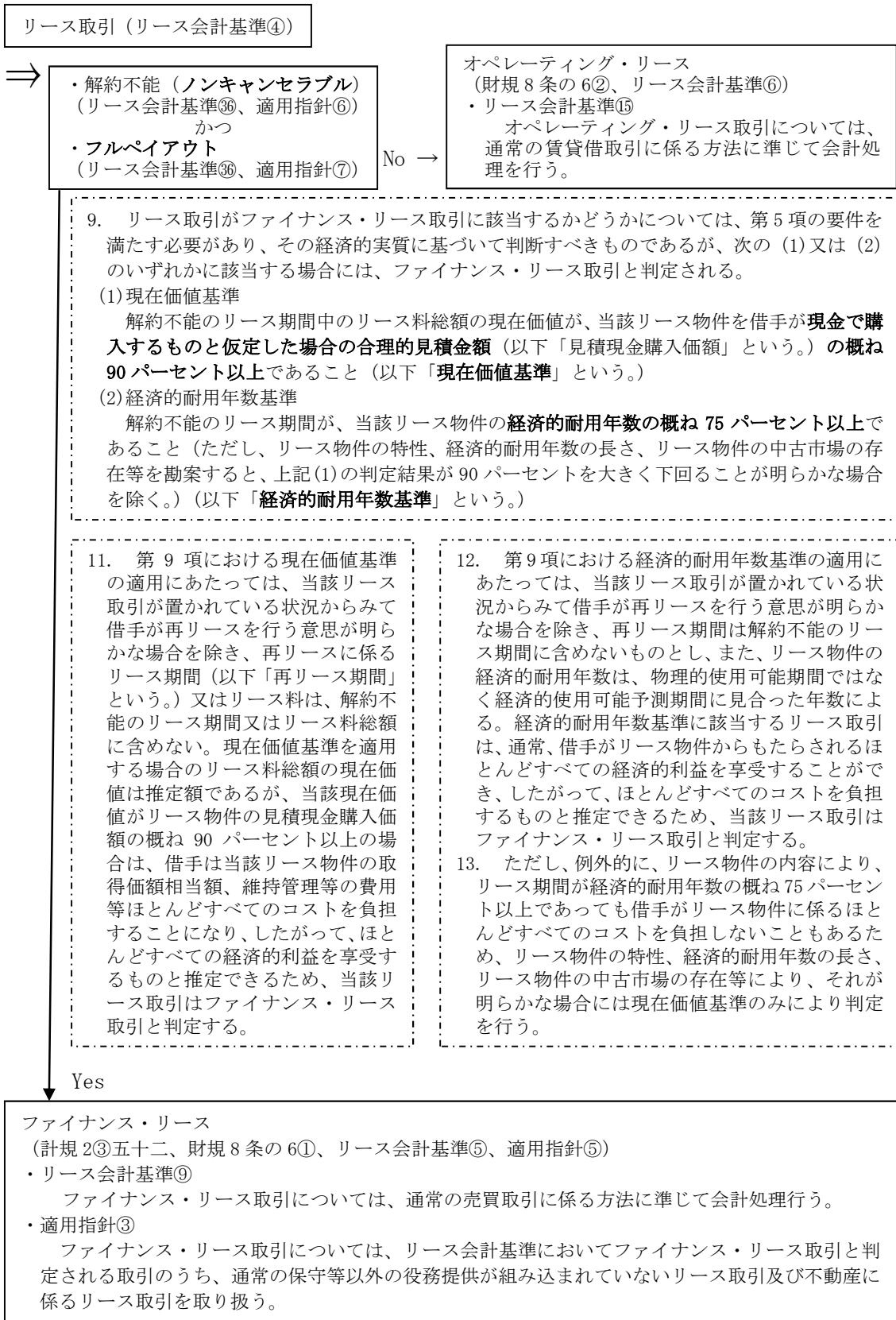
リース会計基準 5 項に関連して適用指針 5 項に「ファイナンス・リース取引とは、次のいずれも満たすリース取引をいうとしている。(1) リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引（以下「解

約不能のリース取引」という。) (2) 借手が、当該契約に基づき使用する物件 (以下「リース物件」という。) からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引 (以下「フルペイアウトのリース取引」という。) リース取引がファイナンス・リース取引に該当するかどうかは、これらの事項を十分に考慮して判定する必要がある」、リース会計基準 36 項に関連して、適用指針 6 項に「解約不能のリース取引に関して、法的形式上は解約可能であるとしても、解約に際し、相当の違約金 (以下「規定損害金」という。) を支払わなければならない等の理由から、事実上解約不能と認められるリース取引を解約不能のリース取引に準ずるリース取引として扱う。リース契約上の条件により、このような取引に該当するものとしては、次のようなものが考えられる。(1) 解約時に、未経過のリース期間に係るリース料の概ね全額を、規定損害金として支払うこととされているリース取引 (2) 解約時に、未経過のリース期間に係るリース料から、借手の負担に帰属しない未経過のリース期間に係る利息等として、一定の算式により算出した額を差し引いたものの概ね全額を、規定損害金として支払うこととされているリース取引」、同 7 項に「「リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受する」とは、当該リース物件を自己所有とするならば得られると期待されるほとんどすべての経済的利益を享受することであり、また、「リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担する」とは、当該リース物件の取得価額相当額、維持管理等の費用、陳腐化によるリスク等のほとんどすべてのコストを負担することである」と定められている。

会計学上、リース取引の定義は、リース会計基準 4 項に拠るところであり、「特定の物件」に関する「賃貸借」であると解することができる。その期間や使用料については、契約自由の原則に基づき²⁵、契約当事者双方の「合意」により定められるもので、その長短や多寡はリース取引の定義に該当するか否かに影響するものではない。なお、貸手が借手に物件を使用収益する権利を与えることが、すなわち「貸借」であり、「使用収益する権利」とは、賃借権²⁶を意味すると考えられる²⁷。

一方、リースについて論ずるに、後述のように「使用权モデル」という理論が存する。字面を眺めると、「使用収益する権利」を「使用权」と捉えられるように思えるが、それは妥当であろうか。この点は、「使用权モデル」の検討の中で明らかにすることとし、ここでは、日本の現行会計制度において、リースは「賃貸借」であるとの認識をしておくこととする²⁸。

法令等に基づくリースの判定に係るフローチャート（筆者作成）



⇒ 8. ファイナンス・リース取引は、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの（以下「所有権移転ファイナンス・リース取引」という。）と、それ以外の取引（以下「所有権移転外ファイナンス・リース取引」という。）に分類するとしている（リース会計基準第8項）。

10. 前項でファイナンス・リース取引と判定されたもののうち、次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引に該当するものとし、それ以外のファイナンス・リース取引は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当するものとする。
- (1) リース契約上、リース期間終了後又はリース期間の途中で、リース物件の**所有権が借手に移転**することとされているリース取引【**所有権移転条項**】
 - (2) リース契約上、借手に対して、リース期間終了後又はリース期間の途中で、名目的価額又はその行使時点のリース物件の価額に比して著しく有利な価額で買い取る権利（以下合わせて「**割安購入選択権**」という。）が与えられており、その行使が確実に予想されるリース取引
 - (3) リース物件が、借手の用途等に合わせて**特別の仕様により製作又は建設**されたものであって、当該リース物件の返還後、貸手が第三者に再びリース又は売却することが困難であるため、その使用可能期間を通じて借手によってのみ使用されることが明らかなリース取引【**特別仕様物件**】

↓ Yes

↓ No

所有権移転ファイナンス・リース
（計規2③五十四、財規16条の2①、リース会計基準⑧）

所有権移転外ファイナンス・リース
（計規2③五十四、財規16条の2②、リース会計基準⑧）

（少額リース資産及び短期のリース取引に関する簡便的な取扱い）

34. 個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合は、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
35. 個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合とは、次の(1)から(3)のいずれかを満たす場合とする。
 - (1) 重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準額以下のリース取引
ただし、リース料総額にはリース物件の取得価額のほかに利息相当額が含まれているため、その基準額は当該企業が減価償却資産の処理について採用している基準額より利息相当額だけ高めに設定することができる。また、この基準額は、通常取引される単位ごとに適用されるため、リース契約に複数の単位のリース物件が含まれる場合は、当該契約に含まれる物件の単位ごとに適用できる。
 - (2) リース期間が1年以内のリース取引
 - (3) 企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約1件当たりのリース料総額（維持管理費用相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる。）が300万円以下のリース取引。
なお、(3)の場合、1つのリース契約に科目の異なる有形固定資産又は無形固定資産が含まれている場合は、異なる科目ごとに、その合計金額により判定することができるものとする。

上記34項および35項は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るものであり、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るものは、36項(3)を除き、45項および46項に同様の規定が置かれている。

19. 土地、建物等の不動産のリース取引（契約上、賃貸借となっているものも含む。以下同じ。）についても、第5項から前項に従い、ファイナンス・リース取引に該当するか、オペレーティング・リース取引に該当するかを判定する。ただし、土地については、第10項の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合を除き、オペレーティング・リース取引に該当するものと推定する。
20. 土地と建物等を一括したリース取引（契約上、建物賃貸借契約とされているものも含む。以下同じ。）は、原則として、リース料総額を合理的な方法で土地に係る部分と建物等に係る部分に分割した上で、第9項(1)に定める現在価値基準の判定を行う。

（注）点線囲みは適用指針を引用し、括弧書きの法令等を示す算用数字は条、○囲み数字は項、漢数字は号を表す。

第1節 オンバランスおよびオフバランスに関する現行規定

計規 74 条 3 項（資産の部の区分）において、「次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする」、同項 2 号で「次に掲げる資産（…中略…） 有形固定資産」、同号チに「リース資産（当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産…中略…に限る。）」、同項 3 号で「次に掲げる資産 無形固定資産」、同号ヌに「リース資産（当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産…中略…に限る。）」、同規則 75 条 2 項（負債の部の区分）に「次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする」、同項 1 号で「次に掲げる負債 流動負債」、同号チに「ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年内に期限が到来するもの」、同項 2 号で「次に掲げる負債 固定負債」、同号トに「ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号リに掲げるもの以外のもの」と規定されている。

一方、財規 22 条（有形固定資産の範囲）において、「次に掲げる資産（…中略…）は、有形固定資産に属するものとする」、同項 8 号「リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産…中略…に限る。）」、同規則 23 条 1 項（有形固定資産の区分表示）²⁹に「有形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない」、同項 8 号で「リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産…中略…に限る。）」、同規則 27 条（無形固定資産の範囲）に「次に掲げる資産は、無形固定資産に属するものとする」、同項 12 号で「リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産…中略…に限る。）」、同規則 28 条 1 項（無形固定資産の区分表示）³⁰に「無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない」、同項 10 号で「リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産…中略…に限る。）」、同規則 48 条の 2（流動負債の範囲）に「ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年内に期限が到来するものは、流動負債に属するものとする」、同規則 49 条 1 項（流動負債の区分表示）に「流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、未払配当金又は期限経過の未償還社債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない」、同項 4 号で「リース債務」、同規則 51 条の 2（固定負債の範囲）に「ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、第四十八条の二に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする」、同規則 52 条 1 項（固定負債の区分表示）に「固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない」、同項 4 号で「リース債務」と規定されている。

他方、リース会計基準 9 項において、「ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う」とし、同 10 項「借手は、リース取引開始日に、

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理により、リース物件とこれに係る債務をリース資産及びリース債務として計上する」としている。同 16 項「リース資産については、原則として、有形固定資産、無形固定資産の別に、一括してリース資産として表示する。ただし、有形固定資産又は無形固定資産に属する各科目に含めることもできる」³¹、同 17 項「リース債務については、貸借対照表日後 1 年以内に支払の期限が到来するものは流動負債に属するものとし、貸借対照表日後 1 年を超えて支払の期限が到来するものは固定負債に属するものとする」と規定されている。同 11 項によると、「リース資産及びリース債務の計上額を算定するにあたっては、原則として、リース契約締結時に合意されたリース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除する方法による。当該利息相当額については、原則として、リース期間にわたり利息法により配分」する。

このように、ファイナンス・リースについては、「通常の売買取引」に係る方法に「準じて」会計処理（売買処理）を行うとされており、貸借対照表への掲記³²が求められている³³（オンバランス³⁴）が、オペレーティング・リースについての規定はなく、貸借対照表への掲載は要求されていない（オフバランス）。

したがって、ファイナンス・リース（借手）取引時には以下のような仕訳を行うことになる。

（借方）リース資産 ××× （貸方）リース債務 ×××

オペレーティング・リース（借手）では、実際にリース料が発生する時点で以下のような仕訳を行う。

（借方）支払リース料 ××× （貸方）現金預金 ×××

さらに、財規では、リースに関する注記を求めている。ファイナンス・リースについて、既述の財規 8 条の 6 第 1 項 1 号では「財務諸表提出会社がリース物件の借主である場合」を規定しており、イ「当事業年度末におけるリース資産の内容」、ロ「リース資産の減価償却の方法」を注記事項としている。オペレーティング・リースについても注記は要求されており、既述の同条 2 項により、解約不能のリース取引に係る未経過リース料の金額を一年内のリース期間に係る金額とそれ以外の金額に区分して注記しなければならない。

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン、財規ガイドライン）8 の 6-1-1 によると「規則第 8 条の 6 第 1 項第 1 号イに規定するリース資産の内容には、主な資産の種類等を記載する」ものとする。同 8 の 6-2 により「規則第 8 条の 6 第 2 項に規定する解約不能のリース取引に係る未経過リース料の金額には、リース契約に基づくリース期間の一部分の期間についてリース契約を解除することができないリース取引における当該リース期間の一部分の期間に係る未経過リース料の金額を含めて記載する」ことに留意する。

リース会計基準 19 項において、ファイナンス・リース取引の注記³⁵として「リース資産

について、その内容（主な資産の種類等）及び減価償却の方法を注記する。ただし、重要性が乏しい場合には、当該注記を要しない」とされており、同 22 項では、オペレーティング・リース取引の注記として「オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は、貸借対照表日後 1 年以内のリース期間に係るものと、貸借対照表日後 1 年を超えるリース期間に係るものとに区分して注記する。ただし、重要性が乏しい場合には、当該注記を要しない」とされている。

適用指針 74 項には「…前略…解約不能のリース取引として取り扱われるものは、第 5 項 (1) 及び第 6 項と同様である。ただし、リース期間の一部分の期間について契約解除をできないこととされているものも解約不能のリース取引として取り扱い、その場合には当該リース期間の一部分に係る未経過リース料を注記する」、同 75 項には「オペレーティング・リース取引のうち注記を要しないとされる重要性が乏しい場合とは（…中略…）、次のいずれかに該当する場合をいう。(1) 個々のリース物件のリース料総額が、第 35 項 (1) に該当するリース取引 (2) リース期間が 1 年以内のリース取引 (3) 契約上数か月程度の事前予告をもって解約できるものと定められているリース契約で、その予告した解約日以降のリース料の支払を要しない事前解約予告期間（すなわち、解約不能期間）に係る部分のリース料 (4) 企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約 1 件当たりのリース料総額（維持管理費用相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる。）が 300 万円以下のリース取引（1 つのリース契約に科目の異なる有形固定資産又は無形固定資産が含まれている場合は、異なる科目ごとに、その合計金額により判定することができる。）」と具体的な指針が示されている。

なお、リース会計基準 38 項によると³⁶、ファイナンス・リース取引のうち所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「(1) 経済的にはリース物件の売買及び融資と類似の性格を有する一方で、法的には賃貸借の性格を有し、役務提供が組み込まれる場合が多く、複合的な性格を有する、(2) リース物件の耐用年数とリース期間は異なる場合が多く、リース物件の返還が行われるため、物件そのものの売買というよりは、使用する権利の売買の性格を有する、(3) 借手が資産の使用に必要なコスト（リース物件の取得価額、金利相当額、維持管理費用相当額、役務提供相当額など）を、通常、契約期間にわたる定額のキャッシュ・フローとして確定する、という点で、所有権移転ファイナンス・リース取引と異なる性質」を有する。

したがって、所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナンス・リース取引では、「通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を具体的に適用するにあたり、リース資産の減価償却費の算定等で異なる点」が生じるとされ、同 12 項により、「所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却費は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により算定」し、「所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却費は、原則として、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ

として算定」する。

(借方) 減価償却費 ××× (貸方) 減価償却累計額 ×××

すなわち、同 39 項「所有権移転ファイナンス・リース取引については、リース物件の取得と同様の取引と考えられるため、自己所有の固定資産と同一の方法により減価償却費を算定することとした。一方、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース物件の取得とは異なりリース物件を使用できる期間がリース期間に限定されるという特徴があるため、原則として、リース資産の償却期間はリース期間とし、残存価額はゼロ」として

いる。
また、償却方法については、「所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース物件の取得とは異なる性質も有すること」、「我が国では、これまで自己所有の固定資産について残存価額を 10 パーセントとして定率法の償却率を計算する方法が広く採用されてきており、所有権移転外ファイナンス・リース取引に、自己所有の固定資産と同一の償却方法を適用することが困難であること」から企業の実態に応じ、自己所有の固定資産と異なる償却方法を選択することができるものとした。

実際の ANA ホールディングス株式会社の 70 期(自 2019 年 4 月 1 日至 2020 年 3 月 31 日)の有価証券報告書を見ると、以下のようにリース資産およびリース債務が記載されている。そして、リース取引に関して詳細に記述がされている³⁷。

1【連結財務諸表等】(1)[連結財務諸表] ①【連結貸借対照表】 (単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (2019年3月31日) | 当連結会計年度 (2020年3月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 68,301 | 109,447 |
| 受取手形及び営業未収入金 | 180,667 | 98,845 |
| リース投資資産 | 26,491 | 22,823 |
| 有価証券 | 225,360 | 129,200 |
| 商品 | 13,707 | 13,490 |
| 貯蔵品 | 48,423 | 53,822 |
| その他 | 137,738 | 144,073 |
| 貸倒引当金 | △457 | △538 |
| 流動資産合計 | 700,230 | 571,162 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物(純額) | 97,262 | 127,983 |
| 航空機(純額) | 1,062,626 | 1,157,585 |
| 機械装置及び運搬具(純額) | 27,130 | 33,219 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 12,503 | 21,751 |
| 土地 | 54,270 | 53,886 |
| リース資産(純額) | 6,644 | 5,897 |
| 建設仮勘定 | 286,635 | 180,005 |
| 有形固定資産合計 | 1,547,070 | 1,580,326 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | 51,132 | 24,461 |
| その他 | 104,048 | 101,062 |

| | | |
|------------|-----------|-----------|
| 無形固定資産合計 | 155,180 | 125,523 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 159,184 | 145,664 |
| 長期貸付金 | 4,725 | 5,269 |
| 繰延税金資産 | 85,307 | 99,824 |
| 退職給付に係る資産 | 476 | 815 |
| その他 | 36,141 | 32,799 |
| 貸倒引当金 | △1,691 | △2,029 |
| 投資その他の資産合計 | 284,142 | 282,342 |
| 固定資産合計 | 1,986,392 | 1,988,191 |
| 繰延資産合計 | 500 | 800 |
| 資産合計 | 2,687,122 | 2,560,153 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (2019年3月31日) | 当連結会計年度 (2020年3月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 営業未払金 | 223,685 | 185,897 |
| 短期借入金 | 336 | 429 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 77,883 | 84,057 |
| 1年内償還予定の社債 | 30,000 | 20,000 |
| リース債務 | 4,768 | 3,821 |
| 未払法人税等 | 21,374 | 8,441 |
| 発売未決済 | 218,950 | 111,827 |
| 賞与引当金 | 41,580 | 21,158 |
| その他の引当金 | - | 5,958 |
| その他 | 67,357 | 88,958 |
| 流動負債合計 | 685,933 | 530,546 |
| 固定負債 | | |
| 社債 | 115,000 | 165,000 |
| 転換社債型新株予約権付社債 | 140,000 | 140,000 |
| 長期借入金 | 406,830 | 416,900 |
| リース債務 | 13,832 | 12,655 |
| 繰延税金負債 | 110 | 112 |
| 役員退職慰労引当金 | 881 | 959 |
| 退職給付に係る負債 | 158,209 | 163,384 |
| その他の引当金 | 15,445 | 15,765 |
| 資産除去債務 | 3,371 | 1,224 |
| その他 | 38,198 | 44,738 |
| 固定負債合計 | 891,876 | 960,737 |
| 負債合計 | 1,577,809 | 1,491,283 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 318,789 | 318,789 |
| 資本剰余金 | 258,448 | 258,470 |
| 利益剰余金 | 548,439 | 550,839 |
| 自己株式 | △59,032 | △59,435 |
| 株主資本合計 | 1,066,644 | 1,068,663 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 37,622 | 22,120 |
| 繰延ヘッジ損益 | 10,636 | △14,595 |
| 為替換算調整勘定 | 2,873 | 2,668 |
| 退職給付に係る調整累計額 | △18,362 | △17,828 |
| その他の包括利益累計額合計 | 32,769 | △7,635 |
| 非支配株主持分 | 9,900 | 7,842 |
| 純資産合計 | 1,109,313 | 1,068,870 |
| 負債純資産合計 | 2,687,122 | 2,560,153 |

【注記事項】

(リース取引関係)

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) リース資産の内容

① 有形固定資産

主として航空機、空港作業車、ホストコンピューター及びその周辺機器

② 無形固定資産

ソフトウェア

(2) リース資産の減価償却方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (2019年3月31日) | 当連結会計年度 (2020年3月31日) |
|-----|-------------------------|-------------------------|
| 1年内 | 54,866 | 62,649 |
| 1年超 | 265,832 | 318,817 |
| 合計 | 320,698 | 381,466 |

【注記事項】

4. 会計方針に関する事項

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

建物及び構築物

…主として定額法

なお、耐用年数は主として3～50年です。

航空機

…主として定額法

なお、耐用年数は主として9～20年です。

その他

…主として定額法

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

…定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (主として5年) に基づく定額法を採用しています。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

第2節 日本におけるリース取引会計制度の変遷

リース取引の取扱いについては、後述のように税務上の取扱いが先行して整理されていたところ、リースに関係する事案として、1985年（昭和60年）8月13日に、三光汽船株式会社が会社更生法の適用申請をした。この事案は、三光汽船と大手商社との間などに存在した巨額の長期用船契約が実質的に簿外の債務となっており、ディスクロージャーの枠外にあるリースに対する会計監査³⁸の限界が示唆されたものである³⁹。1988年（昭和63年）6月20日になり、株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則（昭和38年法務省令第31号）（いわゆる商法計算書類規則）の一部を改正する省令が公布（昭和64年1月1日から施行）された⁴⁰。

株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則（昭和三十八年法務省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の次に次の二条を加える。

（リースにより使用する固定資産）

第十八条の二 リース契約により使用する重要な固定資産は、注記しなければならない。ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

第四十八条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 リース契約により使用する固定資産及び割賦販売等により購入した固定資産でその所有権が売主に留保されているものの明細

1989年（平成元年）3月17日、企業会計審議会総会において、リース会計基準の設定問題を今後の検討課題の1つとして取りあげることを選定した。

証券取引法の企業内容等の開示に関する取扱通達⁴¹および商法計算書類規則に開示規定が定められているに過ぎない状況に対し⁴²、日本におけるリース市場の拡大に対応するためのディスクロージャー、すなわち、企業実態の開示という観点からオフバランスの状況を改善することが求められた⁴³。また、会計基準の国際的調和化への対応も求められていた⁴⁴。1992年（平成4年）5月20日、同第一部会および同小委員会において、リース取引の実態、日本および諸外国の会計実務などについての調査・検討並びに関係各方面からのヒアリングが行われた。同年6月17日および7月8日の小委員会での関係業界等からのヒアリングを経て、同年9月以降（9月17日、10月1日、10月23日、11月5日、11月13日、11月19日、12月4日）、小委員会の中に設けられた論点整理委員会で会計基準に盛り込むべき基本的事項・論点が分析・整理され「リース取引に係る会計基準」の草案が取りまとめられた。1993年（平成5年）1月21日の論点整理委員会、同年2月17日の小委員会、同年3月2日の第一部会および小委員会を経て、同年3月23日の総会において「リース取引に係る会計基準（案）」が報告され、試案として公表された。同年4月7日、4月15日および4月22日の論点整理委員会において詰め作業が行われ、同年5月6日の論点整理委員会および同年6月2日の小委員会において寄せられた意見を踏まえ⁴⁵「リース取引に係る会計基準に関する意見書（案）」が取りまとめられた。同年6月17日、第一部会および同小委員会の

合同決議を経て⁴⁶、第一部会より「リース取引に係る会計基準に関する意見書」（以下「意見書」という、リース会計基準に改正）が公表された⁴⁷。当該意見書の「リース取引に係る会計基準の設定について」の一によると「我が国の産業界に新しい設備調整方法としてリース取引が導入されて以来、すでに三十年経過」している。

この間、「リース物件に係る事務管理上の簡便性その他の経済的利点を背景に、リース取引の契約額は着実に増大してきており、平成三年度におけるリース取引による設備投資額の民間設備投資額に占める割合は、七.七六％に達している。一方、我が国の現行の企業会計実務においては、リース取引は、その取引契約に係る法的形式に従って、賃貸借取引として処理」されている。しかしながら、「リース取引の中には、その経済的実態が、当該物件を売買した場合と同様の状態にあると認められるものがかなり増加してきている。かかるリース取引について、これを賃貸借取引として処理することは、その取引実態を財務諸表的に的確に反映するものとはいいがたく、このため、リース取引に関する会計処理及び開示方法を総合的に見直し、公正妥当な会計基準を設定することが、広く各方面から求められて」きている⁴⁸。そして、二において「当審議会は、こうした状況を踏まえ、平成四年五月以降、第一部会及び同小委員会において、まず、リース取引の実態並びにこれに関する我が国及び諸外国の会計実務等を調査検討し、次いで、リース取引に係る会計処理及び開示方法に関する会計基準について鋭意審議を重ね、…中略…広く関係各界から意見を聴取した」と記載され、「リース取引に係る会計基準」（以下「旧基準」という）が定められている⁴⁹。

リース取引に係る会計基準（抄）

一 リース取引の定義

リース取引とは、特定の物件の所有者たる貸手（レッサー）が、当該物件の借手（レシー）に対し、合意された期間（以下「リース期間」という。）にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料（以下「リース料」という。）を貸手に支払う取引をいう。

二 リース取引の分類

リース取引は、次の二種類に分けられる。

1 ファイナンス・リース取引

ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずる取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。

三 ファイナンス・リース取引に係る会計基準

1 借手側

- (1) ファイナンス・リース取引については、原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。
- (2) ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準

じて会計処理を行うことができる。ただし、この場合には、次に掲げる事項を財務諸表に注記しなければならない⁵⁰。

- ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
 - イ リース物件の取得価額相当額は、リース取引開始時に合意されたリース料総額から、これに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除した額に基づいて算定する。
 - ロ リース物件の減価償却累計額相当額は、通常の減価償却の方法に準じて算定する。
 - ハ リース物件の期末残高相当額は、当該リース物件の取得価額相当額から減価償却累計額相当額を控除することによって算定する。
 - ニ リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額は、リース物件の種類別に記載する。リース物件の種類は、貸借対照表記載の固定資産の科目に準じて分類する。
- ② 未経過リース料期末残高相当額
 - イ 未経過リース料期末残高相当額は、期末現在における未経過リース料（貸借対照表日後のリース期間に係るリース料をいう。以下同じ。）から、これに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除することによって算定する。
 - ロ 未経過リース料期末残高相当額は、貸借対照表日後一年以内のリース期間に係るリース料の額と一年を超えるリース期間に係るリース料の額とに分けて記載する。
- ③ 当期の支払いリース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
- ④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

2 省 略

四 オペレーティング・リース取引に係る会計基準

1 借手側

オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行い、かつ、リース期間の中途において当該契約を解除することができるオペレーティング・リース取引を除き、次に掲げる事項を財務諸表に注記する。

- ① 貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料
- ② 貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料

2 省 略

《リース取引に係る会計基準注解》 省 略

(別紙)

様式1 (ファイナンス・リース取引に係る注記)

(1) 借手側

- ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

| | 機械及び装置 | 工具・器具・備品 | その他 | 合 計 |
|---------|--------|----------|-----|-----|
| 取得価額相当額 | ××× | ××× | ××× | ××× |
| 減価償却累計額 | | | | |
| 相 当 額 | ××× | ××× | ××× | ××× |
| 期末残高相当額 | ××× | ××× | ××× | ××× |
- ② 未経過リース料期末残高相当額

| | 1年以内 | 1年超 | 合 計 |
|----------------|------|-----|-----|
| 未経過リース料期末残高相当額 | ××× | ××× | ××× |
- ③ 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

| | |
|--------|-----|
| 支払リース料 | ××× |
|--------|-----|

減価償却費相当額 ×××

支払利息相当額 ×××

④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

(2) 省 略

様式2 (オペレーティング・リース取引に係る注記)

(1) 借手側

| | 1年以内 | 1年超 | 合 計 |
|---------|------|-----|-----|
| 未経過リース料 | ××× | ××× | ××× |

「厳格な会計処理方法を指示することが適当であるかどうかの問題」すなわち賃貸借処理を認めることについて、所有権移転が明らかなものは売買取引に係る方法準じて会計処理を行い、オンバランスすることになると理解される。実務では、所有権移転の事実認識が非常に不明確な場合の扱いが問題になるが、そのような取引に関して、リースは賃貸借だという感覚、認識のもとに賃貸借処理つまり注記になると思われる。この注記はオンバランスをした場合とまったく同一の内容のものであって、これによって財務諸表を組み替えればあたかもオンバランスした場合と同じ財務諸表を作成できる。このような注記が求められる⁵¹。

旧基準への実務対応として、日本公認会計士協会会計制度委員会より1994年(平成6年)1月18日付で「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」(以下「実務指針」という。適用指針に改訂)が公表された。

2001年(平成13年)7月には、民間の会計基準設定主体であるASBJが設立され、同年11月1日に開催されたASBJの第1回テーマ協議会でリースの会計処理の問題が取り上げられた。第1回テーマ協議会提言書によると、各テーマを短期のテーマと中長期のテーマに分け、さらに、各々を比較的優先順位の高いグループ(レベル1)とそれ以外のグループ(レベル2)に分けた上で、短期的なテーマ案レベル1の「8.リース取引の会計処理」として「現在、例外的に認められている所有権移転外ファイナンス・リースの賃貸借処理(オフバランス処理)は、国際的には例のない会計処理にもかかわらず、わが国における実務では主流となっている。このようなオフバランス処理は、固定資産の減損会計導入時に障害になることも予想され、会計処理の再検討が必要である」⁵²、中長期的なテーマ案レベル2の「1.リース取引の会計処理」として「IASBではリース会計の全面的見直しをセカンド・フェーズのプロジェクトに入れており、解約不能のオペレーティング・リースのオンバランス処理も検討されている。わが国においても、これらの研究が必要である」とされた。

2002年(平成14年)7月23日開催の第17回企業会計基準委員会では、短期的なテーマ案として提言されたものがテーマとして取り上げられることが決定し、企業会計基準委員会のリース会計専門委員会が設置された。2004年(平成16年)3月24日付の「所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する検討の中間報告」(以下「中間報告」という)では、まず、「現行の会計基準」として「…前略…リース取引をファイナンス・リース

取引とオペレーティング・リース取引に区分し、ファイナンス・リース取引については、原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理（以下「売買処理」という。）することとされている。ただし、ファイナンス・リース取引のうち所有権移転外ファイナンス・リースについては、例外的に賃貸借処理に準じた処理（以下「賃貸借処理」という。）を行うことができることとされ、賃貸借処理を採用した場合、売買処理を行った場合と同等の情報を注記で開示することとされている」とした上で、「実務の現状」について「現状では、借手においては、原則法である売買処理を採用している株式公開会社は数社にとどまり、大多数の会社において例外法である賃貸借処理が採用されている」と捉えられた。

そして、以下の表のように論点を取り上げ⁵³、今後の審議について「…前略…所有権移転外ファイナンス・リース取引の例外処理の廃止について両論があり、議論は集約されていない。当委員会における審議では、会計上の情報開示の観点からは、リース契約を売買・金融とみた場合はもとより賃貸借とみた場合でも、一定のリース契約については、借手において資産及び負債を認識する必要があること、また、現状の例外処理の適用が大半を占めるという特異な状況を是正する必要があることについて、重要な異論はない。ただし、…中略…税務処理との関係の問題を切り離して考えることは困難であるとの認識もあり、現状では合意形成が難しい状況にある。リース取引をめぐる我が国の会計問題は、リース契約を通じたビジネスの手法が確定決算主義をとる税制と密接に関連しているために、税務処理を考慮せざるをえない特異なケースであると考えられる。よって、本件については、会計上の情報開示の観点のみでは議論が円滑に進展せず、ビジネスの手法やそれに関連した税務処理との関係をも整理することが不可欠な状況となっている。このような状況に鑑み、当委員会では、本件に係る審議を一時的に中断し、その間、実際にリースビジネスを営む関連業界に対して、その解決の方向性を、当委員会における審議の趣旨を踏まえた上で検討することを依頼し、おおむね一年を目途に検討の状況の報告を受けることとした…後略…」とされた⁵⁴。

| 例外処理を廃止すべきとの意見 | 例外処理を存続すべきとの意見 |
|---|---|
| <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引の例外処理を廃止すべきとの観点からは、主に以下のような意見が主張されている。</p> | <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引の例外処理を存続すべきとの観点からは、主に以下のような意見が主張されている。</p> |
| <p>1. リース取引の経済的実質</p> <p>フルペイアウトのリース契約では、一般的に、1. 解約不能であり、2. リース物件の維持管理は借手が行い、3. 貸手は瑕疵担保責任を負わず、4. 陳腐化のリスクは借手が負い、5. リース物件の取得原価相当額、維持管理費用（固定資産税、保険料等）、金利および貸手の利益を貸手が回収できるようにリース料が定められる。</p> <p>このようなフルペイアウトのリース契約に基づくリース取引については、資産を割賦売買する場合と同様の経済的実質を有するため、両者は同様の会計処理を行うべきである。すなわち、借手においては、資産の割賦取得と同様に固定資産を計上すべきであり、貸手においては、資産の割賦売却と同様に債権を計上すべきである。これらの論拠により、リース会計基準では、フルペイアウトで解約不能のファイ</p> | <p>1. 日本のリース取引の特質</p> <p>日本の所有権移転外ファイナンス・リース取引は、資金を融通する金融ではなく物を融通する「物融」であり、諸外国のファイナンス・リースと異なり賃貸借性が強く、単なる割賦売買や金融ではない。また、以下の点からも、諸外国と経済実態が異なるため、売買処理を採用することは適切ではなく、賃貸借処理が日本のリース取引の実態に最も適合した会計処理である。</p> <p>リース会社は、リース期間中は減価償却計算、固定資産税の申告・納付などを行い、リース期間終了後は、物件の返還を受け再リース・売却を行わない場合は廃棄コストを負うなど、所有者としての責任・義務を負っており、貸手の所有者責任を反映した会計処理とすべきである。</p> <p>米国では、リース料は物件代金と金利で構成されるが、</p> |

ナンス・リース取引については、原則として、売買処理することとされている。

仮に資産の割賦売買との類似性においても、ファイナンス・リース取引では、使用の有無にかかわらず借手はリース料の支払義務を負い、キャッシュ・フローは固定されており、借手が使用しないときにはリース料の支払義務を負う必要がないいわゆるレンタルの場合とは、明らかに経済効果が異なるため、借手は債務と見合いの資産を計上すべきである。

2. 原則処理と例外処理の関係

現状では、リース会計基準で原則法と例外法を定めていながら、ほぼ例外法のみが適用される状況になっている。本来、代替的な処理が認められるのは、異なった実態に異なる会計処理を適用することで、事実をより適切に伝えられる場合である。その意味で、例外処理がほぼすべてを占めるということは、日本におけるリース取引の実態がほぼすべて例外としての賃貸借に該当することになりかねない。それは、売買処理を定めた会計基準の趣旨を否定するような特異な状況であり、早急に是正される必要がある。

3. 財務諸表の比較可能性

売買処理の場合には、借手においては、貸借対照表に固定資産とリース債務が計上され、損益計算書には減価償却費と支払利息が計上される。また、貸手においては、貸借対照表にリース料債権が計上され、損益計算書には受取利息および資産の譲渡損益が計上される。一方、賃貸借処理の場合には、借手においては、貸借対照表に資産および負債は計上されず、損益計算書ではリース料が計上される。貸手においては、貸借対照表に固定資産が計上され、損益計算書には受取リース料と減価償却費が計上される。

このように、売買処理、賃貸借処理、いずれを選択するかで、会計処理はまったく異なるものとなるが、現状ではほぼ賃貸借処理のみが採用されているため、所有権移転外ファイナンス・リース取引と資産の割賦取得で異なる処理となり、財務諸表の比較可能性が損なわれている。特に、借手においては、実質的な資産の取得とそれに伴う資金調達が会計的に表現されないことにより、ROA を重視した企業が会社の基幹設備に所有権移転外ファイナンス・リースを利用した場合、固定資産比率、自己資本比率等に大きな影響が生じている。

日本ではリース料は物件の使用料であり、複合的なサービスの対価であるため、構成要素（物件代金回収、支払利息、維持管理費用、貸手利益など）に分割して会計処理を行うこと自体意味がない。

2. 財務諸表の比較可能性

現状、賃貸借処理を選択した場合には、注記により売買処理を行った場合と同等の注記が求められており、十分な情報開示がなされている。アナリスト等から情報開示に支障があるとの意見はあまり聞かれず、変更する実益が乏しい。

借手が資産計上を行った場合には、米国でみられるようにオンバランス回避行為が起こることが予想され、逆に開示が後退する可能性がある。

3. 税務との関係

日本の法人税法では、リース取引を資産の賃貸借と位置づけ、一定の要件に該当した場合に売買または金融として扱うこととしている。日本のリース事業は、これらの法人税法の取扱いを基礎に展開されている。会計で売買処理に統一した場合には、以下のような問題が生じるおそれが高い。

ア) 日本の税法は、株主総会で確定した会計上の利益を基礎として課税所得を計算するいわゆる確定決算主義を採用している。この確定決算主義のもとでは、会計上、所有権移転外ファイナンス・リース取引を売買処理に統一した場合、税務においても賃貸借性が否定され、売買処理となる可能性があり、この場合、リース事業の基盤が損なわれおそれが大きい。リース取引については、現状の会計処理および税務処理を前提に取引が組成されているため、取引そのものが成り立たなくなるおそれがある。ひいては、リースという設備投資手段が失われかねない。

イ) 貸手において、賃貸借処理を売買処理に変更しこれが金融取引として取り扱われた場合、賃貸借処理の時よりも課税所得が先行して計上される。また、税務上は賃貸借として取り扱われた場合、貸手において売買処理が採用されると、会計上は減価償却費が計上されなくなり、リース終了時まで減価償却費相当額の損金算入が認められないおそれもある。

ウ) 税務上の取扱いが会計と異なる場合には、申告調整が

| | |
|---|---|
| <p>4. 国際的な会計基準との関係</p> <p>現在、国際会計基準および米国会計基準ともに、ほとんどすべての経済的便益とリスクが借手に移転する場合には、売買処理を行う。日本の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、これらの基準に照らした場合は売買処理になるため、現状の賃貸借処理では、国際的な比較可能性が確保されていない。</p> <p>また、IASB では、G4+1 における議論をベースに、使用権の割賦取得とその対価の支払義務を、それぞれ資産と負債に計上すること、すなわち、ファイナンス・リース取引のみならず、オペレーティング・リース取引についても資産および負債を認識することの検討を開始しようとしている。これらの議論は、原則処理（売買処理）でもなおカバーできないものに対処することになるものである以上、原則処理自体が採用されていない日本の現状は、IASB の議論を待つまでもなく、改善される必要がある。</p> | <p>認められるか不明であり、申告調整が認められた場合でも、事務負担が大きくなるものとなる可能性がある。</p> <p>4. 現状において会計基準を変更する必要性の有無</p> <p>日本の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース会計基準制定以前から賃貸借取引として根付いており、リース会計基準制定時も、その理解のもとに例外的に賃貸借処理が認められている。賃貸借処理が会計基準に採り入れられ、その方法が実務に広く採用されてきたことは、実務慣行として認知されている証左である。リース会計基準制定後、これらの状況にまったく変化はなく、また、所有権移転外ファイナンス・リース取引自体にも何ら変化はないため、現状で会計基準を変更する理由はない。</p> <p>5. 国際的な会計基準との関係</p> <p>現状の日本の処理が国際的な会計基準と差異があるとしても、日本の取引実態を反映したものであり、会計基準を変更する理由とはならない。</p> <p>現状で国際的に広く用いられている米国基準は、数値基準（現在価値基準 90%テスト、経済的耐用年数基準 75%テスト）を用いていることにより形骸化していると言われている。</p> <p>IASB における今後の検討は、その形骸化の弊害をなくすことが一つの目的とされており、現状でそのような欠陥のある会計基準に整合性を図るのは適切ではない。また、将来 IASB の議論が完了し、仮に日本が対応することとした場合、システムの二重投資が不可避になる。</p> <p>6. 適用範囲の問題</p> <p>借手にとってファイナンス・リースを利用するメリットの一つは、パソコンなど小規模な機器を利用する上での事務処理の簡便性にあり、日本のファイナンス・リースは事務用機器など比較的少額なものが多く、中小企業の利用が多いという特徴がある。</p> <p>仮に、売買処理を適用した場合、事務処理の簡便性は失われ、また、コストの把握および予算管理の容易さ、簡便な税務会計実務といった借手のメリットも失われるため、取引そのものに影響を与える可能性がある。</p> |
|---|---|

| |
|---|
| <p>その他の論点</p> <p>直接的には所有権移転外ファイナンス・リース取引の例外処理の廃止の必要性がその内容であるが、関連して以下の点についても議論がなされている。</p> <p>1. リース期間にわたる損益の配分</p> <p>リース会計基準では、ファイナンス・リース取引を資産の割賦売買に準じて扱うこととしており、この場合、利息相当額は、リース期間の初期のほうが後期に比べ多く計上されることとなる。</p> <p>借手については、すべてのリース取引を割賦取得と考えるよりも、契約上定められた定額のキャッシュ・フローによる費用化のほうが適合するケースがあるとの意見がある。また、貸手については、販売益相当額も、現状では利息相当額に含まれて期間配分されることとなるが、収益の実現の観点から、現行の売買処理の方法だけでなく、期間配分のあり方を議論すべきであるとの意見もある。</p> <p>2. リース取引の債務性</p> <p>ファイナンス・リース取引については、リース取引を売買と考えずに役務提供契約と考えた場合であっても、解約不能である限り、借手にとってのリース債務は買掛金、未払金などと同程度の支払義務が存在しているため、債務の計上が必要であるとの意見がある。この論点については、IASB で検討されている論点とも関連するが、役務提供契約全般ないし未履行契約の会計処理にも関連する問題である。</p> |
|---|

(注) 中間報告をもとに筆者作成。

その後、検討を経て⁵⁵、2006年（平成18年）6月30日の第107回企業会計基準委員会において、試案の公表について承認され、同年7月5日付で例外処理の廃止を骨子とする試案が公表された。

同試案に対して、同年7月5日から同年8月25日までの間コメントが募集され、第113回企業会計基準委員会の審議事項（6）によると、上場企業24社、非上場企業79社、団体等12社、個人36名、計151通のコメントが寄せられた⁵⁶。同年12月27日には公開草案が公表され⁵⁷、第123回企業会計基準委員会の審議事項（1）-1によると、団体53社、個人14名、計67通のコメントが寄せられた⁵⁸。

第125回企業会計基準委員会において、企業会計基準「リース取引に関する会計基準（案）」および企業会計基準適用指針「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」について、審議の後、採決が行われ、字句等の修正については委員長に一任する前提で、出席者11名全員の賛成により、本会計基準等の公表が承認された⁵⁹。そして、2007年（平成19年）3月30日、リース会計基準および適用指針が公表された⁶⁰（2008年（平成20年）4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度から適用）。以下のように結論の背景がまとめられている。

リース取引に関する会計基準（抄）

改正平成19年3月30日

結論の背景

経緯

28. 省略

29. 改正前会計基準では、法的には賃貸借取引であるリース取引について、経済的実態に着目し通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を採用しており、これはファイナンス・リース取引と資産の割賦売買取引との会計処理の比較可能性を考慮したものと考えられる。また、改正前会計基準は、リース取引をファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に分類する点や、借手がリース資産を固定資産として計上する点など、国際会計基準及び米国会計基準と平仄を合わせるものであった。

30～32. 省略

33. 当委員会では、4年にわたりこのテーマを審議してきたが、その間、平成16年3月に「所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する検討の中間報告」を公表し、また、平成18年7月に試案「リース取引に関する会計基準（案）」、平成18年12月に企業会計基準公開草案第17号「リース取引に関する会計基準（案）」を公表している。審議の過程では、関係各方面からの意見聴取も行い、日本のリース取引の実態を踏まえ議論を行ってきたが、今般、改正前会計基準において認められていた例外処理を廃止するとの結論に至り、基準を改正することとした。

34. また、当委員会では国際会計基準審議会との間で行っている会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトにおいて、リース会計を短期的な検討項目として位置付けており、この基準の改正が行われることにより、現状の国際会計基準第17号「リース」と平仄が合い、国際的な会計基準間

のコンバージェンスに寄与することとなる。なお、国際会計基準審議会では、平成 18 年 7 月に現状のリース会計に係る国際会計基準の改正を議題に加えている。そこでは、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の区別をすることなく、リース契約に係る使用权を資産計上していくことを基礎に検討がなされる予定である。これは、米国財務会計基準審議会との共同プロジェクトとされているが、最終的な基準の公表までには、相当程度の期間を要すると見込まれる。

一方、税務処理の変遷を眺めると、1978 年（昭和 53 年）7 月に、以下に示すように「リース取引に係る法人税及び所得税の取扱いについて」と題する個別通達（昭和 53 年通達）が発遣され、リースに関する明文化された会計基準がない中で会計処理を方向付けた。

（リース取引に係る法人税及び所得税の取扱いについて）（昭 53. 7. 20 直法 2-19、直所 3-25）

標題のことについて、下記のとおり定めたから、これによられたい。

（趣旨） 現在広く一般に行われているいわゆるファイナンスリースについては、その経済的実質において一般の賃貸借と異なる面を有しているところから、これを一般の賃貸借と同様に取扱うことに課税上弊害のあるものも認められるので、個々のリース取引の経済的実質に応じてこれを売買取引等として取扱うこととし、その処理の統一を図ることとしたものである。

記

1 リース取引の意義

この通達において、リース取引とは、次の (1) 及び (2) のいずれにも該当する賃貸借契約（以下「リース契約」という。）に係る取引をいう。

- (1) 賃貸借期間（以下「リース期間」という。）が定められており、そのリース期間中に支払われる賃借料（以下「リース料」という。）の額の合計額が、少なくとも、賃貸をする法人（以下「リース会社」という。）におけるその契約の対象となつた物件（以下「リース物件」という。）の取得価額及びその取引に係る付随費用（リース物件の取得に要した資金の利子、固定資産税、保険料等その取引に関連してリース会社が支出する費用をいう。）の額の合計額のおおむね全部を支弁するように定められていること。
- (2) リース期間中における契約の解除が禁止されていること（解約禁止条項がない契約であつて、賃借人が契約違反をした場合又は解約をする場合において、リース会社がリース期間のうち未経過の期間に係るリース料の合計額のおおむね全部に相当する金額を賃借人に対して請求することができることとされているものを含む。）。

2 売買として取扱うリース取引

次に掲げるリース取引については、当該リース取引に係るリース物件の引渡しの時に売買が行われたものとして取扱う。ただし、その賃借人における当該リース物件と同一種類のリース物件に係る既往のリース取引の状況、当該リース物件の性質その他の状況からみて、リース期間の経過後に当該リース物件がリース会社に返還され、又は廃棄されることが明らかな場合には、そのリース物件に係るリース取引については、売買として取扱わないことができる。

- (1) リース期間の経過後にそのリース物件を無償又は名目的な対価により賃借人に譲渡すること又は無償と変らない名目的な再リース料によつて再リースすることがリース契約において定められているリース取引（契約書上それらのことが明示されていないリース取引であつて、事実上、当事者間においてそれらのことが予定されていると認められるものを含む。）
- (2) 土地、建物、建物附属設備又は構築物（建設工事等の用に供する簡易建物、広告用の構築物等で

移設が比較的容易に行い得るものを除く。)を対象とするリース取引

- (3) 機械装置等で、その主要部分が賃借人における用途、その設置場所の状況等に合せて特別な仕様により製作されたものであるため、リース会社はその返還を受けて再び他に賃貸することが困難であつて、その使用可能期間を通じて当該賃借人においてのみ使用されると認められるものを対象とするリース取引
- (4) 建設工事用の仮設資材のように賃借人における使用又は消費の状況からみてリース物件の特定が不可能と認められるものを対象とするリース取引
- (5) (1) から (4) までに掲げるリース取引以外のリース取引で、そのリース契約においてリース期間がリース物件の法定耐用年数に比べて相当短く定められ、かつ、リース期間の中途又はリース期間の経過後に賃借人がそのリース物件を購入する権利又は義務(以下「購入選択権」という。)を有する旨定められているもの(リース契約において、賃借人が購入選択権に基づき当該リース物件を購入する場合の対価の額が定められているリース取引で、その対価の額がそのリース物件につき法定耐用年数を基礎として定額法により計算したその売買の時ににおける未償却残額に相当する金額以上の金額とされているものを除く。)

(注) 省 略

3~6 省 略

7 通達の適用時期

この通達は、昭和 54 年 1 月 1 日以後に締結された契約に係る取引について適用する。

1988 年(昭和 63 年)3 月には、以下のように「リース期間が法定耐用年数より長いリース取引に対する税務上の取扱いについて」と題する個別通達(昭和 63 年通達)が公表された⁶¹。

(リース期間が法定耐用年数よりも長いリース取引に対する税務上の取扱いについて)(昭 63.3.30 直法 2-7)

…前略…

(別 紙)

リース期間が法定耐用年数よりも長いリース取引に対する税務上の取扱いについて
標題のことについては、下記のとおり取り扱うこととする。

(趣旨)

リース取引の中には、その経済的実質において一般の賃貸借と異なる面を有しているためこれを一般の賃貸借と同様に取り扱うことに課税上の弊害があるものも認められることから、昭和 53 年 7 月 20 日付直法 2-19、直所 3-25「リース取引に係る法人税及び所得税の取扱いについて」通達(以下「現行リース通達」という。)を定めて、個々のリース取引の経済的実質に応じてこれを売買取引等として取り扱うこととし、その処理の統一を図ってきたところである。

しかしながら、いわゆるレバレッジド・リース取引に代表されるような賃貸借期間が法定耐用年数よりも長いリース取引については、一般の賃貸借と同様に取り扱うことに課税上弊害のあるものが認められる。

このため、リース取引については、現行リース通達による取扱いによるほか、下記により、個々の取引の経済的実質に応じて金融取引又は売買取引として取り扱うこととし、処理の統一を図ることとする。

…後略…

1998年度（平成10年度）のリース関連税制の改正に伴い、昭和53年通達および昭和63年通達は廃止され⁶²、リース取引に関する課税上の取り扱いが法令化された⁶³。「平成10年改正税法のすべて」によると（所得税法については省略）、法人税法の改正「十八 リース取引に係る所得の計算」の項目で以下のように整理されている⁶⁴。

1 現行の取扱い

リース取引の中には、その経済的実質において一般の賃貸借と異なる性格を有しているものがあり、これをそのまま容認すると、課税上の弊害も生じ得ます。そこで、従来、リース取引については、国税庁が昭和53年（「リース取引に係る法人税及び所得税の取扱いについて」）と63年（「リース期間が法定耐用年数よりも長いリース取引に対する税務上の取扱いについて」）の通達により課税上の取扱いを明らかにしてきました。

2 改正の趣旨及び内容

今回の改正で、海外向けのリース資産について償却方法が改められましたが、これを機会に、リース取引に関する課税上の取扱いについても法令に明記することとしたものです。その内容は、従来の取扱いを基本的に踏襲したものとなっており、次のように、リース取引の定義を定め、リース取引のうち売買取引として取り扱うものと金融取引として取り扱うものの範囲を定めています。したがって、残りの取引が一般の賃貸借取引として取り扱われることとなります。

(1) リース取引の定義

リース取引とは、資産の賃貸借契約で、次の要件を満たすものをいいます。

イ 当該賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除することができないもの又はこれに準ずるものであること。

ロ 当該賃貸借に係る賃借人が当該賃貸借に係る資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

（注） この定義は、基本的に、リース取引に係る会計基準の定義を法制化したものです。

(2) リース取引のうち、売買取引として取り扱うもの

内国法人がリース取引をした場合において、その取引が次のいずれかに該当するもの又はこれに準ずるものであるときは、賃貸人から賃借人への引渡しの時にリース資産の売買があったものとして、その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算するものとされています。

イ リース期間終了時又はリース期間の中途において、リース資産が無償又は名目的な対価の額で、当該賃借人に譲渡されるものであること。

ロ 当該賃借人に対し、リース期間終了の時又はリース期間の中途においてリース資産を著しく有利な価額で買い取る権利が賃借人に与えられているものであること。

ハ リース資産の種類、用途、設置の状況等に照らし、リース資産がその使用可能期間中当該賃借人のみによって使用されると見込まれるものであること又はリース資産の識別が困難と認められるものであること。

（注） 前者は特注品建物等、後者は建設仮設資材等のリースを想定したものです。

ニ リース期間がリース資産の法定耐用年数に比して相当の差異があるもの（当該賃貸人又は当該賃借人の法人税又は所得税の負担を著しく軽減することになると認められる場合に限り）であること。

…後略…

その後、リース会計基準の適用を踏まえ⁶⁵、2006年（平成18年）12月19日に以下の「平成19年度税制改正の大綱」⁶⁶が公表され、一部修正の上、「平成19年度税制改正の要綱」⁶⁷として翌年1月19日付けで閣議決定された⁶⁸。

四 組織再編税制・信託税制等

3 リース取引関連税制

ファイナンス・リース取引（資産の賃貸借で、賃貸借期間中の契約解除が禁止されており、かつ、賃借人が当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担する等の要件を満たすものをいう。）のうち、リース期間の終了時にリース資産の所有権が賃借人に無償で移転するもの等以外のもの（以下「所有権移転外ファイナンス・リース取引」という。）について、次の措置を講ずる。

- (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引は、売買取引とみなす。
- (2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃借人のリース資産の償却方法は、リース期間定額法（リース期間を償却期間とし、残存価額をゼロとする定額法をいう。）とする。なお、賃借人が賃借料として経理した場合においてもこれを償却費として取り扱う。
- (3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸人について、リース料総額から原価を控除した金額（以下「リース利益額」という。）のうち、受取利息と認められる部分の金額（リース利益額の100分の20相当額）を利息法により収益計上し、それ以外の部分の金額をリース期間にわたって均等額により収益計上することができることとする。
(注) 上記(1)から(3)までの改正は、平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外ファイナンス・リース契約について適用する。
- (4) 平成20年4月1日以前に締結したリース契約に係る所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸資産について、同日以後に終了する事業年度からリース期間定額法により償却できることとする。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。

日本におけるリース会計の歴史を振り返れば、解約不能のオペレーティング・リースのオンバランス処理の研究が必要と認識しつつも、端的には、「売買類似」であるファイナンス・リース取引に係るオンバランス化の歴史であったといえる。

第3節 リース取引と経営

一般的なリース取引の流れについて、およそ図表のように概念付けられる。現在の経済社会では、自動販売機、スーパーのショーケースやレジ、オフィスのパソコンやコピー機等日常生活におけるあらゆるものがリースで調達される⁶⁹。

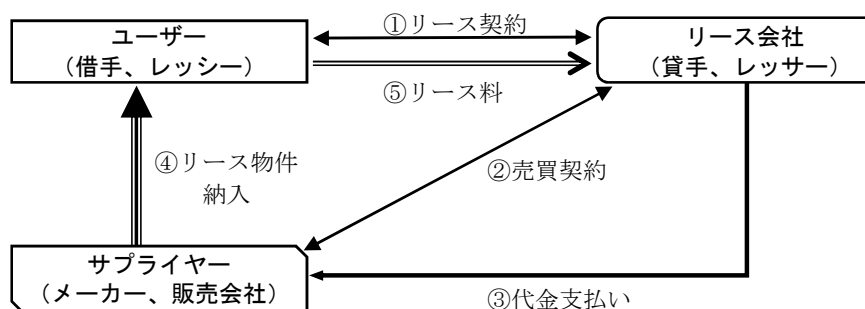
「リース」は、賃貸借・賃貸借契約を意味する英語の”lease”から来ており、その概念の起源は古代ローマ帝国時代まで遡るとされている。当時、地中海貿易において商人に対し、船主が船を賃貸し、土地・建物の所有者がその占有・使用を一定期間他人に認める賃貸借の概念も当時見出すことができた。賃貸借は、農地を中心に発展したと考えられる。すなわち、貸主は土地を所有したまま他人に使用させることで経済的な利益を得ることができ一方で、借主も土地を使用することで利益を得ることができた。

近世に入って、不動産の所有者は追加融資なしに所有物件の価値を高めようとし、1800年代末期から1900年代初期にかけては特に米国の都市の発展に合わせてリースが推進された。このように、リースの概念は、不動産を中心に古い歴史を持つものであるが、南北戦争の時代には、リースの対象は動産にも拡大し、最初にユナイテッド・シュー・マシナリー社（United Shoe Machinery Corp.）が市場操作を狙って自社製品を賃貸し、次いで1877年（明治10年）にはベル電話会社（ベル・テレホン・システム社、Bell Telephone System Corp.）が電話機を賃貸したとされている。1900年代初期には、他の機械製品も本格的にリースされるようになった。当時のリースの特徴は、製造業者が専売の地位を確保し、予備部品や付属機械の一括販売を行う等、貸主と借主との関係に永続性を持たせることにあった。その後、リースは、事務機器分野にまで広がり、この分野の急速な技術革新の結果、自己保有よりも有利な方法として認識されるようになり、他の製造分野でも、各々の目的に適合した方法で、リースが利用されるようになった。

第二次世界大戦後の米国では、軍需産業から平和産業への切り替えに伴う設備資金の需要が高まり、これに応じた不動産リースが活発に行われながら、機械・設備リースを主要業務とする専門のリース企業が登場した。動産のリースは、対象物件を鉄道車両やトラック等の単一物件から種類を拡大させつつ、その金融面に着目され⁷⁰、1952年（昭和27年）には最初のリース専業会社であるUSリーシング社（United States Leasing Corporation）が誕生した⁷¹。

日本では1963年（昭和38年）に最初のリース会社が設立された。当時の日本の状況として、第二次世界大戦により企業の内部蓄積は極めて減少し、証券市場は資金調達場として十分に機能を発揮していなかった。そのため、企業は、外部資金とりわけ銀行融資に依存していた。一方、国際競争の激化、技術革新の進展に伴い経済規模が拡大した。その結果、企業規模は拡大したものの、自己資本が少なく、膨大な外部負債を抱え、長期資金が不足するという事態に陥った。他方で、競争に勝つには設備投資が必要であり、長期の安定資金が要求された。しかし、長期信用銀行融資は大企業に向けられ、市中銀行の融資は機能的に短期融資であることから、長期安定資金を得ることは容易でなかった。リースは、このような企業の設備資金需要に適合した、これまでの借入金とは性質を異にする、弾力的な金融手段であった⁷²。

（図表）リース取引の概要（筆者作成）



以上のような経緯を辿ってきたリース取引の特徴は様々であるが、まずリース取引の長所として例えば⁷³以下のものが挙げられる⁷⁴。

- ①資金の固定化を防ぎ、生産的な運転資金を確保し、企業の資金調達力を増大できる。
- ②銀行貸出枠に影響を及ぼさず、借入による制約を受けない。
- ③実質的に100%の融資効果を持ち、長期・必要十分な形の金融効果が受けられる。
- ④設備の陳腐化・過剰導入を防ぐことができ、売却の手間等がかからない。
- ⑤適切なサービスを受けながら、定期的に一本のリース料の支払いで済む。
- ⑥予算割当手続きを踏まずに、中堅管理者決裁で新設備を直ちに導入できる。
- ⑦インフレーションの危険を回避できる。
- ⑧税法上の法定耐用年数よりも早期に償却できる。
- ⑨税引後の利益でなく、税引前の蓄積によって使用料が支払える。

他方、リース取引の短所として、

- ①特別償却に比べ節税効果が小さいことがある。
- ②物件の残存価値はリース会社に帰属する。
- ③リース期間中、解約できず、固定的な費用負担が生じる。
- ④所有欲が満たされない。
- ⑤リース料が支払えないとき、設備を回収される可能性がある。

などが挙げられる⁷⁵。

売買処理と賃貸借処理とでは財務比率に違いが生じる。改めて、売買処理では、貸借対照表に、リース物件を資産として計上し、リース料総額の支払義務を負債として計上しなければならない⁷⁶。これをオンバランス化という。

これに対して、賃貸借処理では、資産と負債を認識せず、リース料の全額を費用として損益計算書に計上することになる。これをオフバランス化という。

オンバランスでは、負債の認識を伴うから、安全性の指標が悪化し、企業の信用能力は低下したように見える。その結果、借入限度枠の引下げ、社債格付けの低下、株価の下落などが起こり、企業の資金調達力が減少し得る。オフバランスであれば、こうしたことを避けることができ⁷⁷、これをオフバランス効果という⁷⁸。リース取引の賃貸借処理は、オフバランス効果を得る手法の1つになり得⁷⁹、固定資産の使用とそれに伴う経済的負担が購入した場合と実質的に同じでありながらオンバランスせずにオフバランスできる取引があれば、企業はその手法を選択するだろう⁸⁰。

財務制限条項⁸¹が特約されている場合、財務比率を悪化させないことは、企業の存続を左右させる重要な意味を持つ⁸²。代表的な条項として、起債企業がデフォルト（元利払い不能）に陥らないように、追加債務の金額を制限したり、財務比率を一定に保つことを要求したりする条項がある。これを満たしているか否かは、財務諸表上の金額をもとに判定されることが多い⁸³。そのため、財制限条項への抵触を防ぐ意味で、リース取引の賃貸借処理がオフバランスシート・ファイナンスの常套手段として利用されてきた⁸⁴。

リースに関する年表（筆者作成）

| | | |
|-------|-------|--|
| 1948年 | 昭和23年 | 4月13日、証券取引法を改正する法律（昭和23年法律第25号）公布 ⁸⁵ 証券取引法（昭和22年法律第22号）を全部改正 |
| 1950年 | 昭和25年 | 9月28日、証券取引委員会規則第18号 ⁸⁶ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則を次のように定める。 |
| 1963年 | 昭和38年 | 日本最初のリース会社（株式会社日本リース・インターナショナル）設立 |
| | | 3月30日、株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則（昭和38年法務省令第31号）を定める ⁸⁷ |
| | | 11月27日、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和二十五年証券取引委員会規則第十八号）の全部を改正する省令（昭和38年大蔵省令第59号）を定める ⁸⁸ |
| 1964年 | 昭和39年 | オリエント・リース株式会社（現 オリックス株式会社）設立 |
| | | 東京リース株式会社（現 東京センチュリー株式会社）設立 |
| 1971年 | 昭和46年 | 社団法人リース事業協会設立（2013年（平成25年）公益社団法人化） |
| 1974年 | 昭和49年 | 9月24日、株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則及び株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則の特例に関する省令の一部を改正する省令（昭和49年法務省令第60号） ⁸⁹ |
| | | （株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則の一部改正） 第一条 株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則（昭和三十八年法務省令第三十一号）の一部を次のように改正する。 題名中「及び損益計算書」を「、損益計算書及び附属明細書」に改める。 |
| 1978年 | 昭和53年 | 個別通達（昭和53年通達）「リース取引に係る法人税及び所得税の取扱いについて」 |
| 1980年 | 昭和55年 | 7月7日、日本公認会計士協会会計制度委員会 会計制度委員会研究報告第1号「セール・アンド・リースバックの会計処理」 |
| 1982年 | 昭和57年 | 4月24日、株式会社の貸借対照表、損益計算書及び附属明細書に関する規則の一部を改正する省令（昭和57年法務省令第25号） |
| | | 株式会社の貸借対照表、損益計算書及び附属明細書に関する規則（昭和三十八年法務省令第三十一号）の一部を次のように改正する。 題名中「損益計算書」の下に「、営業報告書」を加える。 ⁹⁰ |
| 1985年 | 昭和60年 | 三光汽船株式会社、会社更生法の適用申請 |
| 1988年 | 昭和63年 | 個別通達（昭和63年通達）「リース期間が法定耐用年数より長いリース取引に対する税務上の取扱いについて」 |
| | | 6月20日、株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則の一部を改正する省令（昭和63年法務省令第30号）公布 ⁹¹ |
| | | 9月20日、有価証券の募集又は売出しの届出等に関する省令等の一部を改正する省令（昭和63年大蔵省令第41号） （有価証券の募集又は売出しの届出等に関する省令の一部を改正） 第一条 有価証券の募集又は売出しの届出等に関する省令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。 企業内容等の開示に関する省令 ⁹² |
| 1993年 | 平成5年 | 企業会計審議会、リース取引に係る会計基準に関する意見書（リース取引に係る会計基準）公表 |
| 1994年 | 平成6年 | 日本公認会計士協会、リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針公表 |
| | | 3月1日、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令（平成6年大蔵省令第7号） ⁹³ 第八条の二中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。 八 リース取引の処理方法 第八条の五の次に次の一条を加える。 （リース取引に関する注記） 第八条の六 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づくリ |

| | | |
|-------|-------|--|
| | | <p>ース期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、当該リース契約により使用する物件（以下「リース物件」という。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。）について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。</p> <p>一 当該会社がリース物件の借主である場合</p> <p>イ 当該事業年度末におけるリース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び残高相当額（貸借対照表に掲記すべき科目に準じて区分する。）並びに未経過リース料残高相当額（一年内のリース期間に係る金額及びそれ以外の金額に区分する。）</p> <p>ロ 当該事業年度に係る支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <p>ハ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>二 当該会社がリース物件の貸主である場合</p> <p>イ 当該事業年度末におけるリース物件の取得価額、減価償却累計額及び残高（貸借対照表に掲記すべき科目に準じて区分する。）並びに未経過リース料残高相当額（一年内のリース期間に係る金額及びそれ以外の金額に区分する。）</p> <p>ロ 当該事業年度に係る受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</p> <p>ハ 利息相当額の算定方法</p> <p>2 前項第一号の場合において、当該事業年度末におけるファイナンス・リース取引に係る未経過リース料残高の当該未経過リース料残高及び有形固定資産の残高（有形固定資産以外の資産をファイナンス・リース取引の対象とする場合には、当該資産の属する科目の期末残高を含む。次項において同じ。）の合計額に占める割合が低いときは、取得価額相当額及び未経過リース料残高相当額を、それぞれリース取引開始時に合意されたリース料総額及び当該事業年度末における未経過リース料残高からこれらに含まれる利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法（以下「支払利子込み法」という。）により算定することができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、ファイナンス・リース取引の対象となる資産の属する科目が当該会社の事業内容に照らして重要性が乏しい場合において、当該事業年度末における当該科目に係る未経過リース料残高の当該未経過リース料残高及び有形固定資産の残高の合計額に占める割合が低いときは、当該科目に係る取得価額相当額及び未経過リース料残高相当額を支払利子込み法により算定することができる。</p> <p>4 リース取引を通常の取引とする会社以外の会社が第一項第二号の記載をする場合において、当該事業年度末におけるファイナンス・リース取引に係る未経過リース料残高及び見積残存価額の残高の合計額の当該合計額及び営業債権残高の合計額に占める割合が低いときは、未経過リース料残高相当額を当該事業年度末における未経過リース料残高及び見積残存価額の残高の合計額からこれに含まれる利息相当額を控除しない方法（以下「受取利子込み法」という。）により算定することができる。</p> <p>5 当該事業年度末におけるオペレーティング・リース取引（リース取引のうち、ファイナンス・リース取引以外のものをいう。）に係る未経過リース料の金額を一年内のリース期間に係る金額及びそれ以外の金額に区分して注記しなければならない。ただし、オペレーティング・リース取引のうち、リース期間の中途において当該リース契約を解除することができるものについては、この限りでない。</p> <p>6 当該会社がリース物件の借主である場合には、当該会社の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引でリース契約一件当たりの金額が少額なもの及びリース期間が一年未満のリース取引については、第一項及び前項の注記を要しない。</p> |
| 1998年 | 平成10年 | <p>「法人税基本通達の一部改正等について」発遣、昭和53年通達及び昭和63年通達廃止</p> <p>所得税法および法人税法改正</p> |
| 2000年 | 平成12年 | <p>6月26日、中央省庁等改革関係係法施行法の施行に伴う関係総理府令・大蔵省令等の整備等に関する総理府令（平成12年総理府第65号）</p> |

| | | |
|-------|-------|---|
| | | <p>(企業内容等の開示に関する省令の一部改正) 第二十一条 企業内容等の開示に関する省令(昭和四十八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。 企業内容等の開示に関する総理府令⁹⁴</p> <p>10月10日、中央省庁等改革のための金融庁関係総理府令の整備等に関する総理府令(平成12年総理府第116号) (企業内容等の開示に関する総理府令の一部改正) 第十七条 企業内容等の開示に関する総理府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。 企業内容等の開示に関する内閣府令⁹⁵</p> |
| 2001年 | 平成13年 | <p>民間の会計基準設定主体である企業会計基準委員会(ASBJ)設立 ASBJ第1回テーマ協議会(リースの会計処理の問題が取り上げられた)</p> |
| 2002年 | 平成14年 | <p>企業会計基準委員会のリース会計専門委員会設置 3月29日、商法施行規則(平成14年法務省令第22号)を定める⁹⁶ (リースにより使用する固定資産) 第四十五条 リース契約により使用する重要な固定資産は、注記しなければならない。ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。 第八十七条 小会社以外の会社の附属明細書には、次の事項をも記載しなければならない。 二 リース契約により使用する固定資産及び割賦販売等により購入した固定資産でその所有権が売主に留保されているものの明細 附則第2条 次に掲げる省令は、廃止する。 一 株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則(昭和三十八年法務省令第三十一号)</p> |
| 2003年 | 平成15年 | <p>2月28日、商法施行規則の一部を改正する省令(平成15年法務省令第7号)⁹⁷ 第四十五条を第六十六条とし、第四十四条を第六十五条とする。 第八十七条を第八十八条とし、同条の次に次の節名を付す。</p> |
| 2004年 | 平成16年 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する検討の中間報告 |
| 2005年 | 平成17年 | 7月26日、会社法(平成17年法律第86号)公布 ⁹⁸ |
| 2006年 | 平成18年 | <p>2月7日、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)を定める⁹⁹ 附則第十条 商法施行規則(平成十四年法務省令第二十二号)の一部を次のように改正する。 第二章から第五章までを次のように改める。(省略) 第六章から第十一章までを削る。</p> <p>会社計算規則(平成18年法務省令第13号)を定める¹⁰⁰ 第二百二十九条 注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。 七 リースにより使用する固定資産に関する注記 (リースにより使用する固定資産に関する注記) 第三百三十九条 リースにより使用する固定資産に関する注記は、ファイナンス・リース取引(リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件(当該リース契約により使用する物件をいう。以下この条において同じ。)の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下この条において同じ。)の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件(固定資産に限る。以下この条において同じ。)に関する事項とする。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項(各リース物件について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべきリース物件に関する事項)を含める</p> |

| | | |
|-------|-------|---|
| | | <p>ことを妨げない。</p> <p>一 当該事業年度の末日における取得原価相当額</p> <p>二 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額</p> <p>三 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項</p> |
| | | <p>6月14日、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）¹⁰¹</p> <p>第三条 証券取引法の一部を次のように改正する。</p> <p>題名を次のように改める。</p> <p>金融商品取引法</p> |
| | | <p>第107回企業会計基準委員会において試案の公表について承認</p> |
| | | <p>7月5日付で試案「リース取引に関する会計基準（案）」および 試案「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」公表</p> |
| | | <p>12月27日付で企業会計基準公開草案17号「リース取引に関する会計基準（案）」 および 企業会計基準適用指針公開草案第21号「リース取引に関する会計基準の適用指針 （案）」公表</p> |
| | | <p>平成19年度税制改正の大綱公表</p> |
| 2007年 | 平成19年 | <p>企業会計基準13号「リース取引に関する会計基準」および 企業会計基準適用指針16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」公表</p> <p>8月15日、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第65号）¹⁰²</p> <p>（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）</p> <p>第九条 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第八条の二第八号を削り、同条第九号中「取引をいう。以下」を「取引をいう。以下この号及び第六十七条第一項第二号において」に、「デリバティブ取引をいう。」を「デリバティブ取引をいう。第六十七条第一項第二号において同じ。」に、「会計処理をいう。以下」を「会計処理をいう。第八条の八第一項第二号において」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十号を同条第九号とし、同条第十一号を同条第十号とする。</p> <p>第八条の六を次のように改める。</p> <p>（リース取引に関する注記）</p> <p>第八条の六 ファイナンス・リース取引（リース契約に基づくリース期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引（次項において「解約不能のリース取引」という。）で、当該リース契約により使用する物件（以下「リース物件」という。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。）については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。</p> <p>一 財務諸表提出会社がリース物件の借主である場合</p> <p>イ 当事業年度末におけるリース資産の内容</p> <p>ロ リース資産の減価償却の方法</p> <p>二 省 略</p> <p>2 当事業年度末におけるオペレーティング・リース取引（リース取引のうち、ファイナンス・リース取引以外のものをいう。）のうち解約不能のリース取引については、当該解約不能のリース取引に係る未経過リース料の金額を一年内のリース期間に係る金額及びそれ以外の金額に区分して注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。</p> <p>3 転リース取引（リース物件の所有者から物件のリースを受け、さらに当該物件をほぼ同一の条件で第三者にリースする取引をいう。以下この項において同じ。）であつて、借主としてのリース取引及び貸主としてのリース取引がともにファイ</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>ナンス・リース取引に該当する場合において、財務諸表提出会社が転リース取引に係るリース債権若しくはリース投資資産又はリース債務について利息相当額を控除する前の金額で貸借対照表に計上しているときには、当該リース債権若しくはリース投資資産又はリース債務の金額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。</p> <p>第十六条の二中「貸借対照表日後」を削り、同条の次に次の一条を加える。</p> <p>第十六条の三 所有権移転ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。以下同じ。）におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転ファイナンス・リース取引以外のものをいう。以下同じ。）におけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）は、流動資産に属するものとする。</p> <p>2 省 略</p> <p>第二十二条中「第一号から第七号まで」を「第一号から第八号まで」に改め、第九号を第十号とし、同条第八号中「前各号」を「第一号から第七号まで」に、「以下」を「次条において」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。</p> <p>八 リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が前各号及び第十号に掲げるものである場合に限る。）</p> <p>第二十三条第一項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。</p> <p>八 リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が前各号及び第十号に掲げるものである場合に限る。）</p> <p>第二十三条に次の一項を加える。</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、同項第八号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項各号（第八号及び第九号を除く。）に掲げる項目に含めることができる。</p> <p>第二十七条を次のように改める。</p> <p>（無形固定資産の範囲）</p> <p>第二十七条 次に掲げる資産は、無形固定資産に属するものとする。</p> <p>一～十一 省 略</p> <p>十二 リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が第二号から前号まで及び次号に掲げるものである場合に限る。）</p> <p>十三 省 略</p> <p>第二十八条第一項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。</p> <p>十 リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が第二号から前号まで及び次号に掲げるものである場合に限る。）</p> <p>第二十八条に次の一項を加える。</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、同項第十号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項各号（第一号及び第十号を除く。）に掲げる項目に含めることができる。</p> <p>第四十八条の二中「貸借対照表日後」を削り、同条の次に次の一条を加える。</p> <p>第四十八条の三 ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年内に期限が到来するものは、流動負債に属するものとする。</p> <p>第四十九条第一項中第十号を第十三号とし、第六号から第九号までを三号ずつ繰り下げ、第五号の三を第八号とし、第五号の二を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。</p> <p>四 リース債務</p> <p>第五十一条の二の次に次の一条を加える。</p> |
|--|--|--|

| | | |
|-------|-------|---|
| | | <p>第五十一条の三 ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、第四十八条の三に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。</p> <p>第五十二条第一項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の二を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。</p> <p>四 リース債務</p> |
| 2008年 | 平成20年 | <p>企業会計基準13号および企業会計基準適用指針16号適用</p> <p>3月19日、会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令（平成20年法務省令第12号）¹⁰³</p> <p>（会社計算規則の一部改正）</p> <p>第二条 会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第三項に次の四号を加える。</p> <p>七十三 リース物件 リース契約により使用する物件をいう。</p> <p>七十四 ファイナンス・リース取引 リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、リース物件の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。</p> <p>七十五 所有権移転ファイナンス・リース取引 ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。</p> <p>七十六 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転ファイナンス・リース取引以外のものをいう。</p> <p>第百六条第三項第二号中「、イからトまで」を「、イからチまで」に改め、同号リを同号ヌとし、同号チを同号リとし、同号トの次に次のように加える。</p> <p>チ リース資産（当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がイからトまで及びヌに掲げるものである場合に限る。）</p> <p>第百六条第三項第三号中ヌをルとし、リの次に次のように加える。</p> <p>ヌ リース資産（当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がイからチまで及びルに掲げるものである場合に限る。）</p> <p>第百七条第二項第一号中リをヌとし、チの次に次のように加える。</p> <p>リ ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年内に期限が到来するもの</p> <p>第百七条第二項第二号中へをトとし、ホの次に次のように加える。</p> <p>へ ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号リに掲げるものの以外のもの</p> <p>第百三十九条中「（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。以下この条において同じ。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下この条において同じ。）」を削る。</p> <p>（資産の部の区分）</p> <p>第百六条 資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目（第二号に掲げる項目を除く。）は、適当な項目に細分しなければならない。</p> <p>3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。</p> <p>二 次に掲げる資産（ただし、イからチまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。） 有形固定資産</p> <p>チ リース資産（当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がイからトまで及びヌに掲げるもので</p> |

| | | |
|-------|-------|---|
| | | <p>ある場合に限る。)</p> <p>三 次に掲げる資産 無形固定資産</p> <p>ヌ リース資産 (当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がイからチまで及びルに掲げるものである場合に限る。)</p> <p>(負債の部の区分)</p> <p>第一百七七条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。</p> <p>2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。</p> <p>一 次に掲げる負債 流動負債</p> <p>リ ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年内に期限が到来するもの</p> <p>二 次に掲げる負債 固定負債</p> <p>ヘ ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号リに掲げるもの以外のもの</p> <p>(リースにより使用する固定資産に関する注記)</p> <p>第一百三十九条 リースにより使用する固定資産に関する注記は、ファイナンス・リース取引の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件 (固定資産に限る。以下この条において同じ。) に関する事項とする。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項 (各リース物件について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべきリース物件に関する事項) を含めることを妨げない。</p> <p>一 当該事業年度の末日における取得原価相当額</p> <p>二 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額</p> <p>三 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項</p> <p>リーマン・ショック [Commencing on September 15, 2008, Lehman Brothers Holdings Inc. ("LBHI") and 22 of its affiliates (collectively, the "Debtors") filed petitions in the United States Bankruptcy Court for the Southern District of New York seeking relief under chapter 11 of the United States Bankruptcy Code.]</p> |
| 2009年 | 平成21年 | <p>3月27日、会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令 (平成21年法務省令第7号)¹⁰⁴</p> <p>(会社計算規則の一部改正)</p> <p>第二条 会社計算規則 (平成十八年法務省令第十三号) の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条を次のように改める。</p> <p>3 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>五十二 リース物件 リース契約により使用する物件をいう。</p> <p>五十三 ファイナンス・リース取引 リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、リース物件の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。</p> <p>五十四 所有権移転ファイナンス・リース取引 ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。</p> <p>五十五 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転ファイナンス・リース取引以外のものをいう。</p> <p>第二編から第八編までを削り、第一編の次に次の七編を加える。</p> <p>(資産の部の区分)</p> <p>第七十四条 資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合に</p> |

| | | |
|-------|-------|--|
| | | <p>において、各項目（第二号に掲げる項目を除く。）は、適当な項目に細分しなければならない。</p> <p>3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。</p> <p>二 次に掲げる資産（ただし、イからチまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。） 有形固定資産</p> <p>チ リース資産（当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がイからトまで及びヌに掲げるものである場合に限る。）</p> <p>三 次に掲げる資産 無形固定資産</p> <p>ヌ リース資産（当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がイからチまで及びルに掲げるものである場合に限る。）</p> <p>（負債の部の区分）</p> <p>第七十五条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。</p> <p>2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。</p> <p>一 次に掲げる負債 流動負債</p> <p>リ ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年以内に期限が到来するもの</p> <p>二 次に掲げる負債 固定負債</p> <p>ヘ ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号リに掲げるもの以外のもの</p> <p>（注記表の区分）</p> <p>第九十八条 注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。</p> <p>七 リースにより使用する固定資産に関する注記</p> <p>（リースにより使用する固定資産に関する注記）</p> <p>第一百八条 リースにより使用する固定資産に関する注記は、ファイナンス・リース取引の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下この条において同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。</p> <p>一 当該事業年度の末日における取得原価相当額</p> <p>二 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額</p> <p>三 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項</p> |
| 2011年 | 平成23年 | <p>3月31日、会社計算規則の一部を改正する省令（平成23年法務省令第6号）¹⁰⁵ 会社計算規則（平成十八年法務省令第13号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第九十八条第一項第二号中「重要な事項」の下に「及び連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更」を加え、同項中第十五号を第十九号とし、第三号から第十四号までを四号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の四号を加える。</p> |
| 2013年 | 平成25年 | <p>5月20日、会社計算規則の一部を改正する省令（平成25年法務省令第16号）¹⁰⁶ 会社計算規則（平成十八年法務省令第13号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第七十五条第二項第二号ハ中「及び前号ニに掲げる引当金」を「、前号ニに掲げる引当金及びニに掲げる退職給付引当金」に改め、同号中チをリとし、ニからトまでをホからチまでとし、ハの次に次のように加える。</p> |
| 2018年 | 平成30年 | <p>3月23日、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成30年内閣府令第7号）¹⁰⁷</p> <p>（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）</p> <p>第一条 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第59号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（第十六条の二を削り、第十六条の三を第十六条の二とする。第四十八条の二を削り、第四十八条の三を第四十八条の二とする。第五十一条の二を削り、第五十一条の三中</p> |

| | | |
|-------|---------------|--|
| | | <p>「第四十八条の三」を「第四十八条の二」に改め、同条を第五十一条の二とする。）</p> <p>3月26日、会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令（平成30年法務省令第5号）¹⁰⁸ （会社計算規則の一部改正）</p> <p>第二条 会社計算規則（平成十八年法務省令第13号）の一部を次のように改正する。 （第75条第2項第1号リをチとする。同項2号ト中「前号リ」を「前号ト」に改め漏れか。）</p> <p>6月8日、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成30年内閣府令第29号）¹⁰⁹ （財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）</p> <p>第一条 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第59号）の一部を次のように改正する。 （第二十七条第一項第十二号中「及び次号」を「、次号及び第十四号」に改める。第二十八条第一項第十号中「及び次号」を「、次号及び第十二号」に改める。）</p> |
| 2019年 | 平成31年 令和元年 | <p>5月1日、元号を令和に改める</p> <p>10月1日、消費税率が10%に引き上げられた</p> |
| 2020年 | 令和2年 | <p>4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法32条1項の規定に基づき新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（5月6日まで） 実施すべき区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域</p> <p>4月16日、対象地域が全都道府県に拡大</p> <p>5月4日、期間が5月31日まで延長</p> <p>5月14日、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県以外の県に対する緊急事態宣言を解除</p> <p>5月21日、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県以外の府県に対する緊急事態宣言を解除</p> <p>5月25日、同条5項の規定に基づき、緊急事態が終了した旨を宣言</p> <p>5月28日、COVID-19に関連した賃料減免〔rent concessions〕について、IFRS16号「リース」の修正を公表（発効日2020年6月1日）</p> <p>7月10日、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成21年金融庁告示第69号）」の一部改正（国際会計基準審議会が令和2年5月31日までに公表した国際会計基準を、連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準とする。令和2年5月28日公表、国際財務報告基準（IFRS）第16号「リース」）</p> |

〔注〕

²⁵伊藤博・川畑大輔『リースの法律』日本経済新聞出版社（2004年）40頁。

²⁶民法601条（賃貸借）「賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うこと及び引渡しを受けた物を契約が終了したときに返還することを約することによって、その効力を生ずる」、同法612条（賃借権の譲渡及び転貸の制限）1項「賃借人は、賃貸人の承諾を得なければ、その賃借権を譲り渡し、又は賃借物を転貸することができない」、同条2項「賃借人が前項の規定に違反して第三者に賃借物の使用又は収益をさせたときは、賃貸人は、契約の解除をすることができる」と規定されている。賃貸借は、諾成・有償・双務契約である。

²⁷「使用収益する権利」とは、物件をその用法に従って使用し、それから生ずる果実を取得する権利を指すものであり、所有権、用益物権、賃借権などを含む広範な意味を表している。茅根聡「わが国のリース会計基準をめぐる展開－オンバランス化論議を踏まえて－」リース研究1号（2005年）2頁。

しかし、例えば、所有権について、民法206条（所有権の内容）「所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する」と規定されており、所有権の方が「使用収益する権利」より広範な権利であると思われる。

²⁸土地・建物以外では、他人の所有する機械、書物、自動車などの動産を賃借するという関係がある。…中

略…債権である賃借権の役割が大変大きく、またそれが増えているといえる。さらに、賃貸借に近いリースの利用もかなり行われている。例えば、メーカーからリース会社を通してユーザーが機械を利用するという場合には、メーカーが機械をリース会社に売り、リース会社が機械をユーザーに使用させてリース料を取る。その実質は、売買に近い関係だが、ユーザーは、一度にまとまった金額を払わず、月々リース料を払うことによって機械を利用することができ、所有権はリース会社が留保している。それは形のうえでは賃貸借に近い関係である。このように賃貸借やこれに類似した契約関係が重要な役割を果たしている。川井健『民法入門』有斐閣（2012年）308頁。

²⁹財規 23 条 3 項によると、「第一項の規定にかかわらず、同項第八号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項各号（第八号及び第九号を除く。）に掲げる項目に含める」ことができる。

³⁰財規 28 条 3 項によると、「第一項の規定にかかわらず、同項第十号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項各号（第一号及び第十号を除く。）に掲げる項目に含める」ことができる。

³¹リース会計基準 42 項によると、「ファイナンス・リース取引により生じたリース資産については、リース資産の合計額を表す観点や、実務上の過重負担の回避などを考慮し、有形固定資産、無形固定資産の別に、一括してリース資産として表示することを原則」とし、「有形固定資産又は無形固定資産に属する各科目に含めることも認める」こととした。なお、「所有権移転ファイナンス・リース取引には有形固定資産又は無形固定資産に属する各科目に含める方法を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引には、有形固定資産、無形固定資産の別に一括してリース資産として表示する方法を適用すること」も認められる。

³²リースの貸借対照表能力については、わが国の場合にはその資産性・負債性に関しては様々な議論がある。例えば、リース負債はリース期間にわたり支払義務が確定していることから法律上の債務として捉えて、負債性の要件は満たすことになる。他方、資産は法律上の権利に限らず財産的価値を有するものと考えたと、リース資産はその使用によって収益をあげて、経済的便益を享受するので資産性は認められるとの解釈は可能である。茅根・前掲（注 27）2 頁。

³³茅根聡『リース会計』新世社（1998年）171-190 頁。

³⁴佐藤信彦「リース取引オンバランス化の論理-レシーの会計を中心にして-」会計・監査ジャーナル 15 巻 10 号（2003年）29-35 頁。

³⁵リース会計基準 43 項において「借手における注記としては、リース資産の内容と減価償却の方法を記載することとし、リース資産の内容について、「勘定科目別に金額を注記することも考えられるが、コスト・ベネフィットの観点から主な資産の種類等を記載することで足りる」こととした。

³⁶改正前会計基準では、ファイナンス・リース取引について、原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととしており、この基本的な考え方は本会計基準でも変更していない。なお、ファイナンス・リース取引は、リース物件の取得と資金調達为一体として行われ、通常は利用期間と資金調達の期間が一致するため、通常の売買取引と類似性を有するものの、まったく同じ会計処理になるわけではない。

³⁷航空機リースは、欧米の航空機メーカーの販売金融機能として、1980 年代後半にオペレーティングリースの普及が始まった。現在全世界で航空機は約 2 万 5000 機あり、うち約 45%がリースで供給されている。またエンジン整備時の予備パーツとして、エンジン単体のリース需要もある。航空会社は全世界に 500 社程度あるが、そのうち、銀行が問題なく融資できる先は約 1 割に過ぎない。航空会社は一般的に保有機材を中心に有形固定資産が大きくなるため、バランスシートが重い。一方、利益率が低く、需要変動の影響を大きく受けるという特徴がある。また航空機の発注から納品まで 3-5 年かかるのが一般的で、これまで航空会社は機材の調達や急な輸送需要の増加に対応するため、オペレーティングリースを積極的に活用してきた。「リース業界最前線 (6) 航空機リース 機材調達支援で重要な役割」日刊自動車新聞 2020 年 9 月 17 日 21 面。

³⁸斎藤奏「リース取引の会計・監査の課題」企業会計 41 巻 12 号（1989年）48-53 頁。

³⁹1985 年（昭和 60 年）8 月 14 日の日本経済新聞朝刊 13 面によると、「三光船の更生法申請、巨額の用船債務も引き金——負債と並ぶ 5000 億円」と題され、「三光汽船は十三日、会社更生法の適用申請をしたが、経営破たんの引き金となったのは表面上の決算の赤字に加えて、大手商社との間などに存在した巨額の長期用船契約の存在である。この種の用船契約は実質的に簿外の債務となるが、会計監査によるディスクロージャー（企業情報の内容開示）の枠外となっている。海運会社ばかりでなく、商社、リース会社、ファイナンス会社をはじめ従来の会計監査の基準だけでは企業実態を十分反映しない業種も多くなってきた。三光汽の事実上の倒産は公認会計士による監査の限界を浮き彫りにしたといえそうだ。今回の三光汽船の倒産で注目されるのは、表面的な負債総額に肩を並べる実質的な簿外の債務の金額の大きさである。会社側が神戸地裁に提出した会社更生法の適用申請では、三光汽船本体の負債総額は関係会社への保証債務を含めて四千九百七十二億円だが、簿外債務が五千億円を上回り、実質的な負債額は一兆円に達している。こうした潜在的な債務の大半は、三光汽船自身が海外の船主や商社やリース会社と結んだ用船契約によるものだ。…中略…三光問題が契機となり「用船契約残高も財務諸表に注記すべきだ、との声が高まる可能性もある」（南光雄日本公認会計士協会常務理事）との声も出てきた。…中略…リース会社やファイナンス会

社などを含め「従来の製造業を念頭に置いた会計監査では限界がある」（大蔵省証券局企業財務課）ことが明らかになってきた」とある。

⁴⁰官報第 18396 号（1988 年 6 月 20 日）1 頁。

⁴¹証券取引法においては、有価証券報告書等を構成する「設備の状況」にかねてより記載することが求められていた「賃借中の設備」にリースによるものを含むことが確認され（「届出省令取扱通達」5-10-4）、すでに、主要なリース資産について、設備の名称や数量はもとより、リース期間、リース料、契約方式等の注記が実施されていた。花堂靖仁「わが国会計制度におけるリースの開示」企業会計 41 巻 12 号（1989 年）14 頁。

⁴²新井清光「リース取引に係る会計基準に関する意見書の公表にあたって」企業会計 45 巻 9 号（1993 年）26 頁。

⁴³加古宜士「リース取引会計基準の特徴」企業会計 51 巻 1 号（1999 年）63 頁。

⁴⁴千葉洋「リース契約オンバランス化の系譜」産業経理 54 巻 3 号（1994 年）14 頁。

⁴⁵リース取引の実態について投資家のためにより十分な情報を提供することは、そういった考え方、スタンス等が大事であります。逆に、さればとって産業界に対する影響などというのはまったく別の問題であるというふうな考え方で会計基準をつくるというのも、学問的には一応自己満足するかもしれませんが、やはり会計基準というのは世の中の社会規範の 1 つでありますから、関係者が十分合意される、そして互いに譲歩を得てまとめ上げる。こういうことが、私は会計規範のみでなくすべての社会規範に共通する基本的事柄だと思います。基準のために基準をつくるとか、理詰めだけで基準をつくるということになると、それは審議会の席でも時折申し上げましたように、「角を矯めて牛を殺す」のたぐいになりかねない。そういうことを私どもは十分念頭に入れながら、かなり多くの時間をかけてリース業界からもご意見を承ったわけです。新井清光・加古宜士・小川義孝・北村吉弘「座談会リース会計基準の公表にあたって」企業会計 45 巻 8 号（1993 年）32 頁。

⁴⁶今回の審議では、公式な会合として総会 2 回、部会 3 回、小委員会 4 回、論点整理委員会 12 回開催し、このほか 20 回以上の非公式な検討・整理・草案作成などの会合をこの 1 年間に開いております。新井・加古・小川・北村・前掲（注 45）28 頁。

⁴⁷これまで日本のリース取引に係る会計基準につきましては、証券取引法上の「企業内容等の開示に関する省令（第二号様式）」および「企業内容等の開示に関する取扱通達」と商法上の「計算書類規則」18 条の 2 および 48 条の規定があり、それぞれリース資産に関する開示を求めているわけですが、証券取引法上は、その定めどおりに有価証券報告書などの財務計算書類上記載されております。しかし、それはいわばリース資産について物量的開示とでも申すべきものでありまして、金額的開示にまでは及んでおりません。他方、商法上は、その規定に即した貸借対照表への資産計上は事実上まったく行われていないようでありまして、これは、当時「計算書類規則」が、率直に申し上げて、余りにも唐突的というか、法制審議会商法部会の意見をほとんど聴取することなく、したがって資産計上の会計的な処理方法の問題などについての審議をまったく行わなかったことが 1 つの大きな原因になっていると思います。新井・前掲（注 42）27 頁。

⁴⁸レシー側にとっては、買ったと同じということであるならば、そのリース資産を購入資産と同様に資産に計上し、またその債務を貸借対照表に計上し、かつリース資産から生ずる減価償却費および債務から生ずる支払利息といった損益情報も開示すべきではないか。こういう考え方から、今回のリース会計基準では、ファイナンス・リース取引については売買取引として処理することを原則としているわけでありまして、また、そうすることによって、実際に設備資産などを買った会社とリース資産で利用している会社との財務内容の比較可能性が高まり、投資家に対してリース取引についての会計情報の透明度が高まる。新井・加古・小川・北村・前掲（注 45）28 頁。

⁴⁹リース会計基準としては、ファイナンス・リース取引を通常の売買取引として処理する考え方を基本的に採用する。しかしながら、現実にはすでに賃貸借処理として処理してきたという長い実務慣行がある。そして、実際にリース取引を利用している事業会社及びリース会社等から企業会計審議会に、できるだけ現行の賃貸借処理を維持しながら、なおかつ、投資家に必要な情報を十分提供できるようなかたちでの基準設定は考えられないだろうか、という一つの強い要望があったわけです。その二つの考え方をいかに調和して、なおかつ国際的にもみても相応の評価を受けるようなかたちでの基準をつくりあげるためにはどうしたらいいのかという、いってみれば、非常に難しい状態から作り上げた基準です。新井清光・北村吉弘『リース会計と実務』税務経理協会（1995 年）15-16 頁。

⁵⁰売買取引として処理しない場合でも、ファイナンス・リース取引については、ほぼ同程度の注記が求められる。こういう点に今回の会計基準が企業の財務内容の開示に果たす意義がある、と思いますし、またそのような見地に立って企業会計審議会では今回の基準を設定したわけでありまして。新井・加古・小川・北村・前掲（注 45）28 頁。

⁵¹新井・加古・小川・北村・前掲（注 45）38-39 頁。

⁵²旧基準における例外法の容認は、当時の政治的妥協と制度的制約の産物であった。加藤久明『現代会計リース論』中央経済社（2007 年）127-133 頁。

⁵³加藤久明「日本のリース会計基準の概要と問題点ー所有権移転外ファイナンス・リース取引の例外処理をめぐってー」大阪経大論集 55 巻 4 号（2004 年）35-54 頁。

⁵⁴リース会計基準の会計プロセスにおいて、その議論の中で、「所有権移転外ファイナンス・リース取引のオンバランス化を決定すると、当該取引は激減する。」という主張もなされた。つまり、会計基準の変更が企業の経済行動に影響を与えるというのである。会計基準の設定において、この点は考慮すべき重要な点である。なぜならば、会計基準の設定や改正・改訂が議論されているとき、会計利益への影響も考慮して、その算定結果を自分の都合の良いように現れる会計方針を会計基準自体の中に取り込むということが、会計基準の政治化であり、ここでいう経済的影響の反映であるからで、その経済的影響は、各利害関係者にとってその会計基準に対する対応を決定する重要な要因になると考えられるからである。佐藤・角ヶ谷・前掲（注 1）5 頁。

⁵⁵会計基準の設定や改正・改訂においては、立場の異なる様々なメンバーによる議論を経て合意形成がなされる。国内基準であっても国際的基準であっても、この点に大きな相違はない。その議論においては、会計基準設定プロセスへの各種利害関係者の関与が、証券取引の円滑化や投資者の保護などのある種の公益よりも、当該利害関係者またはその母体の利害を優先する形をとることもある。会計基準の政治化といわれる所以である。しかしこのとき、発言者自身またはその母体の利害を優先させるような発言は決して前面には出てこない。会計基準の設定についての議論では、逆に、会計理論に照らして合理性をもったように様々な主張が展開される。したがって、そのような議論では研究者からすればまったく理解できない「会計理論」なるものが飛び出すことがある。例えば、リース会計において、「ファイナンス・リース取引であったとしても、所有権移転外ファイナンス・リース取引であれば、会計理論的にはオフバランス処理もありうる。」という主張が ASBJ のリース会計専門委員会の場合でなされたこともあった。実務の観点から重要性基準が適用されてオフバランス処理もありうるということであれば、容認できる発言であるが、「会計理論的には」ということで主張されたのである。周知のとおり、ファイナンス・リース取引の要件の一つが解約不能である以上、その契約における支払義務は借入金や買掛金と同様に、支払うことができなければ、支払不能、つまり倒産とされてしまうのであり、当該支払義務は負債として適格である。よって、上述の「オフバランス処理もありうる。」というような「会計理論」は、過去ならいざ知らず、現在では寡聞にして知らない。佐藤・角ヶ谷・前掲（注 1） i-ii 頁。

企業会計基準委員会およびリース会計専門委員会 日程と検討項目

| 回数 | 日時 | 検討項目 |
|-------|------------------------------|---|
| 第77回 | 2005年 (平成17年) 3月29日(火) | 企業会計基準委員会・リース事業協会からの検討状況の報告 |
| 第87回 | 8月26日(金) | 企業会計基準委員会・リース会計 今後の議論の方向性について |
| 第90回 | 10月14日(金) | 企業会計基準委員会・リース会計 今後の議論の方向性について |
| 第10回 | 12月7日(水) | リース会計専門委員会(以下「専門委員会」という) ・専門委員会再開までの経緯 ・専門委員会の進め方 ・「売買取引に準じた会計処理」の具体的方法(借手の論点整理)① |
| 第11回 | 12月21日(水) | 専門委員会 ・「売買取引に準じた会計処理」の具体的方法(借手の会計処理の検討)② |
| 第12回 | 2006年 (平成18年) 1月11日(水) | 専門委員会 ・「売買取引に準じた会計処理」の具体的方法(貸手の論点整理)① |
| 第97回 | 1月24日(火) | 企業会計基準委員会・リース会計専門委員会における検討状況について |
| 第13回 | 1月25日(水) | 専門委員会・「売買取引に準じた会計処理」の具体的方法(貸手の検討)② |
| 第14回 | 2月8日(水) | 専門委員会・「売買取引に準じた会計処理」の具体的方法 |
| 第99回 | 2月17日(金) | 企業会計基準委員会・リース会計専門委員会における検討状況について |
| 第15回 | 2月22日(水) | 専門委員会・「売買取引に準じた会計処理」の具体的方法 |
| 第16回 | 3月7日(火) | 専門委員会・「売買取引に準じた会計処理」の具体的方法 |
| 第100回 | 3月9日(金) | 企業会計基準委員会・リース会計専門委員会における検討状況について |
| 第17回 | 3月23日(木) | 専門委員会・「売買取引に準じた会計処理」の具体的方法 |
| 第18回 | 4月10日(月) | 専門委員会・会計基準案、適用指針案の文案の検討 |
| 第102回 | 4月11日(火) | 企業会計基準委員会・リース会計専門委員会における検討状況について リース会計に関する会計基準案及び同適用指針案の文案提示 |
| 第19回 | 5月11日(木) | 専門委員会・会計基準案、適用指針案の文案の検討 |
| 第104回 | 5月12日(金) | 企業会計基準委員会・リース会計専門委員会における検討状況について 専門委員会において検討されているファイナンス・リース取引の表示、注記及びその具体的な会計処理などについて、「リース取引に関する会計基準(案)」及び同適用指針(案)の各文案に基づいた説明、審議 |
| 第20回 | 5月22日(月) | 専門委員会・会計基準案、適用指針案の文案の検討 |

| | | |
|-------|----------|--|
| 第105回 | 5月30日（火） | 企業会計基準委員会 ・試案「リース取引に関する会計基準（案）」および試案「リース取引に関する会計基準指針（案）」について |
| 第106回 | 6月13日（火） | 企業会計基準委員会 ・試案「リース取引に関する会計基準（案）」および試案「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」について |

（注）第104回企業会計基準委員会（2006年（平成18年）5月12日）審議資料・審議事項（5）-2を参照の上、筆者作成。

⁵⁶例外法の廃止に対して、おそらく賛否両論があったものと思われるが、審議事項（6）では「主な反対のコメントの内容」を見出しとしており、それに賛成するコメントは記されていない。佐藤・角ヶ谷・前掲（注1）106頁。

| 主なコメントと対応の方向性 賃貸借に準じた処理の削除に関する事項 | | |
|--|---|--|
| 委員会では、第90回委員会において「現行基準の原則法である「売買取引に準じた会計処理」をベースに審議を行うこと」を確認した上で、本試案を公表し検討を進めてきている。コメント募集において、主に、賃貸借に準じた処理の削除に反対する意見として、以下のコメントが寄せられている。内容的には、基本的にこの4年間の審議の過程で検討されてきた事項と考えられるため、これまでの審議を踏まえて、これまで通りの方針でのぞみたいと考えるがどうか（本項目については、委員会マターであり、専門委員会では意見の聴取のみ行っている）。 | | |
| | 主な反対のコメントの内容 | 対応案 |
| 1) 実質は賃貸借である。 | <ul style="list-style-type: none"> 日本の所有権移転外ファイナンス・リース取引は、諸外国と異なり、賃貸借を中核としサービスやファイナンスなどの要素を包含した複合的な取引である。売買処理と賃貸借処理を選択できる現行リース会計基準は、日本のリース取引の経済的実質を的確に表すことのできる会計基準として高く評価すべきである。試案は、複合的取引との共通認識を確認する一方で、内容が「売買取引」や「金融取引」に偏ったものとなっており問題がある。 賃貸借処理（例外処理）が大半を占めていることを「特異な状況」とみなすことは適切でなく、試案において、オンバランスに相当する注記を適切に評価していないこと、更に、諸外国におけるファイナンス・リース取引の経済的実質が売買取引に類似しているにもかかわらず、ファイナンス・リース取引の会計処理の適用が回避されている実態を適切かつ明確に説明していないことの方が大きな問題である。 | <p>現在のリース会計基準は、売買取引に準じた会計処理を原則法としており、今回の見直しは賃貸借処理に準じた会計処理の廃止に関するものであり、結論の背景にはその経緯を記載している。</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引が複合的な性格を有することは、理解しているが、売買に準じた会計処理の具体的適用の中で、その特質を反映している。</p> |
| 2) 法的側面の重視 | <ul style="list-style-type: none"> 試案では、売買取引に準じた処理を求めているが、法的側面を重視し会計処理を行うべきである。 リース物件は当社の所有物ではなく、賃借人としての権利・義務しか享受・負担していない。 | <p>会計は経済実態を反映するものであり、必ずしも法形式を直接的に反映した処理にはならない。</p> |
| 3) 十分な注記がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 詳細な注記を付した上で「賃貸借」として会計処理されることが、一般的に公正妥当な処理として永らく定着してきている。開示情報としては、注記内容が充実しており、透明性の高い内容となっていることから、国際的にも問題なく、現行基準を変更すべき必要性はない。 | <p>注記があるにせよ、重要な債務が貸借対照表に計上されていないのではないかと、ということが、委員会の問題意識である。</p> |
| 4) 事務負担の増加 | <ul style="list-style-type: none"> 利息法の採用など試案の方法では、煩雑な会計処理となる。また、会計処理と税務処理が異なると、業務量が増加する。 ユーザーにとっては、オフバランス化でROA向上による財務内容の良化、経理処理の簡素化が、リースを利用する要因に含まれるが、これらのリース採用メリットがなくなる。 保険・固定資産税・保守等の煩雑な業務のアウトソーシング化などのメリットが喪失される。 | <p>事務負担の増加については、売買に準じた会計処理を適用する上で、配慮を行っている（リース取引に重要性のない会社、少額リース資産、初年度の取扱い等）。</p> |
| 5) 取引に与える影響 | <ul style="list-style-type: none"> 販売政策上、リースを利用している場合、リースが敬遠され売上が減少し、経済に影響を与えることを懸念する。特に中小企業向け案件が減少することを危惧する。 リース取引が減少した場合、下記の関連するビジネスに影響がある。 産業廃棄物処理事業（リサイクルに対する懸念等） 損害保険事業（現在よりも割高な保険料となり借手側コスト負担が増す懸念等） | <p>内容は理解したが、最終的には会計上の適切性の観点から、判断することになると考えられる。</p> |

| | | |
|----------------|---|--|
| 6) 国際基準との関係 | <ul style="list-style-type: none"> EUの同等性の評価において、現行の国際会計基準（IAS17）と同等であるとの評価を得ている。試案の結論の背景では、EUが日本の会計基準の同等性評価に当たって、リース会計基準については「同等」と評価した点が、触れられていない。 IASBとFASBは、現状の基準の形骸化に対処するため、現状の共同プロジェクトを組織し、リース会計の見直しに着手することとした。仮に、試案を適用することになった場合、適用されてから短期間で、リース会計基準の再検討および改訂という事態を招くことになる。 | <p>EUの同等性評価については、あくまで追加開示を要求しなくても同等の情報入手することは可能であるという内容と解される。同等性評価と会計基準のコンバージェンスは、別次元の問題であると考えている。</p> <p>IASBの議論が開始されたのは承知しているが、今後の議論に参画し意見発信を行っていく上でも、最低限の対応を図っておく必要があると考える。</p> <p>また、難しいテーマであり、結論がでるには少なくとも数年かかると予想され、その議論の結論を待つことは適当ではないと考える。</p> |
|----------------|---|--|

| 回数 | 日時 | 検討項目 |
|-------|---------------------|--|
| 第22回 | 2006年(平成18年)9月6日(水) | 専門委員会・コメント全体の理解 |
| 第23回 | 9月13日(水) | 専門委員会 ・試案の会計処理に対するコメントに関する事務局からの対応案の提示及び審議 |
| 第113回 | 9月19日(火) | 企業会計基準委員会 ・試案「リース取引に関する会計基準(案)」及び試案「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」のコメントについて ・コメントの分析及び審議 |
| 第26回 | 9月26日(火) | 専門委員会・試案の会計処理に対するコメントの審議 |
| 第115回 | 10月24日(火) | 企業会計基準委員会 ・リース会計専門委員会における検討状況について ・リース会計専門委員会における検討状況-試案に対するコメントの対応 |
| 第117回 | 11月21日(火) | 企業会計基準委員会・リース会計専門委員会における検討状況について |
| 第118回 | 12月1日(金) | 企業会計基準委員会・リース会計専門委員会における検討状況について |

(注) 第113回企業会計基準委員会(2006年(平成18年)9月19日)審議資料・審議事項(6)に筆者加筆。

⁵⁷会計基準設定に限らず、社会的ルールの形成は、ある理論(考え方)と別の理論(考え方)との交渉過程であり、最終合意は、ある種の妥協を含んで形成されるのが通常である。そのため、できるだけ大勢の利害関係者の考えを反映するべく、関係各方面から意見を集約して合意形成するように、様々な手続が整えられている。いわゆるデュー・プロセスである。その過程では、公開草案などに対してコメント・レターが寄せられている。その中には、公開草案に対する利害関係者からの賛否に関する意見が含まれ、その根拠も一応提示されている。そこで、それらのコメント・レターを分析することにより、賛否の状況とその根拠が明らかとなり、利害関係者が会計基準の規定のどこに関心を持ち、何が意見形成における主要な要因になっているかを明らかにできるのである。佐藤・角ヶ谷・前掲(注1)5-6頁。

⁵⁸例外法の廃止に関するコメントについて、審議事項(1)-1では「コメントの内容」を見出しとしており、おそらく賛否両論があったものと思われる、賛成のコメントは記されていない。佐藤・角ヶ谷・前掲(注1)106頁。

| | | |
|---|---|---|
| <p>主なコメントと対応</p> <p>公開草案公表まで、賃貸借に準じた処理の廃止および適用時期については、委員会で審議してきたことを踏まえ、公開草案へのコメント対応についても、賃貸借に準じた処理の廃止および適用時期については、専門委員会では意見の聴取のみ行い、審議は委員会ですることとしている。以下の対応案でどうか。賃貸借に準じた処理の廃止に関する事項</p> | | |
| | コメントの内容 | 対応案 |
| 1) 議論の進め方 | <p>・試案に対して151件のコメントが提出され、そのほとんどがその内容ないし現行基準の見直しに対する反対意見であったが、その後短期間にどのような審議が行われたか説明はなく、試案と同じ内容のものが、適用期日を定めて公開草案とされたことは遺憾である。企業会計基準委員会では、審議のための時間は極めて短時間しか取られておらず、ほとんど実質的な審議が行われた形跡が何え、不透明な決定・公開プロセスと言わざるを得ない。</p> | <p>専門委員会で7回、委員会で5回審議を行っており、試案のコメントの分析は十分に行っていると考える。</p> |
| 2) 実質は賃貸借 | <p>・日本の所有権移転外ファイナンス・リース取引は、賃貸借を中核とし、サービスやファイナンスなどの要素を包含した複合取引であり、その経済的実質は売買引とは明らかに異なる。</p> | <p>先の意見を踏まえた上で、4年超審議を続けた結果、売買に準じた処理に統一することとしており、公開草案までの</p> |

| | | |
|-----------------|---|--|
| | | 審議で十分検討済みと考えられる。 |
| 3) 基準改定の理由 | ・「原則法がまったく採用されないのは異常であって是正が必要」と言われているが、公開草案の会計処理の中身は、そもそも実行可能性に乏しいが故に一本化されなかった「売買に準じた処理」にほとんど手を加えない内容となっている。 | 同様に、現在の基準時の策定過程を十分踏まえた上で、4年超審議を続けた結果と考えられる。 |
| 4) 法的側面の重視 | ・確定決算主義のもと、取引の法形式をまったく無視した会計基準に基づく会計処理は問題である。公開草案は法形式のみならず40年にわたる所有権移転外ファイナンス・リース取引の商慣習を殆ど無視するものと思われ、商法1条2項の「商事に関し、この法律に定めのない事項については商慣習に従い、商慣習がないときは、民法の定めるところによる」との規定に反するものと思われる。今回の公開草案による会計基準の改正が行われるとすれば、商法上の重要な問題を惹起すると判断する。 ・何ら立法措置をとられることなく、リース契約等の法律形式と乖離した会計基準を関係者に強要することは、商法上も会社法上も許されず、ひいては憲法41条で定める日本の唯一の立法機関である国会でもない民間機関たる一委員会が設定した会計基準によって取引行為を事実上一元的に規制することは、法治主義にも反するものと解さざるを得ない。 | 会計基準は、情報開示の観点から、経済実態を踏まえ定めているものであり、必ずしも法形式と同様になるとは限らないと考えられる。 |
| 5) 十分な注記がある。 | ・日本のリース会計基準のもとでは、賃貸借処理の場合でも詳細な注記が行われ、十分な情報開示がなされていることから、財務内容の開示、透明性の観点から特段の問題はない。 | 注記があるにせよ、重要な債務が貸借対照表に計上されていないのではないかと、ということが、委員会の問題意識であり、公開草案の提案を行っている。 |
| 6) 事務負担の増加 | ・利息法の採用など試案の方法では、煩雑な会計処理となる。また、会計処理と税務処理が異なると、業務量が増加する。 ・ユーザーにとっては、オフバランス化でROA向上による財務内容の良化、経理処理の簡素化が、リースを利用する要因に含まれるが、これらのリース採用メリットがなくなる。 ・保険・固定資産税・保守等の煩雑な業務のアウトソーシング化などのメリットが喪失される。 | 事務負担の増加については、売買に準じた会計処理を適用する上で、配慮を行っている（リース取引に重要性のない会社、少額リース資産、初年度の取扱い等）。 |
| 7) コンバージェンスとの関係 | ・リース会計における「コンバージェンス」が曖昧であり、リース会計基準についてもどこまでがコンバージェンスであるか議論されないままに、会計基準変更の理由として、「コンバージェンスへの寄与」など安易に掲げるべきではない。 ・結論の背景にふれられているように、IASBとFASBは、リース会計の改正の共同プロジェクトを立ち上げおり、この時期に国際基準に合わせる必然性はない。短期間のうちに二度の基準改正がなされ、実務が混乱するおそれがある。 | 細目まですべて合わせる必要はないと考えている。 IASBの今後の議論に参画し意見発信を行っていく上でも、最低限の対応を図っておく必要があると考える。 IASBでの検討内容は難しいテーマであり、結論に至るまで相当の期間がかかると予想され、その議論の結論を待つことは適当ではないと考える。 |
| 8) 取引に与える影響 | ・賃貸借処理を廃止すれば、リース取引の減退を通じて、日本経済にも甚大な影響を及ぼすことになる。 ・リース業界始まって以来の大幅な変更は、貸し手側、借り手側に多大な混乱と事務負担を課すだけであり、これに対する経済的価値の創造は何ら見えてこない。 | コメントを踏まえた上で、公開草案の内容の提案を行っている。 |
| 9) 税制との関係 | ・「試案」を受けて、平成19年度税制改正大綱においてリース取引に関する税制面の整備を行うことが明記され、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、税務上「売買取引とみなす」取扱いがなされることとなった。所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に変更した場合、確定決算主義のもとで税法上も同様の取扱いとなると強い懸念を表明してきたが、この懸念がまさに現実のものとなったのである。国際的な動向をも勘案すると、この時期にリース会計基準を改正することは誤りであると考えられる。 | 税務処理に関しては、委員会はコメントする立場になく、情報開示の観点から、公開草案の内容としている。 |

| 回数 | 日時 | 検討項目 |
|-------|----------------------|-------------------|
| 第29回 | 2007年(平成19年)2月14日(水) | 専門委員会・コメントの分析及び審議 |
| 第123回 | 2月20日(火) | 企業会計基準委員会 |

| | | |
|-------|----------|--|
| | | ・リース会計専門委員会における検討状況について ・リース会計専門委員会公開草案に対するコメントの分析 ・リース会計基準の適用時期について |
| 第30回 | 2月27日（火） | 専門委員会・コメントの分析及び審議 |
| 第124回 | 3月6日（火） | 企業会計基準委員会 ・リース会計専門委員会における検討状況について ・リース会計専門委員会 公開草案に対するコメントの分析 ・リース会計基準の適用時期について |
| 第31回 | 3月7日（水） | 専門委員会・コメントの分析及び審議 |
| 第32回 | 3月13日（火） | 専門委員会・コメントの分析及び審議 |
| 第125回 | 3月23日（金） | 企業会計基準委員会 ・企業会計基準「リース取引に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」について ・リース会計基準の適用時期について |

（注）第123回企業会計基準委員会（2007年（平成19年）2月20日）審議資料・審議事項（1）-1に筆者加筆。

⁵⁹村田泰英・中野一豊「リース会計の変遷に関する研究」豊橋創造大学紀要14号（2010年）34頁。

⁶⁰茅根聡「わが国のリース会計基準の改定問題をめぐって」会計163巻4号（2003年）72-84頁。

⁶¹「リース期間が法定耐用年数よりも長いリース取引に対する税務上の取扱いについて」通達の運用について（昭63.4.26直法2-8）によると、昭和53年通達と昭和63年通達の関係は以下のように整理される。

（「リース期間が法定耐用年数よりも長いリース取引に対する税務上の取扱いについて」通達の運用について）（昭63.4.26直法2-8）

昭和63年3月30日付直法2-7他2課共同「リース期間が法定耐用年数よりも長いリース取引に対する税務上の取扱いについて」通達（以下「63年通達」という。）の運用について、別紙のとおり質疑応答形式で取りまとめたのでお知らせしたい。

（別紙）

問1 リース取引によつて生ずる課税上の弊害を是正するための統一的取扱いとして、昭和53年7月20日付直法2-19、直所3-25「リース取引に係る法人税及び所得税の取扱いについて」通達（以下「53年通達」という。）が定められているが、63年通達と53年通達との関係はどのようになるのか。

（答）53年通達は、その制定当時、主としてリース期間がリース物件の法定耐用年数よりも相当短いリース取引についてそれを一般の賃貸借と同様に取り扱うことにより課税上の弊害が生じていたことから、これを是正するために定められたものである。したがつて、53年通達では、リース期間がリース物件の法定耐用年数を超えるリース取引は予定されておらず、それに対する取扱いを定めていなかった。そこで、63年通達においては、リース期間がリース物件の法定耐用年数を超えるリース取引について生ずる課税上の弊害を是正することとしたものである。

このようなことから、リース取引については、53年通達及び63年通達による取扱いを併せて適用することとなる。

問2～16 省略

⁶²「法人税基本通達の一部改正等について」（課法2-15平成10年12月3日）。

昭和44年5月1日付直審（法）25「法人税基本通達の制定について」を別紙のとおり改めるとともに、次に掲げる通達を廃止したから、これによられたい。

- 1 昭和53年7月20日付直法2-19他1課共同「リース取引に係る法人税及び所得税の取扱いについて」
- 2 昭和63年3月30日付直法2-7他2課共同「リース期間が法定耐用年数よりも長いリース取引に対する税務上の取扱いについて」
- 3 昭和63年4月26日付直法2-8他2課共同「リース期間が法定耐用年数よりも長いリース取引に対する税務上の取扱いについて」通達の運用について」
- 4 平成4年9月18日付課法2-4他1課共同「認定による債権償却特別勘定の設定に関する運用上の留意点について」

（別紙）省略

⁶³大蔵省「平成10年度税制改正の大綱」（1997年12月20日）および「平成10年度税制改正の要綱」（1998年1月9日閣議決定）に、その内容は記されていない。

⁶⁴大蔵財務協会「平成10年 改正税法のすべて 国税庁」（1998年6月1日）312-314頁。

⁶⁵2006年（平成18年）12月14日には、与党税制改正大綱が公表されている。

自由民主党・公明党「平成19年度税制改正大綱」（2006年12月14日）51-52頁。

3 リース取引について、次のとおり整備を行う。

（1）ファイナンス・リースに該当するリース取引のうちリース期間の終了の時にリース資産が無償又は名目的な対価の額で賃借人に譲渡されるものであること等の要件に該当しないもの（以下「所

- 有権移転外ファイナンス・リース取引」という。)は、売買取引とみなす。
- (2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃借人のリース資産の償却方法は、リース期間定額法(償却期間をリース期間とし、残存価額をゼロとする定額法をいう。)とする。
- (3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃借人について、リース料総額から原価を控除した金額(以下「リース利益額」という。)のうち、実質的に受取利息と認められる部分の金額(リース利益額の20%相当額)を利息法により収益計上し、それ以外の部分の金額をリース期間にわたって均等額により収益計上することができることとする。
- (注) 上記(1)から(3)までの改正は、平成20年4月1日以後に締結するリース契約に係る所有権移転外ファイナンス・リース取引について適用する。
- (4) 平成20年4月1日前に締結したリース契約に係る所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸資産について、同日以後に終了する事業年度からリース期間定額法により償却できることとする。
- (5) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃借人が賃借料として経理した場合においてもこれを償却費として取り扱うことその他所要の規定の整備を行う。

⁶⁶財務省「平成19年度税制改正の大綱」(2006年12月19日)6頁。

⁶⁷「平成19年度税制改正の要綱」(2007年1月19日閣議決定)6頁。

⁶⁸佐藤・角ヶ谷・前掲(注1)106頁。

「リース期間定額法(リース期間を償却期間とし、残存価額をゼロとする定額法をいう。)、(4)平成20年4月1日前…同日以後…、(5)その他所要の規定の整備を行う」を「リース期間定額法(リース期間を償却期間とする定額法をいう。)、(4)平成20年3月31日以前…同年4月1日以後…、(5)リース税額控除制度を廃止する等、所要の規定の整備を行う」に修正している。

⁶⁹宮内義彦『リースの知識<第9版>』日本経済新聞出版社(2008年)12頁。

2020年調査における「現在リースを利用している」企業は87.6%・1,217社、「現在リースを利用していない」企業は11.7%・163社、無回答0.7%・9社、計1,389社であり、リース利用率は、過去の調査と同水準の約9割となっているが、2015年調査と比べると低下している。なお、2015年、2010年、2005年、2000年、1996年、1994年、1992年および1990年調査における「現在リースを利用している」企業はそれぞれ90.5%、92.6%、94.0%、90.9%、93.1%、89.2%、90.1%、89.6%、「現在リースを利用していない」企業はそれぞれ9.2%、7.3%、5.4%、8.4%、5.0%、10.8%、9.9%、10.4%であり、その内「過去にリースを利用したことがある」企業はそれぞれ6.2%、3.8%、3.8%、5.8%、3.2%、4.7%、3.3%、2.6%、「過去に一度もリースを利用したことがない」企業はそれぞれ3.1%、3.5%、1.6%、2.6%、1.8%、6.1%、6.6%、7.8%である。現在使用している設備のうちリースで導入した設備(リース利用設備)は、2020年調査(2015年調査)において、「情報通信機器」が80.0%(85.4%)と最も高く、「輸送用機器」57.5%(67.1%)、「ソフトウェア」50.4%(-)と続き、「産業工作機械」22.6%(17.3%)、「商業・サービス業用機器」21.3%(14.6%)、「土木建設機械」10.3%(-)、「研究開発用機器」9.0%(-)、「再生可能エネルギー設備」5.4%(-)、「その他」7.0%(15.1%)となっている。公益財団法人リース事業協会・前掲(注11)2-3頁。公益財団法人リース事業協会「2015年リース需要動向調査報告書」(2015年10月)8-9頁。

⁷⁰紙博文『リース会計の理論と制度』多賀出版(2003年)9頁。

⁷¹宮内・前掲(注69)13-14頁。

現代のリースは、このような伝統的な不動産に係る賃貸借というよりも、とりわけ米国において第二次大戦後めざましい発展をとげた、産業設備に係る新しい調達方法として現代的意義を有する。機械設備等のリースは、企業の銀行借入金に基づく購入や割賦購入に代替する調達手段、一種の金融手段として生まれたものであり、また「費用」のひとつである税金の節減手段として使われてきた。リース契約は、契約自由の原則から、当事者間での契約条項の設定の仕方によって種々の有利な経済内容をもたらすために、単純な賃貸借ではなくって法形式と経済実態が乖離して、税務および会計問題を含めて種々の問題を生じさせてきたのである。…中略…狭義の意味でのリース、すなわち、金融機能を持つリースの出現は、第二次大戦後まで待たなければならない。そこでは、独立系のリース専業会社による、設備資金調達の代替手段としてのリースが当時の内国歳入庁の税務規程との関係で(あるいは抜け道として)脚光を浴び、リースの対象はあらゆる動産・不動産に及んで利用されてゆくのである。…中略…継続的に資産を使用するとともに、解約不能な契約である点から確定的な支払義務が存在しているにもかかわらず、資産・負債のオフバランス化を招来したため、1948年リースの会計問題がはじめて提起され、翌年の1949年、最初のリース会計基準が米国会計士協会の会計調査公報第38号(Accounting Research Bulletin No. 38)が公表されるに至った。…中略…1950年後半にはリース金融の企業への普及・増大に伴って、リース取引の注記開示ではなくて、リース料の資本化によるリース資産およびリース負債の計上論議が活発化するに至った。…中略…企業のリース負債のオフバランス化に対して、John H. Myersによる会計調査研究第4号(Accounting Research Study No. 4: ARS4)が公表されたのは1962年のことであり、それによってリース契約で生じる財産使用权を資産、リース支払義務を負債として、将来リース料の流列の割引現在価値の資本化を行なって貸借対照表上に計上することが提唱された。しかし、1964年に公表された米国公認会計士協会の会計原則審議会の意見書第5号「レシーの財務諸表におけるリースの報告」(APB05)は、MyersのARS4の意見を受け入れず、あくまで実質購入であるリース契約のみを貸借対照表に計上する会計基準を公表した。…中略…その後…中略…FASBは、従来のリース会計基準、すなわちAPB05、APB07等すべてを改訂するリース会計基

準書第 13 号「リースの会計処理」(SFAS13)を公表して、「所有に伴うリスクと便益の移転」という概念をコアとしてレシーのリース資本化の範囲を拡大する、包括的な会計基準を設定するに至った。…中略…企業の経済的動機に基づくリース金融の選択行動は、財務諸表を利用する投資家等に対して、第二次大戦直後はリース債務が貸借対照表上で表示されないために、重要なリース取引の注記開示あるいはリース資本化の必要性が提唱された。次いで、リース契約のうちどのようなリースを貸借対照表で表示すべきなのが問題となり、伝統的な会計の概念的フレームワークや認識・測定に関する重要な会計問題を提起することになったのである。石井明「米国のリースの歴史と会計問題」大宮ローレビュー3号(2007年)28-46頁。

⁷²宮内・前掲(注69)22頁。

⁷³総じて、自己所有の固定資産に比べ管理事務が簡便である。久保聰「リース会計基準をめぐる実務上の諸問題」企業会計45巻9号(1993年)70頁。

⁷⁴宮内・前掲(注69)48-49頁。

リース(2015年調査においては所有権移転外ファイナンス・リース)について感じているメリットは、「設備導入時に多額の資金が不要である」が75.1%・955社(71.7%・916社)と最も高く、以下、「コストを容易に把握できる」54.4%・691社(43.8%・560社)、「事務管理の省力化が図れる」52.5%・667社(48.5%・620社)、「設備の使用予定期間にあわせてリース期間を設定できる」24.4%・310社(22.8%・291社)、「環境関連法制に適正に対応できる」20.0%・254社(15.0%・192社)、「借入購入と比較して有利である」17.2%・218社(15.8%・202社)、「資産のアウトソーシング効果が得られる」15.5%・197社(8.6%・110社)、計1271社(その他1.6%・20社、計1,278社)と続いている。オペレーティング・リースについて感じているメリットは、2020年調査(2015年調査)において、「事務管理の省力化が図れる」が58.5%・38社(54.6%・630社)と最も高く、以下、「設備導入時に多額の資金が不要である」53.8%・35社(61.8%・713社)、「コストを容易に把握できる」44.6%・29社(45.1%・520社)、「低廉なリース料で設備が使用可能である」21.5%・14社(24.6%・284社)、「設備の使用予定期間にあわせてリース期間を設定できる」21.5%・14社(22.1%・255社)、「資産のアウトソーシング効果が得られる」21.5%・14社(12.1%・139社)、「環境関連法制に適正に対応できる」20.0%・13社(13.5%・156社)、計65社(その他2.1%・24社、計1,153社)と続いている。公益財団法人リース事業協会・前掲(注11)6-7頁。公益財団法人リース事業協会・前掲(注69)11-12頁。

⁷⁵宮内・前掲(注69)50頁。

設備を導入する際に優先する社内の基準・方針は、2020年調査(2015年調査)において、「設備の種類で購入かリースかを決定」が62.3%・842社(51.7%・774社)と最も高く、以下、「会社の資金状況により購入かリースかを判断」40.2%・544社(40.1%・600社)、「設備投資計画の際に購入かリースかを決定」21.2%・287社(28.5%・427社)、「原則として購入する方針」15.7%・212社(15.6%・234社)、「設備金額が社内設定価格を超える際はリースを利用」8.1%・109社(7.3%・109社)、「使用予定期間が短い設備はリースを利用」6.9%・93社(5.6%・84社)、「原則としてリースを利用する方針」3.5%・47社(4.7%・71社)、「重要性のない設備はリースを利用」2.6%・35社(3.7%・56社)、「中古マーケットが無い設備はリースを利用」1.3%・17社(0.9%・13社)、「その他」4.4%・59社(3.9%・58社)、計1,352社(計1,497社)となっている。設備をリースではなく購入した理由またはリースを利用しなかった(あるいはリースをやめた)理由は、2020年調査(2015年調査)において、「自己資金で対応可能のため」が61.2%・807社(62.2%・893社)と最も高く、以下、「長期間使用するため」47.8%・630社(43.9%・631社)、「借入購入とリースとを比較検討した結果」24.3%・321社(22.6%・325社)、「再リースは手間で繰り返すと購入よりも割高になるため」19.6%・259社(19.7%・283社)、「基幹設備は自己所有とするため」18.1%・239社(16.6%・239社)、「リース期間中は原則解約できないため」10.5%・139社(7.9%・113社)、「特別償却制度が利用可能のため」8.2%・108社(13.6%・195社)、「定率法により資産の減価償却を行いたいため」6.7%・88社(7.5%・107社)、「リースにすると会計・税務処理が煩雑になるため」5.8%・76社(6.2%・89社)、「リースでは設備の改造に支障があるため」5.7%・75社(6.5%・93社)、「購入資産とリース資産とが混在すると管理事務が煩雑なため」4.5%・59社(4.4%・63社)、「会計士・税理士の勧めにより」3.4%・45社(2.0%・29社)、「全ての資産の減価償却を同じ方法で行うため」2.1%・28社(1.8%・26社)、「その他」3.3%・43社(3.3%・48社)、計1,319社(計1,436社)となっている。2015年調査においても減価償却や会計・税務処理を理由とする割合はわずかにとどまっていたが、2020年調査において減価償却制度に関する理由や会計・税務処理が煩雑であるという理由は減少している。公益財団法人リース事業協会・前掲(注11)5、8-9頁。公益財団法人リース事業協会・前掲(注69)10、13頁。

⁷⁶借手がリース料総額を前払いしてしまえば、負債は計上されない。しかし、リース契約は賃貸借の法的形式に従っているから、リース料の支払は一定期間にわたって定期的に行うことが基本となる。よって、借手がリース料の一部を前払いすることはあるとしても、リース料の総額を前払いすることは、通常考えられない。佐藤・角ヶ谷・前掲(注1)115、134頁。

⁷⁷村田・中野・前掲(注59)35頁。

⁷⁸負債の計上を伴わずに資金調達を行う手法を、オフバランスシート・ファイナンス(off balance sheet financing)ということもある。佐藤・角ヶ谷・前掲(注1)116頁。

⁷⁹オフバランス項目の存在が財務諸表利用者の判断に大きな影響を与えかねない。坂本道美「オペレーティング・リース取引の会計および開示基準」企業会計45巻9号(1993年)62頁。

⁸⁰茅根聡「リース会計の再編問題をめぐって-G4+1ポジション・ペーパーの提案を中心に-」税経通信56

卷10号(2001年)32頁。

リース契約の種類は、「所有権移転外ファイナンス・リース」が55.8%・707社、「所有権移転ファイナンス・リース」が24.5%・310社、「オペレーティング・リース」が46.2%・585社であった(複数回答、2015年構成比は現在リースを利用している会社1,367社のうち無回答100社を除いた1,267社を対象に算出)。また、2010年構成比は現在リースを利用している会社1,643社のうち2008年4月以後にリース契約をした1,196社を対象に算出し、「所有権移転外ファイナンス・リース」が61.5%・735社、「所有権移転ファイナンス・リース」が20.0%・239社、「オペレーティング・リース」が30.9%・370社であった。所有権移転外ファイナンス・リース契約の会計処理は、「売買処理(原則処理)」が35.9%・161社、「売買処理(簡便処理)」が15.2%・68社、「賃貸借処理」が54.5%・244社となっていた(複数回答、2015年構成比は上記707社のうち無回答259社を除いた448社を対象に算出)。なお、2010年構成比は上記735社のうち無回答24社を除いた711社を対象に算出し、「売買処理(原則処理)」が30.1%・214社、「売買処理(簡便処理)」が24.5%・174社、「賃貸借処理」が57.2%・407社であった。公益財団法人リース事業協会・前掲(注69)5頁。

⁸¹社債の元利払い能力を確保するために起債企業に義務づけられた条項で、もし起債企業が内容を充足できなければ、期限内に償還を行わなければならない。新美一正「債券格付けの研究-歴史、現状、課題」Japan Research Review20号(1992年)37頁。

⁸²茅根聡「リースとオフ・バランスシート・ファイナンス」商学研究33巻1号(1988年)182-183頁。

⁸³細田哲「社債と会計情報」経営行動3巻2号(1988年)28-30頁。

⁸⁴田中建二「オフバランスシート・ファイナンスと会計基準」経営行動2巻1号(1987年)33-36頁。

⁸⁵官報号外(1948年4月13日)1-9頁。

⁸⁶官報第7115号(1950年9月28日)387-394頁。

⁸⁷官報号外第22号(1963年3月30日)4-6頁。

⁸⁸官報第11086号(1963年11月27日)2-16頁。

⁸⁹官報第14321号(1974年9月24日)1-2頁。

⁹⁰官報第16570号(1982年4月24日)1頁。

⁹¹官報第18396号(1988年6月20日)1-2頁。

⁹²官報号外特第14号(1988年9月20日)1頁。

⁹³官報第1349号(1994年3月1日)3-4頁。

⁹⁴官報号外第126号(2000年6月26日)7頁。

⁹⁵官報号外第208号(2000年10月10日)2頁。

⁹⁶官報号外第64号(2002年3月29日)15-24頁。

⁹⁷官報号外第40号(2003年2月28日)1、6、8頁。

⁹⁸官報号外第168号(2005年7月26日)2-113頁。

⁹⁹官報号外第25号(2006年2月7日)1、43、44頁。

¹⁰⁰官報号外第25号(2006年2月7日)44、68、69頁。

¹⁰¹官報号外第135号(2006年6月14日)18頁。

¹⁰²官報号外第184号(2007年8月15日)101-104頁。

¹⁰³官報号外第54号(2008年3月19日)11-12頁。

¹⁰⁴官報号外第62号(2009年3月27日)20-23、35-36、39、41頁。

¹⁰⁵官報号外第65号(2011年3月31日)69-70頁。

¹⁰⁶官報第6048号(2013年5月20日)2頁。

¹⁰⁷官報号外第62号(2018年3月23日)2-5頁。

¹⁰⁸官報号外第64号(2018年3月26日)10-11頁。

¹⁰⁹官報号外第123号(2018年6月8日)29頁。

第2章 所有概念のメルクマール

実務的視点からリース取引の会計処理について検討すると、リースの法的形式¹¹⁰を重視した通常の賃貸借に準じた会計処理（賃貸借処理）と、リースの経済的な実態や金融機能¹¹¹を重視した売買に準じた会計処理（売買処理）の考え方がある¹¹²。日本においては、実務指針が施行されるまで、リース取引に関する明文化された会計基準はなく、法的形式に準拠して賃貸借処理を行ってきた¹¹³。なぜなら、①リースは賃貸借処理による税務メリットを前提に生まれた取引、②物件の所有権が貸手に留保されるという法的側面やリース期間終了後に物件を貸手に返還する取引実態を重視するもの、③実務上、リース会社はリース期間中、減価償却計算、固定資産税の申告・納付等を行い、リース期間終了後には物件の返還を受け廃棄コストを負担する等、物件の所有者としての義務・責任があり、貸手の所有者責任を反映した会計処理が必要、であったからである¹¹⁴。しかし、賃貸借処理には、i) リース債務の開示の必要性¹¹⁵、ii) 財務諸表の比較可能性保持の必要性¹¹⁶が充足されないという問題点があるとされる¹¹⁷。

オペレーティング・リース取引に関する賃貸借処理について、(a) 多くの財務諸表の利用者は、オペレーティング・リースが借手の財務諸表において認識すべき資産および負債をもたらすと考えており、これらの資産および負債並びに損益への影響を財務諸表に反映させようと試みている。しかし、財務諸表の注記において利用者が利用可能な情報だけでは、既に認識されている情報に信頼性のある修正を加えるには不十分である。(b) リースについて異なる2つの会計モデル（ファイナンス・リースとオペレーティング・リース）が存在することは、類似する取引が非常に異なる形で会計処理され得ることを意味し、財務諸表の利用者の比較可能性を損ねている。(c) 既存の会計基準は、特定のリースの分類を実現するための取引を誘引する機会を与えている。オペレーティング・リースに分類される場合、借手は財務諸表において認識されない資金調達の源泉を得ることになる。このことを財務諸表の利用者は理解しにくい。

一方、リース利用企業は、オフバランスのメリットを求め、オンバランス規準を満たさない擬制合成リースと呼ばれるシンセティック・リース（synthetic lease）のようなリース契約を画策し¹¹⁸、意図的に資本化を回避してきた¹¹⁹。それゆえ、実質的にはファイナンス・リースに該当しながら、形式的にはオペレーティング・リースとして処理されるリース取引の増大が、財務諸表の比較可能性や透明性の確保という観点から問題視され、オペレーティング・リース取引の経済的影響を看過できない状況になっている¹²⁰。

今般のリース会計基準の検討に関して、2019年（平成31年）3月19日に¹²¹「会計ルールの変更が日本株市場を揺らしている。不動産など事業に使うリース資産を貸借対照表に計上する内容で、一部銘柄では収益力指標である総資産利益率（ROA）が約1割下がるなど大きな影響を与える。…中略…例えばオペリースの比率が高い大東建託はROAが11.4ポイント、東建コーポレーションは9.7ポイント低下する…後略…」と報道された¹²²。

同年4月18日には「…前略…IFRS16は期間1年超の定期用船料の資本費部分を借り手が資産・負債計上（オンバランス化）することを定めており、今後の日本のリース会計見直しでも定期用船を巡る議論が注視されている。…中略…現在の日本の会計基準では、定期用船は資産・負債計上されない「オフバランス」扱いとなっている。定期用船の法的性質は「請負契約と賃貸借契約の混合契約」であり、双方を切り離せないとの判断から「サービス契約」に大別されると捉えられ、リース会計の対象となっていないためだ。一方、裸用船契約は、船舶だけを借りる純粋な賃貸借契約であり、「リース契約」に該当する。…中略…裸用船は長期契約の一部がファイナンスリースと見なされるが、大半はオペレーティングリースと解釈されているようだ。邦船社は有価証券報告書の注記に未経過（決算期日後のリース期間対象）のオペレーティングリース料を開示している。…中略…今年1月から欧州などで適用が始まったIFRS16は、期間1年超の定期用船料の資本費（CAPEX）部分が借り手の貸借対照表にオンバランス化される。米国会計基準でも同様の処理がスタートした。この影響により、海運市場ではバランスシートを軽くしたい用船者が契約短期化の志向を強めつつある。…中略…IFRS16において、定期用船契約は、用船料のうちリース部分としてCAPEX相当をオンバランス化し、運航費（OPEX）相当はサービス部分としてオフバランス扱いとなる。用船料をどうCAPEXとOPEXに切り分けるかは海運会社の判断に任されているようだ。…中略…既に開発着手に至るまでの議論で、定期用船の取り扱いが要検討課題に挙がっている。日本の海運業界は引き続き定期用船は「あくまでサービス契約であり、リースではない」とオフバラ化の考えを主張していく…後略…」と¹²³、会計基準変更の影響が懸念されている¹²⁴。

リース取引の本質は、その行為の内容と当該取引の対象の観点から分類できるとされている。その行為の内容の観点からは、リース取引を売買とする見解（売買取引説）とサービスの授受であるとする見解（サービス取引説）が存在し得る。

売買取引説では、リース契約をリース物件に関連した売買契約とみるため、借手は購入者と位置付けられる。当該リース物件の購入資金を単に貸し借りしたにすぎないことになり、リース料の支払は売買代金の分割返済ということになる。つまり、リース取引の本質は割賦売買と考えられている。この考え方では、リース取引自体が売買取引であり、主たる営業活動として売買を行うのであれば購入市場と販売市場とが独立して存在し、購入市場において成立する価格と販売市場において成立する価格との間に差が存在しなければその売買取引が事業として成り立ち得ないから、金利部分等のみならず、購入価格と販売価格の差である売買益をも含んだ形でのリース料の設定が行われていなければならない。したがって、リース物件の取得原価と受取リース料の現在価値との間には、通常の売買における販売益相当の差額が存在しなければならない¹²⁵。

売買取引説において、その売買の対象として、リース物件の所有権そのものとする場合（所有権売買説）と、リース物件の利用権とする場合（利用権売買説）が有り得る¹²⁶。

所有権売買説では、リース物件は「物」として捉えられる。リース物件は全体が一体のものとして売買の対象となっているので、様々な権利や義務への分割または分解は想定して

いない。当該リース物件の譲渡があったか否かについては、契約上、所有権移転条項や割安購入選択権などが存在するか否かという、法的に所有権が移転すると合理的に予測できるだけでなく、そのリスクと経済価値のほとんどすべてが移転されたか否かで判断される。借手が、リース物件を所有したと同様のリスクを負担し、かつ経済的便益を享受できるならば、所有権を譲り受けたのと同様であると考ええる。その結果、これはリスク・経済価値アプローチ（後述）と結び付く¹²⁷。会計処理上、有形固定資産であるリース物件を取得、すなわち購入を掛けで行ったものと考ええる。リース料を支払ったとき、未払金の一部の決済が実施される。そして、決算において、リース物件の減価償却を行う¹²⁸。

（借手の仕訳）

| | | | | | | |
|-----------|------|-------|-----|------|---------|-----|
| リース取引開始時： | （借方） | リース物件 | ××× | （貸方） | 未払金 | ××× |
| リース料支払時： | （借方） | 未払金 | ××× | （貸方） | 現金預金 | ××× |
| | | 支払利息 | ××× | | | |
| 決算時： | （借方） | 減価償却費 | ××× | （貸方） | リース物件 | ××× |
| | | | | | 減価償却累計額 | |

利用権売買説では、リース物件のうち貸手から借手へ譲渡されるのは、当該リース物件そのものではなく、その一定期間の利用権であると考えるので、リース物件の経済価値が利用権や処分権（処分義務も含む）などのいくつかに分解され、さらにそのリース物件の耐用年数全体に占めるリース期間という形で、一定期間が分割されて、貸手から借手へと譲渡される。この考え方は、構成要素に分解しての譲渡としてリース取引を解釈することができるため、構成要素アプローチ（後述）と結び付く¹²⁹。会計処理では、リース物件を利用する権利の購入を掛けで行ったものと考ええる。リース料を支払ったとき、未払金の一部の決済が実施される。決算において、利用権を償却する¹³⁰。

（借手の仕訳）

| | | | | | | |
|----------|------|----------|-----|------|----------|-----|
| 利用権取得時： | （借方） | リース物件利用権 | ××× | （貸方） | 未払金 | ××× |
| リース料支払時： | （借方） | 未払金 | ××× | （貸方） | 現金預金 | ××× |
| | | 支払利息 | ××× | | | |
| 決算時： | （借方） | リース物件 | ××× | （貸方） | リース物件利用権 | ××× |
| | | 利用権償却 | | | | |

リース取引をサービスの授受とする見解は、金融サービス説、賃貸借サービス説およびリース・サービス説に分類される。

金融サービス説は、リース取引を資金の貸借とする考え方である¹³¹。借手にとっては、購入資金を借り入れて後に当該借入資金により購入したと考えようと、掛けで購入したと考えようと、資金提供者が貸手と同一である状況では、購入代金の分割返済という点では相違ない。そのため、表示科目を除き、売買取引説と同様の考え方である¹³²。会計処理上、リース資産の取得とともに負担したリース料支払義務の決済のための資金を借り入れたものと考ええる。購入資金の借入であるから、資産が購入されたことが前提となり、オンバランスと

なる。リース料を支払ったときには、借入金はリース料支払の都度減少し、支払利息が計上される¹³³。

(借手の仕訳)

| | | | | |
|-----------|------------|-----|------------|-----|
| リース取引開始時： | (借方) リース資産 | ××× | (貸方) 借入金 | ××× |
| リース料支払時： | (借方) 借入金 | ××× | (貸方) 現金預金 | ××× |
| | 支払利息 | ××× | | |
| 決算時： | (借方) 減価償却費 | ××× | (貸方) リース資産 | ××× |
| | | | 減価償却累計額 | |

賃貸借サービス説は、リース取引を特定資産であるリース物件の賃貸借とする。したがって、支払リース料はリース物件の賃借料であり、受取リース料はリース物件の賃貸料であると考えられる。賃貸借は、貸手が借手に対して、一定期間対象物件を利用できるようにし、その利用に関して、借手は貸手に一定額の利用料を賃借料として支払うものである。解約不能条件の付された賃貸借契約のような場合には、当該物件を一定期間にわたり利用する権利を賃借人は取得し、賃貸人は当該物件を一定期間にわたり賃借人に利用させる義務を負うことになる。この限りにおいて、利用権売買説と同様である。

従来、賃貸借取引であれば賃貸借処理が適切であり、借手側でオフバランス処理が採用されるべきと考えられていた。しかし、リース取引を賃貸借と見たからといって、資産または負債に該当する項目が存在しないという結論に結び付くわけではない。それは資産または負債の定義と認識規準に照らして判断されるべきである。特に、解約不能期間がある賃貸借契約の場合に、契約時点で賃借権（物件利用権）を資産として、賃借料支払義務を負債として計上するか否かについては再検討の必要がある¹³⁴。

会計処理としては、解約可能の賃借つまり解約可能リースであれば、賃貸借処理が適切であると考えられ、資産および負債は認識せずにリース料支払時に支払分の費用処理し、オフバランスとなる。

これに対し、リース取引において、資産および負債として適格な項目が存在するのであれば、オンバランスとなる。リース料の支払が不可避で確実ならば、その支払義務は、借入金などの金銭債務と同様に必ず支払わなければならない性格のものであり、負債として適格であると考えられる。

リース料支払義務は、リース料が支払われる都度減少され、支払利息が計上される。リース物件賃借権は、賃借権が期間によって定められていると考えられるため時間の経過に応じて配分され、決算において利用権を償却する¹³⁵。

(借手の仕訳)

| | | | | |
|-----------|----------------|-----|---------------|-----|
| リース取引開始時： | (借方) リース物件賃借権 | ××× | (貸方) 賃借料支払義務 | ××× |
| リース料支払時： | (借方) 賃借料支払義務 | ××× | (貸方) 現金預金 | ××× |
| | 支払利息 | ××× | | |
| 決算時： | (借方) リース物件 | ××× | (貸方) リース物件賃借権 | ××× |
| | 賃借権償却 (支払リース料) | | | |

リース・サービス説は、リース取引をリースという独特のサービスの授受を行う取引とする見解である。リース取引が金融的側面を有していることはよく指摘されるが、リース取引を金融サービスに限定せず、様々な内容のサービスを含む取引であると考え。例えば、維持管理や通常の保守等のもとより、固定資産税の納付や耐用年数経過後の引取りおよび処分等も重要なリース・サービスの構成要素であると考え¹³⁶。

リース業界では、日本の所有権移転外ファイナンス・リース取引は、「日本型リース」と呼ばれることがある。すなわち、欧米のリース取引とはその特徴が大きく異なり、賃貸借を中核とし、金融やサービスの側面も包含した新たな契約類型（リースサービス取引）である。その特徴として、金融機能を果たすものではなく「物融」と称されるように賃貸借性が極めて強いものと認識される¹³⁷。もっとも、こうした認識は、実際のところそのとおりであろうが、「本質」を捉えているとは言い難い。

会計処理上、リース・サービスという独特なサービスを楽しむ権利を取得するとともに支払義務を負担する。これらが資産または負債として適格でないならば、オフバランスとなり、リース・サービス享受権およびリース料支払義務は計上されず、リース料支払時に仕訳を行う。

（借手の仕訳）

（借方）支払リース・サービス料 ××× （貸方）現金預金 ×××

これに対し、リース・サービスを楽しむ権利およびリース料支払義務それぞれが、資産または負債として適格であれば、オンバランスとなる。リース料を支払ったときには、リース料支払義務がリース料支払の都度減少し、支払利息が計上される。リース・サービス享受権は、リース契約の対象が一定期間という時間により計測されると考えられるため、時間の経過とともに減少し、費用化される¹³⁸。

（借手の仕訳）

| | | | | | | |
|-----------|------|-------------------|-----|------|-----------------|-----|
| リース取引開始時： | （借方） | リース・サービス 享受権 | ××× | （貸方） | リース料支払義務 | ××× |
| リース料支払時： | （借方） | リース料支払義務 支払利息 | ××× | （貸方） | 現金預金 | ××× |
| 決算時： | （借方） | リース・サービス 享受権償却 | ××× | （貸方） | リース・サービス 享受権 | ××× |

伝統的なリースは、賃貸借を発祥とし、金融面に着目して発展してきたものであって、賃貸借的側面と金融的側面を兼ね備えた複合的な取引である¹³⁹。どちらの側面の色彩が強いかは個々の取引に拠るところであり、「金融」なのか「物融（賃貸借）」なのか判断するのは困難である。また、「金融」と捉えるならば、借り入れた資金で物件を購入すると理解されるので、リースの本質の捉え方として「金融」と「物件の売買（所有権売買）」は、ほとんど等しい。こうしたことから、現行制度では、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースとに分類されていると考えられる。

第1節 オンバランス化理論

リースのオンバランス化について、従来、「経済的実質優先 (predominance of substance over form)」の思考または原則に従い、負債計上を伴う資産化処理をすべきとする考えには、①所有権移転条項規準、割安購入選択権規準、特別仕様物件規準のような法的所有権の最終的な移転という要件を重視し¹⁴⁰、割賦購入資産に貸借対照表能力が認められる以上、リース資産に対しても貸借対照表能力が認められて然るべきであり¹⁴¹、取引の実質を割賦購入と同等であるとする同質性を根拠にファイナンス・リース取引を資本化する¹⁴²「割賦購入取引との類似性に基づくアプローチ」(割賦購入説と同義)と、②現在価値基準、経済的耐用年数基準のように、法的所有権の最終的な移転を想定していないものが含まれながらも、ファイナンス・リースは、基本的に「資産の所有に伴う便益と危険のすべてを移転する」という特性を持つものと認識し、その意味での「便益・危険の実質的な移転」というより広範な概念を根拠にファイナンス・リース取引を資本化する「実質優先思考に基づくアプローチ」がある¹⁴³。最終的な所有権の移転がなされないことも考慮して¹⁴⁴、リース会計基準は、実質優先思考¹⁴⁵に基づくリスク・経済価値アプローチを採っていると考えられる¹⁴⁶。

リスク・経済価値アプローチ¹⁴⁷ (risks and rewards approach、後述の拡大割賦購入説と同義)は、資産または負債のリスクと経済価値のほとんどすべてが実質的に他者へ移転した段階で、当該資産または負債の消滅を認識し、貸借対照表から除くものをいう。当該資産に内包するリスクと経済価値が1つの単位として不可分であること意味し、対象となった資産または負債は、(時間に基づく分割や性質に基づく分解を受けた後の各部分に対する検討がなされるわけではなく、)取引の対象となった資産の所有に伴うリスクと経済価値のすべてが全体として実質的に移転したか否かが重要となる。資産の認識・消滅の認識の検討に際しては、経済的実質だけではなく、法的な所有権に付随するリスクと経済価値の実質的移転、すなわち法的実質を分類の基礎におくフルペイアウトの要件が重要な概念となる。なお、「実質」について、実質優先主義 (substance over form) の観点から、情報が表示しようとする取引その他の事象を忠実に表現するためには¹⁴⁸、単に法的形式¹⁴⁹に従うのではなく、その実質と経済的実態に即して会計処理されることが必要であり、提供されるべき会計情報には、取引の法的形式よりも経済的実質が優先されることが要請されている面があるが¹⁵⁰、フルペイアウト(所有権に付随するリスクと経済価値の実質的移転)を概念的の中核とする¹⁵¹リスク・経済価値アプローチでは、法的な所有権に類似するという意味で「法的実質」も実質の意味として内包されている。

リース会計基準は、資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的に移転するリースをファイナンス・リース、それ以外をオペレーティング・リースと規定しており、実質優先思考に基づくリスク・経済価値アプローチのもと、法的形式が賃貸借取引であっても¹⁵²、その経済的実質が売買取引に近いリース取引については、売買処理によるオンバランスが要請される。

しかし、リスク・経済価値アプローチでは、リスクと経済価値のほとんどすべてが、実質

的に移転する場合にはオンバランスされ、実質的に移転しない場合にはオフバランスされるので、財務諸表の比較可能性の確保については、充分とは言い難い状況にある。

また、現行実務では、現在価値基準や経済的耐用年数基準の数値のように、絶対的な線引き (absolute thresholds) される基準を、企業側が悪用する基準回避行動がみられ、リース取引のオンバランスまたはオフバランスを裁量的に決定する“all or nothing”型の会計処理のあり方が問題視されている¹⁵³。

2006年(平成18年)12月付けの討議資料「財務会計の概念フレームワーク」によると¹⁵⁴、資産とは、「過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源」をいい、支配とは、「所有権の有無にかかわらず、報告主体が経済的資源を利用し、そこから生み出される便益を享受できる状態」をいう。経済的資源とは、「キャッシュの獲得に貢献する便益の源泉をいい、実物財に限らず、金融資産及びそれらとの同等物」を含み、経済資源は「市場での処分可能性を有する場合もあれば、そうでない場合」もある。

負債とは、「過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物」をいい、ここでいう義務の同等物には、「法律上の義務に準じるもの」が含まれる。これは、資産と負債を定義しているようであるが、「討議資料」に留まるものであり、いわゆる概念フレームワークが採用されているわけではないので¹⁵⁵、企業会計原則に基づく伝統的な収益費用アプローチが生きていると思われる。

一方、IASBは2018年(平成30年)3月29日に改訂「財務報告に関する概念フレームワーク」を公表した〔Approval by the Board of the Conceptual Framework for Financial Reporting issued in March 2018〕¹⁵⁶。

この改訂で、従前〔The Conceptual Framework for Financial Reporting (the Conceptual Framework) was issued by the International Accounting Standards Board in September 2010.〕、資産を「過去の事象の結果として企業が支配し、かつ将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源〔4.4 (a) An asset is a resource controlled by the entity as a result of past events and from which future economic benefits are expected to flow to the entity〕と定義していたものを、新たに「過去の事象の結果として企業が支配する現在の経済的資源〔4.3 An asset is a present economic resource controlled by the entity as a result of past events〕。経済的資源とは、経済的便益を生み出す潜在能力を有する権利をいう〔4.4 An economic resource is a right that has the potential to produce economic benefits〕と定義した。新たな定義では、資産は経済的資源であり、潜在的な経済的便益の企業への流入が「予想される」必要がないことを明確にしている。すなわち、経済的便益の流入が確実である必要はなく、さらには可能性が高いことも求められない。

また、従前、負債を「過去の事象から発生した企業の現在の債務で、その決済により、経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが予想されるもの〔4.4 (b) A liability is a present obligation of the entity arising from past events, the settlement of

which is expected to result in an outflow from the entity of resources embodying economic benefits]」と定義していたものを、新たに「過去の事象の結果として経済的資源を移転する企業の現在の債務 [4.26 A liability is a present obligation of the entity to transfer an economic resource as a result of past events]。債務とは、企業が回避する実際の能力を有していない義務または責任をいう [4.29 An obligation is a duty or responsibility that an entity has no practical ability to avoid]」と定義した。新たな負債の定義における主な変更点は、負債は経済的資源を移転する債務であり、経済的便益が流出するという帰結を表すものではないことを明確にしている点である。経済的便益の流出が「予想される」必要はない。さらに、債務の定義に「回避する実際の能力を有していない」という概念を導入した。

他方、FASB の概念書 6 号 [Statements of Financial Accounting Concepts No. 6 Elements of Financial Statements: a replacement of FASB Concepts Statement No. 3] (SFAC 6 号)¹⁵⁷ の 25 項において、資産とは、過去の取引または事象の結果として、特定の実体により取得または支配されている、発生可能性の高い将来の経済的便益である [25. Assets are probable future economic benefits obtained or controlled by a particular entity as a result of past transactions or events] と定義され、35 項において、負債とは、過去の取引または事象の結果として、特定の実体が、他の実体に対して、将来、資産を譲渡または用役を提供しなければならない現在の義務から生じる、発生可能性の高い将来の経済的便益の犠牲である [35. Liabilities are probable future sacrifices of economic benefits arising from present obligations of a particular entity to transfer assets or provide services to other entities in the future as a result of past transactions or events] と定義されている。

このような概念フレームワークのもとでは、資産負債アプローチ¹⁵⁸ (asset and liability approach) が適用されると考えられる。概念フレームワークにおける資産・負債の定義および認識規準との整合性を重視し、リース契約から生じる重要な権利・義務を資産・負債として計上する資産負債アプローチを適用すると、①資産の定義における重要な鍵概念は、特定の企業による経済的便益の「支配 (control)」であり、所有権という法的強制力が根拠とされるが、解約不能のリース契約のような契約その他の方法による場合には、リース期間にわたって使用権が生じ、その権利をもって将来の経済的便益をもたらす資源の支配は可能である、②負債の定義における重要な鍵概念は、経済的便益の流出を伴う「現在の義務 (present obligation)」であるが、その義務は法的拘束力のある契約から生じるため、解約不能のリース契約が締結される場合には、リース期間の支払義務が現在化する、③これらから生じる権利・義務の金額は、契約の存在により公正価値または割引現在価値による測定が可能の場合、信頼し得る測定が可能となることを根拠に、リース資産・リース負債の資産性・負債性を認められよう¹⁵⁹。すなわち、フルペイアウトの要件を撤廃し、解約不能の要件のみを基礎とする財産使用権に基づく会計処理に一本化するものである¹⁶⁰。これは、以下で

述べる構成要素アプローチを前提とするもので、リース物件というタンジブルではなく、財産使用权というインタンジブルの存在を規準にしてリースの権利・義務をオンバランス化するものである。

(財務) 構成要素アプローチ¹⁶¹ (financial components approach) は、資産および負債を構成要素に分解し、各構成要素の支配が他者に移転した段階で、当該構成要素の消滅を認識し、貸借対照表から除くとともに、留保される構成要素はその存続を貸借対照表で認識するものである。そして、対象となった資産または負債の認識・認識中止は、時間に基づく分割や、性質に基づく分解を受けた後の各部分(構成要素)が移転したか否かで判断される¹⁶²。

リース契約の各構成要素(財産使用权、更新・解約・購入選択権、偶発リース料など)に対する支配が移転したか否かが問題となり¹⁶³、更新選択権や購入選択権が重要な価値を有しており、かつ、信頼性をもって測定し得る場合、借手はリース資産として計上されている使用权とは分離し、独立した別個の資産として認識することになる¹⁶⁴。

こうしたアプローチも踏まえ、リース取引のオンバランス化理論¹⁶⁵について検討する。

拡大割賦購入説¹⁶⁶ (リスク・経済価値アプローチ) によると¹⁶⁷、「資金の借入によるリース物件の取得」と同じであるか否かについて、物件の所有に伴うほとんどすべてのリスクと便益がリース取引により借手に移転するか否かに基づいて判断する¹⁶⁸。

フルペイアウトは、所有権の実質的移転を要請するものであるが、当事者間で契約を工夫することによって、その要件を容易に回避できるため、借手のオフバランス行動を許すものとなっている¹⁶⁹。これに対して、すべてのノンキャンセラブル・リース取引をオンバランスの範囲とする2つの方法が検討されている。

少数意見として検討された1つの方法(総資産モデル、全体資産モデル、全体資産アプローチ)は、すべてのリース取引において所有との同質性を見出し、借手は期間の長短にかかわらずリース物件そのものを資本化し、リース物件全体(物的資産)を資産として認識する、一方、リース債務(支払義務)とともにリース物件返却義務(取引終了後にリース物件を借手に返却する義務)を負債として認識するものである¹⁷⁰。したがって、オンバランス処理の対象となる取引は原則としてすべてのリース取引であり、解約不能のリース物件の総額がオンバランス処理される。

借手には、すべてのリース取引において取引開始日に資産としてリース物件を認識するとともに、負債としてリース債務とリース物件返却義務を認識することが求められる¹⁷¹。物的資源を認識することから、購入との比較可能性を担保するという利点を有する。この方法は、権利・義務の認識ではなく物的資産の認識を第一義とする¹⁷²。一方、支払義務を債務額により認識し、返却義務を物的資産の公正価値と債務額の差額によって認識する必要が生じる¹⁷³。

しかし、リース期間が短い場合には、残余価値¹⁷⁴が使用权相当額および支払義務相当額に比べて多額になり、それをオンバランスすることは妥当でない。さらに、残余価値は、経済的便益を獲得できるものではなく、その犠牲を伴うものではないことから、資産・負債の定

義に抵触すると考えられる¹⁷⁵。

もう1つの方法（使用権モデル、財産使用権モデル、使用権アプローチ、使用権取得説、財産使用権取得説）は、すべてのリース取引を資金の借入による財産使用権（リース物件を使用する権利）の取得と捉える¹⁷⁶。したがって、オンバランス処理の対象となる取引は、原則としてすべてのリース取引である。

借手には、すべてのリース取引において使用権資産とリース債務の認識が求められ、それぞれをリース料総額の現在価値で測定する。リース期間中には、使用権資産の減価償却費とリース債務から生ずる利息費用の認識が求められる。契約したリース料の現在価値が、財産の使用権の取得を意味する範囲まで貸借対照表に資産および負債として計上されるべきであるが、貸手により遂行される期間的な用役を意味する部分に相当するリース料については、資本化処理から除かれるべきである¹⁷⁷。

オンバランスの範囲は「使用権の移転」、オンバランスの基準は「リースの解約不能性」であり、資産認識の対象を使用権、負債認識の対象をリース料支払義務として、物件受渡時点でその認識を理論化する。つまり、リースは使用権を売買する取引として処理される。

所有権のみならず使用権も企業にとっては潜在用役を有する経済的資源であるから、財務諸表の完全性を高めるために、実質的に解約不能のリースに基づいて、貸手から取得する財産使用権の原価を資産として、それに関連して借手の負担する固定した支払義務の現在価値を負債として記録することを、リース資本化の目的としている¹⁷⁸。

使用権モデルでは、資産性の認識はリース物件の使用権とし、企業が財産を所有する目的は財産を使用することから得られる便益を享受するためという、本質的な観点から¹⁷⁹資産や負債などの会計上の諸概念をその経済的文脈において確認する。それとの整合性においてリースの貸借対照表能力を検討することで¹⁸⁰、リースのオンバランス化という固有の論理を確立する。

そして、所有権の一部である使用権の移転をもってリースのオンバランス化が成立するのであるから、所有権の移転を基本とする割賦購入説¹⁸¹よりもオンバランスの範囲が拡大されることになる¹⁸²。認識時点は物件受渡時点であり¹⁸³、それは物件を排他的に使用することの持つ経済性、すなわち「物件の使用」という側面に積極的な意義を見出していることの理論的帰結であり、借手が物件を実質的に支配した時点を意味している。

また、概念フレームワークを適用する限りにおいて、未履行契約についても検討し得る。未履行契約モデル（未履行契約説、未履行契約取引説）は、拡大された取引概念に基づき、未履行契約¹⁸⁴の取引性を認めた上で、未履行契約としての（解約不能の）リース資本化を主張するものであり¹⁸⁵、伝統的な収益計算を基礎とする期間損益計算においては、未履行契約は契約当事者双方において権利と義務の履行がなされていないため、それを認識することはできないと考えられるところ¹⁸⁶、このリース資本化の理論は、すべて伝統的会計理論の枠組みを超えるものである¹⁸⁷。すなわち、資産は「将来の経済的便益（特定の企業が支配する資源）」であり、将来の経済的便益が期待され支配されるのは、引渡日¹⁸⁸ではなく契約日で

あるから、リース物件は契約段階で認識すべきこととなる¹⁸⁹。これは、財務会計の目的を、財務諸表利用者の意思決定に有用な情報提供¹⁹⁰とする目的観を基礎としている¹⁹¹。リース契約は、履行される可能性が極めて高く、リース取引は契約段階での認識が正当化されて然るべきとも考えられるが、リースも物件の引渡しが存在する取引であり¹⁹²、リース取引を他の未履行契約と分けて論ずるのは早計だろう。

リスク・経済価値アプローチと拡大割賦購入説は同義と考えられ、この場合に、オンバランスされるリースの本質は、所有権売買または金融であると考えられる。他方で、構成要素アプローチからは、リースの本質を利用権売買あるいは賃貸借と捉えることができ、使用権モデルが採用されよう。そして、構成要素アプローチは、概念フレームワークと整合的であるから、これを適用している IFRS16 号などでは、使用権モデルが採用されている¹⁹³ [The Standard (IFRS16) should be read in the context of its objective and the Basis for Conclusions, the Preface to International Financial Reporting Standards and the Conceptual Framework for Financial Reporting]。

このように、リース会計基準にある「使用収益する権利」すなわち「賃借権」と使用権モデルの「使用権」は同様のものと思われる。

日本における「使用権」の法令上の使用例を見てみると、土地使用権（物件使用権）、知的財産権や工業所有権に関する使用権・専用使用権・通常使用権・プログラム使用権、海底線使用権、回線使用権、旧慣使用権、水面の使用権、〇〇を使用する権利（以下「使用権」という。）、ダム使用権等といったものが確認できる。例えば、ダム使用権は、特定多目的ダム法の2条2項で「この法律において「ダム使用権」とは、多目的ダムによる一定量の流水の貯留を一定の地域において確保する権利をいう」と定義され、同法20条で「ダム使用権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規定を準用する」と規定された「みなし物権」である。そして、同法21条「ダム使用権は、相続、法人の合併その他の一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え及び仮処分並びに一般の先取特権及び抵当権の目的となるほか、権利の目的となることができない」、処分の制限として同法22条「ダム使用権は、国土交通大臣の許可を受けなければ、移転（…中略…）の目的とし、分割し、併合し、又はその設定の目的を変更することができない」と規定され¹⁹⁴、「みなし物権」として確立されている¹⁹⁵。

これらと比較するに、使用権モデルの「使用権」は、財産権¹⁹⁶として確立し、資産性を有するだろうか¹⁹⁷。賃借権は債権であるから、「使用権」も債権と捉えられよう。物件の処分権はなく、借りて「使用できる」のみである「使用権」に資産性は認め難い¹⁹⁸。

リスク・経済価値アプローチのもとでオンバランスされるリース取引は、リース物件の売買すなわち所有に準じた経済的実質を有する賃貸借であり、従来、所有の概念がオンバランスのメルクマールである。

概念フレームワークの定義から、資産性をタンジブルからインタンジブルへとパラダイムシフトできると考えれば、「使用権」をオンバランスすることも一理あるが、概念フレー

ムワークを正式に公表していない日本において「使用権」に基づきすべてのリースをオンバランスすることは、国際的整合性やコンバージェンスなどの目的観点があるのみで、理論的背景に乏しいものになる¹⁹⁹。

負債性に関しては、解約不能であることをもって適格であるとも考えることもできるが²⁰⁰、売買に準じたリースであればいざ知らず、賃貸借と捉える限りにおいて、一義的には、リース料総額が負債として認識されるのではなく、利用に応じて負債（費用）として認識されるべきものと思われる。もっとも、概念フレームワークと会計基準の関係について、必ずしも会計基準が概念フレームワークと整合的である必要はない。

契約が多様化し様々な「サービス」が展開される現代において「使用権」に着目することは有意義ではあるが、それをオンバランスするか否かという点は、会計制度全体の中で整理すべきと思われる。

一方、使用権モデルは、同様の経済的実質を有するすべてのリース取引につきオンバランスすることを目的とするものであるが、契約多様化の中にあっては、同様の経済的実質を有していると考えられながらもオンバランスの対象とならない解約可能のリース取引も生まれている。

他方で、「所有から利用へ」、「モノ（消費）からコト（消費）へ」と価値観が変化し、中古市場が発達することも考えられる。中古市場があれば、リース期間終了後の残価を加味してリース料を設定することができるため²⁰¹、リースの要素としてフルペイアウトは必須ではなくなり²⁰²、オペレーティング・リースが増加することにもなる²⁰³。

こうした価値観の変化に鑑みて、「解約不能のリースをオンバランスするのと同等の内容で注記をする」²⁰⁴、「契約期間が1年以上の解約可能なリースを現行の解約不能のオペレーティング・リースと同様の注記をする」といったディスクロージャーの充実を図ることが考えられる²⁰⁵。

第2節 IFRS16号とASU2016-02 (Topic842)

IFRS16号は、2019年（平成31年）1月1日以後に開始する事業年度について国際会計基準17号「リース」²⁰⁶（International Accounting Standard 17 Leases²⁰⁷、以下「IAS17号」という）²⁰⁸を置き換えるものとして²⁰⁹、公表された²¹⁰。

IFRS16号3項には、「IFRS16号はすべてのリースに適用しなければならない。ただし、以下のものを除く…後略…[An entity shall apply this Standard to all leases, including leases of right-of-use assets in a sublease, except for:]」と規定されており、すべてのリース取引を原則としてオンバランスする。

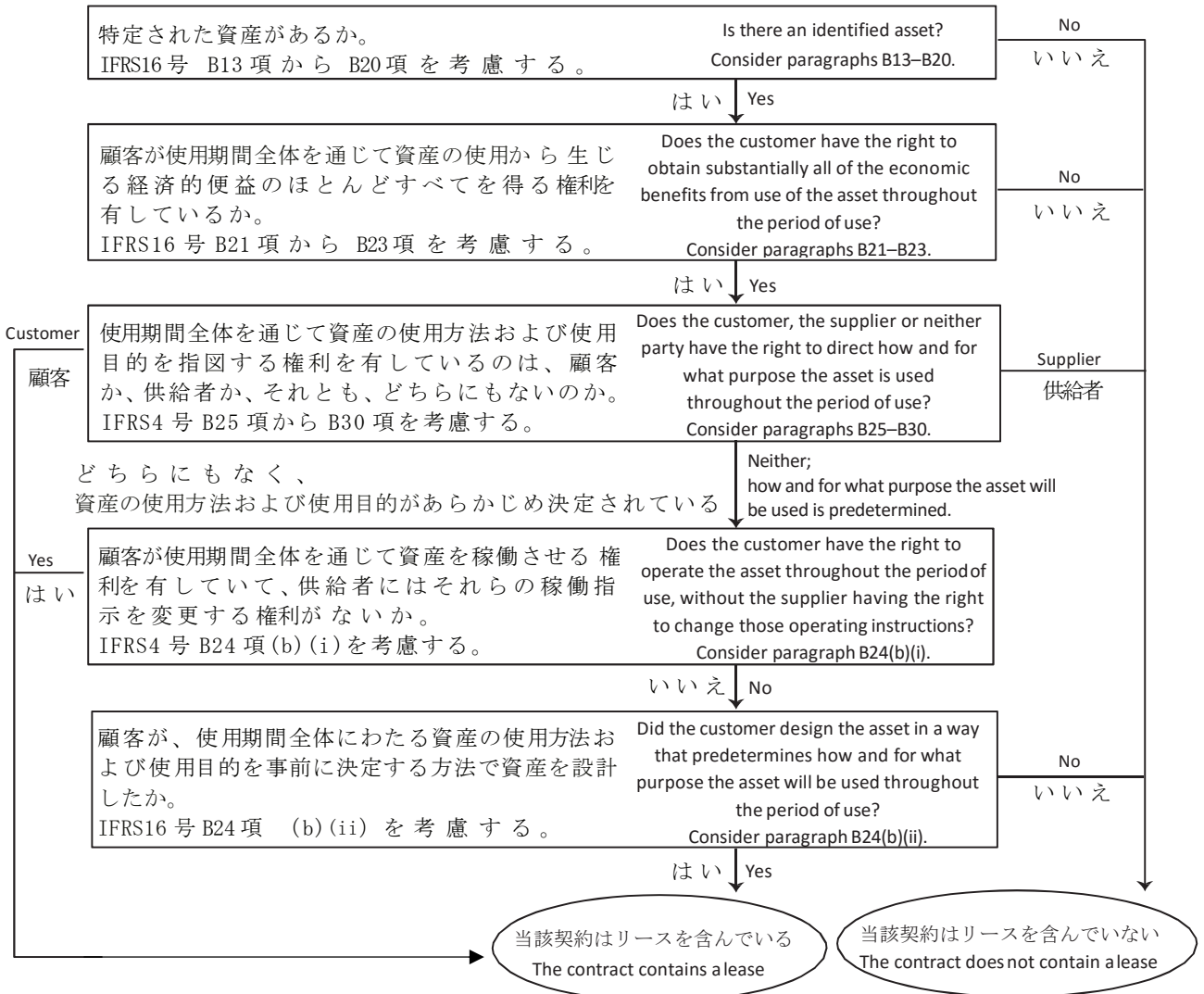
IFRS16号Appendix（付録）Aには、defined terms（用語の定義）の1つとして、リース〔lease〕とは、「資産（原資産）を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約または契約の一部 [a contract, or part of a contract, that conveys the right to use an asset (the underlying asset) for a period of time in exchange for

consideration]」(単一モデル、シングルモデル²¹¹)、契約 [contract] とは、「強制可能な権利および義務を創出する複数の関係者の間の合意 [an agreement between two or more parties that creates enforceable rights and obligations]」と定義されている。同9項では、「契約日に、企業は、当該契約がリースであるかまたはリースを含んだものであるのかどうか判定しなければならない。契約は、当該契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、リースであるかまたはリースを含んでいる [At inception of a contract, an entity shall assess whether the contract is, or contains, a lease. A contract is, or contains, a lease if the contract conveys the right to control the use of an identified asset for a period of time in exchange for consideration]」と規定されており、B9項によると、企業は「特定された資産の使用を支配する権利を一定期間移転する契約かどうか判断するために、顧客が使用期間を通じて、特定された資産の使用から生じるほとんどすべての経済的便益を得る権利および特定された資産の使用を指図する権利の両方を有しているかどうか評価 [To assess whether a contract conveys the right to control the use of an identified asset (see paragraphs B13-B20) for a period of time, an entity shall assess whether, throughout the period of use, the customer has both of the following:(a) the right to obtain substantially all of the economic benefits from use of the identified asset (as described in paragraphs B21-B23); and (b) the right to direct the use of the identified asset (as described in paragraphs B24-B30)]」しなければならない。

そして、同22項では、Lessee (レシー、借手) の Recognition (認識) として「借手は、リースの開始日において、使用权資産とリース負債を認識しなければならない [At the commencement date, a lessee shall recognise a right-of-use asset and a lease liability]」と規定されている。

IFRS16号 Appendix BのB31項では、「次のフローチャートは、契約がリースであるかまたはリースを含んだものかどうか評価ための参考となる [The following flowchart may assist entities in making the assessment of whether a contract is, or contains, a lease]」としている。

当該契約がリースを含んでいるか否かのフローチャート



このような IFRS の適用に関して、「英和辞典を見ると、リースの意味は「賃貸借」とある。工場でする機械から事務所のコピー機まで、多くの企業は「リース」を利用している。しかし国際会計基準は 2019 年から、リースの機械もすべて資産とみなす。買ったも借りても同じルールが日本にも適用されれば、リース本来のメリットはなくなる。三菱 UFJ リースの柳井隆博社長が 5 月に開いたリース事業協会の会長就任記者会見は、強い危機感のにじむ発言が目立った。「リースの手軽さが薄れ、設備投資を大きく落ち込ませる恐れがある」。念頭にあるのが、リースを巡る会計変更の議論だ。機械などを自社で購入せず、リース会社から借りるリース取引の利点の一つは会計処理が簡単なことだ。複数あるリース取引のうち、残価を設定して借りる期間を区切る「オペレーティングリース」であれば、代金を経費として処理できる。自動車やコピー機などの多くはオペリースだ。ところが国際会計基準では 19 年から、すべてのリースが企業の資産とみなされる。オペリースも例外ではなくなる。資産

であれば減価償却が必要で、元本と利息は分けて計算する。経費処理に比べると煩雑だ。日本で対応が必要になるのは国際会計基準を採用している 200 社ほど。…中略…リースを使ってきた企業は困惑する。ある自動車部品メーカーはフォークリフトやコピー機などほぼすべての備品がオペリースだ。財務担当者は「会計基準が変わると、手間がどれくらい増えるのか見当も付かない」と表情を曇らせる。リース業界には 10 年前の苦い記憶がある。08 年、日本基準を国際基準に合わせる形で、設備全額を支払う「ファイナンスリース」が資産となり、税制も変わった。煩雑な会計処理は顧客離れを招き、07 年度まで 7 兆円超あった取扱高はリーマン・ショックもあって 09 年度に 4 兆 9219 億円へ急減した。足元も 5 兆円前後にとどまる。リースを巡る環境変化や会計を巡る先行きの不透明感を感じ取り、リース会社の一部は「脱リース」に動き始めている。大手の東京センチュリーは 16 年、社名から「リース」の文字を外した。日本のリース事業を引っ張ってきたオリックスも、今では営業収益に占めるリースを含む金融業の割合は 2 割程度にすぎない…後略…」²¹²と報道された²¹³。

なお、日本郵船株式会社の有価証券報告書に下記の記載がある。

| |
|--|
| <p>132 期（自 2018 年 4 月 1 日至 2019 年 3 月 31 日）「【注記事項】（未適用の会計基準等）」 ・IFRS 第 16 号「リース」及び ASU 第 2016-02 号「リース」</p> <p>(1) 概要 本会計基準は、借手に原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することを要求するものです。</p> <p>(2) 適用予定日 IFRS 第 16 号「リース」は、2020 年 3 月期の期首から適用予定です。 また、ASU 第 2016-02 号「リース」は 2021 年 3 月期の期首から適用予定です。</p> <p>(3) 当該会計基準等の適用による影響 IFRS 第 16 号「リース」の適用により、2020 年 3 月期期首の連結貸借対照表において、資産と負債がそれぞれ約 800 億円増加する見込みです。また、利益剰余金に与える影響は軽微です。 ASU 第 2016-02 号「リース」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。</p> <p>133 期（自 2019 年 4 月 1 日至 2020 年 3 月 31 日）「【注記事項】（会計方針の変更）」 （IFRS 第 16 号「リース」の適用） 国際財務報告基準に準拠した財務諸表を作成している関係会社において、当連結会計年度より IFRS 第 16 号「リース」を適用しています。これにより原則として、借手におけるすべてのリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上しています。また、適用にあたっては遡及修正による累積的影響額を適用開始日時点で認識する方法に従っています。 当該会計基準の適用により、当連結会計年度の期首において、主として船舶が 19,346 百万円、建物及び構築物が 35,821 百万円、土地が 23,348 百万円、リース債務が 90,117 百万円増加しています。利益剰余金に与える影響は軽微です。 なお、当連結会計年度の営業利益が 2,924 百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益が 2,935 百万円減少しています。</p> |
|--|

Topic842 は、会計基準コディフィケーション（会計基準編纂書、Accounting Standards Codification、ASC）²¹⁴リース [Leases]（Topic840）²¹⁵を更新し、2018年（平成30年）12月16日以後開始の事業年度から適用される [Topic 842 affects any entity that enters into a lease(as that term is defined in this Update),with some specified scope exemptions.The guidance in this Update supersedes Topic 840,Leases.The amendments in this Update are effective for fiscal years beginning after December 15,2018,including interim periods within those fiscal years,for any of the following:]。

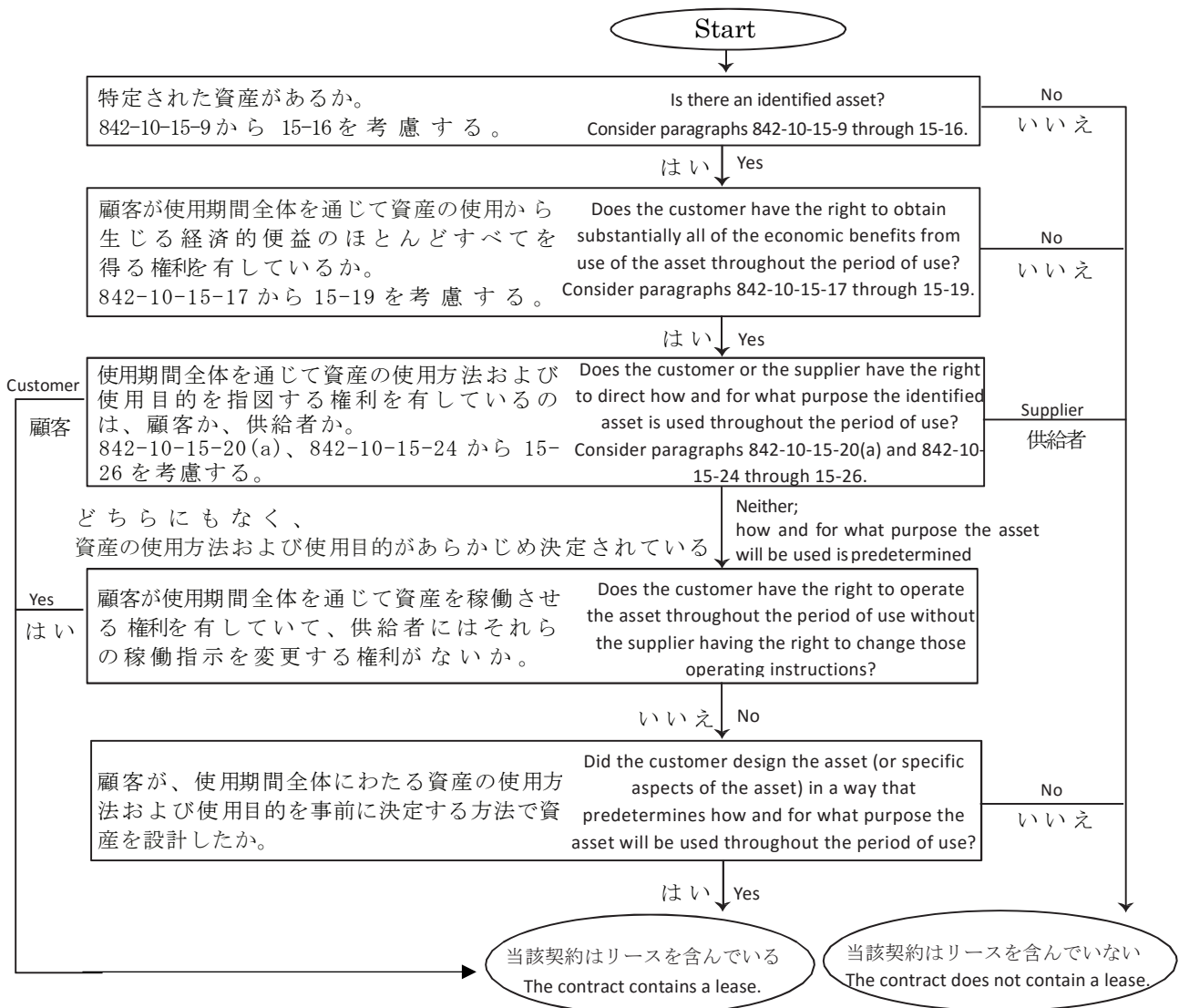
Topic842 においても、「Topic842 はすべてのリースに適用しなければならない…後略… [842-10-15-1:An entity shall apply this Topic to all leases, including subleases.Because a lease is defined as a contract,or part of a contract,that conveys the right to control the use of identified property,plant,or equipment(an identified asset)for a period of time in exchange for consideration,this Topic does not apply to any of the following:]」とされる。リースとは、対価と交換に、一定期間にわたり、特定された有形固定資産の使用を支配する権利を引き渡す契約または契約の一部 [Lease:A contract, or part of a contract, that conveys the right to control the use of identified property, plant, or equipment (an identified asset) for a period of time in exchange for consideration]、ファイナンス・リースとは、a.リース期間終了時までには原資産の所有権が借手に移転する場合、b.原資産を購入するオプションが借手に付与され、その行使が合理的に確かである場合、c.リース期間が原資産の残存経済的耐用年数の大部分である場合、d.リース料総額および残価保証額の合計の現在価値が原資産の公正価値以上である場合、e.リース期間終了時に貸手にとって原資産の代替的な用途がないと予想されるような特別な性質がある場合、のいずれか1つ以上の規準を満たすリース [Finance Lease:From the perspective of a lessee, a lease that meets one or more of the criteria in paragraph 842-10-25-2. 842-10-25-2:A lessee shall classify a lease as a finance lease and a lessor shall classify a lease as a sales-type lease when the lease meets any of the following criteria at lease commencement:(a)The lease transfers ownership of the underlying asset to the lessee by the end of the lease term.(b)The lease grants the lessee an option to purchase the underlying asset that the lessee is reasonably certain to exercise.(c)The lease term is for the major part of the remaining economic life of the underlying asset. However,if the commencement date falls at or near the end of the economic life of the underlying asset,this criterion shall not be used for purposes of classifying the lease.(d)The present value of the sum of the lease payments and any residual value guaranteed by the lessee that is not already reflected in the lease payments in accordance with paragraph 842-10-30-5(f) equals or exceeds substantially all of

the fair value of the underlying asset. (e)The underlying asset is of such a specialized nature that it is expected to have no alternative use to the lessor at the end of the lease term]、借手におけるオペレーティング・リースとは、ファイナンス・リース以外のリース [Operating Lease:From the perspective of a lessee, any lease other than a finance lease] と定義される²¹⁶ (二重モデル、デュアルモデル)。契約 [Contract] とは、強制可能な権利および義務を創出する複数の関係者の間の合意 [An agreement between two or more parties that creates enforceable rights and obligations] であり、契約日に当該契約がリースであるかまたはリースを含んだものであるのかどうか判定しなければならない [842-10-15-2:At inception of a contract, an entity shall determine whether that contract is or contains a lease]。

特定された資産の「支配」は、a. 顧客（借手）が資産の使用から得る経済的便益のほとんどすべてを得る権利、b. 資産の使用を指示する権利の双方を顧客が有する場合に存する²¹⁷ [842-10-15-4:To determine whether a contract conveys the right to control the use of an identified asset(see paragraphs 842-10-15-17 through 15-26)for a period of time,an entity shall assess whether,throughout the period of use,the customer has both of the following:a.The right to obtain substantially all of the economic benefits from use of the identified asset(see paragraphs 842-10-15-17 through 15-19) b.The right to direct the use of the identified asset(see paragraphs 842-10-15-20 through 15-26)]。

そして、Lessee（レシー、借手）の Recognition（認識）として、リースの開始日において借手は使用权資産とリース負債を認識しなければならない [842-20-25-1:At the commencement date,a lessee shall recognize a right-of-use asset and a lease liability] とされている。

また、IFRS16 号と同様に次のフローチャートが示されている [Identifying a Lease : 842-10-55-1 The following flowchart depicts the decision process to follow in identifying whether a contract is or contains a lease.The flowchart does not include all of the guidance on identifying a lease in this Subtopic and is not intended as a substitute for the guidance on identifying a lease in this Subtopic]。



IFRS16号およびTopic842公表までの主な経緯をまとめると²¹⁸、まず、G4+1が1996年（平成8年）にスペシャル・レポート「リース会計：新たなアプローチ-リース契約から生じる資産および負債の借手による認識」を公表、2000年（平成12年）にポジション・ペーパー「リース：新たなアプローチの適用」（G4+1 Position Paper, “Leases: Implementation of a New Approach”）を公表した。その後、IASBおよびFASBが主体となって、2006年（平成18年）7月に正式に議題として取り上げ、共同プロジェクトとして開始し²¹⁹（Added to the IASB’s agenda）、2009年（平成21年）3月19日にディスカッション・ペーパー（討議資料）「リース：予備的見解」を公表²²⁰（Discussion Paper DP/2009/1 Leases: Preliminary Views published）、2010年（平成22年）8月17日に公開草案「リース」を公表²²¹（Exposure Draft ED/2010/9 Leases published²²²、Exposure Draft Proposed Accounting Standards Update Leases (Topic840)）、2011年（平成23年）7月21日にIASB and FASB Announce Intention to Re-Expose Leasing Proposals、2013年（平成25年）5月13日に再公開草案「リース」を公表²²³（Exposure Draft ED/2013/6 Leases published²²⁴）した。

第3節 リースに関する企業会計基準委員会等の最近の動向

IASBが2016年（平成28年）1月にIFRS16号を公表し、FASBが同年2月にTopic842を公表したことを受けて、ASBJが同年8月に公表した中期運営方針では、日本の会計基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みの一環としてリース会計を掲げており、「日本基準を国際的に整合性があるものとするための取組みに関する今後の課題」においてIFRS16号を具体的な課題として取り上げている。

こうしたことを踏まえ、第375回企業会計基準委員会で日本におけるリースに関する会計基準の開発に着手するか否かについて検討することが承認された。第387回企業会計基準委員会および第78回リース会計専門委員会から当該検討を開始し、日本における会計基準の開発に関する予備的分析および予備的分析に関連する論点の検討について、企業会計基準委員会で7回、リース会計専門委員会で7回の審議を行った。これらの検討の後、第399回企業会計基準委員会、第401回企業会計基準委員会および第404回企業会計基準委員会において、基準開発に着手するか否かの検討を進め、第405回企業会計基準委員会において、現状で資産および負債が認識されているファイナンス・リース取引のみならず、すべてのリースについて資産および負債を認識する会計基準の開発に着手することが了承された²²⁵。そして、第409回企業会計基準委員では、公益社団法人リース事業協会「わが国リース会計基準に関するアンケート調査」²²⁶の結果について報告された²²⁷。

なお、第405回までの企業会計基準委員会において、以下のような審議がなされた²²⁸。

会計上の考え方として、すべてのリースについて資産および負債を認識することの是非を検討するに、IFRS16号およびTopic842では、使用権の移転に着目し、借手は、原資産が引き渡された（利用可能となった）時点で当該原資産を使用する権利である使用権資産を取得し、使用権に対する支払（リース料の支払）を行う無条件の義務を有すると捉えるとともに、貸手は、当該原資産を借手の使用のために引き渡した（または利用可能とした）時点で使用権を借手に移転する義務を履行していると捉え、借手は、すべてのリースに係る使用権資産およびリース負債を認識することとしている。

この点、日本の市場関係者から以下の懸念が示されていた。(1) 認識の対象となるリースには、様々な経済的実態のものが含まれるため、それらに係る資産および負債を一律に認識することは取引の経済的実態と整合しない。いわゆるレンタルのようにリース期間が原資産の耐用年数に比して短期であるものについて資産および負債を計上することの有用性に疑問がある。(2) 資産および負債を認識しないサービスとの間の区分が明確でない。主に原資産が有する機能の利用を顧客に提供する点でサービスの性質を有している契約についても、原資産が提供されていることを強調してリースと判定される可能性がある。

オペレーティング・リースの未履行契約との関係について、「借手は、原資産が引き渡された時点で原資産に対する使用権を取得し、リース料支払に関する無条件の義務を負う」という捉え方に関し、IASBは原資産の引渡しの履行に着目し以下のように説明する。リースにおいては、原資産が借手に利用可能とされた時点で、借手は使用権資産を獲得し支配し、

貸手は当該資産の使用権を借手に移転する義務を履行している。それゆえ、貸手が当該権利を引き渡す義務を履行した後は、リース契約は未履行契約ではない。これに対して、典型的なサービス契約では、顧客は契約の開始時に支配する資産を獲得せず、顧客はサービスが履行された時点で初めてサービスを獲得する。したがって、顧客は通常、支払う無条件の義務をその日までに提供されたサービスに対してのみ有している。

一方、オペレーティング・リースにおいては、原資産の引渡し後も、貸手は当該資産を借手に使用収益させる義務を負い、これに対して借手は各期の原資産の使用に対応したリース料を支払う義務を有する。この点、借手は使用権に対する支払を行う無条件の義務があるとのIASBの説明は不十分ではないか。オペレーティング・リースには民法上の賃貸借契約が広く含まれると考えられるが、賃貸借契約において資産および負債を計上することの是非について追加的な検討が必要ではないか。

このような相違は、オペレーティング・リースにおける借手の義務の履行を²²⁹、以下のいずれと考えるかにより生じているものと考えられる。(a) 使用権に対してリース料を支払う義務をリース期間の終了前に回避することができないため、使用権の対価の支払について会計上は負債を計上すべき義務を負うと考えられる。したがって、原資産が引き渡された時点で、借手は移転された使用権（資産）と無条件のリース料支払義務（負債）を認識する。

(b) リース料支払義務は、原資産を利用可能な状態にしておくという貸手の義務の履行を条件にしており、無条件の義務ではない。したがって、原資産が引き渡された時点では、借手には認識すべき資産も負債もない。

いずれの考え方とすべきかについては、会計上の考え方として、いずれかが一義的に否定されるものではない。IASBの論拠は、リースの借手がリース物件を使用する権利を有している側面およびこれに対する支払義務を負っている側面を表現しようとするものと考えられる。当該リース契約をどのように財務諸表に表すことが財務諸表の利用者にとって有用な情報となり得るのかに関わるものである。

また、賃貸借契約²³⁰に関して、リース物件が借手に引き渡されたのみでは、借手は法律上の無条件の義務を負うとは必ずしもいえないと思われる²³¹。この点、IFRS16号では、貸手が借手に対する様々な義務を負う中で、リース物件（原資産）の支配に着目する観点から、会計上考慮すべき主要な貸手の義務として、リース物件の引渡義務に焦点が当てられていると考えられる。このような捉え方は、法律上の無条件の義務には該当しないとしても、有用な情報開示の観点から採りうる方法と考えられる。

オペレーティング・リースとサービス契約との異同に関わるIASBの論拠について、IFRS16号では、リース契約は「資産（原資産）を使用する権利（使用権）を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約または契約の一部」と定義されており、使用権が移転するかどうかは、借手がリース期間を通じて、「特定された資産の使用からの経済的便益のほとんどすべてを得る権利」および「特定された資産の使用を指図する権利」を有しているか否かで判定される。これを踏まえ、リース物件（原資産）の引渡しにより、借手は定められた使用方法

の範囲内で自由に使用収益することで経済的便益を享受できるのに対して、サービス契約では、顧客はサービスの履行があって初めてその経済的便益を享受できる点で、リース契約とサービス契約は異なると捉えられる。加えて、1つの契約のなかに、リース構成部分（原資産の移転に伴う使用権の移転）とサービス構成部分（非リース構成部分）がある場合には、リース構成部分を識別してそれをサービス構成部分とは区分して処理することが要求されている。

他方、オペレーティング・リースはサービス提供機能が強いいためファイナンス・リースとは経済的実態が異なるとの意見が重ねて聞かれる。また、これまで日本の市場関係者から、以下のとおり、資産および負債を認識することはサービスとしての取引の実態を表さないとの指摘がなされている²³²。①自動車リースは、移動手段の提供および車両の維持管理業務の提供を行うものでありサービス要素が強い。また、車両の調達に関する資金提供を行っているものではない。したがって、ファイナンス・リース同様に一律にオンバランスすることにはなじまない²³³。②事務所の不動産賃貸借について、賃貸人が賃貸物の使用および収益に必要な修繕をする義務を負うなど、日本の不動産賃貸の慣習は特殊な点が多々あり、欧米の建物リースの発想を一元的に当てはめるには無理がある。「借手が対象資産を支配している」としているものの、日本の不動産賃貸借の考え方が当該条件に合致するかについては議論が必要である。貸手は借手が使用できる状態に保つ責任を負っており、この義務が履行されない限り、借手は無条件に賃料（リース料）を支払うものではない²³⁴。③賃貸用住宅事業のためのサブリース契約について、賃貸住宅のサブリース事業者が賃貸住宅オーナーから物件を一括借上げし、当該物件を入居者に転貸（サブリース）する「一括借上契約」は、リース契約の形式をとっているが、実質は賃貸住宅オーナーに対する賃貸経営の代行サービスである。リースについて資産および負債を認識することは、サブリース事業者の事業モデルを適切に表さない²³⁵。④定期傭船契約は裸傭船契約（リース）と船舶管理契約（サービス）の組み合わせではなく、船主（供給者）の運航責任に基づいた役務提供である。すなわち、定期傭船契約とは単なる船舶の貸借ではなく、船主（貸手）が船舶管理（船員の手配、船舶修繕、船体保険の付保）された船舶を用いて顧客に対して輸送サービスを提供しているものであり、リースではない²³⁶。

こうした相違は、オペレーティング・リースにおいて原資産の引渡しとサービスの提供が一体となっている取引のうちサービス提供の性格が強い取引について、原資産の引渡しに着目して当該取引の一部はリース契約の定義を満たしていると捉えるのか、サービス提供の性格に着目して取引全体をサービス契約と捉えるのかにより生じていると考えられる。この点についても、IASBの論拠は、リースの借手が原資産の引渡しに伴い原資産の使用を支配している側面を表現しようとするものであり、当該リース契約をどのように財務諸表に表すことが財務諸表の利用者にとって有用な情報となり得るのかに関わるものと考えられる。

リースに関する企業会計基準委員会、リース会計専門委員会および
IFRSのエンドースメントに関する作業部会の開催について（筆者作成）

| 回数 | 日時 | 検討項目 |
|-------|---------------------------|---|
| 第119回 | 2006年(平成18年) 12月22日(金) | <p>企業会計基準委員会・概念フレームワークの取扱いについて</p> <p>概念フレームワークについては、これまで公開草案の公表に向けて審議を進めてきており、当初11月7日の第116回企業会計基準委員会での公表議決を予定していたが、その直前に、EUの会計基準に関する同等性評価に対するリスクという観点から、この段階で、公開草案という形で公表し、パブリック・コメントを求めることについての懸念が表明されたため、急遽、同日の審議をキャンセルするとともに、これまで審議を進めてきた概念フレームワークの取扱いについての再検討を行うこととされていた。今回の委員会では、この概念フレームワークの取扱いが審議された。</p> <p>副委員長より、指摘された懸念事項への対応として、これまで委員会として審議を重ねてきた概念フレームワークの内容については、公開草案という形ではなく、討議資料のまま、委員会の承認を経たものとして公表するとともに、この段階でパブリック・コメントは求めないという案が提案された。</p> <p>さらに、委員から、討議資料としての公表にあたり、討議資料自体（前文）に、これまで公開の場での審議を通じて、当委員会として積み重ねてきた努力の成果を公表するものであるという討議資料の性格と、国際的な共通フレームワークの開発プロジェクトに対するASBJの積極的なスタンスについて、国際的にも誤解が生じないように、きちんと書き込んでおくべきではないかという提案が、具体的な文案を示した上で、なされた。</p> <p>また、討議資料が、今後ASBJが国際的な議論に積極的に参加していく上での理論的な基盤として不可欠であると同時に、そのような積極的な議論への参加を通じて、討議資料自体も進化していくべき対象でもあるという点についても、誤解がないように、書き込んでおくことがよいのではないかと提案が併せてなされた。</p> <p>以上の提案について、他の委員から次のような趣旨の発言があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 概念フレームワークの内容の検討については、国内的には既に終えていると思うが、その内容をASBJとして承認する等、新たに何らかのアクションをとることは、たとえそれが公開草案という形ではなくても、また、前文等で意図を正しく伝えるための説明を行ったとしても、何らかのアクションをとること自体が会計基準の国際的なコンバージェンスに後ろ向きであると受け止められるリスクがあり、欧州の同等性評価への影響への懸念も払拭しきれない以上、たとえ討議資料という形であっても、これを行うべきではない。 <p>この点につき、事務局からは次のような回答がなされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 懸念事項への対応として、公開草案としての公表については取りやめることを提案している。しかし、今まで公開の議論を積み重ねてきた成果をなかったこととして白紙に戻すことはできないのではないかと。概念フレームワークは、もともと会計基準の国際的なコンバージェンスに向けた議論に日本としても積極的に貢献していこうというスタンスからその必要性が強く認識され、このプロジェクトを立ち上げることになったものである。概念フレームワークを明文化するため、ASBJの議論の成果をきちんと公表した上で、会計基準のコンバージェンスに向けた国際的な議論にも積極的に参加し、また、その成果として、さらに討議資料の内容を進化させていく。そのスタートラインとしても、その内容を公表しておくことが望ましいのではないかと。 <p>これに対し、事務局の対応案および委員からの追加提案について、多くの委員から、前文に一定の説明を付け加えた上で、ASBJにおける概念フレームワークについてのこれまでの検討成果を公表すべきであるとし、賛成する発言があった。</p> <p>以上のような審議を受けて、字句修正については委員長に一任する前提で、討議資料「財務報告の概念フレームワーク」の公表が承認された。</p> |
| 第30回 | 2017年(平成29年) 7月11日(火) | <p>基準諮問会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在開発中の会計基準に関する今後の計画（平成29年6月22日企業会計基準委員会） 修正国際基準（検討状況及び今後の計画） |

| | | |
|-------|--------------------------|---|
| | | <p>IFRS16号「リース」に関するエンドースメント手続についても本年内に開始する予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の公表（2017年4月11日企業会計基準委員会） <p>（参考）2014年以後にIASBにより公表された会計基準等に関するエンドースメント手続の当面の進め方</p> <p>当委員会は、2014年以後にIASBにより公表された会計基準等に関するエンドースメント手続について、今回実施した、2016年9月30日までに公表された会計基準等のうち、2017年12月31日までに発効する会計基準等のエンドースメント手続に続く当面の進め方として、IFRS15号「顧客との契約から生じる収益」およびIFRS9号「金融商品」（2014年）が2018年1月1日以後に開始する事業年度に発効し、IFRS16号「リース」が2019年1月1日以後に開始する事業年度に発効することを考慮し、次の順番で個々にエンドースメント手続を実施し公開草案を公表することとしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> IFRS15号「顧客との契約から生じる収益」（これに関連する「IFRS第15号の発効日」（2015年9月公表）、「IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の明確化」（2016年4月公表）を含む。） IFRS9号「金融商品」（2014年） IFRS16号「リース」 |
| 第38回 | 10月24日（火） | IFRSのエンドースメントに関する作業部会（以下「作業部会」という） |
| 第372回 | 11月10日（金） | 企業会計基準委員会・IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況 |
| 第31回 | 11月13日（月） | <p>基準諮問会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在開発中の会計基準に関する今後の計画（平成29年10月31日企業会計基準委員会） <p>修正国際基準（検討状況及び今後の計画）</p> <p>IFRS16号「リース」に関するエンドースメント手続を開始しているが、現時点において、開発の目標時期は特に定めていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 修正国際基準公開草案第5号「『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』の改正案」の公表 <p>2017年6月30日までにIASBにより公表された会計基準等のうち、IFRS9号（2014年）における改正点およびその他2018年1月1日以後に発効する会計基準等（ただし、IFRS16号「リース」およびIFRS17号「保険契約」を除く。）のエンドースメント手続を行い、本公開草案を公表した。</p> |
| 第39回 | 11月20日（月） | 作業部会 |
| 第374回 | 12月5日（火） | 企業会計基準委員会・IFRS第16号「リース」のエンドースメント手続 |
| 第375回 | 12月20日（水） | <p>企業会計基準委員会・リース会計専門委員会における検討項目</p> <p>リース会計専門委員会では今後取り扱う項目として、IFRSのエンドースメント手続、日本基準の開発における今後の取組みおよびIFRS16号の適用上の課題に関連する活動について説明、審議の結果、同専門委員会におけるIFRSのエンドースメント手続の検討後、日本基準の開発に関する取組みを行うことが了承された。</p> |
| 第40回 | 12月22日（金） | 作業部会 |
| 第376回 | 2018年（平成30年） 1月11日（木） | 企業会計基準委員会・IFRS第16号「リース」のエンドースメント手続 |
| 第41回 | 1月19日（金） | 作業部会 |
| 第377回 | 1月25日（木） | 企業会計基準委員会・IFRS第16号「リース」等のエンドースメント手続における論点の検討 |
| 第76回 | 2月5日（月） | リース会計専門委員会（以下「専門委」という）・IFRS第16号の概要 |
| 第32回 | 3月8日（木） | <p>基準諮問会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業会計基準委員会の活動状況 <p>日本基準の開発 現在の開発状況</p> <p>今後、リースについて議論を開始することを予定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業会計基準委員会の最近の活動状況について <p>今後、金融商品やリースの基準開発にあたっては、どのようにすれば投資家と作成者のベター・コミュニケーションが図れるのかという点や、日本の実情や考え方を考慮して検討していただきたい。</p> <p>今後の金融商品やリースの基準開発においても連結財務諸表と単体財務諸表における取扱いの一致が基本方針になると考えて良いか確認した</p> |

| | | |
|-------|------------|---|
| | | い。 |
| 第42回 | 3月12日 (月) | 作業部会 |
| 第381回 | 3月26日 (月) | 企業会計基準委員会・IFRS第16号「リース」等のエンドースメント手続 コメント募集案の形式にした事務局の評価、修正国際基準公開草案第 5号「『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会 計基準によって構成される会計基準）』の改正案」に寄せられたコメン トへの対応、次回以降の委員会において改正修正国際基準の公表承認に 関する審議を行いたい旨 |
| 第43回 | 4月23日 (月) | 作業部会 |
| 第383回 | 4月26日 (木) | 企業会計基準委員会・IFRS第16号「リース」等のエンドースメント手続 |
| 第384回 | 5月11日 (金) | 企業会計基準委員会・IFRS第16号「リース」等のエンドースメント手続 |
| 第385回 | 5月24日 (木) | 企業会計基準委員会・IFRS第16号「リース」等のエンドースメント手続 |
| 第78回 | 6月8日 (金) | 専門委 ・我が国におけるリースに関する会計基準の開発に向けた検討を開始 |
| 第387回 | 6月21日 (木) | 企業会計基準委員会・リース会計に関する検討 我が国におけるリースに関する会計基準の開発についての予備的分析及 び議論の進め方 |
| 第79回 | 6月26日 (火) | 専門委 |
| 第388回 | 7月6日 (金) | 企業会計基準委員会・リース会計に関する検討 「我が国におけるリースに関する会計基準の開発についての予備的分 析」に関連する論点 |
| 第80回 | 7月20日 (金) | 専門委 |
| 第33回 | 7月23日 (月) | 基準諮問会議 ・企業会計基準委員会の活動状況 日本基準の開発 現在の開発状況 リースについては、我が国における会計基準の改訂に向けた検討に着 手するか否かについて、2018年6月より審議を行っている。 修正国際基準の開発 IFRS16号「リース」に関するエンドースメント手続を実施し、2018年 6月18日に修正国際基準公開草案第6号「『修正国際基準（国際会計基準 と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基 準）』の改正案」を公表した。 ・企業会計基準委員会の最近の活動状況について 金額的に重要性のあるリース債務の会計処理について国際的に整合を 図る必要性は理解しているが、事業規模が大きい企業や多額のリース 取引を行っていない企業についても網羅的に対応する必要があるかは 疑問がある。金額的重要性の観点および日本のリース取引の実態を念頭 に置いたうえで検討を進めていただきたい。 収益認識のような重要な項目については国際的な会計基準と整合を図 る必要があることは理解しているが、例えばリースや金融商品について は日本基準の方が優れている部分もあると考えており、日本基準を国際 的に整合性のあるものとするための取組みにあたっては、高品質な会計 基準となることという要素も念頭に置いて検討することが重要と考える。 |
| 第389回 | 7月24日 (火) | 企業会計基準委員会・リース会計に関する検討 「我が国におけるリースに関する会計基準の開発についての予備的分 析」に関連する論点 |
| 第81回 | 8月23日 (木) | 専門委 |
| 第391回 | 8月27日 (月) | 企業会計基準委員会・リース会計に関する検討 IFRS第16号の早期適用企業の財務諸表の影響分析、リース期間、リース とサービスの差異及び未履行契約との関係 |
| 第82回 | 9月6日 (木) | 専門委 |
| 第392回 | 9月12日 (水) | 企業会計基準委員会・リース会計に関する検討 財務諸表利用者（セルサイド・アナリスト、クレジット・アナリスト） への意見聴取及び質疑応答の状況、格付機関におけるリース会計に関す る財務諸表の調整 |
| 第44回 | 10月10日 (水) | 作業部会 |
| 第83回 | 10月15日 (月) | 専門委 |
| 第395回 | 10月25日 (木) | 企業会計基準委員会 ・修正国際基準公開草案第6号（IFRS第16号「リース」等を対象とするエン ドースメント手続による修正国際基準の改正案）に寄せられたコメント |

| | | |
|-------|------------|---|
| | | への対応 |
| 第84回 | 11月6日 (火) | 専門委 |
| 第45回 | 11月8日 (木) | 作業部会 |
| 第396回 | 11月9日 (金) | 企業会計基準委員会 <ul style="list-style-type: none"> 修正国際基準公開草案第6号 (IFRS第16号「リース」等を対象とするエンドースメント手続による修正国際基準の改正案) に寄せられたコメントへの対応 リース会計に関する検討 会計基準の開発に着手するか否かを判断する上で考慮すべき事項の分析及び他に検討すべき事項の有無 |
| 第34回 | 11月12日 (月) | 基準諮問会議 <ul style="list-style-type: none"> 企業会計基準委員会の活動状況 日本基準の開発 現在の開発状況 (4) リース 日本における会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かについて、2018年6月より審議を行っている。 修正国際基準の開発 IFRS16号「リース」に関するエンドースメント手続を実施し、2018年6月18日に修正国際基準公開草案6号「『修正国際基準 (国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)』の改正案」を公表した。2018年9月7日にコメントを締め切っており、現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応を検討している。 <ul style="list-style-type: none"> 企業会計基準委員会の最近の活動状況について 日本におけるリースに関する会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かについて、仮に会計基準を改訂した場合には、財務諸表に影響があまり出ないような事業規模の大きくない企業や多額のリース取引を行っていない企業にとっても、ある程度の実務上の対応が必要となるため、このような会社におけるリース取引の実態を念頭に置いたうえで慎重に議論を進めてほしい。 リースに係る資産および負債の認識の検討においては、資産および負債の過小計上に関する議論だけでなく、資産および負債として認識する必要のないものまで過大に計上することがないように進めてほしい。 |
| 第398回 | 12月13日 (木) | 企業会計基準委員会 <ul style="list-style-type: none"> 修正国際基準公開草案第6号 (IFRS第16号「リース」等を対象とするエンドースメント手続による修正国際基準の改正案) に寄せられたコメントへの対応 次回以降の委員会において改正修正国際基準の公表承認に関する審議を行いたい旨 |
| 第399回 | 12月26日 (水) | 企業会計基準委員会 <ul style="list-style-type: none"> 改正「修正国際基準 (国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」【公表議決】 説明・審議・採決の結果、字句等の修正は委員長に一任することを前提に、出席委員全員の賛成をもって公表することを承認 リース会計に関する検討 延長又は解約オプション対象期間のリース負債、賃貸借契約に関する法律上の取扱いと使用権資産及びリース負債の認識との関係 |
| | 12月27日 (木) | 企業会計基準委員会 <ul style="list-style-type: none"> 改正「修正国際基準 (国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」の公表 「当委員会は、国際会計基準審議会 (IASB) により公表された会計基準及び解釈指針 (以下、会計基準及び解釈指針を合わせて「会計基準等」という。) についてエンドースメント手続を実施し、「修正国際基準 (国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」 (以下「修正国際基準」という。) を公表しております。直近の修正国際基準の改正 (2018年4月11日公表) により、2017年6月30日までにIASBにより公表された会計基準等 (ただし、IFRS第16号「リース」 (以下「IFRS第16号」という。) 及びIFRS第17号「保険契約」を除く。) についてエンドースメント手続が終了しています。 今般、当委員会では、IFRS第16号及び2017年7月1日から同年12月31日までの間にIASBにより公表された会計基準等を対象としてエンドースメント手続を実施しており、2018年12月26日に開催した第399回企業会計基準委員会において、標記の改正「修正国際基準 (国際会計基準と企業会 |

| | | |
|-------|--------------------------|--|
| | | 計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」（以下「改正修正国際基準」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。 改正修正国際基準につきましては、2018年6月18日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会に寄せられたコメントを検討したうえで公表するに至ったものです」 |
| 第401回 | 2019年(平成31年) 1月24日(木) | 企業会計基準委員会・リース会計に関する検討 我が国におけるリースに関する会計基準の開発(改正)に着手するか否かの検討 |
| 第35回 | 3月7日(木) | 基準諮問会議 ・企業会計基準委員会の活動状況 日本基準の開発 現在の開発状況 (4) リース 日本における会計基準の開発(改正)に向けた検討に着手するか否かについて、2018年6月より審議を行っている。 ・企業会計基準委員会の最近の活動状況について リース会計については昨年から議論を重ねており、リース会計基準の開発に着手するかどうかの結論を出す時期にあると考えている。その際、リース取引には様々な形態があり、また、各国においてその内容にも違いがあるため、仮に会計基準の開発に着手する場合には、リース取引の実態や日本の実情を踏まえた検討を行っていただきたいと考える。 リースに係る負債の認識の検討においては、負債の過小計上に関する議論だけでなく、負債として認識する必要のないものまで過大に計上することがないように慎重に検討を進めていただきたい。 |
| 第404回 | 3月8日(金) | 企業会計基準委員会・リース会計に関する検討 我が国におけるリースに関する会計基準の開発に着手するか否かの検討に関する事務局の提案 |
| 第405回 | 3月22日(金) | 企業会計基準委員会・リース会計に関する検討 すべてのリースについて資産及び負債を認識する会計基準の開発に着手することを了承 |
| 第85回 | 4月23日(火) | 専門委 |
| 第408回 | 2019年(令和元年) 5月13日(月) | 企業会計基準委員会・リース会計に関する検討 借手の費用配分のあり方、国際的な会計基準との整合性を図る程度及び連結財務諸表と単体財務諸表の関係 |
| 第86回 | 5月20日(月) | 専門委 |
| 第409回 | 5月28日(火) | 企業会計基準委員会・リース会計に関する検討 参考人聴取(公益社団法人リース事業協会が実施した「わが国リース会計基準に関するアンケート調査」に関する報告)及びこれに関する質疑並びに重要性に関する定め |
| 第87回 | 6月10日(月) | 専門委 |
| 第411回 | 6月27日(木) | 企業会計基準委員会・リース会計に関する検討 参考人聴取(一般社団法人日本船主協会)の報告及びリースの定義及び識別等に関する定め |
| 第36回 | 7月23日(火) | 基準諮問会議 ・企業会計基準委員会の最近の活動状況について リース会計について、実務対応報告18号により、日本基準の連結財務諸表の中で、国際的なリース会計基準の影響が出ることとなっているため、財務諸表利用者の理解が難しいものとなると認識している。そのため、日本基準についてもできるだけ早く開発を行うことが望ましいと考える。 リース会計基準については、米国会計基準や国際会計基準について、実務への適用が難しいという話があり、基準開発にあたっては具体的な適用に関する課題という論点や、そうした課題も踏まえたうえで単体財務諸表への適用の必要性と言った論点についても、留意して検討していただきたい。 ・企業会計基準委員会の活動状況 日本基準の開発 現在の開発状況 (4) リース 2019年3月に、すべてのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に着手することを決定した。現在、以下の項目について審議を行っており(④は未了)、関連する団体の参考人聴取も行っている。①費用配分のあり方、②仮にIFRS16号との整合性を図る場合その整合性の程度、③サービスに関してリースの対象とする取引の範囲、④延長オプションがある場合の比較可能性を担保 |

| | | |
|-------|-------------------------|--|
| | | する方策、⑤重要性に関する定め、⑥連結財務諸表と単体財務諸表の関係 |
| 第88回 | 8月21日（水） | 専門委 |
| 第415回 | 8月26日（月） | 企業会計基準委員会・リース会計に関する検討 参考人聴取（日本チェーンストア協会）の報告及びリース期間の定め |
| 第89回 | 10月8日（火） | 専門委 |
| 第419回 | 10月25日（金） | 企業会計基準委員会・リース会計に関する検討 参考人聴取（不動産協会）の報告並びにIFRS第16号、Topic842、我が国のリース会計基準及び同適用指針における不動産（土地及び建物）に関する内容 |
| 第90回 | 10月30日（水） | 専門委 |
| 第420回 | 11月8日（金） | 企業会計基準委員会・リース会計に関する検討 参考人聴取（公益財団法人日本賃貸住宅管理協会サブリース事業者協議会）の報告並びにIFRS第16号、Topic842、我が国のリース会計基準及び同適用指針におけるサブリース及びセール・アンド・リースバック取引に関する内容 |
| 第37回 | 11月22日（金） | 基準諮問会議・テーマ提言について 第37回基準諮問会議（今回）における提案 実務対応レベル[日本公認会計士協会]リース業における割賦販売取引の会計処理（リース業における割賦販売取引の取扱いは、現在企業会計基準委員会で進めているリースの会計処理に含めて検討することを、企業会計基準委員会に依頼してはどうか。） 日本公認会計士協会より新規テーマとして提案された「リース業における割賦販売取引の会計処理」について、企業会計基準委員会で今後検討する予定であるリースに関する会計基準におけるリースの貸手の会計処理の検討に含めて検討するよう依頼する事務局の対応案が説明された。続いて、提案者である日本公認会計士協会の常務理事（基準諮問会議委員）より、提案理由について説明がなされた。 事務局からの提案について、基準諮問会議の委員より「今回の依頼の主な論点が、リース業における「金融型割賦」における会計処理の検討という前提であれば、企業会計基準委員会に対して依頼を行うとする提案に賛成」と意見が出された。 事務局の対応案どおりに日本公認会計士協会より新規テーマとして提案された「リース業における割賦販売取引の会計処理」について、企業会計基準委員会で今後検討する予定であるリースに関する会計基準におけるリースの貸手の会計処理の検討に含めて検討するよう企業会計基準委員会に依頼する旨の発言がなされた。 詳細は、資料（1）-3新規テーマの提案（リース）を参照。 |
| 第91回 | 2020年（令和2年） 1月27日（月） | 専門委 |
| 第425回 | 2月12日（水） | 企業会計基準委員会・リースに関する会計基準の開発 我が国においてすべてのリースについて資産及び負債を認識するリース会計基準の改正に関する基本的な方針の検討 |
| 第92回 | 2月21日（金） | 専門委 |
| 第427回 | 3月11日（水） | 企業会計基準委員会・リースに関する会計基準の開発 わが国におけるリースに関する会計基準について、IFRS第16号と整合性を図る程度に関連して、検討のためのイメージ |
| 第38回 | 3月12日（木） | 基準諮問会議 ・テーマ提言について 過去に審議を行ったが提言に至らなかったテーマ （実務対応レベル）契約に含まれるリース取引（第16回基準諮問会議提案） ・企業会計基準委員会の最近の活動状況について リース会計基準において、サービスに関してリースの対象とする取引の範囲や延長オプションの考え方については、海運業や小売業等で特に影響が大きい論点である。資産および負債の過小計上のみではなく過大計上についても配慮して検討をお願いしたい。 リース会計基準の開発については、IFRSと米国会計基準では既に新基準の適用が開始されている点を考慮すると、日本基準の開発はスピード感を持って行っていただきたい。 例えばIFRS任意適用企業における個別財務諸表へのIFRS適用について検討を行うことや、今後開発されるリース会計基準について、当面の対 |

| | | |
|-------|-----------|--|
| | | <p>応として連結財務諸表への先行適用を検討するなどの方法もあると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業会計基準委員会の活動状況（企業会計基準委員会からの報告）日本基準の開発 現在の開発状況 リース <ul style="list-style-type: none"> 2019年3月に、すべてのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に着手することを決定した。合わせて、リースの貸手の収益認識に関する会計処理（リース業における割賦販売取引の会計処理を含む。）について検討することを予定している。 これまで、リース会計専門委員会において、関連する団体の参考人聴取を行った後、リース会計基準改正に関する基本的な方針について検討を開始している。 |
| 第93回 | 6月29日（月） | 専門委 |
| 第437回 | 7月13日（月） | 企業会計基準委員会・リースに関する会計基準の開発 ファイナンス・リース取引の貸手の会計処理及びリース業における割賦販売取引の会計処理 |
| 第94回 | 7月20日（月） | 専門委・リースの定義 |
| 第39回 | 7月27日（月） | <p>基準諮問会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本基準の開発 リース <ul style="list-style-type: none"> 2019年3月に、すべてのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に着手することを決定した 2020年2月の企業会計基準委員会において、以下の方向性の提案を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> IFRS第16号の単一モデルを基礎として検討を進める。 IFRS第16号のすべての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指す。 その上で、比較可能性を大きく損なわせない範囲で代替的な取扱いを定める、ないし、経過的な措置を定めるなど、実務に配慮した方策を検討する。 基準開発の方法としては、借手と貸手で齟齬が生じないように、借手のための新しい基準を開発するのではなく、現行のリース会計基準を改正する。（以上、第40回においても同様。） 2020年3月の企業会計基準委員会において、現在のリース会計基準を改正する場合のイメージをお示しし、具体的な論点を識別している。2020年7月の企業会計基準委員会より、具体的な論点の検討を開始している。 企業会計基準委員会の最近の活動状況について <ul style="list-style-type: none"> リースについては、延長オプションの見積りなどによって資産および負債の計上額が大きく変わるが、投資家は過大計上も過少計上も望んでいないため、適切な残高が計上されるように配慮して頂きたい。 リースに関して、使用権モデルを単体財務諸表で採用することは色々な問題が生じる可能性があり、国際的な比較可能性の面では連結財務諸表のみ優先的に採用する考え方もあるのではないかと。また、IFRS16号では重要性の定めが少ないが、日本基準では現状の規定も踏まえて検討して頂きたい。 |
| 第438回 | 7月29日（水） | 企業会計基準委員会・リースに関する会計基準の開発 リースの定義及び所有権移転ファイナンス・リースの取扱い |
| 第439回 | 8月13日（木） | 企業会計基準委員会・リースに関する会計基準の開発 リース期間 |
| 第95回 | 11月2日（月） | 専門委 |
| 第40回 | 11月12日（木） | <p>基準諮問会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本基準の開発 リース <ul style="list-style-type: none"> 2020年7月の企業会計基準委員会より、リースの定義および所有権移転ファイナンス・リースの取扱い、リース期間、リースの識別についての審議を行っている。 企業会計基準委員会の最近の活動状況について <ul style="list-style-type: none"> 日本基準の開発 リース <ul style="list-style-type: none"> 海運業にIFRS適用会社がないのは、リースにおける定期傭船契約の解釈に不透明感があるからではないかと。裸傭船と同様に負債計上する会計処理を行う場合、巨額の負債が計上され実態を表わさないのではないかと。不動産などの賃貸借に関して、連結財務諸表では国際的な会計基準と |

| | | |
|-------|-------------------------|--|
| | | 整合させるべきと考えるが、個別財務諸表については国によって法律や契約などの実務も異なるため、配慮が必要と考える。IFRSを任意適用している企業においては、IFRS16号を適用して2年目になるが、IFRS16号の定めを個別財務諸表に用いるニーズがあるか、現状において調べてもよいのではないかと。 |
| 第446回 | 11月19日（木） | 企業会計基準委員会・リースに関する会計基準の開発 リースの識別 |
| 第96回 | 11月26日（木） | 専門委 |
| 第447回 | 12月3日（木） | 企業会計基準委員会・リースに関する会計基準の開発 サブリース |
| 第449回 | 2021年（令和3年） 1月15日（金） | 企業会計基準委員会・リースに関する会計基準の開発 セール・アンド・リースバック |
| 第97回 | 2月2日（火） | 専門委 |

〔注〕

¹¹⁰来栖三朗『契約法』有斐閣（1974年）295頁。

¹¹¹梶村太市・深澤利一・石田賢一『リース契約法』青林書院（2001年）9頁。

¹¹²リース契約について、賃貸借という典型契約ではなく、リース契約という特殊な契約（金融的性格を帯びた無名契約）とする見解も存する。松田安正『リースの理論と実務』商事法務研究会（1984年）122-123頁。

¹¹³井上雅彦『リースの会計・税務』日本経済新聞出版社（2008年）12-13頁。

¹¹⁴他に、未履行契約は、企業会計上、会計処理の対象となる取引とはみなせないことなどが考えられる。斎藤・前掲（注38）49-50頁。

¹¹⁵通常ユーザーはリース期間の中途解約ができず、解約する場合には規定損害金の支払い義務を負うため、ユーザーはリース料総額に相当する確定債務に近い義務を負っていると考えられるが、賃貸借処理では未経過リース期間に対応するリース債務は未履行期間に係る将来の債務であるからユーザーの貸借対照表には計上されないことに対して、リース債務は重要な情報であるため適切に開示する必要がある。井上・前掲（注113）14頁。

¹¹⁶ユーザーにとって固定資産の購入とリースの利用では経済的便益やリスクは実質的に変わらないにもかかわらず、購入ではオンバランスである一方、リースではオフバランスとなり、財務情報に偏りが生じ企業間の財務比率等の比較可能性が損なわれることに対して、購入と同様の会計処理を行い財務諸表の比較可能性を確保する必要がある。井上・前掲（注113）15頁。

¹¹⁷こうした指摘は中間報告でもされている。また、リース会計基準の「結論の背景」・「経緯」において、リース会計基準30項「…前略…改正前会計基準では、ファイナンス・リース取引のうち所有権移転外ファイナンス・リース取引については、一定の注記を要件として通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理（以下「例外処理」という。）を採用することを認めてきた。現状では大半の企業において、この例外処理が採用されている」、同31項「…前略…この例外処理の再検討について、平成13年11月にテーマ協議会から提言を受け、平成14年7月より審議を開始した。改正前会計基準に対する当委員会の問題意識は、主として次の点であった。(1) 会計上の情報開示の観点からは、ファイナンス・リース取引については、借手において資産及び負債を認識する必要がある。特に、いわゆるレンタルと異なり、使用の有無にかかわらず借手はリース料の支払義務を負い、キャッシュ・フローは固定されているため、借手は債務を計上すべきである。(2) 本来、代替的な処理が認められるのは、異なった経済的実態に異なる会計処理を適用することで、事実をより適切に伝えられる場合であるが、例外処理がほぼすべてを占める現状は、会計基準の趣旨を否定するような特異な状況であり、早急に是正される必要がある」と問題点が整理された。なお、同32項で「審議の過程では、主として、我が国のリース取引は資金を融通する金融ではなく物を融通する物融であり、諸外国のファイナンス・リースと異なり賃貸借としての性質が強いことを理由とし、例外処理を存続すべきとの意見も表明された。また、リース契約を通じたビジネスの手法が確定決算主義をとる税制と密接に関係してきたため、会計上の情報開示の観点のみでは結論を得ることが難しい課題であった」とまとめられている。

¹¹⁸例えば、①所有権移転条項基準について、リース契約に所有権の自動移転を明記しない、②割安購入選択権基準について、リース契約に明確な割安購入選択権の形での契約条項ではなく、リース終了時点の時価として、リース開始時に見積られる適正価格、すなわち公正価値での購入選択権を認める程度の特約と

することで「割安」の判断が難しい契約とする、③現在価値基準について、リース契約に貸手が容認できる範囲で最小限に抑えられた借手による残価保証を設定するか、リース契約で内在する金利を借手が算出できないようにすることで、最低リース支払額の現在価値が、リース資産の公正市場価値の90%未満になるように設定する、④経済的耐用年数基準について、リース契約に原契約期間終了時のリース契約の継続を認める特約、更新選択権が必ずしもなされるわけではないと考えられるようなオプションを認めることで、リース期間を見積経済的耐用年数の75%以下に設定する。佐藤・角ヶ谷・前掲（注1）205-206頁。

¹¹⁹佐藤・角ヶ谷・前掲（注1）49頁。

¹²⁰茅根稔「リース会計基準の行方」会計161巻1号（2002年）14頁。

¹²¹「リース基準、市場揺らす」日本経済新聞2019年3月19日朝刊20面。

**リースの会計基準見直しで
負債が増える主な企業**

（単位億円。直近の有価証券報告書に注記がある借手手のオペレーティングリース料ベース）

| 企業名 | 簿外のリース債務 | 現在の負債総額 |
|--------|----------|---------|
| 東建コーポ | 23,533 | 1,010 |
| 大東建託 | 23,050 | 5,459 |
| イオン | 13,594 | 75,360 |
| セブン&アイ | 6,087 | 29,196 |
| 大和ハウス | 5,523 | 25,216 |
| 東急不HD | 3,608 | 17,014 |
| レオパレス | 3,566 | 1,778 |
| 三井不動産 | 3,488 | 40,135 |
| 商船三井 | 2,905 | 15,975 |
| ANAHD | 2,884 | 15,619 |
| パーク24 | 2,457 | 1,883 |
| 日本郵船 | 2,097 | 14,837 |
| 日本通運 | 1,803 | 9,705 |
| 川崎汽船 | 1,579 | 7,986 |
| DCM | 1,543 | 2,197 |
| 学研HD | 1,369 | 592 |
| 三菱地所 | 1,198 | 39,246 |
| 良品計画 | 1,016 | 638 |
| SGHD | 981 | 3,524 |
| ヤマダ電機 | 961 | 5,868 |

（注）日本経済新聞2019年3月9日朝刊13面

¹²²2019年（平成31年）3月8日「…前略…影響は不動産や小売業、物流、海運など多方面に及ぶ。海運では船舶、空運では航空機材でリースを多く活用する。物流の倉庫もリース物件が多い。賃貸物件をオーナーから借り上げ、賃料保証するビジネスモデルのレオパレス21や大東建託では新たに多額の資産と負債の計上が必要になる。あくまで会計処理上の問題だが、経営目標として総資産利益率（ROA）などを掲げる企業の数値悪化が投資家の判断に影響する可能性はある。財務基盤の弱い会社にとって有利子負債額の増加は重荷だ。現行の日本基準で支払いリース料は損益計算書上の費用だが、バランスシートには記載せず有価証券報告書に注記の形で載せている。日本経済新聞社が約1250社の注記を集計した結果、合計額は約17兆円に達した。既に計上が決まったIFRSや米国基準を使う企業分も含めると計25兆円弱。日本の上場企業の資産が2%膨らむ規模だ。リース業界への影響も大きい。代金を経費に計上するだけの簡便な会計処理は手軽なリースのメリットの一つだった。購入に比べ初期費用を抑えられるメリットは変わらないが、資産計上して毎年減価償却の処理をする手間が生じる。「オフバランスという利点が薄まれば、リース設備を利用して企業が投資する意欲が弱まる」との声もくすぶる…後略…」と取り上げられている。

翌9日には「…前略…個別企業にそれぞれどの程度の影響があるか。日本経済新聞は、有価証券報告書の注記でオペリース残高（借手手の未経過リース料の残高）を開示している約1250社の数値から推計した。オペリースの残高が大きい企業の中で目立つのは不動産業だ。中でも「サブリース」を手掛ける企業の残高が大きい。サブリース業者は地主からアパートの建築を受注し、完成後は地主から一括で借り上げて入居者に転貸している。アパートのオーナーに固定で一定期間支払う賃借料がオペリースの扱いとなり、現在は簿外になっている。全国で108万戸のアパートを管理する大東建託は、2018年3月期末で約2兆3000億円のオペリース残高を抱える。仮にバランスシートに全額反映した場合は10%強だったROA（純利益ベース）が3%を下回る可能性がある。同業大手の大和ハウス工業やレオパレス21、東建コーポレーションも同様の影響が出るとみられる。…中略…店舗などをオペリースで利用している小売りが多いのも特徴だ。

| | ROAの低下幅 |
|--------|-----------|
| 大東建 | ▲11.4ポイント |
| ライクKN | ▲6.6 |
| エイチーム | ▲5.3 |
| グリーンズ | ▲5.0 |
| ライク | ▲4.1 |
| パーク24 | ▲3.6 |
| ラウンドワン | ▲3.5 |
| エコス | ▲2.6 |
| ファイズ | ▲2.5 |
| FJネクスト | ▲2.3 |

（注）ROAの低下幅は大和証券の試算値、▲は下落

日本経済新聞2019年3月19日朝刊20面

イオンは主に総合スーパーや商業施設「イオンモール」の土地や建物が対象で、オペリースの残高は約1兆3600億円。セブン&アイ・ホールディングスは約6100億円で、コンビニエンスストアの土地や建物などでオペリースを利用している。金額が多い企業には、船舶などをリースで使う商船三井や日本郵船などの海運、航空機材などのANAホールディングスなどの空運も含まれる…後略…」と連日記事になっていた。

¹²³「日本のリース会計見直し／定期用船の取り扱い注目。IFRSは資産・負債計上」日本海事新聞2019年4月18日1面。

¹²⁴2019年(平成31年)3月11日の記事においても「日本のリース会計基準の見直し議論が始まったことで、邦船社の貸借対照表に定期用船(TC)が資産・負債計上(オンバランス化)される可能性が出てきた。海運大手の運航船は7割前後を定期用船が占めており、オンバランス化されれば、総資産利益率(ROA)などの財務指標の悪化が避けられない。事業活動では、船主との定期用船の短期化が進む可能性がある。…中略…従来の会計基準は、裸用船契約(BBC)などの「ファイナンスリース」をオンバランス扱い、定期用船などの「オペレーティングリース」をオフバランス(簿外)扱いとしてきた。…中略…有価証券報告書には借り手側でのオペレーティングリースの未経過リース料(期間1年超の解約不能のもの)として昨年3月末時点で日本郵船2097億円、商船三井2905億円、川崎汽船1579億円を開示しているが、定期用船料は含まれていない」と定期用船への影響を危惧している。

¹²⁵これに対して、同じくリース取引を売買取引として捉えながらも、単なる譲渡取引と見ることもできる。すなわち、事業活動としての売買取引ではないものとする。リース取引におけるリース物件は、メーカーからリース会社(貸手)へ、さらにリース会社からユーザー(借手)へと2段階にわたって移動するが、実際は、リース会社を素通りし、メーカーからユーザーへ直接移動することが多い。したがって、リース会社は、借手のためにメーカーからリース物件を購入し、その購入代金を支払い、当該リース物件をユーザーに利用させることで利用料としてのリース料を受け取る。

¹²⁶佐藤・角ヶ谷・前掲(注1)9頁。

¹²⁷佐藤・角ヶ谷・前掲(注1)10-11頁。

¹²⁸佐藤・角ヶ谷・前掲(注1)14頁。

¹²⁹佐藤・角ヶ谷・前掲(注1)11頁。

¹³⁰佐藤・角ヶ谷・前掲(注1)15頁。

¹³¹売買取引説との違いは、特に貸手において、取引の中心的意図が借手に対する資金の貸付にあるので、当該取引においては通常の商製品売買における販売益部分を含まない形でリース料設定が行われているということである。リース物件の維持管理や通常の保守等のサービス部分は無視されることになる。貸手では財務収益としての受取利息のみ、借手においては財務費用としての支払利息のみの発生が想定される。

¹³²佐藤・角ヶ谷・前掲(注1)11-12頁。

¹³³佐藤・角ヶ谷・前掲(注1)16頁。

¹³⁴佐藤・角ヶ谷・前掲(注1)12頁。

¹³⁵佐藤・角ヶ谷・前掲(注1)17頁。

¹³⁶佐藤・角ヶ谷・前掲(注1)13頁。

¹³⁷リース業界の見解は、リースという行為内容に関しては形式も実質も乖離しておらず、「賃貸借性」という点で両者は整合しているもので、割賦購入資産との同質性は認められないとするものである。しかしその趣旨からすれば、賃貸借処理を原則として、売買処理を例外処理とするほうが論理的整合性があるといえよう。…中略…そこには会計の論理では説明できない利害調整の問題が見え隠れする。茅根・前掲(注27)14頁。

¹³⁸佐藤・角ヶ谷・前掲(注1)24頁。

¹³⁹賃貸借契約(または賃貸借類似契約)、実質金融契約、実質割賦販売契約、さらには使用权(利用権)設定契約など多様な解釈がある。わが国でも、ファイナンス・リース契約が法律上明文化されていない状況では、実質金融契約あるいは所有権留保割賦販売契約と断定することもできず、また賃貸借契約を否定する客観的証拠もない。問題の本質は、ファイナンス・リースの経済的実質の捉え方が根本的に異なることである。リースの経済的実質は、取得面から見た割賦購入資産との同質性に求めている。リース物件の使用収益が自己所有の場合と大きな違いがなければ、そこから得られる経済的便益であるキャッシュインフローは売買の場合と同程度と考えられる。また、リースが解約不能であれば、リース料の支払義務は借入金や未払金と同程度の強制力や拘束力を持ち、その金額が物件の購入価額と概ね等しいならば、キャッシュアウトフローは売買と変わらないことになる。つまり、「売ったと同様」、「買ったと同様」という論理である。茅根・前掲(注27)13-14頁。

¹⁴⁰加藤・前掲(注52)117頁。

¹⁴¹従来のリース資産のオンバランスは、割賦購入資産に貸借対照表能力が認められている以上、リース資産に対しても貸借対照表能力が認められて然るべきであるとする「割賦購入との整合性」に基づいて正当化されていた。角ヶ谷典幸「リース」『スタンダードテキスト財務会計論Ⅱ』中央経済社(2008年)109-110頁。

リース、レンタル、割賦購入の比較

| | リース | レンタル | 割賦購入 |
|---------------|--------------------------|-------------------------|---------------------|
| 対象物件 | 機械・設備 | 機械・設備・耐久消費財 (汎用品に限る) | 機械・設備 |
| 契約期間 | 比較的長期 | 短期 (時間・日・週単位) | 比較的長期 (3年程度が多い) |
| 料金 | 期間により異なる (再リース料は安い) | 一定 | 期間により異なる (繰上返済可) |
| 物件の維持 保守修繕 | 借手 | 貸手 | 買主 |
| 在庫 | ユーザーの仕様により調達 | 一定の在庫保有 | 販売方法による |
| 利用者 | 主に法人 | 法人、個人 | 法人、個人 |
| 目的 | 事業用機械・設備の導入 | 一時的使用 | 機械・設備の調達 |
| 中途解約 | 契約による | 可能 | 不可能 |
| 所有権 | 貸手 (契約によりリース期間終了後に借手) | 貸手 | 買主 |

(注) 宮内義彦『リースの知識<第9版>』66頁の図表を参考に筆者が加筆修正。

¹⁴² 嶺輝子「リース会計の問題点—特に、リースの貸借対照表能力について—」会計122巻5号(1982年)71頁。

¹⁴³ 佐藤・角ヶ谷・前掲(注1)200頁。

¹⁴⁴ 佐藤・角ヶ谷・前掲(注1)49頁。

¹⁴⁵ 財務諸表の質的な特徴の一つである信頼性に関わる特質であり、取引の実質と形式に乖離が生ずる場合には、当該活動をより忠実に表現するように、取引事象について法的形式よりもその経済的実質を優先すべきことを意味するものである。茅根・前掲(注27)2頁。

¹⁴⁶ ファイナンス・リース取引のケースはこれに該当し、法形式上は賃貸借契約の特質をもち、賃借人はリース期間において法的所有権を取得していないが、その経済的実質は資産の割賦購入取引と見なす論理である。その判断基準が、リース物件という「物」に焦点を当て、それに付随するリスクと経済価値の(実質的な)全部移転を前提とする「リスク・経済価値アプローチ」である。そして、それは「解約不能」と「フルペイアウト」というファイナンス・リースの2つの要件を、同時に満たす場合に生じるとしている。茅根・前掲(注27)2頁。

¹⁴⁷ リスク・経済価値アプローチとは、資産の所有に伴うリスクと便益を実質的にすべて借手に移転するリース取引については、所有権の移転がなくともリース物件の取得取引と同視し、当該リース取引によって取得するリース物件およびリース料の支払義務を借手の貸借対照表において認識する考え方をさす。菱山淳「リース契約の認識モデルの検討」笠井昭次先生古稀記念論作集編集委員会『笠井昭次先生古稀記念論作集第2巻笠井昭次先生古稀記念論文集』慶應義塾大学出版会(2009年)229-230頁。

¹⁴⁸ 長東航「会計における法的形式と経済的実質—リース契約を検討の題材として—」福岡大学商学論叢60巻4号(2016年)14頁。

¹⁴⁹ 平成29年5月26日、民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)が成立した(同年6月2日公布)。民法のうち債権関係の規定(契約等)は、1896年(明治29年)に民法が制定された後、約120年間ほとんど改正がされていなかった。今回の改正は、民法のうち債権関係の規定について、取引社会を支える最も基本的な法的基礎である契約に関する規定を中心に、社会・経済の変化への対応を図るための見直しを行うとともに、民法を国民一般に分かりやすいものとする観点から実務で通用している基本的なルールを適切に明文化することとしたものであり、一部の規定を除き、2020年(令和2年)4月1日から施行されている。法務省「民法の一部を改正する法律(債権法改正)について」

(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html)

民法には、555条(売買)「売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる」、601条(賃貸借)など13種類の典型契約が規定されている。リース契約は、レシーとレッサーとの賃貸借契約と、レッサーとサプライヤーとの売買契約を組み合わせた混合契約と考えられる。

¹⁵⁰ 佐藤・角ヶ谷・前掲(注1)198頁。

¹⁵¹ 角ヶ谷・前掲(注141)91頁。

¹⁵² 伊藤進『リース・賃貸借契約論』信山社(1996年)8頁。

¹⁵³ 佐藤・角ヶ谷・前掲(注1)206頁。

¹⁵⁴ 企業会計基準委員会「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」(2006年12月28日)。

ASBJは、日本の会計基準を開発する上で、その指針となる概念フレームワークの明文化に取り組んでおり、委員会のもとに外部の研究者を中心としたワーキング・グループを組織して問題の検討を委託し、2004年(平成16年)7月には、そこで得られた結論を、討議資料『財務会計の概念フレームワーク』として公表

した。その後も、委員の間でこの討議資料に関する意見交換を行うとともに、市場関係者からの意見等も検討しつつ、会計基準の開発過程において、個別の問題に即して討議資料の有用性をテストしてきた。また、海外の基準設定主体との間でも、討議資料を素材として意見交換を続けてきた。このような過程を経て、委員会では、2006年（平成18年）5月に基本概念専門委員会を立ち上げ、将来の会計基準開発に指針を与えるとともに、会計基準の収斂に向けた国際的な議論の促進にも寄与するよう、2004年（平成16年）に公表した討議資料を出発点として概念フレームワーク明文化のための議論を積み重ねた。そして、2006年（平成18年）12月22日開催の第119回企業会計基準委員会において、その成果を公表することとした。¹⁵⁵佐藤信彦「財務会計概念フレームワークの再検討-その会計基準開発上の役割と強制力を中心にして-」會計181巻4号（2012年）449頁。

¹⁵⁶History of the Framework

| | |
|----------------|---|
| April 1989 | Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements (the Framework) was approved by the IASC Board |
| July 1989 | Framework was published |
| April 2001 | Framework adopted by the IASB |
| September 2010 | Conceptual Framework for Financial Reporting 2010 approved by the IASB |
| March 2018 | Conceptual Framework for Financial Reporting 2018 (the Framework) published |

(注) Deloitte (<https://www.iasplus.com/en/standards/other/framework>)

¹⁵⁷2020年（令和2年）7月16日に公開草案8号4章が公表されており削除予定。

¹⁵⁸資産負債アプローチとは、期首の純財産と期末の純財産を比較し、特定期間における純財産の変動額を算出し、その金額を利益とする考え方である。平松一夫『財務諸表論〔第2版〕』東京経済情報出版（2008年）58頁。

¹⁵⁹佐藤・角ヶ谷・前掲（注1）207-208頁。

¹⁶⁰リース会計基準でオペレーティング・リース取引とされるものでも、解約不能（non-cancellable）の要件を充たすのであれば、借手はその権利を占有でき、義務の回避が困難であるので、ファイナンス・リース取引の権利・義務と本質的には同じであるとされる。その結果、借手の会計では、リース物件の財産使用权とリース料の支払義務に基づく資産・負債のオンバランス化が妥当性を持つ。佐藤・角ヶ谷・前掲（注1）207頁。

¹⁶¹構成要素アプローチとは、資産を各種の分割可能な構成要素からなる権利の集合体と考え、支配が他に移転した要素は中止（消滅を認識）し、保留している要素は認識を継続するものである。加藤久明「リース会計基準の改定に関する国際的な動向-IASBとFASBのディスカッション・ペーパーを中心として-」リース研究5号（2010年）52頁。

¹⁶²佐藤信彦「セール・アンド・リースバック取引-リスク移転とオフバランス化-」企業会計56巻8号（2004年）44頁。

¹⁶³角ヶ谷・前掲（注141）111-112頁。

¹⁶⁴茅根・前掲（注120）21頁。

¹⁶⁵割賦購入説、拡大割賦購入説、（財産）使用权モデル、未履行契約モデル、総資産モデルの5つに大別できる。

¹⁶⁶坂井映子「リース会計-オンバランス化の根拠と資産認識の範囲」企業会計57巻7号（2008年）95頁。

¹⁶⁷リース取引の捉え方として割賦購入説と同じ見方を採っている。割賦購入説（割賦購入取引との類似性に基づくアプローチ）では、実質優先思考に基づいて、リース取引の法的形式ではなく経済的実質が重視され、経済的実質が割賦購入であるリースや割賦購入に準ずるリースは資本化すべきとされる。つまり、リース資産は割賦購入によって取得された資産とみなされ、リース資産とこれに対応する賃借料の支払債務が負債として貸借対照表に計上される。取引の実質が割賦購入と等しいリース取引を割賦購入と同様に処理するため、最終的に借手に所有権が移転するとみられるリース取引に限り、リース資産とリース負債が認識され、費用の測定も割賦購入と同様であることが求められる。この説は、そこで用いられるリース資本化の判断基準が曖昧であり、怒意的な会計操作の可能性があると指摘される。

¹⁶⁸オンバランス化の対象となる取引の範囲は割賦購入説よりやや広く、割賦購入説でオンバランス処理が求められる取引に加え、リース料総額の現在価値がリース物件の公正価値とほぼ等しい取引およびリース期間がリース物件の経済的耐用年数の大部分を占める取引にもオンバランス処理が求められ、割賦購入説と同じ会計処理が求められる。ただし、リース物件の償却年数に関しては異なる扱いを受ける場合がある。

¹⁶⁹あるリース取引がリスクと便益を移転しないことを理由にオペレーティング・リース取引に分類され、賃貸借処理が行われる場合であっても、解約不能リースのように、借手に資産および負債の定義を満たす評価可能な権利と義務を生じさせることがあるが、拡大割賦購入説では、オペレーティング・リース取引に係る権利と義務を認識することはないため、借手の財務諸表はリース取引の状況を適切に表示し得ないことになる。

¹⁷⁰佐藤・角ヶ谷・前掲（注1）137-138頁。

¹⁷¹リース期間にわたりリース物件が借手の支配下にあることを論拠として、リース期間中の経済的便益にかかる権利およびリース期間終了時の資産の占有を資産として認識する。したがって、リース物件全体の経済的価値を資産認識することになる。このような総資産と対応すべく、リース期間中の支払にかかる債務およびリース期間終了時に資産を返却する義務を負債とする。なお、返却義務は、リース期間が短期になるにつれ、比重を増すことになる。佐藤・角ヶ谷・前掲（注1）140-141頁。

¹⁷²実際、物的資産の公正価値は、市場が整備されている限り、契約当事者の恣意性が介入する余地のない客観性および硬度に優る測定額であるといえる。佐藤・角ヶ谷・前掲（注1）144-145頁。

¹⁷³借手はリース期間にわたって当該「物件」を支配する権利を取得し同時にリース料を支払う義務とリース期間終了時にリース物件を返却する義務が発生すること、適用の簡便性や理解の容易性が論拠とされる。佐藤・角ヶ谷・前掲（注1）144、169頁。

¹⁷⁴リース期間終了時点におけるリース資産の見積公正価値をいう。リース物件の総額から支払義務相当額を差し引いた額。

¹⁷⁵借手がリース期間終了後にリース物件から派生する経済的便益に対する権利を有さないことから、リース期間終了後の権利・義務のオンバランスを否定する。佐藤・角ヶ谷・前掲（注1）142、169頁。

¹⁷⁶概念フレームワークの資産・負債の定義に基づき、レシー側において使用権と支払義務を認識する方法をいう。佐藤・角ヶ谷・前掲（注1）137頁。

¹⁷⁷使用権モデルは、リース物件の引渡しを契機に、借手がリース期間にわたり当該物件を使用する無条件の権利を有することを論拠として、使用権を資産認識し、それに対する支払義務としてリース料を負債認識する方法である。したがって、このモデルでは、リース期間終了後のリース物件にかかる権利・義務を資産・負債として認識することはない。佐藤・角ヶ谷・前掲（注1）140頁。

¹⁷⁸使用権は、所有権とは異なる。所有と同視できない大部分のリースについては、権利の資産性を否定する切捨てが存在しないことから、使用権の多寡が資産として直接的に表現される。これは、すべてのリースにおいて所有との同質性を見出す総資産モデルとは対照的である。佐藤・角ヶ谷・前掲（注1）140頁。

¹⁷⁹加藤久明「リース資本化論争の歴史的展開とSFAS No. 13の位置づけ—その論理構成を中心として—」立命館経営学38巻2号（1999年）103頁。

¹⁸⁰茅根・前掲（注120）18頁。

¹⁸¹リース物件そのものに対する資産性認識を暗黙の前提としていた割賦購入説では、物件そのもの（権利）に還元していえば、所有権）を売買する取引として処理される。

¹⁸²加藤・前掲（注52）111頁。

¹⁸³割賦購入説と同様。

| | 制度的系譜 | (理論的・) 経済的系譜 |
|-----------|----------------------------|-------------------------|
| リース資産 | 割賦購入取引類似性 | 財産使用権取得 |
| リース負債 | 法定債務類似性 | 確実な支払義務 |
| 特徴 | タンジブル(物件) | インタンジブル(権利・義務) |
| アプローチ | リスク・経済価値アプローチ (フルペイアウト) | 資産・負債アプローチ 構成要素アプローチ |
| オンバランスの論理 | 拡大割賦購入説 | 使用権モデル |
| リースの本質 | 所有権売買・金融 | 利用権売買・賃貸借 |

(注) 佐藤信彦・角ヶ谷典幸『リース会計基準の論理』税務経理協会(2009年)218頁を参照し筆者加筆。

¹⁸⁴一般に、契約は締結から完了までの間に、完全未履行・部分的履行・完全履行の3段階を経る。会計学的には、完全未履行のみが「未履行契約」(executory contract)であり、法的には完全未履行および部分的履行が未履行契約であると解される。完全未履行(wholly executory)とは、双方が約束をまったく履行していない段階(約束と約束の交換段階)、部分的履行(partially executory)とは、双方ともに、またはいずれか一方が約束を完全に履行していない段階(約束と履行の交換段階)、完全履行(fully executed)とは、双方が約束のすべてを履行した段階(履行と履行の交換段階)である。リース取引において、当初認識時点を「契約日」とするならば未履行契約であり、当初認識時点を「引渡日(物件借受証の受領日)」とするならば、部分的履行であり、未履行契約ではないと考えられる。佐藤・角ヶ谷・前掲（注1）222頁。

¹⁸⁵石井明「リースとその他未履行契約に関する会計上の認識—G4+1基準案での未履行契約とリース—」上武大学ビジネス情報学部紀要2巻1号(2003年)。

¹⁸⁶資産は「権利の束」であり、具体的に「使用権」(使用収益に関する権利)、「転換権」(財の形態変化に関する権利)および「譲渡権」(財の売却に関する権利)から構成される。完全履行は、契約の締結と同時に物件の引渡しと支払いがなされ、「買手」なら所有権(3つの権利)を有するが、「借手」では財産使用権のみ有する。部分的履行は、契約と同時に物件が引き渡されたが、未払いであり、「買手」は所有権を有するが、「借手」はこの段階ではじめてリース物件の引渡しを根拠に使用権を有する。ただし、「借手」は当該物件を第三者に譲渡する権利(譲渡権)や、当該物件の外形を変化させる権利(転換権)を持たない。

完全未履行は、引渡しも支払もなされておらず、「買手」は、将来、定められた条件で商品を購入する権利を持つが、当該物件を第三者に売却することも、その権利を使用して収益を獲得することも、契約内容

を変えることもできず、3つの権利のいずれも有さないので、この段階での資産性は否定される。しかし、当該権利の資産性が肯定される場合もあり、すなわち売買市場が整備されており、経営者が売買を意図しているような場合には、未履行段階であっても、譲渡権の存在を根拠に資産性が認められる。

他方、「借手」は、将来定められた条件でリース物件を賃借する権利を持つだけであり、3つの権利のいずれも有さないので、この段階での資産性は否定される。佐藤・角ヶ谷・前掲（注1）225-226頁。

¹⁸⁷リース会計基準7項において、「リース取引開始日」とは、「借手が、リース物件を使用収益する権利を行使することができることとなった日」をいう。

¹⁸⁸リース会計基準37項によると、リース取引開始日とは、「一般的には、当該リース物件に係る借受証に記載された借受日がそれに該当する場合が多い」ものと考えられる。

¹⁸⁹リース取引は未履行契約であるので、オフバランス処理すべきとする説と、未履行契約であってもオンバランスすべきとする説が混在している。前者については、借手の使用権および支払義務が条件付きであることがその論拠とされる。しかし、解約不能のリース取引であれば、引渡し完了した時点で、借手は当該物件を無条件に使用する権利を取得し、同時にリース料を無条件に支払う義務が発生するはずである。佐藤・角ヶ谷・前掲（注1）170、247頁。

¹⁹⁰姚小佳「リース会計の基礎理論の展開－実質優先思考に基づく検討－」商経学叢55巻2号（2008年）103頁。

¹⁹¹未履行契約モデルの特徴は、第一に、意思決定有用性に立脚して、規範的な論理を展開していることである。第二に、未履行契約全般をオンバランス化することは、将来の企業の経営成績や財政状態に影響を及ぼすものであり、財務諸表の有用性（特に目的適合性）を向上させるとの観点から、たとえリースが未履行契約であるとしても、その貸借対照表能力を論理化できるような理論を構築すべきであると主張していることである。第三に、資産・負債の認識時点を物件受渡時点から契約締結時点へと早期化していることである。加藤・前掲（注52）113頁。

¹⁹²例えば、民法178条（動産に関する物権の譲渡の対抗要件）「動産に関する物権の譲渡は、その動産の引渡しが行われなければ、第三者に対抗することができない」、同法第182条1項（現実の引渡し及び簡易の引渡し）

「占有権の譲渡は、占有物の引渡しによってする」、同法188条（占有物について行使する権利の適法の推定）「占有者が占有物について行使する権利は、適法に有するものと推定する」と規定される。

¹⁹³Summary Lessee Accounting:

The core principle of Topic 842 is that a lessee should recognize the assets and liabilities that arise from leases. All leases create an asset and a liability for the lessee in accordance with FASB Concepts Statement No. 6, Elements of Financial Statements, and, therefore, recognition of those lease assets and lease liabilities represents an improvement over previous GAAP, which did not require lease assets and lease liabilities to be recognized for most leases.

For finance leases, a lessee is required to do the following:

1. Recognize a right-of-use asset and a lease liability, initially measured at the present value of the lease payments, in the statement of financial position

For operating leases, a lessee is required to do the following:

1. Recognize a right-of-use asset and a lease liability, initially measured at the present value of the lease payments, in the statement of financial position

Financial Accounting Standards Board, Accounting Standards Update 2016-02 Leases (Topic842), February 2016.

¹⁹⁴特定多目的ダム法23条には「抵当権の設定が登録されているダム使用権については、その抵当権者の同意がなければ、分割、併合若しくは設定の目的の変更の許可を申請し、又はこれを放棄することができない」と規定されている。

¹⁹⁵第349回企業会計基準委員会（2006年11月18日）審議事項（3）-2に、「他の法律上のみなし物権（鉱業権やダム使用権など）の会計処理と整合的に、公共施設等運営権を貸借対照表上に表すことができる」との記述がある。

¹⁹⁶財産権とは、財産上の利益を内容とする権利をいい、民法上、物権と債権とに分かれる。物権は、物を直接、排他的に支配することを内容とする権利である。所有権がその中心であり、物を完全に支配することを内容とする権利である。一方、債権は、他人に対して一定の給付を求めることを内容とする権利をいう。物権が物に対する支配権であるのに対し、債権は人に対して行為をさせることを内容とする。川井・前掲（注28）8、195頁。

¹⁹⁷会計学上、資産概念について定説はないようである。それは、「貨幣資産」、「費用性資産」と2つの性質の異なるグループに共通の性格を発見し定義づけることが困難なためであろう。そこで、最近では、「サービス可能性」あるいは「費用性資産」と「貨幣性資産」の2つの複合的なものとして捉えているようである。商法上の資産概念についても定説がない。しかし、必ずしも法律上権利があるものに限定されるわけではない。のれんやノウハウのように、法律上の権利でなく、単に財産的価値のある事実関係そのものにも貸借対照表能力を認めているからである。結局、換価性ある財貨および権利と解す。庄政志「計算書類

規則におけるリース取引規定の検討」企業会計 41 巻 12 号 (1989 年) 46 頁。

¹⁹⁸リース資産をユーザーがオンバランスできるかどうか論点整理委員会で議論のあったところです。私どもからすれば、リース資産はユーザーに処分権はありませんし、担保力もありません。そういったリース資産の資産性をどのように判断するのか、…中略…リース物件の所有権、いわゆる法的なアプローチよりも経済的実質、経済的なアプローチでリース取引を見るという視点が強すぎたような気がします。新井・加古・小川・北村・前掲 (注 45) 39-40 頁。

¹⁹⁹会計基準は、会計理論ではないので、すべての規定が首尾一貫していることなどありえない。佐藤・角ヶ谷・前掲 (注 1) 5 頁。

²⁰⁰解約不能オペレーティング・リース取引におけるリース料支払義務も、ファイナンス・リース取引と同じくその支払を実質的に免れることはできないことを解約不能であることは意味するので、負債として適格であることは明白である。ファイナンス・リース取引のみのオンバランス化を要求するだけでは、解約不能オペレーティング・リース取引におけるリース料支払義務はオフバランスのままであり、そのような会計基準に準拠したとしても、貸借対照表には簿外負債が存在するため、当該貸借対照表には不備があるという欠点は解消しない。したがって、理論的には、この解約不能オペレーティング・リース取引におけるリース料支払義務およびリース物件利用権もオンバランスすべきである。佐藤・角ヶ谷・前掲 (注 1) 2-3 頁。

²⁰¹適用指針 15 項 (残価保証の取扱い) において「リース契約において、リース期間終了時に、リース物件の処分価額が契約上取り決めた保証価額に満たない場合は、借手に対して、その不足額を貸手に支払う義務が課せられることがある (以下このような条件を「残価保証」という。)。リース契約上に残価保証の取決めがある場合は、残価保証額をリース料総額に含める」と規定されている。

²⁰²適用指針 [設例 3] 残価保証のある場合

前提条件

- (1) 所有権移転条項 なし
- (2) 割安購入選択権 なし
- (3) リース物件は特別仕様ではない。
- (4) リース契約にはリース期間終了時に借手がリース物件の処分価額を 5,000 千円まで保証する条項 (残価保証) が付されている。
- (5) 解約不能のリース期間 5 年
- (6) 借手の見積現金購入価額 53,000 千円 (貸手のリース物件の購入価額はこれと等しいが、借手において当該価額は明らかではない。)
- (7) リース料 月額 1,000 千円 支払は半年ごと (当半期分を期首に前払い。)
リース料総額 60,000 千円
- (8) リース物件の経済的耐用年数 6 年
- (9) リース期間終了後にリース物件は 2,000 千円で処分された。
- (10) 借手の減価償却方法 定額法
- (11) 借手の追加借入利率 年 8% (ただし、貸手の計算利率は借手にとって知り得ない。)
- (12) リース取引開始日 X1 年 4 月 1 日、決算日 3 月 31 日
- (13) 中間決算及び年度決算の年 2 回の決算を実施している。

1 借手の会計処理

(1) ファイナンス・リース取引の判定

① 現在価値基準による判定

貸手の計算利率を知り得ないので、借手の追加借入利率である年 8% を用いてリース料総額 (残価保証額を含む。第 15 項参照) を現在価値に割り引くと、
 $6,000 + 6,000 / (1 + 0.08 \times 1/2) + \dots + 6,000 / (1 + 0.08 \times 1/2)^9 + 5,000 / (1 + 0.08 \times 1/2)^{10} = 53,990$ 千円

現在価値 53,990 千円 / 見積現金購入価額 53,000 千円 = 102% > 90%

設例はフルペイアウトに該当するが、残価保証が高く設定し、リース料を低くするほどに現在価値は当然低額になるため、現在価値基準による判定ではフルペイアウトに該当しなくなる。

²⁰³リース終了後において中古市場などで一定以上の価値を持つことが予定されれば、残価を設定せずにリース料を低く抑えてもビジネスモデルとして成立し得ると考える。

²⁰⁴「賃貸借」に準じた会計処理を認め、その代わりに注記をしなければならない。その注記内容は、財務諸表の利用者が必要によりオンバランス化して読み代えることのできるようにと意図され、非常に詳しい。久保・前掲 (注 73) 71 頁。

²⁰⁵ディスクロージャーの観点からリース情報の開示の充実は積極的に行うべきと考えておりますが、現実に行われているリース取引の形態、対象物件にはいろいろバラエティがありまして、それを一律の基準で括ってしまうわけにはいかないだろうということです。論点整理委員会でも議論されましたが、航空機や船舶、大規模で主要な製造設備、こういった企業にとって重要な設備、1 件 10 億円とか数 10 億円という巨大な設備についての詳細な会計情報は必要と思います。しかしながら 1 件あたりの契約金額の平均は 420 万円、しかもリース期間が 3~4 年のもの、つまり事務機械がリース取引全体の約 50% あるわけですし、こ

ういった設備とはいえないような機器についてまで、詳細なリース情報が読者に期待されて基準設定されているのでしょうか。新井・加古・小川・北村・前掲(注45)32頁。
ディスクロージャーや会計監査の観点のみを考えれば、オペレーティング・リースであっても数億円以上の高額の契約であればオンバランスするなどの処理は有用と思われる。

²⁰⁶History of IAS17

| | |
|------------------|--|
| October 1980 | Exposure Draft E19 Accounting for Leases |
| September 1982 | IASC が IAS17 号「リース会計」を公表 IAS17 Accounting for Leases |
| 1 January 1984 | Effective date of IAS17(1982) |
| 1994 | IAS17(1982) was reformatted |
| April 1997 | Exposure Draft E56, Leases |
| December 1997 | 1982 年版 IAS17 号を IAS17 号「リース」に改訂 IAS17 Leases |
| 1 January 1999 | Effective date of IAS17(1997)Leases |
| 18 December 2003 | IASB が IAS17 号を改訂 Revised version of IAS17 issued by the IASB |
| December 2004 | IFRIC4 号「契約にリースが含まれているか否かの判定」 issued IFRIC 4 Determining whether an Arrangement contains a Lease |
| 1 January 2005 | Effective date of IAS17(Revised 2003) |
| 16 April 2009 | IAS17 amended for Annual Improvements to IFRSs 2009 about classification of land leases |
| 1 January 2010 | Effective date of the April 2009 revisions to IAS17, with early application permitted (with disclosure) |
| 1 January 2019 | IAS17 号を IFRS16 号「リース」に置き換え IAS17 will be superseded by IFRS16 Leases |

(注) Deloitte (<https://www.iasplus.com/en/standards/ias/ias17>) 参照、筆者追記。

²⁰⁷IAS17 Leases was issued by the International Accounting Standards Committee in December 1997. It replaced IAS17 Accounting for Leases (issued in September 1982). Limited amendments were made in 2000.

IAS17 号や日本基準のリース会計は、1976 年(昭和 51 年)に公表された米国基準がベースとなっている。当該基準は、リースは、賃貸借契約という法形式よりも「実質的に割賦購入」であるという実質を優先し、リスクと経済価値に基づいた会計基準として設定されている。当初の米国基準の開発にあたって、すでにリースを資産負債性の観点から使用権(ROU:Right-of-Use)に基づいた会計処理とすべきという意見も存在した。しかし、当時は資産・負債などを定義する「概念フレームワーク」が未完成であり、概念フレームワークに基づいた資産負債性の観点からのリース会計基準の設定に制約が存在した。また、オンバランスの範囲拡大について、リース業界などから強い反対もあり、資産負債性の観点に基づいた会計処理は見送られた。米国基準と同様の考え方を取り入れた IAS17 号は、1982 年(昭和 57 年)に公表され、その後 1997 年(平成 9 年)と 2003 年(平成 15 年)に改訂されているが、米国基準公表当時のリース会計の基本的な内容を引き継いでいる。PwC あらた有限責任監査法人『IFRS「リース」プラクティス・ガイド』中央経済社(2018 年)8-9 頁。

²⁰⁸1973 年(昭和 48 年)に国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee, IASC)が発足し、国際会計基準(International Accounting Standard, IAS)の作成に着手した。1986 年(昭和 61 年)に発足した証券監督者国際機構(The International Organization of Securities Commissions, IOSCO)は 1987 年(昭和 62 年)に IASC の諮問委員会に参加し、IASC は IOSCO との合意のもと、コアスタンダードの開発に着手し、2000 年(平成 12 年)にその開発を完了した。「IFRS の歴史」Deloitte HP (<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/articles/ifrs/ifrs-general-2.html>)

なお、IOSCO(イオスコ)は、世界各国・地域の証券監督当局や証券取引所等から構成されている国際的な機関であり、(1)投資家を保護し、公正かつ効率的で透明性の高い市場を維持し、システミックリスクに対処することを目的として、国際的に認識され、一貫した規制・監督・執行に関する基準の適切な遵守を確保し促進するために、協力すること、(2)不正行為に対する法執行や、市場・市場仲介者への監督に関する強化された情報交換・協力を通じて、投資家保護を強化し、証券市場の公正性に対する投資家の信頼を高めること、(3)市場の発展への支援、市場インフラストラクチャーの強化、適切な規制の実施のために、国際的に、また地域内で、各々の経験に関する情報を交換すること、を目的としている。IOSCO では、証券監督に関する原則・指針等の国際的なルール策定等が行われており、金融庁および証券取引等監視委員会は、日本における証券当局として、こうした IOSCO の活動に積極的に貢献している。金融庁 HP (https://www.fsa.go.jp/inter/ios/ios_menu.html)

²⁰⁹In April 2001 the International Accounting Standards Board(Board) adopted IAS 17 Leases, which had originally been issued by the International Accounting Standards Committee(IASC)in December 1997. IAS 17 Leases replaced IAS 17 Accounting for Leases that was issued in September 1982. In

April 2001 the Board adopted SIC-15 Operating Leases-Incentives, which had originally been issued by the Standing Interpretations Committee of the IASC in December 1998. In December 2001 the Board issued SIC-27 Evaluating the Substance of Transactions Involving the Legal Form of a Lease. SIC-27 had originally been developed by the Standing Interpretations Committee of the IASC to provide guidance on determining, amongst other things, whether an arrangement that involves the legal form of a lease meets the definition of a lease under IAS 17. In December 2003 the Board issued a revised IAS 17 as part of its initial agenda of technical projects. In December 2004 the Board issued IFRIC 4 Determining whether an Arrangement contains a Lease. The Interpretation was developed by the Interpretations Committee to provide guidance on determining whether transactions that do not take the legal form of a lease but convey the right to use an asset in return for a payment or series of payments are, or contain, leases that should be accounted for in accordance with IAS 17. In January 2016 the Board issued IFRS 16 Leases. IFRS 16 replaces IAS 17, IFRIC 4, SIC-15 and SIC-27. IFRS 16 sets out the principles for the recognition, measurement, presentation and disclosure of leases.

²¹⁰山口幸三「国際会計基準におけるリース会計基準の問題点」明星大学経営学研究紀要 12 巻 (2017 年) 114 頁。

²¹¹IFRS 16 introduces a single lessee accounting model and requires a lessee to recognise assets and liabilities for all leases with a term of more than 12 months, unless the underlying asset is of low value. International Accounting Standards Board HP (<https://www.ifrs.org/issued-standards/list-of-standards/ifrs-16-leases/>)

²¹²「リースが消える？ 国際会計基準、借りても「資産」に」日本経済新聞電子版 2018 年 6 月 30 日。

²¹³「新リース基準で負債急増 取引残高、116 社で 6.6 兆円—変わる会計ルール共通化の波紋 (2)」日本経済新聞電子版 2018 年 10 月 19 日においても、「当社だけが財務が悪化しているにとられてしまう」。日立物流の IR (投資家向け広報) 担当者は焦りを募らせる。国際会計基準 (IFRS) で 2019 年 1 月からリースの会計処理に新基準が適用されるのに伴い、負債が 1 千億円以上増える可能性が高いからだ。同業他社はみな日本基準。IFRS の同社だけ負債が膨らんでしまう。新基準では貸借対照表に計上していないオペレーティング・リース (オペリース) を資産と負債に計上する。日立物流は倉庫や事務機など約 2 万件のオペリース契約を結ぶ。資産と負債が膨らみ自己資本比率は 38% から 34% に低下する計算だ。…中略…倉庫や飛行機、船舶など耐用年数が長い設備に使うオペリースは途中解約が可能。初期投資を抑えながら貸借対照表には計上しない (オフバランス) ですむため、企業側は手軽にオペリースを活用してきた。オペリースもオンバランス化する IFRS の新基準は、企業の事業実態をより正確に決算書に反映する狙いがある。IFRS に合わせて、米国会計基準も 19 年 1 月からオペリースを貸借対照表に計上ようになる。日本経済新聞が日本の IFRS 企業でオペリースを開示する 116 社を集計したところ、17 年度末の残高 (解約不能分) は計 6.6 兆円だった。…中略…17 年度の国内リースの設備投資額に占めるオペリースの比率は 1 割弱だが、カーシェアリングの拡大などによってその比率は年々高まっている。リース事業協会の高橋信弘常務理事は「オフバランスのうまみがなくなり、日本経済の成長に水を差す」と警戒する…後略…」と取り上げられた。

²¹⁴The FASB Accounting Standards Codification is the source of authoritative generally accepted accounting principles (GAAP) recognized by the FASB to be applied by nongovernmental entities. An Accounting Standards Update is not authoritative; rather, it is a document that communicates how the Accounting Standards Codification is being amended.

²¹⁵Statement No. 13 Accounting for Leases (Issue Date 11/76) (Superseded)

Standards documents available below are superseded by FASB Accounting Standards Codification Topic 105, Generally Accepted Accounting Principles.

- Statements of Financial Accounting Standards
- FASB Interpretations
- FASB Staff Positions
- FASB Technical Bulletins
- EITF Abstracts
- Derivatives (Statement 133) Implementation Issues
- AICPA Copyrighted Standards

Financial Accounting Standards Board HP (<https://www.fasb.org/st/>)

なお、財務会計基準 13 号「リース会計」(Statement of Financial Accounting Standards No. 13 Accounting for Leases, SFAS13, FAS13) 2 項に「This Statement supersedes APB Opinion No. 5, "Reporting of Leases in Financial Statements of Lessee"; APB Opinion No. 7, "Accounting for Leases in Financial Statements of Lessors"; paragraph 15 of APB Opinion No. 18, "The Equity Method of Accounting for Investments in Common Stock"; APB Opinion No. 27, "Accounting for Lease Transactions by Manufacturer or Dealer Lessors"; and APB Opinion No. 31, "Disclosure of Lease Commitments by Lessees"」と規定され、各 APB 意見書は FAS13 に置き換えられた。

²¹⁶山崎尚「リース会計プロジェクトの議論と帰結」獨協経済 99 号 (2016 年) 56 頁。

²¹⁷林健治「FASB と IASB の新リース会計基準の影響予測」商学集志 86 巻 3 号 (2016 年) 43 頁。

²¹⁸PwC あらた有限責任監査法人・前掲 (注 207) 10 頁。

²¹⁹山田辰己「リース会計基準を巡る国際的動向－IASB と FASB の共同プロジェクト」企業会計 59 巻 7 号 (2007 年) 60 頁。

²²⁰川西安喜「討議資料 リース：予備的見解」会計・監査ジャーナル 648 号(2009 年) 57 頁。

²²¹佐藤信彦「IASB/FASB 共同プロジェクト改訂公開草案「リース」の分析」産業経理 73 巻 3 号 (2013 年) 54 頁。

²²²佐藤信彦「IASB「リース会計基準公開草案」の論点とその分析」産業経理 70 巻 4 号(2011 年) 43 頁。

²²³角ヶ谷典幸「リース会計・使用権モデルの変容：借手の会計処理を中心にして」會計 184 巻 5 号 (2013 年) 600-601 頁。

²²⁴林達男「リース会計基準の新公開草案 (旧公開草案からの変更)」企業会計 65 巻 9 号(2013 年) 91 頁。

²²⁵借手の会計処理について、特に、(1) 借手の費用配分のあり方 (2) 国際的な会計基準との整合性を図る程度 (3) サービスに関してリースの対象とする取引の範囲 (4) 延長オプションがある場合の比較可能性を担保する方策 (5) 重要性に関する定め (6) 連結財務諸表と単体財務諸表の関係について審議を行うこととされ、以下のような意見が聞かれた。すべてのリースについて資産および負債を認識する会計基準の開発に着手する提案について、必要に応じて開発しない方向に後戻りする余地があり得る前提で、消極的に同意する。現行の日本基準においてもオペレーティング・リースに関する情報は注記により提供されており、財務諸表利用者のニーズに一定程度応えられていることを踏まえると、各国における国際的な会計基準の適用状況を評価しながら対応を決定することが望ましいと考えるが、提案内容に同意する意見が多数であれば、会計基準の開発に着手するにあたり、(1) IFRS16 号との整合性を図る場合は、文言レベルでの整合性を図るのではなく、各国における適用状況を踏まえて、IFRS16 号の基本的なアプローチのみを取り入れることとし、あくまで現行の日本基準の改正を行う構えで臨むべきである、(2) 民法上の賃貸借については、日本に固有の契約も存在するため、形態的な類似点のみに着目してリースとして資産計上するのではなく、それぞれの経済活動の実態を踏まえて判断できるような会計基準の開発が必要である、(3) 日本の企業は、機器の売り切り、渡し切りではなく、高度専門的なメンテナンスサービスが不可欠な付加価値を持つビジネスを得意としていると考えられたため、複雑な会計基準を適用することにより、これらのビジネスの創出や成長を阻害しないように留意する必要があるという点に留意して慎重に対応を行う必要があると考える。法律的な視点に鑑みると、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースは性格が異なるものであり、特にオペレーティング・リースの種類は多岐にわたることを踏まえると、すべてのリースについて資産および負債を認識することが、本当に財務諸表利用者にとって有用であるのかについては慎重に検討する必要があると考える。また、借手がリースに係る資産および負債を計上する一方で、貸手は資産の認識の中止を行わない点で、IFRS16 号や Topic842 の会計処理モデルは理論的に説明が難しい面もある。日本のビジネスの形態は、モノの所有を前提としたビジネスから、サービスの提供を前提としたビジネスへと変化していることに鑑みると、リースとサービスの区分が外見的には曖昧になりつつある側面もあるため、基準の適用にばらつきが生じないようにするための検討が必要になると考える。第 408 回企業会計基準委員会 (2019 年 (令和元年) 5 月 13 日) 審議資料・審議 (2) -3。

| | 論点 | 企業会計基準委員会 | リース会計専門委員会 |
|-------------|--------------------------------------|---|----------------------|
| 会計上の考え方 | ・すべてのリースに係る資産及び負債の認識 | 第 389 回 (7 月 24 日) | 第 80 回 (7 月 20 日) |
| | ・未履行契約との関係 | 第 391 回 (8 月 27 日) 第 399 回 (12 月 26 日) | 第 81 回 (8 月 23 日) |
| | ・リース負債と負債の定義の関係 | 第 396 回 (11 月 9 日) 第 399 回 (12 月 26 日) | 第 84 回 (11 月 6 日) |
| | ・借手モデルにおけるリースに係る費用の認識のパターン | 第 388 回 (7 月 6 日) | 第 79 回 (6 月 26 日) |
| 財務諸表利用者のニーズ | ・アナリストからの意見聴取 ・格付機関における財務諸表の調整 | 第 392 回 (9 月 12 日) | 第 82 回 (9 月 6 日) |
| 適用上の判断の困難さ | ・リースの識別 | 第 389 回 (7 月 24 日) | 第 80 回 (7 月 20 日) |
| | ・リース期間の決定 | 第 391 回 (8 月 27 日) | 第 81 回 (8 月 23 日) |
| 作成上のコスト | ・IFRS 第 16 号を適用する場合に想定される財務諸表作成者のコスト | 第 388 回 (7 月 6 日) | 第 79 回 (6 月 26 日) |
| 重要性 | ・重要性に関する事項 | 第 389 回 (7 月 24 日) | 第 80 回 (7 月 20 日) |
| その他の検討事項 | ・IFRS 第 16 号の早期適用企業の事例分析 | 第 391 回 (8 月 27 日) | 第 81 回 (8 月 23 日) |

| | | |
|--------------------------------|-----------------------|----------------------|
| ・財務諸表本表と注記の関係 | 第 396 回 (11 月 9 日) | 第 84 回 (11 月 6 日) |
| ・減損会計の適用 | 第 396 回 (11 月 9 日) | 第 84 回 (11 月 6 日) |
| ・連結財務諸表に含まれる親会社と在外子会社の財務情報の整合性 | 第 396 回 (11 月 9 日) | 第 84 回 (11 月 6 日) |
| ・貸手の会計処理 | 第 396 回 (11 月 9 日) | 第 84 回 (11 月 6 日) |

(注) 第 405 回企業会計基準委員会 (2019 年 (平成 31 年) 3 月 22 日) 審議資料・審議 (5) -2 参考。

²²⁶国内上場会社および未上場の有価証券報告書提出会社の日本のリース会計基準改訂に対する見解、新たなリース会計基準に対する実務上の懸念等を幅広く確認し、ASBJ における日本のリース会計基準の開発に向けた検討に対して、本調査によって得られた見解等を踏まえた意見を発信することを目的とする。調査対象は、国内上場会社 3,744 社および未上場の有価証券報告書提出会社 412 社の計 4,156 社 (投資法人、外国法人および当協会会員会社を除く) であり、調査実施期間は 2019 年 (平成 31 年) 2 月 1 日 (金) から同年 3 月 6 日 (水) までである。

²²⁷第 86 回リース会計専門委員会 (2019 年 5 月 20 日開催) における、リース事業協会による、わが国リース会計基準に関するアンケート調査結果報告について専門委員より聞かれた意見をまとめた。例えば、現在注記しているオペレーティング・リースの残高をオンバランスする場合の財務諸表への影響について、「投資判断に影響がない」と回答した企業が 69.7%であることを踏まえると、これまでの審議において、財務諸表利用者のニーズや国際的な会計基準との整合性に少し重きを置き過ぎており、財務諸表作成者の意見が反映されていないのではないかと考える。約 7 割の企業が「財務諸表利用者の投資判断に影響がない」と回答していることに関して、オペレーティング・リースに関する情報の投資意思決定における重要性について、財務諸表利用者から財務諸表作成者に適切に説明されていない可能性がある点で示唆に富んでいると感じた。仮にわが国リース会計基準が改訂されるとした場合のビジネスへの影響について、オブザーバーより、財務諸表利用者への投資判断上の影響がないとの回答が約 7 割であった反面、ビジネスへの影響については、約 8 割の企業が不明であると回答されているが、ビジネスへのマイナスの影響については、税法上の問題なのか、会社法 (分配規制) の問題なのか、影響の内容が具体的に分かると、財務諸表作成者と財務諸表利用者の議論がより深まる。

²²⁸リースの識別について、法的にリース契約でない契約を広範にリースとして取り扱うこととなるが、契約に含まれるリース部分の特定について、実務上の負担が生じる可能性がある。財務諸表利用者のニーズ (日本における財務諸表利用者のニーズを含む) について、財務諸表利用者は、すべてのリースは、借手に金融を提供するものであり、資産と借入金等に類似する負債を生じさせると捉えており、すべてのリースがオンバランスされることにより、財務諸表の比較可能性が向上する。多くの財務諸表利用者は、日常的に財務諸表を調整しているため、コストを要する。また、財務諸表利用者が利用可能な情報は限られており、正確な財務分析ができない。ASBJ およびリース会計専門委員会では、日本の財務諸表利用者が実際にリースをどのように捉え、財務分析上、どのようにリースに関する財務数値を利用しているかについて確認すべきとの意見が聞かれた。そこで、企業の信用力の評価を行う財務諸表利用者 (クレジット・アナリスト) および株価予測を行う財務諸表利用者 (セルサイド・アナリスト) に対して意見聴取を行った。クレジット・アナリストは、オペレーティング・リースのうち営業に必要不可欠である資産で企業の資産規模に対して重要であるものについては、企業が有利子負債を調達または購入したものと同様であると捉えている (格付機関は企業の債務の履行能力について評価するため、負債を網羅にかつ適時に把握することに強い関心がある)。なお、当該リースに関する財務諸表の調整を行う対象となる企業は、オペレーティング・リースが重要である業種に属する企業のほか、オペレーティング・リースの重要性がある個々の企業である。仮にすべてのリースに係る資産および負債を認識する場合、日常的な財務諸表の調整が不要になり、利便性が向上する点で便益があるとの意見が聞かれている。また、オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料の注記の情報に基づいた、一定の方法による推定計算ではなくなり、財務諸表作成者から監査済みの正確な情報が直接提供される。未経過リース料の現在価値と年間リース料に推定使用年数を乗じて算定した額のうち企業の実態に合致する方の金額を用いるなど、開示情報のばらつきを補完する対応が不要となることが見込まれる。こうした点で情報の精度が向上し、より正確な財務分析が可能となる。セルサイド・アナリストは、企業の収益性やリスクを測る上で、使用総資本や有利子負債にオペレーティング・リースに係る資産および負債を含めている。そして、セルサイド・アナリストから、IFRS 任意適用企業の財務諸表との比較可能性並びに IFRS16 号および Topic842 を適用する海外の企業の財務諸表との比較可能性が確保される、現行の未経過リース料の注記においてリース期間に含まれている延長・解約オプションの対象期間のばらつきが解消されることが見込まれる点で情報の精度が向上しより正確な財務分析が可能となる、解約不能期間中にリース契約を早期解約する場合に生じる損失負担リスクが把握しやすくなり海外の投資家からも着目されている、未経過リース料の注記は、通常、決算発表時に公表されないため情報提供の速報性に欠けるが、この点が改善される、といった便益があるとの意見が聞かれている。第 405 回企業会計基準委員会 (2019 年 (平成 31 年) 3 月 22 日) 審議資料・審議 (5) -2。

²²⁹貸手の義務の履行を、以下のいずれと考えるかにより生じているものと考えられる。(1) 貸手はリース

物件（原資産）を借手に引き渡した時点で会計上考慮すべき主要な貸手の義務を履行し、その時点で借手に使用权（定められた使用方法の範囲内でリース期間中にリース物件を自由に使用収益する便益を享受する権利）が移転すると考えられることを重視する。(2) 貸手がリース期間中に当該リース物件を借手に利用可能な状態にしておく義務（使用収益させる義務や（通常は）修繕義務）を負うことを重視する。

²³⁰ファイナンス・リースに該当するものを除く。

²³¹貸手は、リース物件の引渡し後も、リース期間中、借手にリース物件を使用収益させる義務や修繕義務等を負うと考えられることを踏まえると、貸手はすべての義務を果たしたことはない。

²³²第 446 回企業会計基準委員会（2020 年（令和 2 年）11 月 19 日）において、リースとサービスの区分に関する懸念への対応として、各々検討されている。

²³³自動車リースについては、移動手段である車両の提供および車両の維持管理業務の提供が行われることからサービス性が強いこと、また、資金提供の要素がないにもかかわらずファイナンス・リースと同様の取扱いをすることに対する懸念が示されている。この点、自動車リースに、サービスの提供の要素が含まれることは否定するものではないが、借手人の主たる目的は物件の使用であると考えられ、特定の自動車について借手人が契約期間中の使用目的や使用方法を決定できることを踏まえると、仮に IFRS16 号の使用权の支配を適用する場合には、これらの賃貸借契約をリースとして取り扱わない場合、国際的な会計基準の取扱いと大きく乖離することになるものと考えられる。よって、リース会計基準の改正にあたってはリースとして取り扱うことが適切と考えられる。第 446 回企業会計基準委員会（2020 年（令和 2 年）11 月 19 日）審議資料・審議事項（4）-2。

²³⁴不動産賃貸借契約については、日本の事務所の不動産賃貸借について、貸手が事務所を入居可能な状態にして貸すことが多く、サービス性が強いこと、また、IFRS16 号においては、貸手が原資産を借手に利用可能とした時点で、貸手は当該原資産の使用权を借手に移転する義務を履行しており、借手はその時点で使用权を支配し、したがって、借手は当該使用权に対する支払を行う無条件の義務を有するという考え方を採用しているが（IFRS16 号 BC33 項）、不動産の賃貸人は、賃貸期間にわたり借手人が使用できる状態に保つ責任を負っており、この義務が履行されない限り、借手は無条件に賃料を支払うものではないため、IFRS16 号の想定とは異なるとの懸念が不動産協会から示されている。不動産協会の主張のとおり、不動産の賃貸人は賃貸期間にわたり一定の義務を負い、また、借手の賃料の支払いは貸手の義務が条件になると思われるため、IFRS16 号の想定とは異なる側面がある場合もあると思われる。ただし、不動産賃貸借契約の主たる目的は借手による物件の使用であると考えられ、一般的な不動産賃貸借契約においては、一定の制限はあるものの借手人は物件の使用目的、使用方法を決められ、便益を得るため、これらの賃貸借契約をリースとして扱わない場合、国際的な会計基準における取扱いと大きく乖離することになるものと考えられる。よって、リース会計基準の改正にあたってはリースとして取り扱うことが適切と考えられる。なお、不動産協会からは、パス・スルー型のサブリースの会計処理について問題提起を受けているが、サブリースの検討は今後行う予定である。また、日本における賃貸借契約について単体財務諸表について資産、負債として計上することについては法的観点からの懸念が聞かれており、この点については別途検討を行うものとする。第 446 回企業会計基準委員会（2020 年（令和 2 年）11 月 19 日）審議資料・審議事項（4）-2。

²³⁵賃貸住宅のサブリース事業者が賃貸住宅オーナーと「一括借上契約」を締結し、入居者にサブリースを行う契約は、賃貸住宅オーナーに対する賃貸経営の代行サービスであり、リース契約とすることは事業モデルを適切に表さないとする意見が聞かれている。IFRS16 号においては、中間の貸手はヘッドリースとサブリースを別個の契約として会計処理することを要求している（IFRS16 号 3 項および BC232 項）。中間の貸手がヘッドリースとサブリースのそれぞれを会計処理すべきかどうかに関する「サブリース」の議論は、今後検討を行う予定である。なお、ヘッドリースとサブリースのそれぞれについては賃貸借契約である。第 446 回企業会計基準委員会（2020 年（令和 2 年）11 月 19 日）審議資料・審議事項（4）-2。

²³⁶定期傭船契約は、裸傭船契約（賃貸借契約）と船舶管理サービスの組み合わせではなく、船主が船舶管理（船員の手配等）を行い傭船者に対して行う輸送サービスの提供であり、リースが含まれる契約とすることは適切ではないとする意見が聞かれており分析を行う。定期傭船契約に関する方向性として、以下のような方策が考えられる。(1) 定期傭船契約に関する設例はリース会計基準には採り入れず、結論の背景において採り入れなかった経緯と事実と状況により判断が異なり得ることを記載する。(2) 一定の要件を定めた上で、代替的な取扱いをオプションとして定める。第 446 回企業会計基準委員会（2020 年（令和 2 年）11 月 19 日）審議資料・審議事項（4）-2。

第3章 契約多様化時代のリース

シェアリングエコノミーは、そのビジネス形態をP to P (Peer to Peer) 型と呼ばれる、C to C (Consumer to Consumer、消費者間取引) として個人間で「共有」する経済である²³⁷。ここでいう「共有」は、1つのものを複数人で所有する法的な共有関係ではなく、1つのものを所有者以外の複数の者で利用する程度の意味合いである。資本主義の経済構造の中で、「所有」の概念は、ある種絶対的な価値を有していた。昨今では、「所有から利用へ」あるいは「所有から共有へ」と価値観が変遷してきている。シェアリングエコノミーとは、云わば「共有する経済」のことであり、所有の概念を変え、社会にパラダイムシフトをもたらす、従来の経済構造と異なる新たな概念である²³⁸。シェアリングエコノミーの特徴は、IoT (Internet of Things) 等のテクノロジーの発達によりプラットフォームが個人間の需給をマッチングさせることが可能となり、「遊休資産」が活用される点にある。これまで事業者が事業用資産を用いてレンタル等を行っていたのに対し、「遊休資産」が取引の対象となる²³⁹。2017年(平成29年)1月1日に内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室内に設置された「シェアリングエコノミー促進室」によると²⁴⁰、シェアリングエコノミーとは、「個人等が保有する活用可能な資産等(スキルや時間等の無形のものを含む。)を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動をいう」とされている²⁴¹。そして、シェアリングエコノミーは、IT(Information Technology、情報技術)の普及・高度化に伴い、空き部屋、会議室、駐車スペースや衣服のシェア、家事代行、育児代行、イラスト作成のマッチングなど多様な分野で登場しつつあり、一億総活躍社会の実現や地方創生の実現など、超少子高齢化社会を迎える日本の諸課題の解決に資する可能性がある。

シェアリングエコノミーとともにサブスクリプションという言葉が聞かれる機会が増加している。シェアリングエコノミーとサブスクリプションは別の概念であるが、近年、両者が急速に世間に拡大している²⁴²。また、シェアリングエコノミーにもサブスクリプション型が存在し、自動車のサブスクリプションは、他人とシェアすることからシェアリングエコノミーの性質を有している。サブスクリプションについては後述するが、シェアリングエコノミーもサブスクリプションも「所有から利用へ」が合言葉になると理解できる²⁴³。

第1節 サブスクリプションとリースの関連

牛乳の定期配達・新聞や雑誌等の定期購読・ソフトウェアの利用形態・賃貸住宅・月極駐車場・電車の定期券・公共料金・固定電話・携帯電話かけ放題・ケーブルテレビ・スポーツクラブの会員制サービスなどとして採用されてきた従来型のいわゆるレガシー・サブスクリプションから始まったサブスクリプションは、インターネット・IoTの発展とともに映像や音楽ストーリーミング配信サービスなどで広がり、現代のライフスタイルの変化に伴って徐々にアパレル・美容・化粧品・食品、ラーメンやコーヒー・フレンチ・焼肉等を定額制で

提供する飲食店、Web 上での業務支援サービスなどの分野においても新たなサブスクリプションに進展し、広範な様々な業種に取り入れられ日々の生活に浸透しつつある²⁴⁴。

サブスクリプションという言葉は、新聞や雑誌などの「定期購読」、「予約購読」、「会費」などを意味するもので、これまで定期購読や年間購読という意味で翻訳され、料金を支払えば一定期間サービスを受けられる方式を指す²⁴⁵。大辞林によると、「製品やサービスなどの一定期間の利用に対して、代金を支払う方式」とされる²⁴⁶。すなわち、製品やサービスの購入ではなく、「利用する権利」に対して代金を支払う方式である。

サブスクリプションとは、定額制や利用期間・利用度合いに応じた従量制などがあり、一般に、事業者が利用者から定額や従量制の対価を受け取り、継続的に製品やサービスの提供を行うビジネスモデルを総称し²⁴⁷、「顧客と継続的な関係を担保している」ビジネスである²⁴⁸。

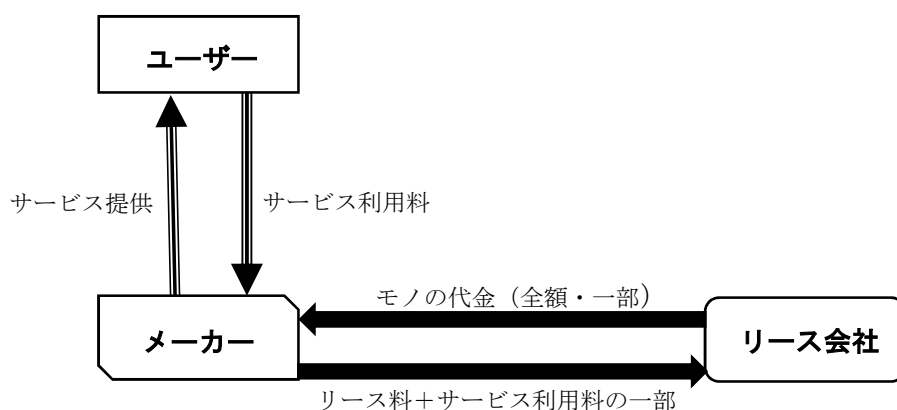
従来型のモノを販売するビジネスモデルと比較すると、サブスクリプションは、利用者視点では「所有から利用へ」と表現され、事業者側からすると「物販業からサービス業へ（サービス化）」と表現できる²⁴⁹。これからのビジネス目標は、特定の顧客の欲求とニーズに着目し、そこに向けて継続的な価値をもたらすサービスを創造することであり、定期収入がもたらされる構造を築くことである。これをサブスクリプション・エコノミーと捉える²⁵⁰。屋根ではなく太陽エネルギーの供給を保証する、掘削機そのものではなく一定量の土砂の掘削を提供するなど、製品が提供するサービスのレベルについて契約すれば²⁵¹、サブスクリプション化できないものはない²⁵²。

モノを所有せず、利用する方法としてレンタルやシェアリング（シェアリング・エコノミー）がある。レンタルは、特定のモノを選択し借りることに対して料金を支払うサービスであり、基本的に借りたモノの変更はできず、利用期間が定められている。シェアリングエコノミー（共有経済）は、個人や企業が所有する遊休資産などを貸し顧客と共有することで、利用料・時間に応じて料金が支払われるサービスで²⁵³、インターネットを利用したプラットフォームを介して提供されることが多い²⁵⁴。

サブスクリプションで会計処理の選択肢が広がる、という指摘もある²⁵⁵。資産の規模が大きくなるほど、リースなどのファイナンススキームが必要となる。現在、機械や設備を購入せずに借りて利用する、リース会計基準の見直しが進んでいる。日本の現行基準ではオペレーティング・リースは企業の財務状態を表す貸借対照表に記載する必要はないが、IFRS などの国際的な基準ではリース取引に関するすべての資産と負債を貸借対照表に明記しなければならない。そのため、企業のリース離れが懸念され、現行のリース会計によるオフバランスが許されないこととなれば、各企業の貸借対照表に影響がないとはいえない。この貸借対照表への影響を軽減するための1つの解決策となるのがサブスクリプションである。リースのスキームとは異なるサービススキームになっており、使用期間の縛りのない契約でもあるため、企業はオフバランス処理をし得る。

リースと関連しそうなサブスクリプションの事例をいくつか見てみよう²⁵⁶。まず、ケーザ

一・コンプレッサー株式会社の「シグマ・エア・ユーティリティ」の事例である²⁵⁷。顧客が買い取りではなくリースを選択した場合、従来はリース会社が顧客に代わってモノの代金をケーザーに支払い、モノはケーザーから顧客のもとに届けられ、リース会社はリース契約に基づきリース料を顧客から回収してきた。つまり、顧客、メーカー（ケーザー）、リース会社の3者間での取引である。別途、保守契約などを顧客と結ばない限り、ケーザーはモノを売り切ったまま、顧客とのつながりを手放すことになっていた。「シグマ・エア・ユーティリティ」においては、顧客とメーカー（ケーザー）との2者間の「圧縮空気供給サービス」契約になる²⁵⁸。しかし、これではケーザーはコンプレッサーを自社資産として抱えるため貸借対照表に負荷がかかる。そこで、資産は、リース会社が保有する。ケーザーは、顧客からサービス利用料を取り、顧客にサービスを提供する。リース会社は製品の代金をケーザーに支払い、ケーザーはリース料相当をリース会社に支払う²⁵⁹。顧客（ユーザー）、メーカー、リース会社の関係を以下に図示する。



(注) 宮崎琢磨・藤田健治・小澤秀治『SMART サブスクリプション』東洋経済新報社（2019年）143頁を参考に筆者が簡素化したもの。

次に、リース会社である東京センチュリー株式会社の事例を取り上げよう²⁶⁰。東京センチュリーは、2017年（平成29年）10月に業務提携することで、サブスクリプション事業に本格的に参入した。メーカーはモノ売りからコト売りへと売り方を転じようとしている。メーカーが変わるなら、そこに寄り添うリース会社も古典的なリースに甘ずるわけにはいかない。今後、B to B（B2B、Business to Business、企業間取引）でサブスクリプションに取り組む企業が増えていくことが予想される。そのときにはリース会社の存在感が増していくはずである。顧客との継続的な関係を重視しながらも、毎月薄いサービス料が入ってくるより、モノを売って一括で売上げたいという企業のニーズが依然として強いからであり、それを可能にするのがリース会社である。

メーカーが自社の製品を売るのではなく、製品を介してサービスを提供して、その対価を得るならば、それは1つの事業である。しかし、製品を自社の貸借対照表に載せて事業モデルを組むことはメーカーの本業ではない。そこにリース会社の出番があり、プラットフォーム、サービス機能やファイナンス機能をパッケージで提供する。顧客が自由に契約

をオン・オフできるとしても、長期間の契約で、サービスの提供を受けた分だけ料金を支払うビジネスモデルは、従来のリースやレンタルとは異なる形態で、これこそがサブスクリプションであると考えられる。

B to B ではメーカーと顧客との関係性が密で、顧客ごとに設定された取引条件で製品を提供し、本質的にはソリューション提供に近いサービスをすでに提供している企業が多い。例えば、コピー機メーカーであれば、サービスを付加し、ランニングコストやメンテナンス費で収益を上げる発想がある。ただし、リース会社はモノを買い取り、所有することはできるが、サービスの提供はできない。サービス提供しただけ従量課金で請求、回収する業務はリース会社が担って、他のサービスはメーカーがする。例えば、最後にモノを回収し、再びサブスクリプションに回す場合にはメーカーが製品保証をする。

サブスクリプションは、リースビジネスに新しい可能性を与える。IoT を導入したいと考えながらも、資産は持ちたくないとする企業が多くあり、リース会社に資産を持ってほしいというニーズがある。その点はリース会社の得意とするところであり、サブスクリプションとリースは親和性が高いと考えられる。

コピー機メーカーの例を出したところで、コニカミノルタジャパン株式会社の「Workplace Hub」の事例を見てみる²⁶¹。そもそも複合機には、毎月変動して請求する仕組みがある。基本料金で、使った枚数分に課金している。紙代・インク代いくらとはせず、1枚使ったらいくらという料金設定にしている。

「Workplace Hub」は、2019年（平成31年）4月から日本においても発売された、独自開発・構築された複合機とITサービスを統合したシステム基盤である。その特徴は、業務改善を支援するアプリサービス、使った分だけを請求する従量課金プラン、遠隔による見守り支援と高度なセキュリティー、ワンストップ型の請求や問い合わせ、となっている。要すれば、オフィスに設置されている複合機上でアプリが稼働し各種サービスを提供することで、実際の利用回数などに応じて月次の利用量に基づいたサブスクリプションである。

提供形態は、クラウド型、オンプレミス（自社内にサーバを構築）型、複合機一体型が用意されている。利用可能な様々なアプリやサービスの保守は遠隔で行われ、月々利用したアプリの利用状況・実績に応じた使いやすい従量課金体系で、利用しないアプリの利用料は発生しないため、必要なアプリを気軽に利用できる。すべての利用者が全機能を使える状態で導入し、利用した処理量や対象数量に対してのみ課金されるので、初期コストを抑え、設備投資ではなく、経費として予算の見える化が可能になる。

利用人数や時間・回数など選択できる課金プランとすることで、ライセンス手続き不要で、未使用ライセンス分は請求に含まれず利用料は後払いであるから、ライセンス管理が容易である。

なお、課金タイプについて、利用回数（ユーザーが機能を利用した「回数」）、利用時間（ユーザーが機能を利用した「時間」）、利用者名・数（機能を期間内に利用した「ユーザー数」）、利用サイズ（ユーザーが機能を利用した「容量」）、利用枚数（ユーザーが複合機

機能で印刷した「枚数」、接続端末台数（サーバーへ接続する端末の「台数」といった多様なものとなっている²⁶²。

B to Bにおけるコマツ（株式会社小松製作所）の事例を外すことはできない²⁶³。コマツは、1921年（大正10年）に設立された世界で最も古い建設・鉱山機械メーカーの1つである。自社の建設機械の情報を遠隔で確認する「KOMTRAX（コムトラックス）」²⁶⁴（機械稼働管理システム）というシステムを開発し、2001年（平成13年）7月より標準装備化を進めてきた。建設機械に組み込まれた多数のセンサーやGPS（グローバル・ポジショニング・システム、Global Positioning System、Global Positioning Satellite、全地球測位システム）により、1台ごとの位置や稼働時間、稼働状況、燃料の残量などの情報を収集し、インターネット経由で管理するシステムである。車両システムには、GPS、通信システムが装備され、車両内ネットワークから集められた情報やGPSにより取得された位置情報が通信システムにより送信され、一方のサーバ側システムでは、車両から送信されたデータを蓄積し、インターネットを通し顧客やコマツ販売代理店に提供される。なお、KOMTRAXから送信される車両情報は無償で顧客に提供される。

これにより部品が壊れる前にその予兆を検知して手配するなど即応性が高まるだけでなく、リテールファイナンスにおける与信管理が行いやすくなり、レンタルで提供する建設機械の稼働率も高まる。KOMTRAXを使って、コマツは遠く離れた場所にあっても建設機械を見守り、定期整備部品のタイムリーな交換や万が一の異常発生時における迅速かつ的確な処置を行う。

2015年（平成27年）2月からは「SMART CONSTRUCTION（スマートコンストラクション）」²⁶⁵というサービスを投入した²⁶⁶。建機を使った土木作業自体をデジタル化し、施工前の測量から設計、建機による実作業、施工後の検査結果までをデータで管理するサービスである。車の自動運転に使うのと同じレーダー技術を利用して、人間の推定が入り込む建設現場でのマニュアル測量を不要にした。

建設の最初のステップの1つは、地盤の基礎を固めるためにどれだけ地面を掘る必要があるかを調べることである。現場での測量は非効率なプロセスで、人手による調査は一般的に20～30%誤差が生じることがあり、それが機器のレンタル、資材の購入、作業員の雇用、完成プランなどすべてに影響する。マッキンゼーによると、大規模な建設プロジェクトは予算を80%上回ることが多々あり、完成に要する時間は当初計画より20%長くかかっている。

地盤調査には数週間を要することもあるが、コマツは現場での調査を30分で完了することができる。現場で、コマツのチームが最初に行うことは、多数のドローンを飛ばすことである。ドローンからの情報を使い、センチメートル単位の精度を有する3Dレンダリングが行われ、建設現場の地形モデルが作成される。その3Dレンダリングを建設現場の青写真にマッピングして、掘削すべき土地の面積と土量を正確に計算する。次に、バーチャル建設現場の上で、何千通りものシナリオをシミュレーションして最良のアプローチが決定される。

材料、機材、人工、最後の1時間まで詳細に記載された作業スケジュールを含む完成版のプロジェクト計画となって出力される。

日本では、労働力の高齢化問題に直面しており、コマツは、半自律型の掘削機、ブルドーザー、パワーショベルをプロジェクトに投入する。基本的には、これらの巨大ロボットが建設プロジェクトを遂行する。コマツの設備管理者は、機器を監視するために配置され、3D仮想現場の前に座ってリアルタイムで進捗状況を確認し、計画変更の必要がないかシミュレーションする²⁶⁷。

第2節 自動車業界

モビリティ分野は、自動車の販売という「モノ」ビジネスから、カーシェアリングやライドシェアなどの「モノ+コト」ビジネスへ、サブスクリプションとともにビジネス革命の道を走っている²⁶⁸。自動車に乗るためには購入するしかなかったが、レンタカーやカーリースといった「借りる」²⁶⁹、「定額課金」という契約期間固定のサービスが普及している²⁷⁰。

カーシェアやレンタカーでは、利用する車のナンバーは一般的に「わ」で、誰かと車を共有し「一定時間しか使えず、共同で使っている車」である。カーシェアでは、コインパーキングの一角などに専用の駐車場があり、使用後も専用の駐車場に戻すシステムであるため、基本的に駐車場を用意する必要がない。レンタカーでは、車庫証明等は不要であるが、出先で駐車場が必要になることもある²⁷¹。

カーリースやサブスクリプションでは、通常のナンバーで、契約時に好きなナンバーを希望できることが多く、「期間中好きなだけ使える自分の車」、「自家用車」という意識が生じるが、駐車場を用意しなければならない。所有と貸借のどちらが得かという損得勘定・経済合理性が生じ、少々トータルの出費は多くなるが、諸経費込み月額払いのリースにしよう、という選択が起きる²⁷²。

カーシェアリングは、「車を貸す」という点ではレンタカーやカーリースと同様であるが、提供しているのは、車というモノではなく、メンテナンス・ガソリン・駐車場・保険まで一体化した車に乗るコトである²⁷³。買うのと借りるのではどちらが高いか、という損得勘定を超えて、必要なときだけ車に乗るコトを提案し、残価設定リースで車を買うなどという経済合理性とは異なる価値観を提供している²⁷⁴。

ウーバー (Uber) などのライドシェアは、「車を貸す」のではなく、車両の所有者と移動手段として車に乗りたい利用者とは結び付けるサービスである。

MaaS (Mobility as a Service) の概念も拡大している。サービスとしての移動、すなわち、個人の移動を最適化するために様々な移動手段を活用して利用者の利便性を高めるサービスである。モビリティを1つのサービスとしてシームレスに利用できるプラットフォームである²⁷⁵。

「所有すること」に対する考え方が変化し、持つことよりも経験することを重視するようになる中、自動車に対して望むものも変化している。サブスクリプションは、所有でも、カ

ーシェアなどのサービスでもない、新たな文化である。

従前、自動車は購入するモノというのが一般的であった。車の購入には、車両本体価格の問題だけでなく、登録、駐車場の確保・保管場所証明（車庫証明）申請、各種税金の申告・納税などの契約時の煩雑な手続きがあり、検査登録手数料、保管場所証明申請手数料、保管場所標章交付手数料、自動車税種別割（2019年（令和元年）10月1日以降、自動車の排気量等に応じて毎年かかる自動車税は「自動車税種別割」に、軽自動車税は「軽自動車税種別割」に名称変更）、自動車税環境性能割（2019年（令和元年）10月1日以降、自動車取得税を廃止し、自動車税・軽自動車税に環境性能割を導入、以下「環境性能割」という）、自動車重量税、消費税などがかかる。初期費用が高く、頭金など一時的に大きな出費が発生し、複数台なら資金繰りにも影響する。

購入した後も維持するには、毎年4月に納付する自動車税種別割や、車検時に自動車重量税を払う必要があり、固定資産として車両を取得した場合は課税対象となり、支払いを怠ると延滞金もかかる²⁷⁶。自賠責保険を付帯する必要があり、車の購入時だけではなく、車検の際にも保険料を支払い更新しなければならない。対物の損害や車の修理費、人身事故での高額な治療費の補償・支払いについては任意保険に加入する必要がある。メンテナンスや定期的な車検には、時期管理などの事務負担や費用もかかる。車を手放す際も、査定の手続きなどで時間を取られることがある。車の買い替えサイクルは平均8.8年である。

購入する以外には従来、一般的に3年以上、5～9年利用するカーリース契約がある²⁷⁷。カーリースと一括購入を支払い総額だけで比較すると、一括購入の方が安くなることもあるが、一括購入の場合、固定資産化による課税や減価償却、車両の契約や支払い業務など車両管理や経理処理に多くの労働力を費やすことにもなる²⁷⁸。カーリースは、月々決められた金額を支払い、頭金なし毎月定額で新車を年単位で長期間利用し始めることができるサービスである。最新モデルを含め多くの車種から利用者（契約者）が選んだ車をリース会社が購入・所有し、一定期間貸し出し、利用者は月々決められた使用料金をカーリース会社に支払って貸し出された車を自家用車のように利用できる。車の名義はカーリース会社が所有者、契約者は使用者となる。自動車メーカー系列のリース会社の場合はそのブランドの車の中から、カーリース専門会社や信販系のカーリース会社であれば複数のメーカーの車種から選択できる²⁷⁹。

カーリースには、ファイナンス・リースとメンテナンス・リースの形態がある。両者は契約中の点検や定期交換部品を月々の代金に含めるか否かによって異なり、ファイナンス・リースは定期点検にかかるメンテナンス費用が含まれない分月々の支払いがメンテナンス・リースより安くなる²⁸⁰。月々の支払い額は、新車の車両本体価格から、リース会社が車種や契約期間・走行距離を考慮しリース契約満了時の推定査定車両価格として定めた下取り金額すなわち残存価格を差し引いた金額に、保険料や各種税金、メンテナンス費用、車検時の整備費用などの諸費用がプランに応じた金額が加えられ、これらの総額を契約月数で均等割りした金額がとなる。契約時に予め残価設定することがカーリースの1つの特徴といえ

る。

また、残存価格の責任を利用者とリース会社のどちらが負担するのかで契約形態が異なる。「オープンエンド方式」では、利用者側に責任があり、契約終了時・返却時の査定が残価を下回る場合には利用者は差額の追加精算を求められる。一方、「クローズドエンド方式」では、通常の使用の範疇であればリース会社が残価を負い、利用者は市場価値を気にする必要がない²⁸¹。

カーリースには、頭金不要、税金やメンテナンス費用込みの月々定額で新車に乗ることができ、税金や自賠責保険の払い忘れや延滞金、未車検車や未保険車といったリスクを避けられるなどの利点があるが、任意保険の料金が含まれていないことがほとんどで、リース契約している車両で事故を起こした場合には車検証上の使用者の費用負担となることなどから、自賠責保険で補填しきれない部分を補う任意保険への加入が必須といえる²⁸²。

審査があり、決算書を提出し、資本金や売上高、会社の規模や事業内容、従業員数、設立年数や負債残高などで判断される²⁸³。Web から申し込むことができ、リース会社によって、希望する車種、ボディカラーやグレード、オプション装備まで選べるが、カーナビゲーション、バックカメラ、ETC (Electronic Toll Collection System、電子料金収受システム) 車載器、ドライブレコーダーなどがすべての車種に標準装備されているわけではない。次に、リースプラン、保険や整備費用などのオプションプランの選択、年間走行予定距離などを決め、最後に、車の引き取りや整備の際に入庫する販売店を選択する。必要事項や規約に同意し、入力内容の確認を行えば申し込みは完了し、数日のうちに審査結果がメールで届く。新規契約では、契約年数や残価の設定で手間がかかる。

契約終了時には、残価を払って車を購入して継続して乗るか、再リースか、新車で新規の契約を結ぶか、新たな契約を結ばず返却するか検討することになるが、車の処理はリース会社が受け持つ。リース契約満了後に、名義変更など事務手続きに必要な経費を除く追加料金なしで車がもらえるプランも存在する。返却するときは、原状回復が原則で、カスタマイズをした際には元に戻す必要があり、傷は修繕しなければならない。また、契約期間中の月単位での走行距離や総走行距離が設定され、契約終了時に上限を超えていると、追加精算がある。リース会社によっては、リース期間の終了した車両を自社の中古車販売部門で販売することで、転売時の手数料をおさえて車両の残価を高めに設定している場合もある。

法人が新車を購入した場合、一定期間で減価償却する、一方、カーリースやサブスクリプションの場合、月々の支払いを経費として計上する。毎月の支払いが車両本体や登録費用、自動車税種別割、自動車重量税、自賠責保険や車検費用、オイル交換や消耗品のメンテナンス費用など、ガソリン代や駐車場代を除く諸経費込みの定額となり支払い窓口が一本化されるので、個別の事務手続きが不要で経費処理が簡略化でき、節税効果もあり得る²⁸⁴。一括購入のように多額の現金も不要で購入時の大きな負担なく、リース会社が登録手続きもすべて行う。

複数台所有する法人では、購入時期やコンディションにより個別管理が必要であるが、車

検やメンテナンスまで含んだリースなら、整備工場の選定やメンテナンス価格の交渉も不要である²⁸⁵。車検整備やメンテナンス時は、リース会社が指定する工場に車両を持ち込むのが一般的で、リース契約した販売店が自社の整備工場で車検やメンテナンスを直接行う場合もある²⁸⁶。カーリース商品を取り扱う会社は自動車メーカーのディーラーをはじめ、中古車販売店や一般整備工場、ガソリンスタンドも含まれガソリンの値引きサービスを行っているリース会社もある²⁸⁷。車検時期やオイル交換の時期を通知してくれるようなサービスやサポート体制もあり、事務負担も軽減できる。定額で突発的な支払いが発生しないことも利点である。

一方、リース期間により月額料金や総額が決まっているため、原則として契約終了期間まで中途解約が認められない。事故などで車が著しく損傷した場合や、業務内容の変更で車両の維持が出来ない場合、リース会社から中途解約を通知され、まとまった額の解約金・違約金が発生する。契約期間中に別の車に乗り換えるときも、解約金を払わなければならないが、こうした解約金は一括支払いが原則である²⁸⁸。カーリースの金利はローンと違い、税金、保険料、残価にもかかってくるデメリットもある。

近年のカーシェアや旧来からのレンタカーは、必要なときに必要なだけ車を利用する「移動の足」を提供するサービスで²⁸⁹、任意で契約した会費等、オプション料、実際に車を利用した時間に応じた代金を利用の都度支払う。カーシェアは15分単位から利用可能とするなど短期の利用を想定し、燃料費が、高額になることが少ないため料金に含まれていることが多い。レンタカーは1日から1週間といった短期間の利用に適し、予約が必要であり、都度店舗に車を取りに行かなければならず、多くの場合、利用者の負担でガソリンを満タンにして返却しなければならない²⁹⁰。

サブスクリプションは、任意保険や自動車税種別割、車両の定期メンテナンス等が費用に含まれている点でカーシェアやレンタカーと同様であり比較されることが多いが、購入やリースなどの従来型の所有モデルとライドシェアやカーシェアとの間には空白の部分があり、長期間車を利用したい人に新たな選択肢を与える²⁹¹。車は、耐久性が向上し長年乗り続けることができるようになっているが、安全性能や環境性能など年々著しい進化を遂げており、性能の飛躍に合わせた最新装備の車を使いやすい状態で使うことが望ましい。契約プランごとに月額が設定されており、様々な車種に乗ることができ、カスタマイズが可能な場合もある²⁹²。

「車のある便利な生活」を提案し、頭金・初期費用、ライフスタイルの変化、諸々の手続きなどの「車所有」の不満を解消しつつ、車の販売ではなく、車に乗るコトを提供する²⁹³。月々の定額料金には、保険料、税金、車検やメンテナンス費用などが含まれている。利用者は、オンライン申込で、登録・保険・保守などの手間なく、1車種ではなくメーカーの様々な車種を対象とする「利用契約」を結ぶといえる。サブスクリプションでも走行距離制限による追加精算もあり得るが、走行距離は予め設定されており、その上限を超えないことが一般的である。予め設定されている解約金を支払えば解約することができ、契約期間満了時に

は、契約更新で新車に乗りなおすか、返却して契約終了となる。

サブスクリプションは、カーリースの一形態で、違いを明確にすることは容易でない。両者を比較した際のサブスクリプションの特徴は、頭金なし、任意保険への別途加入不要、残価設定および追加精算なし、比較的短い契約期間または乗換え、中途解約可、提供企業がサブスクリプションと謳っている、というものが考えられる²⁹⁴。

ボルボ・カー・ジャパン株式会社のサブスクリプション「スマボ」は²⁹⁵、頭金なし、スマートに V40、V40 Cross Country を除く全車種のボルボに乗れる「おまとめ定額プラン」で、2年（スマボ 2/3）または3年（スマボ 3/5）で新車に乗り換えができ、支払いは毎月定額、契約期間終了時の査定予想額を予め新車価格から差し引いて月々の支払い額を決定しているので契約終了時に追加の支払いがない。契約期間3年のスマボ 2/3 の場合3年目以降の乗換精算金はないが2年目の乗換精算金は20万円（税抜）、契約期間5年のスマボ 3/5 の場合4年目以降の乗換精算金はない（3年目の車検費用の負担あり）が3年目の乗換精算金は20万円（税抜）となっている。登録後18か月、走行距離12,000km以内のSELEKT車限定の特別プランSELEKT SMAVOもある²⁹⁶。紹介されている支払い例では任意保険を含まず、乗り換え可能な特約付きリースプログラムの愛称とされている。

日産のサブスクリプション「NISSAN ClickMobi（クリックモビ）」は、2020年（令和2年）3月から DAYZ（デイズ）、ROOX（ルークス）、ROOX（ノート）、X-TRAIL（エクストレイル）、SERENA（セレナ）の5車種限定で提供されている日産マイリースプラン（契約期間：3年・5年・7年、月間走行距離制限：1,000kmまたは1,500km、リース会社：株式会社日産フィナンシャルサービス）で、申込手続は株式会社日産フィナンシャルサービス所定のWebページで行う²⁹⁷。リース料に含まれるものは、車両本体、カーナビ、ETC、ドライブレコーダー、フロアカーペット、登録諸費用（届出諸費用）、環境性能割、自動車税種別割、自動車重量税、自賠責保険料、メンテナンス費用で、リース期間終了後、返却、再リース、購入（3年契約除く）の選択肢がある²⁹⁸。

ナイル株式会社の提供する「おトクにマイカー定額カルモくん」（2020年（令和2年）2月6日から既存のサービス名称を変更）は、国産全メーカー全車種を取り扱う、実店舗を持たず、料金シミュレーションから審査申込までネットで完結するサービスである。頭金なし、初期費用なし、ボーナス払いなしで、支払いは、車両本体価格から返却時の車の価値（残価）を除いた部分を契約期間の支払回数（12回から132回まで）で割り、登録費用、仲介手数料、環境性能割、自動車税種別割、自動車重量税、自賠責保険料、サポート料、その他諸費用を含んだ月額料金のみである。契約期間は1年から11年までの1年単位で1ヶ月あたりの平均走行距離1,500kmを上限とし、契約満了時に「残価リスク」と言われる追加請求のないクローズドエンド契約である²⁹⁹。

2019年（令和元年）12月に「おトクにマイカー定額カルモくん中古車」（契約可能期間：3～8年）として中古車リースのサービスを開始し、2020年（令和2年）5月13日より、新車リースで提携しているオリックス自動車株式会社と中古車リースにおいても提携した。

様々なメンテナンスプランが用意されており、契約期間終了後に車をもらえるサービスもある³⁰⁰。

2020年（令和2年）10月1日には、三菱自動車工業株式会社³⁰¹が、月額定額サービス「ウルトラマイカープラン」の取扱いを、MMCダイヤモンドファイナンス株式会社を通じて、全国の系列販売会社で開始した³⁰²。クルマへのニーズが、所有から利用へと広がりを見せている中、クルマをより気軽に利用できるように新しい月額定額サービスを設定した。車両本体代金や車両登録時の初期費用、車検・メンテナンス費用に加え、購入後の各種税金、自賠責保険料、さらに自動車保険料を一つにまとめた月額定額の支払いで、一定期間（利用期間満了36ヶ月・48ヶ月・60ヶ月/契約期間6ヶ月 [利用期間満了まで自動更新]）クルマを利用できる³⁰³。他にもHonda マンスリーオーナー³⁰⁴や株式会社 IDOM のノレル³⁰⁵など各社から様々なサービスが提供されている³⁰⁶。

トヨタの車種で好きなグレードの選択可能、手軽に新車カーライフをスタートできて、違う車に乗りたくなったら乗り換えて、不要になったら返却する、トヨタの自動車サブスクリプションサービス「KINTO」は、駐車場と燃料代を除いてすべてをパッケージ化し、頭金やローン、販売店での価格交渉、諸手続きの悩みを解消し、定期点検についても販売店から連絡が入るなど画期的なサービスとして大きな話題を呼んでいる。「西遊記」に登場する孫悟空が乗る筋斗雲から名付けられたとされ、「クルマをもっと簡単に、もっと気軽に」をコンセプトに、購買の代替だけでなく保険や保守を組み合わせて車に乗るコトを提案する³⁰⁷。

構想から1年、トヨタ自動車の新車を月額で一定期間利用できる「KINTO」というサービスが「KINTO ONE」と「KINTO SELECT」の2種類用意され、「KINTO SELECT」が2019年（平成31年）2月6日から東京で始まった³⁰⁸。

運営するのは、資本金等150億円、トヨタ子会社のトヨタフィナンシャルサービス株式会社、株式会社三井住友フィナンシャルグループ、住友商事株式会社、住友商事グループの住友三井オートサービス株式会社の4社の合弁会社、株式会社KINTOである。2019年（平成31年）1月11日に資本金等18億円、トヨタフィナンシャルサービス66.6%、住友三井オートサービス33.4%の出資で設立された³⁰⁹。

トヨタは、顧客の属性や決済に関するデータに加え、全車種で車載通信機器「DCM（Data Communication Module）」を搭載し走行データや車両データなども得られる。これらのデータから安全運転やメンテナンス状況などをスコア化し、ポイントサービスを導入、マーケティングやサービス向上に生かしてユーザーの継続率向上を図る、一方、自動運転技術への活用も検討している。

KINTOの契約や納車、利用開始後の修理やメンテナンスは、販売店が行う。KINTOの販売店から購入する形を取り、新車販売が縮小する中、メンテナンスなどのサービスで稼ぐ新たな収益・ビジネスモデルを構築することになる。すなわち、KINTOとトヨタ・レクサスの正規販売店は連携関係にあり、顧客はKINTOと契約し、顧客への納車・メンテナンス・ケア等は販売店が行う。契約車両について、車検証上の使用者は利用者、所有者はKINTOになる。

車の返却時、KINTO で新たに契約することも、そのまま返却することもできる。契約満了・中途解約を問わず、車の返却の際は、原状回復しなければならない。原状回復費用は主に、車の状態に関する査定減点精算および超過走行距離に基づく精算である。走行距離が月間1,500kmを超過した場合、超過1kmあたりトヨタ車11円(税込)、レクサス車22円(税込)で計算した金額を支払う³¹⁰。

KINTO は、カーリースとレンタカーの強みを生かした商品といえる。契約期間中の自動車税種別割、自賠責保険、定期点検費用やオイル交換、故障サポートまで月額料金に維持費諸々すべて含まれ、購入する際に必要となる頭金が不要で、登録諸費用も個別に払わずに済む。フルカバータイプの車両保険が付いた任意保険が月額料金に含まれており、安心して利用できる。販売店での審査申込も可能であるが、Web上で問い合わせや審査申込が可能で、納車の際に販売店に出向くだけで利用できるのも業務負担を軽減できる³¹¹。サポート体制もトヨタのネットワークとサービス網で、多くのサービス拠点とサービス品質を充実させ、車両維持に対するあらゆる問題を解決する³¹²。また、月額料金を賃貸借処理できる場合には、全額を経費として損金算入できる³¹³。

例えば、3年プランでは、36ヶ月の契約満了・利用期間終了をもって、契約の延長はできない。利用期間終了の約4ヶ月前に、メール等で案内し、利用期間は36ヶ月で終了となる。また、車の登録日(利用開始日)から6ヶ月毎の契約満了時(6ヶ月、12ヶ月、18ヶ月、24ヶ月、30ヶ月)に契約更新となり、申し出がなければ、契約は原則自動更新となる³¹⁴。

契約更新月に更新をしないで利用を終了する場合は、契約満了希望日の30日前までに申し出る。契約自動更新による最長3年間の利用を前提に月々の支払額を低減・平準化して月額定額料金(月額リース料)としているため³¹⁵、経過期間により早期終了に伴う追加精算金の支払いと、車の返却が必要となる³¹⁶。また、中途解約の場合、6ヶ月ごとの契約満了までの残りリース料、および早期終了に伴う追加精算金の支払い、車の返却を要する³¹⁷。

2020年(令和2年)5月26日より、契約期間中に別プランに乗り換えが可能となる「のりかえGO」を開始した。3年プランは契約から1年半後、5年・7年プランは契約から3年後以降はいつでも、中途解約時の解約金よりも手頃な手数料を払うことで乗り換えが可能となる³¹⁸。なお、乗り換え対象月以外で乗り換えを希望する場合は、規定の中途解約金を払い、新たに契約を結ぶことで、乗り換えることができる。法人契約、レクサス車は対象外である。乗り換え時には一定の手数料がかかり、新規契約を結ぶ。契約満了の2ヶ月前までに申し出が必要である³¹⁹。

KINTO は、福岡トヨタ自動車株式会社において1年契約のサブスクリプションサービス「KINTO ONE FT(福岡トヨタ)」のトライアル販売を2019年(令和元年)11月12日より行った³²⁰。従来のKINTO ONEと同様、任意保険も含め車にかかる諸経費込みの月々定額のサービスである。

また、返却された車は、中古車としての販売や中古車版KINTOに利用することを検討している。群馬トヨタ自動車株式会社U.Park高崎江木店・U.Park桐生バイパス店・U.Park太田

竜舞店・U.Park オートモール渋谷店・U.Park 伊勢崎つなとり店・RV PARK SECOND でU-Car KINTO ONE³²¹、株式会社リクルートマーケティングパートナーズ運営の「直売カーセンサー」限定で中古車 KINTO ONE が提供されている³²²。

KINTO は、毎月一定額を支払い、車を利用するという点ではカーリースと似ている部分もあるが、契約期間が決まっている点、等級の引継ぎができないながらも任意保険も契約に含まれる点、契約満了時の精算方法にカーリースとの違いがあり、車を「所有しない」時代により適している³²³。

カーリースでは、リース期間終了後の車両の残価を試算して月々の利用料金を設定するので、リース期間中に事故を起こした場合など、想定していた残価よりも低くなった場合には、高額な追加費用を求められる、一方、KINTO の場合は、契約時の残価の試算と、契約終了時の実際の査定額との精算はないので、追加費用は発生しない³²⁴。

また、新車の場合、初回車検が3年なので、契約期間3年のKINTO では車検を受ける必要がなく、車両を返却するか、次の新しい車に乗り換え常に最良の状態を保った車両を維持できる³²⁵。なお、KINTO は、利用規約上「当社所定の対象自動車のリース商品プランから、お客様が選定するリース商品種別に応じた自動車について、当社を自動車の所有者として登録し、お客様を自動車の使用者として登録したうえで、当社所定の自動車メンテナンスサービスおよび自動車保険等を付帯して、お客様に自動車を有償でリース（賃貸）する取引」とされている³²⁶。

サブスクリプションの中にも、リースに該当すると考えられる取引があり、伝統的なリース取引と同様のものもあれば、サービス要素が強いものも存する。特に、例に挙げた KINTO は、カーリースであることに疑いはなく、オペレーティング・リースとして会計処理されるものであろうが、「解約可能」であったり、特定の1台の利用期間が1年未満であったりという特徴がある³²⁷。そのため、本来の趣旨はともかく、オンバランス回避に利用される可能性がある³²⁸。こうした取引をオンバランスする由はないと考えられるので、それ自体は問題ないものの、ディスクロージャーや会計監査の観点から³²⁹、一定以上の契約期間や契約金額のものに、現在の解約不能のオペレーティング・リースと同様の注記を求めても差し支えないと思われる。

〔注〕

³²⁷野口功一『シェアリングエコノミーまるわかり』日本経済新聞出版社（2017年）20-21頁。

³²⁸野口・前掲（注237）10頁。

³²⁹小宮紳一『事例で学ぶサブスクリプション』秀和システム（2019年）17頁。

³⁴⁰シェアリングエコノミー促進室HP（<https://cio.go.jp/share-eco-center/>）

³⁴¹松田昇剛・内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室/シェアリングエコノミー推進室企画官の解説によると、「シェアリングエコノミーに関してはっきりした定義はないが、基本的にはインターネットを介して個人間でモノや場所、技能などを取引するサービス形態」を指す。日経MOOK『はじめようシェアリングビジ

ネス』日本経済新聞出版社（2017年）18頁。

²⁴²シェアリングエコノミーが拡大しようとしている。矢野経済研究所によると、2019年度の国内シェアリングエコノミーサービスの市場規模は、前年度比28.2%増の1132億円だった。分野別では、カーシェアリングなど乗り物関連が最も大きかった。「シェアリング拡大」日刊工業新聞2020年10月27日3面。

²⁴³近年、設備等の「所有」から「使用」の流れがある中で、シェアリングエコノミーおよびサブスクリプションサービスが注目されていることを踏まえ、これらの利用状況がリースの需要動向に影響を及ぼす可能性があることから、2020年調査において、それぞれの利用・提供の実態を調査することとした。なお、シェアリングエコノミーとは「インターネット等を活用して、個人・法人間で物件等をシェア（共同使用など）するビジネス、サブスクリプションサービスとは「定額の課金により物件・サービスなどが利用できるサービス」と定義される。シェアリングエコノミーの提供状況について、「提供していない」97.4%・1154社に対し、「提供している」2.6%・31社は少なく、ほとんどの企業がシェアリングエコノミーを提供していない。提供している分野は、「設備」38.7%・12社が最も高く、以下、「自動車」35.5%・11社、「不動産」25.8%・8社、「サービス」22.6%・7社、「その他」9.7%・3社と続いている。利用状況について、「利用していない」92.6%・1158社に対し、「利用している」7.4%・93社は少なくなっているが、提供している企業数と比べると利用している企業数がやや多くなっている。利用している分野は、「自動車」63.4%・59社が最も高く、以下、「設備」32.3%・30社、「サービス」15.1%・14社、「不動産」5.4%・5社、「その他」7.5%・7社となっている。サブスクリプションの提供状況について、「提供していない」94.5%・1,110社に対し、「提供している」5.5%・64社は少なく、ほとんどの企業がサブスクリプションを提供していない。提供している分野は、「ソフトウェア」37.5%・24社が最も高く、以下、「サービス」32.8%・21社、「設備」20.3%・13社、「自動車」20.3%・13社、「不動産」3.1%・2社、「その他」4.7%・3社となっている。利用状況について、「利用していない」81.8%・1,027社に対し、「利用している」18.2%・228社は少なくなっているが、提供している企業数と比べると利用している企業数が多く、また、シェアリングと比べても利用している企業数が多くなっている。利用している分野は、「ソフトウェア」71.1%・162社が最も高く、以下、「サービス」25.4%・58社、「設備」12.7%・29社、「自動車」11.0%・25社、「不動産」3.5%・8社、「その他」3.1%・7社と続いている。公益財団法人リース事業協会・前掲（注11）16-18頁。

²⁴⁴雨宮寛二『サブスクリプション 製品から顧客中心のビジネスモデルへ』角川新書（2019年）226頁。

²⁴⁵小宮・前掲（注239）8頁。

²⁴⁶日経クロストrend『サブスクリプション2.0』日経BP（2019年）2頁。

²⁴⁷雨宮・前掲（注244）16頁。

²⁴⁸宮崎琢磨・藤田健治・小澤秀治『SMARTサブスクリプション』東洋経済新報社（2019年）3-5頁。

²⁴⁹雨宮・前掲（注244）19頁。

²⁵⁰ティエン・ツォ、ゲイブ・ワイザート、御立英史訳『サブスクリプション - 「顧客の成功」が収益を生む新時代のビジネスモデル』ダイヤモンド社（2018年）1-2頁。

²⁵¹継続課金型のサブスクリプションサービスが企業向けの「B to B」の分野に広がってきた。「サブスクの波 B to Bに 常に最新機種・追加料金なし」日本経済新聞電子版2020年5月28日。

²⁵²ティエン・ツォ、ゲイブ・ワイザート・前掲（注250）148頁。

²⁵³ビジネスモデル比較

| | サブスクリプション | リカーリング | シェア | レンタル | リース | 割賦 | 販売 |
|------------|--|---|---|-------------------------|------------------|--------------------|---------------------------|
| 概要 | 単なる定額課金と捉えられがちだが、顧客ニーズに合った「サービス」を、定額で提供するモデル | 月額定額制など、継続的にサービスに課金するモデル。サブスクリプションとほぼ同義 | 物やサービスを顧客や企業側と共有して利用するモデル。利用料に応じて料金が決まるため定額ではない | 顧客がレンタル対象商品の中から選び借りるモデル | リース会社と契約する金融取引など | 契約期間に応じた分割払い取引 | 商品・サービスを販売して利益を上げる売り切りモデル |
| 所有権の移転 | なし 事業者保有 | 内容による | なし | なし 事業者保有 | なし リース会社保有 | あり 割賦終了後 顧客へ | あり 顧客へ |
| 料金 | 定額 従量制 | 定額 | 従量制 | 定額 (延滞料あり) | 定額 | 割賦 | 一括 |
| 企業側の収益 | 継続的 | 継続的 | 断続的 | 断続的 | 継続的 | 割賦終了時点 | 販売時点 |
| 商品・サービスの変更 | 可能 | 可能 | 可能 | 不可能 (可能) | 不可能 | 不可能 | — |
| 途中解約・休止 | 可能 | 可能 | 可能 | 可能 | 不可能 | 不可能 | — |
| 消費スタイル | 利用 | | | | | 所有 | |

(注) 雨宮寛二『サブスクリプション 製品から顧客中心のビジネスモデルへ』角川新書（2019年）23頁、小宮紳一『事例で学ぶサブスクリプション』秀和システム（2019年）18頁および「サブスク革命」週刊ダイヤモンド107巻5号（2019年）33頁を参照し筆者作成。

²⁵⁴小宮・前掲（注239）17-18頁。

²⁵⁵宮崎・藤田・小澤・前掲（注248）71-73頁。

²⁵⁶「研削盤でサブスク」日刊工業新聞2020年11月16日9面。「業務用サブスク始動」日刊工業新聞2020年12月1日4面。

²⁵⁷宮崎・藤田・小澤・前掲（注248）137-140頁。

(<https://jp.kaeser.com/products/sigma-air-utility-operator-model/>)

「すぐそこにある」定額で利用できる圧縮空気
シグマ・エア・ユーティリティオペレーターモデルを導入すると、お客様のニーズに合わせて、高い信頼性で圧縮空気を供給でき、しかもボタン1つで実現します。数平方メートルの床スペースを確保したら、後はケーザー社にお任せください。圧縮空気システム一式に投資せずに、実際に使用する圧縮空気分の料金を支払えば済みます。

ここで、ケーザー社のシグマ・エア・ユーティリティの機能をご紹介します。

- ・まず、お客様の圧縮空気ニーズを分析して、要件を基に個別のコンセプトを設計します。
- ・次に、圧縮空気システムを製造、設置、運転します。
- ・ケーザー社のテレサービス、ロジスティックスセンター、および広範なサービスネットワークを通じて、圧縮空気を常に利用できます。

シグマ・エア・ユーティリティオペレーターモデルを導入すれば、定額の基本料金を支払うだけで、契約分の圧縮空気を確保できます。これを超える容量が必要になれば、追加分にも低額の契約料が適用されます。契約期間を通じて価格はすべてそのまま、値上げはありません。

メリット

- ✓ **圧縮空気の心配はありません。**
圧縮空気需要の分析から製品およびサービスまで、すべてを専門の供給業者から提供します。そのため、お客様は中核業務に全面的に専念いただけます。
- ✓ **固定費から変動費へ：**
圧縮空気システムへの投資はもはや不要です。従業員が他の業務をする時間が生まれます。そのため、以下が実現します。流動性が高まり、運転資金をうまく使って節約し、人員配置の柔軟性が高まります。
- ✓ **お客様ニーズに合わせたシステム：**
競争市場では、浮き沈みがあります。出費の節約が必要ですか？それとも増加しますか？事業移転を予定していますか？シグマ・エア・ユーティリティを導入すれば、柔軟に対応できます。お客様のニーズに合わせて、圧縮空気需要を調整します。

259 宮崎・藤田・小澤・前掲 (注 248) 141-142 頁。

260 宮崎・藤田・小澤・前掲 (注 248) 273-286 頁。

261 宮崎・藤田・小澤・前掲 (注 248) 241-256 頁。

262 KONICA MINOLTA Workplace Hub

(<https://www.konicaminolta.jp/business/solution/workplacehub/index.html>)

263 宮崎・藤田・小澤・前掲 (注 248) 105-106 頁。

264 KOMTRAX (コムトラックス) とは (https://kcs.j.komatsu/service/service_support/komtrax.html)

265 KOMATSU SMARTCONSTRUCTION スマートコンストラクションとは？

(<http://smartconstruction.komatsu/whats.html>)

スマートコンストラクションとは？

建設生産プロセス全体のあらゆる「モノ」のデータを、ICT で有機的につなぐことで測量から検査まで現場すべてを「見える化」し、安全で生産性の高いスマートな「未来の現場」を想像していくソリューションです。

スマートコンストラクションの導入のメリット

メリット 1：より安全な施工を実現

建設現場には多くの危険が潜んでいます。スマートコンストラクションでは設計面に沿って自動制御される ICT 建機で施工するため、作業員の丁張の設置作業や刃先位置確認作業が必要なくなり、より安全に施工を進める事ができます。

メリット 2：労働力不足解消

施工に関わる様々な確認作業が減り、1日当たりの施工量の増加が見込まれます。それに伴い、工期が短縮し必要となる人数の減少につながります。また、ICT 建機の自動制御により、経験の浅いオペレータでも精度の高い施工が可能となり、オペレータ不足も解消します。

メリット 3：生産性向上

現場で必要となる作業員やオペレータの人数、建設機械の稼働日数が減少します。少ない人数で効率的に現場が進むことで、新たな工事の受注にもつながり、売上拡大にも寄与します。

メリット 4：“i-Construction” に準拠

2016 年 4 月より、国土交通省は測量から検査に至るまでの建設生産プロセスで ICT 等を活用する「i-Construction」を推進しています。スマートコンストラクションは、「i-Construction」に準拠したソリューションです。

スマートコンストラクションのプロセス

ICT 建機での施工を最大限に活かすために、測量から施工・出来形検測まで 3 次元データでつなぎ、見える化します。

266 宮崎・藤田・小澤・前掲 (注 248) 196-198 頁。

267 ティエン・ツォ、ゲイブ・ワイザート・前掲 (注 250) 148-149 頁。

268 宮崎・藤田・小澤・前掲 (注 248) 85 頁。

269 宮崎・藤田・小澤・前掲 (注 248) 132 頁。

270 新車の売り切りからリースやシェアリング (共同利用)、サブスクリプション (定額利用) へと多様化する

る「乗り方」。多彩な移動手段をシームレスにつなぐ MaaS（サービスとしてのモビリティ）も含め、非接触型社会の行動変容が乗り方に影響を及ぼしそうだ。新型コロナウイルスの影響による渡航や外出の制限で航空機や鉄道の需要は激減した。しかし、プライベート空間が確保できる自家用車はその価値が改めて見直された。「連載「インパクト 今後の自動車産業 PART2」(3) 乗り方が変わる」 日刊自動車新聞 2020 年 10 月 28 日 1 面。

| | サブスクリプション | カーリース | カーシェア | レンタカー | ローン |
|--------|--|---|--|--|--|
| 消費スタイル | 利用 | | | | 所有 |
| 新車/中古車 | 新車/中古車 | | 中古車 | | 新車/中古車 |
| 選べる車種 | 限定的 | 自由 | 限定的 | 限定的 | 自由 |
| 保険加入 | 任意保険も含まれることが多い | 自賠責保険のみが多い | 含まれる | 別途負担 | 別途負担 |
| メリット | 頭金なし 月々の支払いが一本化 管理が容易 短期間の利用可能 | 頭金なし 月々の支払いが一本化 管理が容易 | 維持費なし 比較的安価に輸入車やスポーツカーなどに乗れる | 維持費なし 利用目的や乗車人数に応じて車種を選択・変更 | 自分のモノ カスタマイズや処分自由 走行距離制限なし |
| デメリット | 支払期間終了後、車は自分のものにならない 走行距離や車両状態等に注意する必要 保険料やメンテナンス費用分月々の支払額は高額になり得る | 支払期間終了後、基本的に車は自分のものにならない 走行距離や車両状態等に注意する必要 短期間利用の場合、支払いが高額になる | 利用可能とは限らない 利用の都度店舗等に行く 長期間利用に不向き 車両状態や清潔面で不安がある | 利用可能とは限らない 利用の都度店舗等に行く 長期間利用に不向き | 頭金が必要な場合がある 故障のリスク 税金の支払い等を自己管理 |
| 料金 | 毎月一定額支払い 駐車場代や燃料代は別途必要 | 毎月一定額支払い 駐車場代や燃料代は別途必要 | 利用の都度精算 (燃料代や)保険料は別途必要 | 利用の都度精算 燃料代(や保険料)は別途必要 | 毎月の支払いに加えて、頭金が必要になる場合がある 燃料代、保険料、税金、車検代を都度支払う |

(注) グーネットマガジン (<https://www.goo-net.com/magazine/111057.html>)

【徹底解説】クルマのサブスクリプション、カーリースの選び方を参考に筆者加筆。

²⁷¹KINTO マガジン (<https://magazine.kinto-jp.com/column/201912-001.html>) 駐車場代における違い

²⁷²宮崎・藤田・小澤・前掲 (注 248) 132-133 頁。

²⁷³宮崎・藤田・小澤・前掲 (注 248) 86 頁。

²⁷⁴宮崎・藤田・小澤・前掲 (注 248) 132-133 頁。

²⁷⁵宮崎・藤田・小澤・前掲 (注 248) 86-87 頁。

²⁷⁶KINTO マガジン (<https://magazine.kinto-jp.com/column/202002-001.html>) 法人で車を持つならカーリースと購入のどちらがお得？メリットとデメリットも解説！

²⁷⁷雨宮・前掲 (注 244) 234 頁。

²⁷⁸自動車リースには金融の側面と管理業務の側面があり、車両管理業務を出来る限りアウトソーシングしたいというニーズは不変だ。すでに多くの企業がリースを活用しているが、それは車両に掛かるコストメリットだけではない。規模の大きな企業であればあるほど車両管理のアウトソーシング、リスクヘッジとして活用している。「日本自動車リース協会連合会 露口章 会長に聞く」日刊自動車新聞 2020 年 9 月 28 日 9 面。

²⁷⁹雨宮・前掲 (注 244) 234 頁。

²⁸⁰KINTO マガジン (<https://magazine.kinto-jp.com/column/201912-002.html>) カーリースの 2 つの形態

²⁸¹グーネットマガジン (<https://www.goo-net.com/magazine/111057.html>) サブスクリプションとカーリースの契約形態の違い

²⁸²前掲 (注 271) 料金に含まれる諸費用における違い

²⁸³前掲 (注 276) 法人向けカーリースにも審査が必要

²⁸⁴KINTO マガジン (<https://magazine.kinto-jp.com/column/201912-003.html>) 法人向けカーリースのメリット

²⁸⁵前掲 (注 276) スムーズなメンテナンス管理

²⁸⁶前掲 (注 276) 店舗や整備工場の数で選ぶ

- ²⁸⁷前掲（注 276）独自のサービスでリース会社を選ぶ
- ²⁸⁸前掲（注 284）中途解約はできない
- ²⁸⁹宮崎・藤田・小澤・前掲（注 248）263 頁。
- ²⁹⁰雨宮・前掲（注 244）234 頁。前掲（注 284）カーリースとカーシェア、レンタカー、車サブスクリプションの違い
- ²⁹¹雨宮・前掲（注 244）231 頁。
- ²⁹²前掲（注 284）カスタマイズがしにくい
- ²⁹³宮崎・藤田・小澤・前掲（注 248）262-263 頁。
- ²⁹⁴「各社のサブスクサービス拡充 コロナも後押し 所有より気軽」日刊自動車新聞 2020 年 9 月 1 日 1 面。
- ²⁹⁵日経クロストrend・前掲（注 246）154-160 頁。
- ²⁹⁶「新サービスで勝負/ボルボ・カー・ジャパン サブスクで気軽に乗車」日本工業新聞 2020 年 5 月 29 日 6 面。
- ²⁹⁷NISSAN ClickMobi（クリックモビ）日産のサブスクリプション（<https://ws.nissan.co.jp/>）
- ²⁹⁸日経クロストrend・前掲（注 246）145-152 頁。
- ²⁹⁹おトクにマイカー定額カルモくん（<https://car-mo.jp/top/>）
- ³⁰⁰おトクにマイカー定額カルモくん中古車（<https://carmo-kun.jp/usedcar/>）
- ³⁰¹「構造改革、新型車…徐々に手応え 三菱自動車 加藤隆雄代表執行役 CEO」日刊工業新聞 2021 年 1 月 25 日 1 面。
- ³⁰²6 カ月単位の契約更新制で満了期間は 3 年、4 年、5 年。「三菱自、「ウルトラマイカープラン」定額サービス発売」日刊自動車新聞 2020 年 10 月 2 日 2 面。
- ³⁰³「三菱自、月額定額サービス「ウルトラマイカープラン」を開始」日本経済新聞電子版 2020 年 10 月 1 日。
- ³⁰⁴1 カ月以上で 11 カ月までとなれば、所有は比較できず、カーシェアやレンタルでもありえない。ほかに比較しようのないユニークなサービスだといえる。「月々定額「クルマのサブスク」は本当に得なのか/購入との比較で考えるメリット・デメリット」東洋経済オンライン 2020 年 3 月 8 日。「ホンダ、中古車サブスク拡大 まず愛知、大阪などにも」日本経済新聞電子版 2020 年 9 月 10 日。「中古車サブスク「マンスリーオーナー」ホンダ、全国展開へ」日刊自動車新聞 2020 年 9 月 11 日 1 面。
- ³⁰⁵イトム子会社のイトム CaaS テクノロジー（ICT）は、国産車の新車リースプランを開始した。新サービスの名称は「コスパノレル」。三菱オートリースと提携してサービス化を実現した。リース期間は 5、7、9 年を用意し国産車 146 車種を取りそろえた。「ノレルで新車リース」日刊自動車新聞 2020 年 11 月 10 日 4 面。
- ³⁰⁶諸外国および日本の主な車サブスクリプションサービス

| メーカー名等 | サービス名等 | 月額料金等 | サービス概要 | 備考 |
|----------------|---|--|---|---|
| ゼネラルモーターズ (GM) | ブック・バイ・キャデラック (BOOK by Cadillac) 2017年1月開始 | 加入料：0→500ドル 1,500→1,800ドル 2000マイル（約3,200km）/月を超える場合、追加料金 | スポーツ用多目的車 (SUV)、プラグインハイブリッド車 (PHV)、高性能スポーツカーなど5車種（現行最新車）を最多年間18回車両交換 ニューヨーク他 | 車両登録料、税金、保険料、メンテナンス、修理、24時間対応緊急サポートなど キャデラック各種モデルのリース料金の概ね2倍 |
| フォード | フォード・パス (FordPass) 2017年5月開始 | 加入料：99ドル 429ドル～ 走行距離制限500マイル/月 | 短期リース車両を再利用 | キャンパス (Canvas) プログラム：毎月のマイレージプランを選び、未使用分を翌月に持ち越し |
| ボルボ | ケア・バイ・ボルボ (Care by Volvo) 2017年10月開始 | 加入料：500ドル 700ドル～ 走行距離制限：2.4万km/年 | 複数車種（新車）を乗り換え放題 スウェーデン | ボルボXC40（コンパクトSUV）：コンシェルジュサービス、保険、保守、消耗部品交換、年中無休24時間カスタマーサポートなど、燃料代以外込み月額600ドル |
| ボルシェ | ポルシェ・パスポート (Passport) 2017年11月開始 | 加入料：500ドル 2,000ドル（6車種） 3,000ドル 走行距離無制限 | 2プラン（「ローンチ」4シリーズ8車種と「アクセレレート」7シリーズ22車種）の乗り換え放題 ジョージア州アトランタで試験プログラムとして開始 | メンテナンス、保険、車両税、登録料込み |
| BMW | アクセス・バイ・BMW (Access by BMW) | 加入料：575ドル 998ドル | 複数車種を乗り換え放題 | |

| | | | | |
|---|--|--|--|--|
| | BMW) | 1,399ドル 2,699ドル | ナッシュビル | |
| メルセデス・ベンツ | 2018年4月開始 メルセデス・ベンツ・コレクション 2018年6月開始 | 加入料：495ドル 1,095～2,995ドル | 3プラン・複数車種 ナッシュビル他 | |
| 株式会社 ホンダユーザー ック 本田技研工業 株式会社 (Webサイト) | Honda マンスリーオーナー (Honda Monthly Owner) 2020年1月28日開始 | N-BOX：2014年式～29,800円 2017年式～39,800円 FIT HYBRID：2015年式～39,800円 2017年式～49,800円 FREED HYBRID：2014年式～49,800円 2017年式～59,800円 VEZEL HYBRID：2014年式～49,800円 2018年式～59,800円 N-BOX車いす仕様車：2018年式～49,800円 利用中の走行距離が、利用月数×1,000kmを超えた場合、6円/kmの追加精算 | 1ヵ月以上最大11ヵ月間、1ヵ月単位でいつでも終了可 乗り換えの場合は、再度契約の手続きが必要 規約に従い車両を使用できるサービスで、所有権は移転しない | 月額料金には、車両代、自動車税、自賠責保険料、任意保険料、登録諸費用、メンテナンス費用を含む クレジットカードと運転免許証で会員登録、好みの車を予約、Webと書類の郵送のみで簡単手続き ローンやリース契約のような手間や時間のかかる契約書記入や審査はなし 取り扱い店舗：U-Select城北(埼玉県和光市) |
| 株式会社 IDOM (イドム) 【英】 | ノレル(NOREL)【日本】 2016年8月開始 | 新車：79,800円(税抜)～ 中古車：59,800円(税抜)～、運搬費あり、利用期間中の走行距離が月間平均2,000kmを超えていた場合は追加費用 新車11車種・中古車150車種以上(2019年2月27日現在) | 新車5000kmまたは10ヶ月到達のいずれか早い時まで 中古車最短90日 全国約500店舗のIDOMグループの店舗で受け取り・乗り換え 利用期限日上限とし、最低3ヶ月使用すれば自由に返却・乗り換え可(解約金の対象は最大3ヶ月) | 自動車買取・販売のガリバー運営会社 ※基本月額料金には、車両価格、登録諸費用、整備点検費用、環境性能割、自動車税種別割、自動車重量税、自賠責保険料、任意保険料(車両保険免責金額20万円、対人対物無制限・人身傷害3000万)が含まれ、駐車場、ガソリン、メンテナンス、消耗品は含まれない 中古車：車の補償には、NORELケア(月額15,000円(税抜)への加入が必要 2年割プランやマイカー・トライアル等のサービスあり |
| | NOREL for Biz アメリカンエクスプレスが日本国内で発行する法人カード保有企業限定 | エグゼクティブ・プラン 最低利用期間90日間(90日後1ヶ月自動更新) NORELケア込み 月額150,000円(税別、レクサス、BMWなど)または200,000円(税別、Mercedes-Benzなど) 駐車場、ガソリン、メンテナンス、消耗品は含まれない 月間平均走行距離が1,000kmを超える場合、対象自動車に係る月額リース料の20%に相当する額にリース期間に係る月数を乗じた額の走行距離超過料金が発生 別途運搬費あり | | 社用車プラン 1台あたり2年間利用 NORELケア込み 2年契約、原則として中途解約はできず、契約期間中車両の変更不可 駐車場、ガソリン、メンテナンス、消耗品は含まれない 月間平均走行距離が2,000kmを超える場合、対象自動車に係る月額リース料の20%に相当する額にリース期間に係る月数を乗じた額の走行距離超過料金が発生 別途運搬費あり |
| 株式会社 スマートドライブ 【日本】 | スマートドライブカーズ(SmartDrive Cars)(個人向けサービス) 2018年4月12日開始 | 【車名(グレード：省略)・1年・3年・5年】 ミライース ・77,000円・35,100円・30,800円 N-BOX ・80,300円・41,000円・36,200円 ハスラー ・83,400円・40,000円・34,800円 ノートe-POWER ・85,800円・46,500円・40,900円 | 定額で新車のコネクテッドカーに乗れる 2018年10月現在、東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・愛知県・大阪府・京都府・兵庫県 | 車のリース契約は住友三井オートサービス株式会社が引受先、審査は同社および同社が提携する株式会社オリエンコーポレーションが行う 車検証上では、使用者が利用者、所有者が住友三井オートサービス株式会社 |

| | | | | |
|--|--|--|--|---|
| | <p>※新規契約の申し込みを中止している模様 (2019年6月現在)</p> <p>↓</p> <p>2019年11月14日、新たなサービスとして、安全運転を見える化してポイント交換・利用ができるドライバー支援サービス「SmartDrive Cars」をリリース (法人のみ)</p> | <p>シエンタ ・ 87,600円・51,300円・48,000円</p> <p>プリウス ・ 107,500円・58,500円・50,800円</p> <p>インプレッサ スポーツ ・ 129,100円・62,800円・56,600円</p> <p>フリード ・ 101,500円・54,000円・48,800円</p> <p>セレナ ・ 105,200円・58,900円・52,800円</p> <p>C-HR ・ 93,400円・53,800円・51,600円</p> <p>CX-5 ・ 98,500円・55,000円・57,100円</p> <p>ランドクルーザー プラド ・ 115,400円・59,600円・67,900円</p> <p>中途解約金=残リース料+残価-未経過諸費用</p> <p>契約期間を通算して1ヶ月の平均走行距離が「1,000km」を著しく超える場合、違約金が発生</p> | <p>年単位での延長可</p> <p>車を返却して新車を「新規リース」、車はそのまままで契約期間を更新する「再リース」、車を「返却」して「契約終了」</p> | <p>データを利用して、安全運転の度合いによって掛け金変動するテレマティクス保険をアクサ損害保険と共同で開発</p> <p>開発したデータ取得用デバイスを新車に標準搭載し、月々定額でユーザーに貸し出す毎月の利用料には、車両本体価格、オプション代 (カーナビやETCなど)、車検・メンテナンス (1年契約は除く)、新車登録時手数料、環境性能割、自動車税種別割、自動車重量税、自賠責保険料等が含まれ、任意保険は含まれない</p> <p>運転の改善点等を見極め、安全運転かどうかをスコア化し、「SmartDriveポイント」という専用ポイントを付与</p> |
|--|--|--|--|---|

(注) 雨宮寛二『サブスクリプション 製品から顧客中心のビジネスモデルへ』角川新書 (2019年) 229頁 および Web を参考に筆者作成。

³⁰⁷雨宮・前掲 (注 244) 227 頁。

³⁰⁸「キント」も利用者が急増。19 年末は累計の申込件数が 1,000 件弱にとどまっていたが、3 月末時点で 3,150 件と 3 倍超になった。「トヨタ、契約プラン拡充」日本経済新聞 2020 年 7 月 14 日朝刊 13 面。

³⁰⁹宮崎・藤田・小澤・前掲 (注 248) 256-268 頁。

³¹⁰KINTO ONE (https://kinto-jp.com/kinto_one/expiration/) おクルマのご返却時について

³¹¹KINTO マガジン (<https://magazine.kinto-jp.com/column/202002-001.html>) 法人で新車を導入するなら KINTO のサブスクがおすすめ!

³¹²KINTO ONE (<https://kinto-jp.com/>) KINTO のサービス内容

| 《2020 年 7 月 4 日現在》 | KINTO ONE | KINTO FLEX |
|---|---|---|
| 契約期間 | 36 か月 5 年/7 年プランを 2020 年 5 月 26 日から追加 | 36 か月 |
| 頭金 | 不要 | 不要 |
| 支払方法 | 毎月均等 (ボーナス払いも選択可) | 毎月均等 (ボーナス払いも選択可) |
| <p>車種等</p> <p>※金額は、月額、ボーナス併用払いなし、税込</p> <p>※太字は 2020 年 1 月 15 日追加、斜字は 2019 年 11 月 12 日追加、下線は 2019 年 10 月 1 日追加、囲み線は 2019 年 7 月 1 日追加</p> <p>※レクサス車【二重下線は 2020 年 2 月 26 日追加、網掛けは、2020 年 1 月 15 日追加】</p> <p>※括弧書きは、取扱一時休止中の模様</p> | <p>17 車種+モデルスタ仕様 4 車種</p> <p>パッツ、ルーミー、タンク、ヤリス、カローラ、RAIZE (ライズ)、(2020 年 6 月 17 日; 新型) <u>ハリアー、カローラツーリング</u>、</p> <p>【2020 年 6 月新登場】</p> <p>クラウン: 95,700 円~</p> <p>ランドクルーザー: 88,000 円~</p> <p>ヴェオクシー: 58,850 円~</p> <p>ノア: 59,950 円~</p> <p>エスクァイア: 60,500 円~</p> <p>アルファード: 72,600 円~</p> <p>ヴェルファイア: 72,600 円~</p> <p>UX: 74,800 円~</p> <p>LS: 253,000 円~</p> <p>(NX: 86,900 円~、RX: 101,200 円~、ES: 125,400 円~、LX198,000 円~、IS: 108,900 円~、RC: 128,700 円~、シエンタ: 51,700 円~、<u>アクア</u>、<u>カムリ</u>、<u>C-HR</u>、<u>RAV4</u>、<u>ランドクルーザー プラド</u>、<u>プリウス</u>、<u>カローラスポーツ</u>)</p> | <p>6 車種</p> <p>ES300h "version L"</p> <p>IS300h "F SPORT"</p> <p>RC300h "F SPORT"</p> <p>RX450h "version L"</p> <p>NX300h "F SPORT"</p> <p>UX250h "F SPORT"</p> <p>・3 年 3 台プラン (1 年ごとに乗換え) 176,000 円~</p> <p>【寒冷地パッケージ: 220,000 円~】</p> <p>・3 年 6 台プラン (半年ごとに乗換え) 198,000 円~</p> <p>※同じ車種を再度選択することも可能</p> |
| 中途解約金 | <p>残利用料+追加精算金</p> <p>解約希望日の 30 日前までに申し出</p> <p>※KINTO ONE レクサス車から KINTO FLEX へのプラン変更時は中途解約金が発生</p> | <p>残利用料+追加精算金</p> <p>契約期間中、KINTO FLEX の 3 年 6 台プランと 3 年 3 台プラン相互の変更時の中途解約金は不要、KINTO FLEX から KINTO ONE (レクサス車種) への変更時も同様【車両乗換えタイミング】</p> |

| | | |
|--------------|--|--|
| 月額料金に含まれる諸費用 | 車両本体価格・パッケージプランの装備品代金 自賠責保険、任意保険（対人・対物賠償責任保険：無制限、人身傷害：上限1名につき5,000万円、車両保険：規定損害金【自己負担額：1事故5万円】、ロードサービス、レンタカー費用補償、弁護士費用等） 環境性能割、自動車税種別割、自動車重量税、登録手続き費用（期間分含む）等 法定点検・定期点検、故障修理、代車、油脂類の交換および補充、所定の消耗品の交換（タイヤ除く） | 車両本体価格・パッケージプランの装備品代金 自賠責保険、任意保険（対人・対物賠償責任保険：無制限、人身傷害：上限1名につき5,000万円、車両保険：上限規定損害金【自己負担額：1事故5万円】等） 環境性能割、自動車税種別割、自動車重量税、登録手続き費用等、 |
| メンテナンス等 | 2020年5月26日、3年プランのメンテナンス内容にタイヤ交換を追加 5年/7年プランは3年プラン同様のメンテナンス内容に加え、トヨタ正規販売店での車検を含む | レクサスケアメンテナンスプログラム レクサスオーナー専用サービス「レクサスオーナーズデスク」を利用可能 |
| 備考 | 2019年3月1日から東京地区にてトライアル実施、7月1日より全国サービスを開始、法人受付を2020年1月15日から開始 | KINTO SELECTが2020年2月26日よりKINTO FLEXにリニューアルし全国展開を開始 |

³¹³KINTO for LEXUS-GUIDE BOOK-9頁には「KINTOなら経理・財務的メリットに寄与いたします」として、「貸借対照表の財務比率に影響しないため、対外的な信用力が変わりません。金融機関からの借入枠を事業の運転資金などへの活用が可能です」と紹介されている。

³¹⁴KINTO ONE (<https://kinto-jp.com/cancel/>) 契約終了時等のお手続きについて

³¹⁵KINTO ONE (<https://kinto-jp.com/>) 「KINTO ONE」トヨタ車の月額料金（消費税込み）

| 車種名 | ボーナス併用払い | 3年プラン | 5年プラン | 7年プラン | |
|------------------------|----------|-----------|-----------|----------|----------|
| 新型ハリアー | なし | 61,600円～ | 57,310円～ | 54,010円～ | |
| | あり | 55,000円 | 52,470円～ | 48,180円～ | 44,880円～ |
| | | 110,000円 | 43,230円～ | 38,940円～ | 35,640円～ |
| | | 165,000円 | 34,100円～ | 29,810円～ | 26,510円～ |
| 新型ハリアー モデリスタ仕様 | なし | 83,710円～ | 72,380円～ | 66,110円～ | |
| | あり | 55,000円 | 74,580円～ | 63,250円～ | 56,980円～ |
| | | 110,000円 | 65,340円～ | 54,010円～ | 47,740円～ |
| | | 165,000円 | 56,210円～ | 44,880円～ | 38,610円～ |
| ヴェルファイア モデリスタ仕様 | なし | 89,540円～ | 77,770円～ | 72,050円～ | |
| | あり | 55,000円 | 80,410円～ | 68,640円～ | 62,920円～ |
| | | 110,000円 | 71,170円～ | 59,400円～ | 53,680円～ |
| | | 165,000円 | 62,040円～ | 50,270円～ | 44,550円～ |
| アルファード モデリスタ仕様 | なし | 89,760円～ | 77,880円～ | 72,160円～ | |
| | あり | 55,000円 | 80,630円～ | 68,750円～ | 63,030円～ |
| | | 110,000円 | 71,390円～ | 59,510円～ | 53,790円～ |
| | | 165,000円 | 62,260円～ | 50,380円～ | 44,660円～ |
| ランドクルーザー モデリスタ仕様 | なし | 118,250円～ | 107,030円～ | 99,770円～ | |
| | あり | 55,000円 | 109,120円～ | 97,900円～ | 90,640円～ |
| | | 110,000円 | 99,880円～ | 88,660円～ | 81,400円～ |
| | | 165,000円 | 90,750円～ | 79,530円～ | 72,270円～ |
| 以上、2020年（令和2年）6月17日現在。 | | | | | |
| パッソ | なし | 32,780円～ | 31,020円～ | 29,590円～ | |
| | あり | 55,000円 | 23,650円～ | 21,890円～ | 20,460円～ |
| | | 110,000円 | 14,410円～ | 12,650円～ | 11,220円～ |
| ルーミー | なし | 39,600円～ | 36,850円～ | 34,540円～ | |
| | あり | 55,000円 | 30,470円～ | 27,720円～ | 25,410円～ |
| | | 110,000円 | 21,230円～ | 18,480円～ | 16,170円～ |
| タンク | なし | 39,600円～ | 36,850円～ | 34,540円～ | |
| | あり | 55,000円 | 30,470円～ | 27,720円～ | 25,410円～ |
| | | 110,000円 | 21,230円～ | 18,480円～ | 16,170円～ |
| ライズ | なし | 39,820円～ | 36,960円～ | 34,650円～ | |
| | あり | 55,000円 | 30,690円～ | 27,830円～ | 25,520円～ |
| | | 110,000円 | 21,450円～ | 18,590円～ | 16,280円～ |
| | なし | 39,930円～ | 37,070円～ | 34,760円～ | |

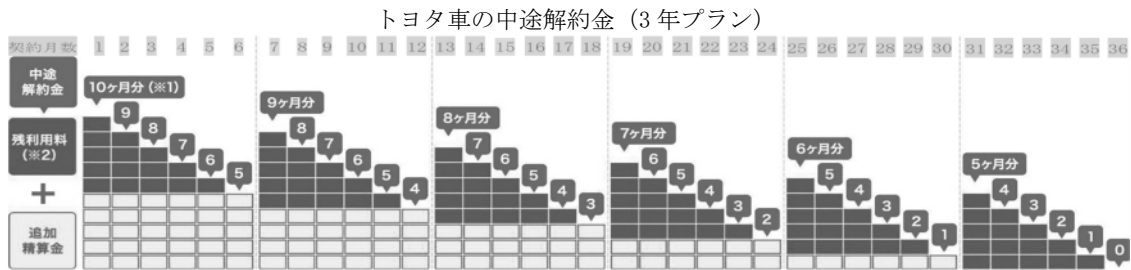
| | | | | | |
|-----------------|----|----------|----------|----------|----------|
| ヤリス | あり | 55,000円 | 30,800円～ | 27,940円～ | 25,630円～ |
| | | 110,000円 | 21,560円～ | 18,700円～ | 16,390円～ |
| アクア | あり | なし | 43,450円～ | 40,370円～ | 37,840円～ |
| | | 55,000円 | 34,320円～ | 31,240円～ | 28,710円～ |
| カローラ | あり | 110,000円 | 25,080円～ | 22,000円～ | 19,470円～ |
| | | なし | 46,750円～ | 43,450円～ | 41,800円～ |
| カローラツーリング | あり | 55,000円 | 37,620円～ | 34,320円～ | 32,670円～ |
| | | 110,000円 | 28,380円～ | 25,080円～ | 23,430円～ |
| プリウス | あり | なし | 47,850円～ | 44,440円～ | 42,680円～ |
| | | 55,000円 | 38,720円～ | 35,310円～ | 33,550円～ |
| C-HR | あり | 110,000円 | 29,480円～ | 26,070円～ | 24,310円～ |
| | | 165,000円 | 23,210円～ | 19,690円～ | 16,610円～ |
| RAV4 | あり | なし | 50,710円～ | 47,190円～ | 44,110円～ |
| | | 55,000円 | 41,580円～ | 38,060円～ | 34,980円～ |
| ランドクルーザー プラド | あり | 110,000円 | 32,340円～ | 28,820円～ | 25,740円～ |
| | | 165,000円 | 23,210円～ | 19,690円～ | 16,610円～ |
| アルファード | あり | なし | 52,800円～ | 49,060円～ | 45,980円～ |
| | | 55,000円 | 43,670円～ | 39,930円～ | 36,850円～ |
| ヴェルファイア | あり | 110,000円 | 34,430円～ | 30,690円～ | 27,610円～ |
| | | 165,000円 | 25,300円～ | 21,560円～ | 18,480円～ |
| カムリ | あり | なし | 63,800円～ | 59,290円～ | 56,650円～ |
| | | 55,000円 | 54,670円～ | 50,160円～ | 47,520円～ |
| ヴェルファイア | あり | 110,000円 | 45,430円～ | 40,920円～ | 38,280円～ |
| | | 165,000円 | 36,300円～ | 31,790円～ | 29,150円～ |
| カムリ | あり | なし | 65,780円～ | 61,160円～ | 57,310円～ |
| | | 55,000円 | 56,650円～ | 52,030円～ | 48,180円～ |
| ヴェルファイア | あり | 110,000円 | 47,410円～ | 42,790円～ | 38,940円～ |
| | | 165,000円 | 38,280円～ | 33,660円～ | 29,810円～ |
| カムリ | あり | なし | 69,850円～ | 64,900円～ | 62,370円～ |
| | | 55,000円 | 60,720円～ | 55,770円～ | 53,240円～ |
| カムリ | あり | 110,000円 | 51,480円～ | 46,530円～ | 44,000円～ |
| | | 165,000円 | 42,350円～ | 37,400円～ | 34,870円～ |
| カムリ | あり | なし | 69,850円～ | 64,900円～ | 62,370円～ |
| | | 55,000円 | 60,720円～ | 55,770円～ | 53,240円～ |
| カムリ | あり | 110,000円 | 51,480円～ | 46,530円～ | 44,000円～ |
| | | 165,000円 | 42,350円～ | 37,400円～ | 34,870円～ |
| カムリ | あり | なし | 74,250円～ | 68,970円～ | 64,570円～ |
| | | 55,000円 | 65,120円～ | 59,840円～ | 55,440円～ |
| カムリ | あり | 110,000円 | 55,880円～ | 50,600円～ | 46,200円～ |
| | | 165,000円 | 46,750円～ | 41,470円～ | 37,070円～ |

(注) 2020年(令和2年)4月9日現在。価格設定は、コストをすべて積み上げ、月額料金を逆算し、顧客目線で高すぎず安すぎないよう配慮されている。カローラスポーツ、クラウン、ハリアー、ランドクルーザー、シエンタ、ヴォクシー、ノア、エスクァイアは、取扱いを一時休止中。

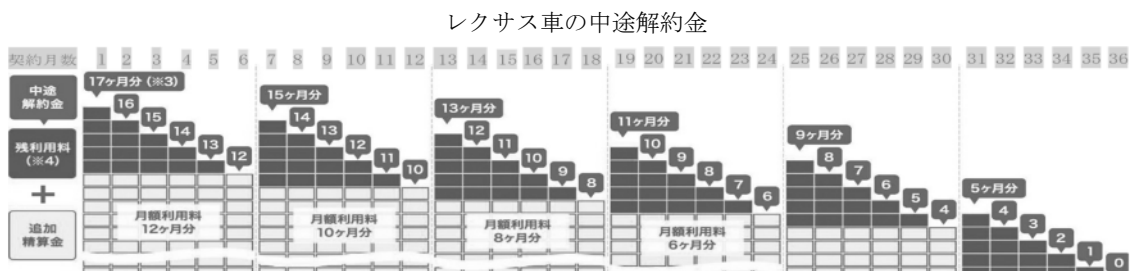
³¹⁶KINTO ONE (https://kinto-jp.com/cancel/#midterm_cancellation) 追加精算金一覧

| 契約更新月 | トヨタ車 (3年契約) 追加精算金 | 5年契約 | 7年契約 | レクサス車 |
|-------|-------------------|-------|-------|-------|
| 6ヶ月 | 月額リース料5ヶ月分 | 10ヶ月分 | 15ヶ月分 | 12ヶ月分 |
| 12ヶ月 | 月額リース料4ヶ月分 | 9ヶ月分 | 14ヶ月分 | 10ヶ月分 |
| 18ヶ月 | 月額リース料3ヶ月分 | 8ヶ月分 | 13ヶ月分 | 8ヶ月分 |
| 24ヶ月 | 月額リース料2ヶ月分 | 7ヶ月分 | 12ヶ月分 | 6ヶ月分 |
| 30ヶ月 | 月額リース料1ヶ月分 | 6ヶ月分 | 11ヶ月分 | 4ヶ月分 |
| 36ヶ月 | - | 5ヶ月分 | 10ヶ月分 | - |
| 42ヶ月 | - | 4ヶ月分 | 9ヶ月分 | - |
| 48ヶ月 | - | 3ヶ月分 | 8ヶ月分 | - |
| 54ヶ月 | - | 2ヶ月分 | 7ヶ月分 | - |
| 60ヶ月 | - | - | 6ヶ月分 | - |
| 66ヶ月 | - | - | 5ヶ月分 | - |
| 72ヶ月 | - | - | 4ヶ月分 | - |
| 78ヶ月 | - | - | 3ヶ月分 | - |

³¹⁷KINTO ONE (https://kinto-jp.com/kinto_one/midterm_cancellation/) 中途解約について



- ※■□=1ヶ月の月額利用料を示す
- (※1) 契約月数“1ヶ月”の中途解約金の場合…■残利用料5ヶ月分+□追加精算金5ヶ月分=合計で10ヶ月分の中途解約金がかかります。
 - (※2) ご利用いただいた期間のリース料(月額利用料)未払い分についても、お支払いいただきます。



- (※3) 契約月数“1ヶ月”の中途解約金の場合…■残利用料5ヶ月分+□追加精算金12ヶ月分=合計で17ヶ月分の中途解約金がかかります。
- (※4) ご利用いただいた期間のリース料(月額利用料)未払い分についても、お支払いいただきます。

³¹⁸KINTO ONE (https://kinto-jp.com/kinto_one/transfer/fee/) 乗り換え手数料一覧

| ヶ月目 | 1年目 | | 2年目 | | 3年目 | | 4年目 | | 5年目 | | 6年目 | | 7年目 | | | | | | | |
|-------|------|-------|-------|----|-------|----|-----|-------|-------|------|-------|----|-----|-------|-------|------|-------|-------|----|----|
| | 1~12 | 13~17 | 18~23 | 24 | 25~34 | 35 | 36 | 37~41 | 42~47 | 48 | 49~58 | 59 | 60 | 61~65 | 66~71 | 72 | 73~77 | 78~82 | 83 | 84 |
| 3年プラン | | | 2ヶ月分 | | 1ヶ月分 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5年プラン | | | | | | | | 3ヶ月分 | 2ヶ月分 | 1ヶ月分 | | | | | | | | | | |
| 7年プラン | | | | | | | | 6ヶ月分 | | 5ヶ月分 | | | | 3ヶ月分 | 2ヶ月分 | 1ヶ月分 | | | | |

³¹⁹KINTO ONE (https://kinto-jp.com/kinto_one/transfer/) のりかえGOについて

³²⁰福岡トヨタブログ (<https://www.fukuoka-toyota.co.jp/headofficeblog/detail/?masterid=72>)

³²¹群馬トヨタ自動車 (<https://www.gtoyota.com/info/2021/u-kinto-one/>)

U-Car KINTO ONE (2年間)なら、車両本体価格とクルマを維持するために必要な諸経費が込み(月額利用料金に車両代金、登録諸費用、自賠責保険料/任意保険料、自動車継続検査、定期メンテナンス、自動車税種別割、自動車税環境性能割、重量税、故障修理(2年間)が含まれる)で、頭金なし、月々定額で利用できる。対象車両はすべて群馬トヨタの中古車である。月々の諸費用は、2年間にかかる費用(任意保険料、自賠責保険料、自動車税種別割、自動車税環境性能割、重量税、検査登録手続代行費用、車庫証明手続費用、法定費用、リサイクル費用、ETCセットアップ費用、自動車継続検査費用、定期メンテナンス費用)の1ヶ月分である。自動車継続検査費用、定期メンテナンス費用は、トヨタ車両を2年間保有した場合の平均的なメンテナンス費用である。自動車税種別割、自動車税環境性能割は、自治体により異なる場合がある。契約は、月間走行距離1,000kmを前提としている(2年間で24,000km以内)。通算走行距離で制限を超えた場合は、超過分の精算が必要となる。車は原状回復にて返却する。

³²²直販カーセンサー (<https://www.carsensor.net/direct/shop.php?KCD=319296002>)

³²³前掲(注284) カーリースとカーシェア、レンタカー、車サブスクリプションの違い

³²⁴KINTO マガジン (<https://magazine.kinto-jp.com/column/202002-002.html>) 新しいクルマの持ち方 トヨタのサブスクリプション「KINTO(キント)」

³²⁵前掲(注311) 法人で新車を導入するならKINTOのサブスクがおすすめ!車検を受ける必要がない

³²⁶KINTO ONE (https://kinto-jp.com/kinto_one/corporation/) KINTOとその他方法を比較

| | KINTO | 一般的な メンテナンス・リース | 車両買取 (現金一括) |
|------|----------|--------------------|----------------|
| 車両代金 | 利用料に含まれる | リース料に含まれる | 納車前に支払い |
| 自動車税 | 利用料に含まれる | リース料に含まれる | 別途発生 |

| | | | | |
|-----------|-----------------|----------------------|--------------------------------|------------------|
| 金面の比較 | 任意保険料 | 利用料に含まれる | 別途発生 (リース契約に含まない場合) | 別途発生 |
| | メンテナンス | 利用料に含まれる | リース料に含まれる | 別途発生 |
| | 経理処理 | 経費(損金)処理 | 経費(損金)処理 ※1 | 資産計上 (減価償却処理) |
| 事務手続き面の比較 | 審査申込手続き | Webで完結 | 決算書等必要 | 不要 |
| | 契約手続き | Webで完結 | 書面にて締結 | 書面にて締結 |
| | 保険契約手続き | [KINTOの保険] 不要 | [自社の保険]自社で手配 (リース契約に含まない場合) | [自社の保険] 自社で手配 |
| | メンテナンス等 各種管理 | KINTOが管理 | リース会社が管理 | 自社で管理 |
| | 定期メンテナンスの 実施 | 正規販売店(お客様が 選択)で実施 | リース会社指定工場(主に民間 工場)で実施 | 自社で管理 |
| | 突発的な故障・事故 | 主に正規販売店で 対応 | 主にリース会社・保険会社指定 工場に対応 | 自社で手配 |
| | 保険金額請求手続き | KINTOが実施 | 自社で手配 | 自社で手配 |
| | 車両処分 | KINTOが処分 (返却のみ) | リース会社が処分 ※2 | 自社で手配 |

※1. オペレーティング・リースの場合 ※2. クローズドエンドの場合

³²⁷ 「メーカー各社、サブスクに高まる関心」日刊自動車新聞 2021年1月23日1面。

³²⁸ 菱山淳 「リース契約オンバランス化の必要性と課題ーとくに借手の財務諸表における認識問題に焦点をあててー」会計172巻5号(2007年)52頁。

³²⁹ 民事再生法の適用を申請したやきとりチェーン運営のひびきが、不適切な会計処理やリース契約で資金を調達していた。空リースや多重リースと呼ばれる不正なリース契約による資金の調達も発覚した。「やきとりのひびき、再建多難の道のり 粉飾や不正リース発覚」日本経済新聞電子版 2019年8月30日。

おわりに

リースには、「資金の固定化を防ぎ、生産的な運転資金を確保し、企業の資金調達力を増大できる」、「銀行貸出枠に影響を及ぼさず、借入による制約を受けない」、「実質的に100%の融資効果を持ち、長期・必要十分な形の金融効果が受けられる」、「設備の陳腐化・過剰導入を防ぐことができ、売却の手間等がかからない」、「適切なサービスを受けながら、定期的に一本のリース料の支払いで済む」といった長所がある。

日本の現行会計制度上、リース取引とは「特定の物件」に関する「賃貸借」と解することができる。貸手が借手に物件を「使用収益する権利」を与えると規定されており、この「使用収益する権利」の意味するところは、賃借権と考えられる。また、所有権移転ファイナンス・リース、所有権移転外ファイナンス・リース、オペレーティング・リースに分類され、ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引（解約不能、ノンキャンセルブル）で、借手が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引（フルペイアウト）をいい、オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。ファイナンス・リース取引については「通常の売買取引」に係る方法に「準じて」会計処理を行うとされており貸借対照表への掲記が求められ（オンバランス）、オペレーティング・リースについては貸借対照表への掲載は要求されていない（オフバランス）が、2019年（平成31年）3月の企業会計基準委員会において、すべてのリースについて資産および負債を認識する会計基準の開発に着手することが了承された。

日本におけるリース取引会計制度の変遷を眺めると、1988年（昭和63年）にディスクロージャーの枠外にあるリースに対する会計監査の限界が示唆される事案が発生し、翌年には商法計算書類規則に開示規定が定められた。しかし、単に開示規定が定められているに過ぎない状況に対し、リース市場の拡大に対応するためのディスクロージャーの観点からオフバランスの状況を改善することが求められ、1993年（平成5年）に「リース取引に係る会計基準に関する意見書」が公表された。当該意見書では、ファイナンス・リース取引については、原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うとされたが、所有権移転外ファイナンス・リースについては、例外的に賃貸借処理に準じた処理を行うことができ、賃貸借処理を採用した場合、売買処理を行った場合と同等の情報を注記で開示することとされ、実状として、大多数の会社において例外法である賃貸借処理が採用された。こうした例外処理の適用が大半を占めるという特異な状況を是正する必要があることについて、重要な異論はないとされながらも、ビジネスの手法やそれに関連した税務処理との関係をも整理することが不可欠という状況の中、様々な検討がなされ2007年（平成19年）になって現行のリース会計基準が公表された。

日本のリース会計制度の歴史を振り返れば、解約不能オペレーティング・リースのオンバランス処理の研究が必要と認識しつつも、端的には、「売買類似」のファイナンス・リース取引に係るオンバランス化の歴史であった。

伝統的なリースは、賃貸借を発祥とし、金融面に着目して発展してきたもので、賃貸借的側面と金融（所有権売買）的側面を兼ね備えた複合的な取引である。実質優先思考に基づくリスク・経済価値アプローチのもと、法的形式は賃貸借取引であっても、その経済的実質が売買取引に近いリース取引については、売買処理によるオンバランス化が要請される。

そして、売買処理と賃貸借処理とで財務比率に違いが生じる。オンバランスでは、負債の認識を伴うから、安全性の指標が悪化し、企業の信用能力は低下したように見える。その結果、借入限度枠の引下げ、社債格付けの低下、株価の下落などが起こり、企業の資金調達力が減少し得る。オフバランスであれば、こうしたことを避けることができるため、リース取引の賃貸借処理は、こうしたオフバランス効果を得る手法の1つになる。

固定資産の使用とそれに伴う経済的負担が購入した場合と実質的に同じでありながらオンバランスせずにオフバランスできる取引があれば、企業はその手法を選択するだろう。

資産の認識・消滅の認識の検討に際しては、経済的実質だけではなく、法的な所有権に付随するリスクと経済価値の実質的移転、すなわち法的実質を分類の基礎におくフルペイアウトの要件が重要な概念となる。しかし、リスク・経済価値アプローチでは、財務諸表の比較可能性の確保が充分ではないとされる。

日本では、討議資料の位置付けに留まるが、IASB や FASB では、「概念フレームワーク」が公表されている。概念フレームワークにおける資産・負債の定義および認識規準との整合性を重視し、リース契約から生じる重要な権利・義務を資産・負債として計上する資産負債アプローチを適用すると、「資産の定義における重要な鍵概念は、特定の企業による経済的便益の支配であり、所有権という法的強制力が根拠とされるが、解約不能のリース契約のような契約その他の方法による場合には、リース期間にわたって使用権が生じ、その権利をもって将来の経済的便益をもたらす資源の支配は可能である」、「負債の定義における重要な鍵概念は、経済的便益の流出を伴う現在の義務であるが、その義務は法的拘束力のある契約から生じるため、解約不能のリース契約が締結される場合には、リース期間の支払義務が現在化する」ことなどを根拠に、リース資産・リース負債の資産性・負債性を認められる。すなわち、フルペイアウトの要件を撤廃し、解約不能の要件のみを基礎とする財産使用権に基づく会計処理に一本化する。これは、構成要素アプローチを前提とするもので、リース物件というタンジブルではなく、財産使用権というインタンジブルの存在を規準にしてリースの権利・義務をオンバランス化する。

構成要素アプローチは、資産および負債を構成要素に分解し、各構成要素の支配が他者に移転した段階で、当該構成要素の消滅を認識し、貸借対照表から除くとともに、留保される構成要素はその存続を貸借対照表で認識する。

リスク・経済価値アプローチと、リース取引のオンバランス化理論としての拡大割賦購入

説は同義と考えられ、オンバランスされるリースの本質は所有権売買または金融である。他方で、構成要素アプローチからは、リースの本質を利用権売買と捉え、オンバランス化理論として使用权モデルが採用される。

そして、構成要素アプローチは、概念フレームワークと整合的であるから、これを適用している IFRS16 号などでは、使用权モデルが採用されている。すなわち、すべてのリース取引を資金の借入による財産使用权の取得と捉え、原則としてすべてのリース取引をオンバランスの対象とする。

日本における「使用权」の法令上の使用例を見てみると、みなし物権であるダム使用权などがある。一方、リース会計基準にある「使用収益する権利」すなわち「賃借権」と使用权モデルの「使用权」は同様のものと思われる。賃借権は債権であるから、使用权モデルの「使用权」も債権と捉えられる。すなわち、物件の処分権はなく、借りて「使用できる」のみである「使用权」に資産性は認め難い。

リスク・経済価値アプローチのもとでオンバランスされるリース取引は、リース物件の売買すなわち所有に準じた経済的実質を有する賃貸借であり、従来、所有の概念がオンバランスのメルクマールである。

概念フレームワークの定義から、資産性をタンジブルからインタンジブルへとパラダイムシフトすると考えれば、「使用权」をオンバランスすることも一理あるが、概念フレームワークを正式に公表していない日本において「使用权」に基づきすべてのリースをオンバランスすることは、国際的整合性やコンバージェンスなどの目的観点があるのみで、理論的背景に乏しい。

もっとも、概念フレームワークと会計基準の関係において、必ずしも会計基準が概念フレームワークと整合的である必要はなく、契約が多様化し様々な「サービス」が展開される現代において「使用权」に着目することは有意義ではあるが、それをオンバランスするか否かという点は、「会計制度」全体の問題として整理すべきと思われる。

また、使用权モデルは、同様の経済的実質を有するすべてのリース取引につきオンバランスすることを目的とするものであるが、契約多様化の中にあつては、同様の経済的実質を有していながらもオンバランスの対象とならない解約可能なリース取引も生まれている。

さらに、「所有から利用へ」と価値観が変化し、中古市場が発達すれば、残価を加味してリース料を設定できるため、リースの要素としてフルペイアウトは必須ではなくなり、オペレーティング・リースが増加することも考えられる。

筆者は、少なくとも IFRS の概念フレームワークなど同様の整理されていない限りにおいて、多様なリース取引をファイナンス・リースおよびオペレーティング・リースなどに分類し、ファイナンス・リースをオンバランスの対象としている現行会計制度を妥当なものとして受け止めている。さはさりながら、価値観の変化などを踏まえれば、「解約不能リースをオンバランスするのと同様の内容で注記をする」、「契約期間が 1 年以上の解約可能なリースを現行の解約不能オペレーティング・リースと同様の注記をする」といった企業内容開示制

度の充実を図ることが一考される。

そうとはいえ、ASBJ は、すべてのリースをオンバランスする基準の開発に着手しているのであり、検討の状況から察するに基本的には IFRS16 号などと同様に使用権モデルを採用すると推察される。

一方、実際の審議において、以下のような検討もなされている。オペレーティング・リースにおいては、原資産の引渡し後も、貸手は当該資産を借手に使用収益させる義務を負い、これに対して借手は原資産の使用に対応したリース料を支払う義務を有する。この点、借手は使用権に対する支払を行う無条件の義務があるのだろうか。オペレーティング・リースには民法上の賃貸借契約が広く含まれると考えられるが、賃貸借契約において資産および負債を計上することの是非について追加的な検討が必要ではないか。

また、賃貸借契約に関して、リース物件が借手に引き渡されたのみでは、借手は法律上の無条件の義務を負うとは必ずしもいえない。さらに、オペレーティング・リースはサービス提供機能が強いため、ファイナンス・リースとは経済的実態が異なる。例えば、自動車リースは、移動手段の提供および車両の維持管理業務の提供を行うものでありサービス要素が強く、車両の調達に関する資金提供を行っているものでもない。したがって、ファイナンス・リース同様に一律にオンバランスすることにはなじまない。

サブスクリプションの中にも、リースに該当する取引があり、伝統的なリース取引と同様のものもあれば、サービス要素が強いものも存する。特に、例に挙げた KINTO は、オペレーティング・リースとして会計処理されるものであろうが、解約可能であったり、特定の 1 台の利用期間が 1 年未満であったりという特徴がある。こうした取引もディスクロージャーや会計監査の観点から、一定以上の契約期間や契約金額のものに、現在の解約不能のオペレーティング・リースと同様の注記を求めても差し支えないと思われる。

傍論ではあるが、手塚正彦・日本公認会計士協会会長が「(統合報告書など) 企業の情報開示に対する公認会計士による保証の重要性が増す」と強調し、あずさ監査法人の大槻桜子パートナーが「投資家が投資を判断する時に利用する主要情報源の構成比率をみても財務諸表などの割合は 5%程度にとどまり、非財務情報が 3 割近くに達している。非財務情報の充実は大きな課題で、一部の企業は任意で統合報告書を作成し、非財務情報を開示している」と語るなど、統合報告書に関する動向が注視される。また、ASBJ より 2018 年(平成 30 年) 7 月 5 日付「監査基準の改訂に関する意見書」が公表され、海外で導入が広がっている Key Audit Matter (KAM) と同様の「監査上の主要な検討事項」を監査報告書に新たに記載することが求められるようになった(非上場企業のうち資本金 5 億円未満または売上高 10 億円未満かつ負債総額 200 億円未満の企業を除く金商法の監査に 2021 年(令和 3 年) 3 月期の監査より適用)。このような状況を踏まえると、リース会計基準に基づいて作成される財務情報は非財務情報により補足されつつ、監査の視点からリースに着目することで、開示すべきリースに係る財務情報のあり方も検討され得るとと思われる。

最後に、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受けて(コロナ禍)、経済は大きな

打撃を受けている。特に、航空業界の業績悪化は著しく、1,000億円規模の令和3年度公租公課の減免を要望する程である。本稿で有価証券報告書を引用しているANAは、2021年3月期第2四半期決算の通期業績予想で当期純利益▲5,100億円としており、金融機関から資本性の資金である「劣後ローン」で4,000億円の融資を受け、国内外の投資家向けに新たに株式を発行する「公募増資」などで3,000億円規模の資金を調達し財務基盤を強化する。また、ANAは、リースでの航空機の調達も相当なものに及ぶが、自前の航空機も多く、経営再建にやや苦慮しているようであるところ、融資の関係等で連続の赤字は避けなければならないこともあり、航空ネットワーク維持および訪日6千万人目標達成に向けた新たな投資等を前提に300億円から400億円の公租公課の減免を受けることとなる。こうした未曾有の経営成績の危機的状況において、リースは有意義であると思われるが、オンバランスされることになれば、財政状態への影響も鑑みなければならない。

他方で、自動車リース市場は、法人顧客中心の市場であり、コロナ禍でも堅調に推移し、復調傾向が見て取れる。カーシェアリングもコロナ禍で一時利用が落ち込んだが、公共交通機関の利用を避ける傾向がある中、回復傾向にある。こうした状況で、企業が使用するリース車両を従業員が個人利用できるサービスなどの参入が相次いでいるようである。

コロナ禍で、「所有から利用へ」を含めた価値観の見直し、ポストコロナ時代の新たな生活様式、デジタル化、地方移住とテレワークなど様々な変化が起きている。今後、どのような生活が定着するのか未知であるが、コロナ禍以前から始まったリース会計基準の検討は、幸い未だ審議中である。

リース会計において、オンバランス化の問題は根本的なものと思われ、本稿でも課題が残っているところであるが、契約多様化だけでなくコロナ禍の影響も踏まえ、非財務情報を含んだディスクロージャーや会計監査のあり方なども考慮したリース会計基準が策定されることが望ましい。

参考文献

(著書)

- 秋山正明『リース会計の実務』中央経済社（1992年）。
- 足利繁男『リース産業界』教育社（1985年）。
- 新井清光『会計公準論（増強版）』中央経済社（1977年）。
- 新井清光・加古宜士『リース取引会計基準詳解』中央経済社（1994年）。
- 新井清光・北村吉弘『リース会計と実務』税務経理協会（1995年）。
- 新井清光『日本の会計制度』中央経済社（1999年）。
- 新井清光『新版財務会計論』中央経済社（2003年）。
- 新井清光『現代会計学』中央経済社（2011年）。
- 石川鉄郎『財務会計論』税務経理協会（2007年）。
- 伊藤進『リース・賃借契約論』信山社（1996年）。
- 伊藤邦雄・桜井久勝『会計情報の有用性』中央経済社（2013年）。
- 伊藤俊雄『増補改訂版 会計・管理・財務の世界』中部日本教育文化会（2006年）。
- 井上雅彦『リース会計実務の手引き』税務経理協会（2017年）。
- 井上良二『新訂財務会計論』税務経理協会（2008年）。
- 宇南山英夫『現代財務会計論』東京経済情報出版（2000年）。
- 太田達也『「リース取引の会計と税務」完全解説』税務研究会出版局（2008年）。
- 大日方隆『会計基準研究の原点』中央経済社（2012年）。
- 笠井昭次『現代会計論』慶應義塾大学出版（2005年）。
- 河崎照行『会計制度のパラダイムシフト』中央経済社（2019年）。
- 梶村太市・深澤利一・石田賢一『リース契約法』青林書院（2001年）。
- 梶村太市・石田賢一・西村博一『新・リース契約法』青林書院（2011年）。
- 加藤久明『現代会計リース論』中央経済社（2007年）。
- 金子宏『租税法』弘文堂（2016年）。
- 紙博文『リース会計の理論と制度』多賀出版（2003年）。
- 川井健『民法入門』有斐閣（2012年）。
- 来栖三朗『契約法』有斐閣（1974年）。
- 西郷幸盛『現代企業論講義』中央経済社（1989年）。
- 斉藤静樹『会計基準の研究』中央経済社（2009年）。
- 財務会計基準機構監修・企業会計基準委員会編『企業会計基準完全詳解』税務経理協会（2009年）。
- 桜井久勝『財務会計講義（第21版）』中央経済社（2020年）。
- 佐藤信彦・角ヶ谷典幸『リース会計基準の論理』税務経理協会（2009年）。
- 佐藤行弘・河崎照行・角ヶ谷典幸・加賀谷哲之・古賀祐也『リース会計制度の経済分析』

中央経済社（2018年）。

庄政志『リースの実務知識』商事法務研究会（1982年）。

新日本監査法人『新版リース会計処理と税務』中央経済社（2003年）。

新日本有限責任監査法人『リースの会計と税務Q&A』中央経済社（2008年）。

杉浦秀樹『新版アメリカの財務会計』中央経済社（1999年）。

武田隆二『商法決算・処理と開示』中央経済社（1992年）。

田中健二『オフバランス取引の会計』同文館出版（1991年）。

田中弘『会計グローバリズムの崩壊』税務経理協会（2019年）。

茅根聡『リース会計』新世社（1998年）。

中央青山監査法人・税理士法人中央青山『リース取引の会計・税務』税務研究会出（2004年）。

辻山栄子『財務会計の理論と制度』中央経済社（2017年）。

友岡賛『会計学』慶應義塾大学出版（2007年）。

友岡賛『会計学原理』税務経理協会（2016年）。

中田信正『財務会計・税法会計論-国内的調整へ』同文館出版（2000年）。

服部勝『証券取引法におけるリース会計基準』税務研究会出版局（1998年）。

服部勝『詳説リース会計基準』税務研究会出版局（2008年）。

広瀬義州『財務会計』中央経済社（2015年）。

福井義高『会計測定の新評価』中央経済社（2008年）。

舟橋克剛『レバレッジド・リース日本型』金融財政事情研究会（2002年）。

間島進吾・広瀬義州『コンメンタール国際会計基準I』税務経理協会（1999年）。

松田安正『リースの理論と実務』商事法務研究会（1984年）。

嶺輝子『アメリカリース会計論』多賀出版（1986年）。

米山正樹『会計基準の整合性分析-実証研究との接点を求めて』中央経済社（2008年）。

吉田勝弘『リース会計の理論と制度 会計上の経済的実質優先思考と使用権』同文館出版（2003年）。

吉田博文・安達俊夫・青山伸一『リース会計と税務』税務経理協会（2010年）。

PwCあらた有限責任監査法人『IFRS「リース」プラクティス・ガイド』中央経済社（2018年）。

伊藤博・川畑大輔『リースの法律』日本経済新聞出版社（2004年）。

井上雅彦『リースの会計・税務』日本経済新聞出版社（2008年）。

加藤健治『リース取引の基本と仕組みがよくわかる本[第7版]』秀和システム（2017年）。

新日本有限責任監査法人編『リース会計のしくみ』中央経済社（2015年）。

宮内義彦『リースの知識<第9版>』日本経済新聞出版社（2008年）。

森住祐治『リース取引の実際<第4版>』日本経済新聞出版社（2009年）。

『東洋経済 INNOVATIVE リース事業特集リースの新常識』東洋経済新報社（2018年）。

アルン・スンドララジャン、門脇弘典訳『シェアリングエコノミー』日経BP（2016年）。
長田英知『いまこそ知りたいシェアリングエコノミー』ディスカヴァー・トゥエンティワン（2019年）。
日経MOOK『はじめようシェアリングビジネス』日本経済新聞出版社（2017年）。
野口功一『シェアリングエコノミーまるわかり』日本経済新聞出版社（2017年）。
宮崎康二『シェアリング・エコノミー』日本経済新聞出版社（2015年）。
レイチェル・ボッツマン、ルー・ロジャース、関美和訳『シェア』NHK出版（2010年）。
アン・H・ジャンザー、小巻靖子訳『サブスクリプション・マーケティング』英治出版（2017年）。
ティエン・ツォ、ゲイブ・ワイザート、御立英史訳『サブスクリプション - 「顧客の成功」が収益を生む新時代のビジネスモデル』ダイヤモンド社（2018年）。
雨宮寛二『サブスクリプション 製品から顧客中心のビジネスモデルへ』角川新書（2019年）。
小宮紳一『事例で学ぶサブスクリプション』秀和システム（2019年）。
佐川隼人『サブスクリプション実践ガイド』英治出版（2019年）。
宮崎琢磨・藤田健治・小澤秀治『SMARTサブスクリプション』東洋経済新報社（2019年）。
日経クロストrend『サブスクリプション2.0』日経BP（2019年）。

(論文)

新井清光「リース取引に係る会計基準に関する意見書の公表にあたって」企業会計45巻9号（1993年）。
新井清光・加古宣士・小川義孝・北村吉弘「座談会リース会計基準の公表にあたって」企業会計45巻8号（1993年）。
石井明「リースとその他未履行契約に関する会計上の認識－G4+1基準案での未履行契約とリース－」上武大学ビジネス情報学部紀要2巻1号（2003年）。
石井明「リース会計基準の変遷とその批判的考察」上武大学ビジネス情報学部紀要3巻1号（2004年）。
石井明「リース資本化の理論と推定資本化」上武大学ビジネス情報学部紀要3巻2号（2005年）。
石井明「リース取引の本質と会計処理」上武大学ビジネス情報学部紀要5巻1号（2006年）。
石井明「米国のリースの歴史と会計問題」大宮ローレビュー3号（2007年）。
石井明「リース会計における公正価値導入理論－G4+1基準案における偶発リース料の資本化理論－」会計171巻5号（2007年）。
石井明「未履行契約とリース会計－その歴史の変遷とG4+1基準案－」上武大学ビジネス情報学部紀要7巻2号（2009年）。

石井明「FASB/IASB公開草案リースの考察(1)ーレシーの使用権会計モデルに焦点をあてて」上武大学ビジネス情報学部紀要9巻2号(2010年)。

石井明「グローバル・リース会計基準の現状と展望ー国際会計基準第17号の会計モデルと新提案モデルの分析ー」横浜商大論集48巻2号(2015年)。

石井明「20世紀前半期における米国リース会計の実態の考察ー代表的文献からのリース会計実務および理論の考察ー」横浜商大論集50巻1・2号(2017年)。

石井泰次・小賀坂敦・小宮山賢・佐藤信彦「リース会計基準等の設定経緯と考え方」企業会計59巻7号(2007年)。

市川紀子「リース会計に関する一考察」駿河台経済論集20巻2号(2012年)。

井上隆「制度会計における逆基準性の機能に関する一考察」税務会計研究20号(2009年)。

井上行忠「リース会計の国際比較に関する一考察」嘉悦大学研究論集代44巻2号(2002年)。

内倉滋「リース会計の使用権モデルに関する問題点の提起ーリース期間の決定方法の問題を中心としてー」商経学叢59巻1号(2012年)。

宇南山英夫「リース資本化の理論的基礎」會計106巻2号(1974年)。

大塚成男「会計基準による実務の革新」経営行動5巻3号(1990年)。

小野武美「金融リース会計の生成」経済論叢139巻2・3号(1987年)。

小川実「リース取引会計基準の変更に伴う対応」税理50巻8号(2007年)。

小川義孝「貸手側における会計処理基準」企業会計45巻9号(1993年)。

加賀林洋介「リースと設備投資」リース研究5号(2010年)。

加古宜士「リース会計基準の主な論点」企業会計45巻9号(1993年)。

加古宜士「リース取引会計基準の特徴」企業会計51巻1号(1999年)。

笠井昭次「会計理論の在り方を巡って(1)」三田商学研究41巻3号(1998年)。

片岡洋一「リース取引の測定理論についてーわが国のリース会計基準に関連してー」目白大学経営学研究6号(2008年)。

勝山武彦「リースを巡る会計と税務」税研23巻2号(2007年)。

加藤久明「リース会計基準の設定をめぐる論点ーSFAS No. 13の公開草案に対するコメント・レターの分析ー」立命館経営学36巻3号(1997年)。

加藤久明「リースの貸借対照表能力に関する理論的考察ー収益・費用アプローチと資産・負債アプローチの観点からー」立命館経営学36巻6号(1998年)。

加藤久明「リース資本化論争の歴史的展開とSFAS No. 13の位置づけーその論理構成を中心としてー」立命館経営学38巻2号(1999年)。

加藤久明「リース会計と会計認識領域の拡大」人文社会論叢(社会科学篇)5号(2001年)。

加藤久明「リース会計における最近の動向」會計162巻2号(2002年)。

加藤久明「リース会計基準の改定をめぐる論点整理ーG4+1のポジション・ペーパーを中心としてー」會計164巻5号(2003年)。

加藤久明「リース・オンバランス化論の再構築－G4+1 のポジション・ペーパーを中心として－」大阪経大論集 54 巻 4 号 (2003 年)。

加藤久明「日本のリース会計基準の概要と問題点－所有権移転外ファイナンス・リース取引の例外処理をめぐって－」大阪経大論集 55 巻 4 号 (2004 年)。

加藤久明「リース会計基準の「試案」と業界反応」企業会計58巻3号 (2006年)。

加藤久明「リース会計基準の新旧比較」立命館経営学 46 巻 4 号 (2007 年)。

加藤久明「リース会計の理論と現行基準の改訂動向」リース研究 3 号 (2007 年)。

加藤久明「日本のリース会計基準改正に対する反応」佐藤信彦、角ヶ谷典幸編『リース会計基準の論理』税務経理協会 (2009 年)。

加藤久明「リース会計基準の経済的影響と基準回避行動」立命館経営学 47 巻 5 号 (2009 年)。

加藤久明「リース会計基準の改定に関する国際的な動向－IASBとFASBのディスカッション・ペーパーを中心として－」リース研究5号 (2010年)。

加藤久明「リース会計に対する新たなアプローチの特徴と問題点－IASBとFASBのディスカッション・ペーパーを中心として」企業会計62巻4号 (2010年)。

加藤久明「IASBとFASBの新しいリース会計基準に関する比較考察」現代社会と会計11号 (2017年)。

金光明雄「リース資本化の新たなアプローチ」桃山学院大学経済経営論集49巻1号(2007年)。

紙博文「リース資本化支持論」職業能力開発報文誌11巻2号 (1999年)。

紙博文「新リース会計基準と改正リース税制の概要について」経営情報研究 16 巻 1 号 (2008 年)。

川西安喜「討議資料 リース：予備的見解」会計・監査ジャーナル648号(2009年)。

川西安喜「リース会計に関する改訂公開草案」会計・監査ジャーナル697号 (2013年)。

北村敬子「リース取引のオンバランス」企業会計45巻9号 (1993年)。

木村聡子「所有権移転外リースの費用処理の変更」税理50巻10号 (2007年)。

久保聡「リース会計基準をめぐると実務上の諸問題」企業会計45巻9号 (1993年)。

久納幹史「リース取引に関する税制改正」企業会計59巻7号 (2007年)。

倉田幸路「IASB/FASBリース会計基準 (公開草案) の概要と問題点」税研171号 (2013年)。

小賀坂敦「リース会計基準 (公開草案) の概要」会計・監査ジャーナル19巻3号 (2007年)。

小賀坂敦「公開草案「リース取引に関する会計基準 (案)」等について」企業会計59巻3号 (2007年)。

小賀坂敦「企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」等の解説」企業会計59巻7号 (2007年)。

小賀坂敦・吉岡亨「「リース会計に関する論点の整理」について」企業会計63巻4号 (2011

年)。

胡丹「リース会計基準の変更による企業業績に及ぼす影響」會計171巻5号(2007年)。

斎藤奏「リース取引の会計・監査の課題」企業会計41巻12号(1989年)。

坂井映子「リース会計基準と実質優先原則」産業経理62巻4号(2003年)。

坂井映子「ファイナンス・リースの経済合理性と会計基準」會計167巻6号(2005年)。

坂井映子「リース会計—オンバランス化の根拠と資産認識の範囲」企業会計57巻7号(2008年)。

坂本道美「オペレーティング・リース取引の会計および開示基準」企業会計45巻9号(1993年)。

桜井久勝「財務会計のイノベーションの回顧と展望」會計185巻1号(2014年)。

佐藤信彦「リース取引オンバランス化の論理—レシーの会計を中心に—」會計・監査ジャーナル15巻10号(2003年)。

佐藤信彦「セール・アンド・リースバック取引—リスク移転とオフバランス化—」企業会計56巻8号(2004年)。

佐藤信彦「リース取引の本質と会計処理」明大商学論叢89巻2号(2006年)。

佐藤信彦「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針の再検討」會計論叢1号(2006年)。

佐藤信彦「IASB「リース会計基準公開草案」の論点とその分析」産業経理70巻4号(2011年)。

佐藤信彦「財務会計概念フレームワークの再検討—その会計基準開発上の役割と強制力を中心に—」會計181巻4号(2012年)。

佐藤信彦「IASB/FASB共同プロジェクト改訂公開草案「リース」の分析」産業経理73巻3号(2013年)。

佐藤信彦「会計上の認識範囲の拡大」會計185巻1号(2014年)。

佐藤信彦「IFRS16号「リース」の概要と特徴」産業経理76巻2号(2016年)。

佐藤信彦「日本におけるリース会計の政治化問題」企業会計69巻3号(2017年)。

佐藤恵「リース会計における代替的測定の可能性」千葉経済論叢41号(2009年)。

佐藤恵「リース取引の認識を巡る諸問題」佐藤信彦、角ヶ谷典幸編『リース会計基準の論理』税務経理協会(2009年)。

佐藤恵「使用权モデルのSLB取引の代替的会計処理法にみるリース取引の捉え方」国際会計研究会年報1・2合併号(2016年)。

清水啓介「リース取引資本化処理の規準とその資産観の変遷」四国大学経営情報研究年報10巻(2004年)。

庄政志「リースをめぐる判例法理」金融法務事情1130号(1986年)。

庄政志「計算書類規則におけるリース取引規定の検討」企業会計41巻12号(1989年)。

吉澤敏行「賃貸住宅管理業適正化法とサブリース契約」金融法務事情2144号(2020年)。

白石裕子「リース契約の基本構造」早稲田法学会誌(1974年)。

須田一幸「会計情報の開示のベネフィットとコスト」會計 146 卷 5 号 (1994 年)。
高橋聡「日本のリース会計基準の分析-レシーの会計-」佐藤信彦、角ヶ谷典幸編『リース会計基準の論理』税務経理協会 (2009 年)。
高橋泰代「リース会計に関する発展史的研究」愛知工業大学研究報告 43 号 (2008 年)。
田中健二「アメリカにおけるリース会計の展開」経済集志 47 卷 2 号 (1977 年)。
田中建二「オフバランスシート・ファイナンスと会計基準」経営行動 2 卷 1 号 (1987 年)。
茅根聡「リースとオフ・バランスシート・ファイナンス」商学研究 33 卷 1 号 (1988 年)。
茅根聡「リース会計基準をめぐる国際的調和の意味-IAS 第 17 号との関連において-」會計 146 卷 5 号 (1994 年)。
茅根聡「リース会計基準の国際的調和の新たなアプローチ」會計 151 卷 6 号 (1997 年)。
茅根聡「リース会計の再編問題をめぐって-G4+1 ポジション・ペーパーの提案を中心に-」税経通信 56 卷 10 号 (2001 年)。
茅根聡「リース会計基準の行方」會計 161 卷 1 号 (2002 年)。
茅根聡「わが国のリース会計基準の改定問題をめぐって」會計 163 卷 4 号 (2003 年)。
茅根聡「わが国のリース会計基準をめぐる展開-オンバランス化論議を踏まえて-」リース研究 1 号 (2005 年)。
茅根聡「米国におけるリースのオフバランスシート問題の展開-SEC の勧告と FASB の対応を中心に-」會計 170 卷 6 号 (2006 年)。
茅根聡「リース会計基準思案の特徴と課題-国際的動向を踏まえて-」企業会計 58 卷 12 号 (2006 年)。
茅根聡「リース会計基準の国際的動向とわが国基準改定の意味」リース研究 2 号 (2006 年)。
茅根聡「リース会計基準のコンバージェンスが問いかけたもの」リース研究 3 号 (2007 年)。
茅根聡「リース会計のニューアプローチとオンバランス理論の変容」リース研究 4 号 (2009 年)。
千代田邦夫「アメリカにおける会計原則形成の葛藤」立命館経営学 17 卷 1 号 (1978 年)。
千葉洋「リース契約オンバランス化の系譜」産業経理 54 卷 3 号 (1994 年)。
角ヶ谷典幸「リース会計基準と会計諸概念の変容」経済学研究 71 卷 5・6 号 (2005 年)。
角ヶ谷典幸「リース会計基準の動向」経済学研究 74 卷 5・6 号 (2008 年)。
角ヶ谷典幸「リース」『スタンダードテキスト財務会計論 II』中央経済社 (2008 年)。
角ヶ谷典幸「リース会計・使用权モデルの変容：借手の会計処理を中心に」會計 184 卷 5 号 (2013 年)。
角ヶ谷典幸「日本のリース会計基準における「原則」と「ガイダンス」の有効性」會計 188 卷 2 号 (2015 年)。

角ヶ谷典幸「国際財務報告基準第16号「リース」－シングルアプローチへの回帰を巡って－」税経通信72巻9号(2017年)。

田路至弘・圓道至剛「リース会計基準変更に関する法的検討」商事法務1755号(2006年)。

友岡賛「会計の意義」三田商学研究52巻6号(2010年)。

長束航「会計における法的形式と経済的実質－リース契約を検討の題材として－」福岡大学商学論叢60巻4号(2016年)。

中村孝秀「リース会計に関する研究」関西学院商学研究16巻(1983年)。

中村忠「資本会計と会計主体」染谷恭次郎編集『我国会計学の展開 第1巻』雄松堂書店(1997年)。

成道秀雄「新リース会計基準と税務対応」税研137号(2008年)。

新美一正「債券格付けの研究－歴史、現状、課題」Japan Research Review20号(1992年)。

野村嘉浩「投資家からみたリース会計基準のあり方」企業会計58巻12号(2006年)。

花堂靖仁「わが国会計制度におけるリースの開示」企業会計41巻12号(1989年)。

林健治「オペレーティング・リースのオンバランス化のアプローチと財務報告の質的特性」商学論纂54巻6号(2013年)。

林健治「オペレーティング・リースのオンバランス化と償却」経理研究57巻(2014年)。

林健治「FASBとIASBの新リース会計基準の影響予測」商学集志86巻3号(2016年)。

林達男「リース会計基準の新公開草案(旧公開草案からの変更)」企業会計65巻9号(2013年)。

菱山淳「オペレーティング・リースの資本化」会計学研究32巻(2006年)。

菱山淳「リース契約オンバランス化の必要性和課題－とくに借手の財務諸表における認識問題に焦点をあてて－」會計172巻5号(2007年)。

菱山淳「リース契約の認識モデルの検討」笠井昭次先生古稀記念論作集編集委員会『笠井昭次先生古稀記念論作集第2巻笠井昭次先生古稀記念論文集』慶應義塾大学出版会(2009年)。

菱山淳「リース会計「公開草案」における使用权モデルの会計処理」会計学研究37巻(2011年)。

菱山淳「リース会計における未履行契約認識ルールの展開」産業経理71巻2号(2011年)。

菱山淳「リース取引の認識対象に係る二つの系譜－物の計上と権利の計上－」専修商学論集94号(2012年)。

菱山淳「リース会計基準のコンバージェンスと会計処理」国際会計研究学会年報2号(2015年)。

菱山淳「新リース会計基準のもとでのリース取引の判断(1)－IAS17のもとでのIFRIC解釈指針第4号の比較検討－」専修大学会計学研究所報31号(2016年)。

平井克彦「偽りの「リース取引」についての会計処理」明治大学経営論集57巻4号(2010年)。

広瀬義州「ファイナンス・リース取引の会計基準」企業会計45巻9号（1993年）。

藤田厚生「リース会計基準と日本公認会計士協会の対応」企業会計 45 巻 9 号（1993 年）。

細田哲「社債と会計情報」経営行動3巻2号（1988年）。

蒔田真也「リース会計の方向性に関する一考察」関東学園大学経済学紀要40号（2015年）。

増村紀子「リース会計の日米比較」大阪経大論集59巻5号（2009年）。

松浦良行「証券市場におけるリース情報の利用状況」会計 155 巻 3 号（1999 年）。

松浦良行「リースのオフバランス価値と投資リターン」会計 175 号 2 号（2009 年）。

松谷明彦「リース取引に係る会計基準に関する意見書」の公表にあたって」企業会計 45 巻 8 号（1993 年）。

嶺輝子「リース会計の問題点ー特に、リースの貸借対照表能力についてー」会計122巻5号（1982年）。

宮田慶一「オフバランス化とリスク・経済価値の認識」企業会計56巻8号（2004年）。

村田泰英・中野一豊「リース会計の変遷に関する研究」豊橋創造大学紀要 14 号（2010 年）。

森川八洲男「リース資本化の二形態-「G4+1」の提案内容（2000 年）に言及して-」会計プログレス 4 号（2003 年）。

八島雄士「「リース会計基準」の再検討ー会計基準の国際的調和化との関連からー」産業経理58巻4号（1999年）。

山口幸三「国際会計基準におけるリース会計基準の問題点」明星大学経営学研究紀要12巻（2017年）。

山崎尚「リース会計プロジェクトの議論と帰結」獨協経済99号（2016年）。

山崎尚「リース会計における使用権資産認識の問題点に関する検討」獨協経済102号（2018年）。

山崎尚「FASB ASC Topic842「リース」におけるデュアルアプローチ導入の背景」産業経理77巻4号（2018年）。

山下奨「リース資産およびリース債務の測定問題」産業経理69巻4号（2010年）。

山田辰己「リース会計基準を巡る国際的動向ーIASBとFASBの共同プロジェクト」企業会計 59巻7号（2007年）。

山田辰己「IASB・FASBのリース・プロジェクトの検討経緯と主要論点について」企業会計 63巻4号（2011年）。

山本勝一「新リース会計基準（IFRS16）で大きく変わるリース会計と業務プロセス」日経研月報10月号（2016年）。

湯川喜雄「試案「リース取引に関する会計基準（案）」及び試案「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」の解説」企業会計58巻10号（2006年）。

姚小佳「リース会計の基礎理論の展開ー実質優先思考に基づく検討ー」商経学叢55巻2号（2008年）。

若杉明「リース会計の理論的検討」企業会計 42 巻 1 号（1990 年）。

渡邊寛将「リース会計再公開草案における対象・区分・期間・範囲の考え方」企業会計65巻9号（2013年）。

(その他)

Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.13 Accounting for Leases, November 1976.

Financial Accounting Standards Board, Statements of Financial Accounting Concepts No.6, December 1985.

Financial Accounting Standards Board, Exposure Draft Proposed Accounting Standards Update Leases (Topic840) , August 2010.

Financial Accounting Standards Board, Accounting Standards Update 2016-02 Leases (Topic842) , February 2016.

International Accounting Standards Committee, International Accounting Standard 17 Accounting for Leases, September 1982.

International Accounting Standards Committee, International Accounting Standard 17 Accounting for Leases, Revised, 1997.

International Accounting Standards Committee, Discussion Paper, G4+1 Position Paper, “Leases: Implementation of a New Approach” , February 2000.

International Accounting Standards Board, Discussion Paper DP/2009/1 Leases: Preliminary Views, March 2009.

International Accounting Standards Board, Exposure Draft ED/2010/9 Leases, August 2010.

International Accounting Standards Board, Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements, September 2010.

International Accounting Standards Board, Exposure Draft ED/2013/6 Leases, May 2013.

International Accounting Standards Board, IFRS Standard 16 Leases, January 2016.

International Accounting Standards Board, The Conceptual Framework for Financial Reporting, March 2018.

International Federation of Accountants, Enhancing Corporate Reporting: The Way Forward, 2020.

International Federation of Accountants HP (<https://www.ifac.org/who-we-are/our-purpose>)

American Institute of Certified Public Accountants HP

(<https://www.aicpa.org/about/missionandhistory/history-of-the-aicpa.html>)

Financial Accounting Standards Board HP (<https://www.fasb.org/facts/>)

International Accounting Standards Board HP (<https://www.ifrs.org/issued-standards/list-of-standards/ifrs-16-leases/>)

Deloitte “Leases A guide to IFRS 16” (デロイトトーマツ「リース IFRS 第 16 号ガイド」) (2016 年 6 月)。

官報。

大蔵財務協会「平成 10 年 改正税法のすべて 国税庁」(1998 年 6 月 1 日)。

大蔵省「平成 10 年度税制改正の大綱」(1997 年 12 月 20 日)。

「平成 10 年度税制改正の要綱」(1998 年 1 月 9 日閣議決定)。

企業会計基準委員会「所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する検討の中間報告」(2004 年 3 月 24 日)。

企業会計基準委員会「試案リース取引に関する会計基準(案)」(2006 年 7 月 5 日)。

企業会計基準委員会「試案リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」(2006 年 7 月 5 日)。

企業会計基準委員会「企業会計基準公開草案第 17 号リース取引に関する会計基準(案)」(2006 年 12 月 27 日)。

企業会計基準委員会「企業会計基準適用指針公開草案第 21 号リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」(2006 年 12 月 27 日)。

企業会計基準委員会「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」(2006 年 12 月 28 日)。

企業会計基準委員会「企業会計基準第 13 号リース取引に関する会計基準」(改正 2007 年 3 月 30 日)。

企業会計基準委員会「企業会計基準適用指針第 16 号リース取引に関する会計基準の適用指針」(改正 2007 年 3 月 30 日、最終改正 2011 年 3 月 25 日)。

企業会計基準委員会「リース会計に関する論点の整理」(2010 年 12 月 27 日)。

企業会計基準委員会「中期運営方針」(2016 年 8 月 12 日)。

企業会計基準委員会「中期運営方針」(2019 年 10 月 30 日)。

企業会計基準委員会テーマ協議会「第 1 回テーマ協議会提言書」(2001 年 11 月 12 日)。

企業会計審議会第一部会「リース取引に係る会計基準に関する意見書」(1993 年 6 月 17 日)。

企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」(2018 年 7 月 5 日)。

日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会「中小企業の会計に関する指針」(2005 年 8 月 1 日、最終改正 2018 年 3 月 12 日)。

中小企業の会計に関する検討会「中小企業の会計に関する基本要領」(2012 年 2 月 1 日)。

金融庁企画市場局「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(財務諸表等規則ガイドライン)(2019 年 5 月)。

公益財団法人リース事業協会「2015 年リース需要動向調査報告書」(2015 年 10 月)。

公益財団法人リース事業協会「2020 年リース需要動向調査報告書」(2021 年 1 月)。

公益社団法人リース事業協会「リース統計(2019 年度)」(2020 年 5 月 29 日)。

公益社団法人リース事業協会「新リース会計基準(国際基準・米国基準)の概要」(2019 年)。

財務省「平成 19 年度税制改正の大綱」(2006 年 12 月 19 日)。

自由民主党・公明党「平成 19 年度税制改正大綱」(2006 年 12 月 14 日)。

「平成 19 年度税制改正の要綱」(2007 年 1 月 19 日閣議決定)。
社団法人リース事業協会「リース会社における主要な会計処理と計算書類開示」(2009 年 1 月 31 日)。
日本公認会計士協会会計制度委員会「会計制度委員会研究報告第 1 号 セール・アンド・リースバックの会計処理」(1980 年 7 月 7 日)。
日本公認会計士協会会計制度委員会「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」(1994 年 1 月 18 日)。
リース取引に係る法人税及び所得税の取扱いについて(昭 53. 7. 20 直法 2-19、直所 3-25)。
リース期間が法定耐用年数よりも長いリース取引に対する税務上の取扱いについて(昭 63. 3. 30 直法 2-7)。
「リース期間が法定耐用年数よりも長いリース取引に対する税務上の取扱いについて」通達の運用について(昭 63. 4. 26 直法 2-8)。
あずさ監査法人「新リース会計「IFRS 第 16 号」の概要」KPMG Insight18 巻(2016 年)。
住田清芽「監査報告書の変革-「監査上の主要な検討事項(KAM)」の導入-」KPMG Insight32 巻(2018 年)。
大平翼・野崎宇一朗「シェアリングエコノミーの拡大がもたらす経済への影響」ファイナンス 655 号(2020 年 6 月 15 日)。
「サブスク革命」週刊ダイヤモンド 107 巻 5 号(2019 年)。
「月々定額「クルマのサブスク」は本当に得なのか/購入との比較で考えるメリット・デメリット」東洋経済オンライン 2020 年 3 月 8 日。
石井希典「IAS 第 17 号「リース」、IFRIC 解釈指針第 4 号「契約にリースが含まれているか否かの判断」、ディスカッション・ペーパー「リース：予備的見解」会計・監査ジャーナル 658 号(2010 年)。
小畑孝雄「ファイナンス・リースの税務処理」会計・監査ジャーナル 744 号(2017 年)。
桐原和香「国際会計基準審議会(IASB)会議概要(2020 年 4 月及び 5 月)」会計・監査ジャーナル 783 号(2020 年)。
倉重栄治「不動産のリース取引」会計・監査ジャーナル 783 号(2020 年)。
桑田高志「IFRS 解釈指針委員会会議概要(2019 年 3 月)」会計・監査ジャーナル 768 号(2019 年)。
桑田高志「IFRS 解釈指針委員会会議概要(2019 年 6 月)」会計・監査ジャーナル 771 号(2019 年)。
桑田高志「IFRS 解釈指針委員会会議概要(2019 年 9 月)」会計・監査ジャーナル 777 号(2020 年)。
桑田高志「IFRS 解釈指針委員会会議概要(2020 年 3 月及び 4 月)」会計・監査ジャーナル 782 号(2020 年)。
三宮朋広「実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における存外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」及び実務対応報告第 24 号「持分法適用関連会社の会計処理に関する

る当面の取扱い」の改正について」会計・監査ジャーナル 776 号（2020 年）。

牧野めぐみ「IFRS 解釈指針委員会会議概要（2020 年 6 月）」会計・監査ジャーナル 782 号（2020 年）。

松田由貴「IFRS 決算留意事項」会計・監査ジャーナル 776 号（2020 年）。

「NEWS FLASH Jul. 2019」会計・監査ジャーナル 768 号（2019 年）。

「NEWS FLASH Aug. 2019」会計・監査ジャーナル 769 号（2019 年）。

「NEWS FLASH Sep. 2019」会計・監査ジャーナル 770 号（2019 年）。

「NEWS FLASH Nov. 2019」会計・監査ジャーナル 772 号（2019 年）。

「NEWS FLASH Jan. 2020」会計・監査ジャーナル 774 号（2020 年）。

「NEWS FLASH Apr. 2020」会計・監査ジャーナル 777 号（2020 年）。

「NEWS FLASH May 2020」会計・監査ジャーナル 778 号（2020 年）。

「NEWS FLASH Sep. 2020」会計・監査ジャーナル 782 号（2020 年）。

「NEWS FLASH Oct. 2020」会計・監査ジャーナル 783 号（2020 年）。

野雄一「図解！ IFRS 第 16 号「リース」の概要」企業会計 68 巻 4 号（2016 年）。

秋葉賢一「IASB 公開草案における使用権モデルーリースの借手の会計情報は有用となるかー」週刊経営財務 2983 号（2010 年）。

秋葉賢一「IASB のリース会計基準（1）ーリースの性質ー」週刊経営財務 3247 号（2016 年）。

秋葉賢一「IASB のリース会計基準（2）ーリース負債と負債の定義ー」週刊経営財務 3249 号（2016 年）。

秋葉賢一「IASB のリース会計基準（3）ーリース負債における会計上の見積りの変更ー」週刊経営財務 3250 号（2016 年）。

秋葉賢一「IFRS と米国基準（2）ーリースの会計処理に関する相違ー」週刊経営財務 3258 号（2016 年）。

井上雅彦「リース取引の会計・税務実務と IFRS 導入の影響 第 1 回 リース会計、税務の実務論点」週刊経営財務 3227 号（2015 年）。

井上雅彦「リース取引の会計・税務実務と IFRS 導入の影響 第 2 回 会計上の簡便処理及び例外処理と、実務上の留意事項」週刊経営財務 3230 号（2015 年）。

井上雅彦「リース取引の会計・税務実務と IFRS 導入の影響 第 3 回 売買処理の実務ポイント及び会計税務処理の異同」週刊経営財務 3233 号（2015 年）。

井上雅彦「リース取引の会計・税務実務と IFRS 導入の影響 第 5 回 リースバック、IFRS 再公開草案の基本的な考え方の論点」週刊経営財務 3238 号（2015 年）。

井上雅彦「リース取引の会計・税務実務と IFRS 導入の影響 第 10 回 リース契約上の論点及び IFRS 第 16 号短期リース」週刊経営財務 3257 号（2016 年）。

井上雅彦「リース取引の会計・税務実務と IFRS 導入の影響 第 11 回 IFRS 第 16 号の主要論点上編」週刊経営財務 3261 号（2016 年）。

井上雅彦「リース取引の会計・税務実務と IFRS 導入の影響 第 12 回 IFRS 第 16 号の主要論

点中編」週刊経営財務3262号（2016年）。

井上雅彦「リース取引の会計・税務実務とIFRS導入の影響 第13回 IFRS第16号の主要論
点下編」週刊経営財務3266号（2016年）。

飯田信夫「リース会計基準変更の影響、小売業での不正返品が増加、その他」週刊経営財
務3245号（2016年）。

齋藤映「IASBがIFRS第16号「リース」を公表 原則、全てのリースがオンバランスへ」週
刊経営財務3246号（2016年）。

西川郁生「リース」週刊経営財務3264号（2016年）。

EY 新日本有限監査法人 公認会計士「2020年3月期「有報」分析 実務対応報告18号にお
けるリース会計基準」旬刊経理情報1591号（2020年）。

岩崎伸哉「経緯、構成、米国基準との差異などIFRS16号「リース」の概要」旬刊経理情報
1440号（2016年）。

植木恵「IFRS16号「リース」移行の留意点」旬刊経理情報1539号（2019年）。

大迫孝史「原則すべてのリースのオンバランス処理借手の会計処理のポイント」旬刊経理
情報1440号（2016年）。

加藤新・赤羽応介・松澤伸・奚寧・吉野純子・田原幸憲「IFRS16号「リース」適用の178
社の動向は？四半期報告書のIFRS開示状況」旬刊経理情報1562号（2019年）。

神谷陽一「リースの定義、リースの識別など借手・貸手共通の要求事項のポイント」旬刊
経理情報1440号（2016年）。

神谷陽一、門田佳子「日・米・IFRSの比較便覧【第14会】リース、外貨換算」旬刊経理
情報1586号（2020年）。

木村秀偉「サブスクリプションビジネスの会計・管理上の実務ポイント」旬刊経理情報
1563号（2019年）。

鐵真人「監査基準改訂に伴う監査報告書の変更のポイント」旬刊経理情報1598号（2020
年）。

小山智弘「IASBが5月28日に公表「新型コロナウイルスに関連した賃料減免-IFRS16号
の修正」の解説」旬刊経理情報1581号（2020年）。

鈴木道夫・川本純・中尾浩一郎・小林恭子「三井物産のIFRS導入の経験と連結経営深化
の取組み【第5回・完】リース・開示全般」旬刊経理情報1568号（2020年）。

鶴谷香穂「IFRICアジェンダ決定の概要と留意点」旬刊経理情報1597号（2020年）。

手塚仙夫「財政状態とは何ですか」旬刊経理情報1587号（2020年）。

野口由美子「2020年4月の審議状況-新型コロナウイルス関連、資本の特徴を有する金融
商品」旬刊経理情報1580号（2020年）。

長谷川茂男「IFRSとの間には大きな差異も 米国・新リース会計基準の解説」旬刊経理情
報1443号（2016年）。

長谷川茂男「簡便法を選択した企業が多数 米国・IFRSリース基準書の四半期開示の動

向」旬刊経理情報 1559 号 (2019 年)。
長谷川茂男「FASB が 7 月 16 日に公表 公開草案「概念基準書 8 号 4 章『財務諸表の要素』の解説」旬刊経理情報 1589 号 (2020 年)。
林千雄「改正実務対応報告 18 号、IFRS16 号を中心に在外子会社等の会計処理ポイント」旬刊経理情報 1540 号 (2019 年)。
平井清司「PPA におけるリース資産の評価上の留意点」旬刊経理情報 1559 号 (2019 年)。
松澤伸・矢内隆一・赤羽応介・加藤新「IFRS 任意適用企業の開示分析 第 2 章 IFRS15 号適用の 181 社の動向は？注記事項の開示状況 リースに係る開示」旬刊経理情報 1555 号 (2019 年)。
森川環「リース会計基準 (IFRS16 号)」旬刊経理情報 1589 号 (2020 年)。
「リース会計基準の開発、着手へ-ASBJ」旬刊経理情報 1542 号 (2019 年)。
「リース会計基準、検討開始-ASBJ、リース専門委」旬刊経理情報 1546 号 (2019 年)。
「リース会計基準における重要性について検討-ASBJ、リース会計専門委」旬刊経理情報 1547 号 (2019 年)。
「「年次改善 2018-2020」の公開草案、公表-IASB」旬刊経理情報 1547 号 (2019 年)。
「実務対応報告 18 号へのコメント対応、検討-ASBJ、実務対応専門委」旬刊経理情報 1549 号 (2019 年)。
「リースの定義および識別について検討-ASBJ、リース会計専門委」旬刊経理情報 1549 号。
「リース会計基準」旬刊経理情報 1551 号 (2019 年)。
「リース期間等の実務動向、ヒアリング-ASBJ、リース会計専門委」旬刊経理情報 1555 号 (2019 年)。
「不動産協会からヒアリング-ASBJ、リース会計専門委」旬刊経理情報 1560 号 (2019 年)。
「リース会計」旬刊経理情報 1561 号 (2019 年)。
「サブリース事業者協議会からヒアリング-ASBJ、リース会計専門委」旬刊経理情報 1562 号 (2019 年)。
「リース会計」旬刊経理情報 1563 号 (2019 年)。
「ICO トークン、リース業の割賦販売の取扱い、検討へ-ASBJ」旬刊経理情報 1565 号 (2019 年)。
「2 区分モデルか単一モデルかで紛糾-ASBJ、リース会計専門委」旬刊経理情報 1570 号 (2020 年)。
「リース会計基準の開発」旬刊経理情報 1571 号 (2020 年)。
「リース会計委基準策定のイメージが示される-ASBJ、リース会計専門委」旬刊経理情報 1573 号 (2020 年)。
「新型コロナウイルスに関連したリース基準等への対応、公表-FASB」旬刊経理情報 1577 号 (2020 年)。
「リース・インセンティブ (IFRS16 号「リース」に付随する設例 13 の修正)」旬刊経理

情報 1580 号 (2020 年)。

「IFRS16 号「リース」修正「新型コロナウイルスに関連した賃料減免」、公表-IASB」旬刊経理情報 1581 号 (2020 年)。

「リース会計の貸手の会計処理、議論の出発点が示される-ASBJ」旬刊経理情報 1586 号 (2020 年)。

「リースに関する会計基準の開発」旬刊経理情報 1587 号 (2020 年)。

「リース期間は IFRS16 号と整合させる案、示される-ASBJ」旬刊経理情報 1588 号 (2020 年)。

「リースの 3 つの改善 ASU、公表-FASB」旬刊経理情報 1594 号 (2020 年)。

「各種契約におけるリースの識別、検討-ASBJ、リース会計専門委」旬刊経理情報 1595 号 (2020 年)。

「定期傭船契約等のリースの識別、検討-ASBJ」旬刊経理情報 1597 号 (2020 年)。

「サブリースおよびセール・アンド・リースバックの取扱い、検討-ASBJ、リース会計専門委」旬刊経理情報 1598 号 (2020 年)。

「改正リース基準の単体財務諸表における適用、検討-ASBJ、リース会計専門委」旬刊経理情報 1603 号 (2021 年)。

佐久間裕幸「リース取引関連税制の整備」税務弘報55巻9号 (2007年)。

長岡勝美「リース取引の会計と税務の相違」税務弘報56巻7号 (2008年)。

米谷斉「「リース取引」の新しい会計・税務を理解しよう」税務弘報55巻9号 (2007年)。

「日本のリース会計見直し/TC オンバラ問題、再燃。負債増・用船短期化も」日本海事新聞 2019 年 3 月 11 日 1 面。

「日本のリース会計見直し/定期用船の取り扱い注目。IFRS は資産・負債計上」日本海事新聞 2019 年 4 月 18 日 1 面。

「次代を駆けるリース業界②航空機リース」日本工業新聞 2019 年 3 月 28 日。

「リース取扱高 3 年ぶり増加」日刊工業新聞 2019 年 5 月 8 日 15 面。

「新サービスで勝つ/ボルボ・カー・ジャパン サブスクで気軽に乗車」日刊工業新聞 2020 年 5 月 29 日 6 面。

「リース業界最前線 (6) 航空機リース 機材調達支援で重要な役割」日刊工業新聞 2020 年 9 月 17 日 21 面。

「シェアリング拡大」日刊工業新聞 2020 年 10 月 27 日 3 面。

「リース取扱高、上期 19.9%減 下落幅 10 年間で最大」日刊工業新聞 2020 年 10 月 29 日 25 面。

「リース会計基準 国際ルールとの整合性 議論」日刊工業新聞 2020 年 11 月 12 日 19 面。

「研削盤でサブスク」日刊工業新聞 2020 年 11 月 16 日 9 面。

「業務用サブスク始動」日刊工業新聞 2020 年 12 月 1 日 4 面。

「構造改革、新型車…徐々に手応え 三菱自動車 加藤隆雄代表執行役 CEO」日刊工業新

聞 2021 年 1 月 25 日 1 面。

「リース業界最前線 (16) 自動車リース (1)」日刊工業新聞 2021 年 2 月 4 日 17 面。

「リース取扱高、昨年 10.6%減 設備投資需要の低迷響く」日刊工業新聞 2021 年 2 月 12 日 15 面。

「各社のサブスクサービス拡充 コロナも後押し 所有より気軽」日刊自動車新聞 2020 年 9 月 1 日 1 面。

「中古車サブスク「マンスリーオーナー」ホンダ、全国展開へ」日刊自動車新聞 2020 年 9 月 11 日 1 面。

「日本自動車リース協会連合会 露口章 会長に聞く」日刊自動車新聞 2020 年 9 月 28 日 9 面。

「三菱自、「ウルトラマイカープラン」定額サービス発売」日刊自動車新聞 2020 年 10 月 2 日 2 面。

「連載「インパクト 今後の自動車産業 PART2」(3) 乗り方が変わる」日刊自動車新聞 2020 年 10 月 28 日 1 面。

「自動車リース復調気配、2020 年 9 月契約台数は 0.3%の微減」日刊自動車新聞 2020 年 11 月 4 日 5 面。

「ノレルで新車リース」日刊自動車新聞 2020 年 11 月 10 日 4 面。

「10 月の自動車リース契約、7 ヶ月ぶりにプラス転換」日刊自動車新聞 2020 年 12 月 3 日 4 面。

「レンタカー・リース業界 2020 回顧、コロナ禍受け大きく落ち込む 新常态で見直される自動車利用」日刊自動車新聞 2020 年 12 月 16 日 5 面。

「メーカー各社、サブスクに高まる関心」日刊自動車新聞 2021 年 1 月 23 日 1 面。

「有価証券報告書、どう変わる？-あずさ監査法人パートナー大槻桜子氏に聞く、「非財務」充実、リスク開示。」日経産業新聞 2020 年 1 月 24 日 12 面。

「ANA 最大 3321 億円調達へ 公募増資など コロナ後見据え投資」読売新聞 2020 年 11 月 28 日朝刊 8 面。

「三光汽船の更生法申請、巨額の用船債務も引き金-負債と並ぶ 5000 億円。」日本経済新聞 1985 年 8 月 14 日朝刊 13 面。

「リースが消える？ 国際会計基準、借りても「資産」に」日本経済新聞電子版 2018 年 6 月 30 日。

「新リース基準で負債急増 取引残高、116 社で 6.6 兆円-変わる会計ルール共通化の波紋 (2)」日本経済新聞電子版 2018 年 10 月 19 日。

「リース取引を資産計上 会計基準変更、国際標準へ」日本経済新聞電子版 2019 年 3 月 7 日。

「リース取引 資産計上へ 会計 国際基準に」日本経済新聞 2019 年 3 月 8 日朝刊 1 面。

「リース取引、資産計上へ 不動産・小売りで影響大きく」日本経済新聞電子版 2019 年 3

月 8 日。

「リース取引 資産計上へ 不動産・小売り影響大きく」日本経済新聞 2019 年 3 月 9 日朝刊 13 面。

「リース基準に揺れる市場、企業価値の見極めに甘さ」日本経済新聞電子版 2019 年 3 月 18 日。

「リース基準、市場揺らす」日本経済新聞 2019 年 3 月 19 日朝刊 20 面。

「全リースの資産計上、2~3 年後めどに適用 ASBJ」日本経済新聞電子版 2019 年 3 月 22 日。

「リース取引 資産計上 2~3 年後適用 会計基準を国際化」日本経済新聞 2019 年 3 月 23 日朝刊 5 面。

「サブスクの波 B to B に 常に最新機種・追加料金なし」日本経済新聞電子版 2020 年 5 月 28 日。

「日産、サブスク全国展開 トヨタ、契約プラン拡充 シェアの「蜜」回避、割安間も」日本経済新聞 2020 年 7 月 14 日朝刊 13 面。

「やきとりのひびき、再建多難の道のり 粉飾や不正リース発覚」日本経済新聞電子版 2019 年 8 月 30 日。

「国際会計基準、適用 234 社に拡大、今年、東証上場の企業。」日本経済新聞 2020 年 9 月 8 日朝刊 15 面。

「ホンダ、中古車サブスク拡大 まず愛知、大阪などにも」日本経済新聞電子版 2020 年 9 月 10 日。

「三菱自、月額定額サービス「ウルトラマイカープラン」を開始」日本経済新聞電子版 2020 年 10 月 1 日。

「ESG の非財務情報開示、「会計士の保証重要に」、会計士協会会長。」日本経済新聞 2020 年 12 月 10 日朝刊 17 面。

Honda マンスリーオーナー (<https://www.honda.co.jp/monthlyowner/>)

KAESER KOMPRESSOREN シグマ・エア・ユーティリティーオペレーターモデル
(<https://jp.kaeser.com/products/sigma-air-utility-operator-model/>)

KINTO ONE (<https://kinto-jp.com/>)

KINTO FLEX (https://kinto-jp.com/kinto_flex/)

KINTO マガジン (<https://magazine.kinto-jp.com/>)

KINTO for LEXUS-GUIDE BOOK-

KOMATSU KOMTRAX コマツカスタマーサポート建機事業部

(<http://www.komatsu-kenki.co.jp/service/product/komtrax/>)

KOMATSU SMARTCONSTRUCTION (<http://smartconstruction.komatsu/>)

KONICA MINOLTA Workplace Hub

(<https://www.konicaminolta.jp/business/solution/workplacehub/index.html>)

NISSAN ClickMobi(クリックモビ)日産のサブスクリプション(<https://ws.nissan.co.jp/>)

NOREL (<https://norel.jp/>)

おトクにマイカー定額カルモくん (<https://car-mo.jp/top/>)

ゲーネットマガジン (<https://www.goo-net.com/magazine/111057.html>)

群馬トヨタ自動車 (<https://www.gtoyota.com/info/2021/u-kinto-one/>)

直販カーセンサー (<https://www.carsensor.net/direct/shop.php?KCD=319296002>)

ボルボのサブスクリプション「SMAVO (スマボ)」 ボルボ・カー・ジャパン

(<https://www.volvocars.com/jp/buy/sales/finance/smavo>)

福岡トヨタブログ

(<https://www.fukuoka-toyota.co.jp/headofficeblog/detail/?masterid=72>)

「IFRS の歴史」 Deloitte HP

(<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/articles/ifrs/ifrs-general-2.html>)

シェアリングエコノミー促進室 HP (<https://cio.go.jp/share-eco-center/>)

金融庁 HP (https://www.fsa.go.jp/inter/ios/ios_menu.html)

基準諮問会議議事 (https://www.asb.or.jp/jp/project/standards_advisory.html)

企業会計基準委員会議事 (<https://www.asb.or.jp/jp/project/proceedings.html>)

日本公認会計士協会 HP (https://jicpa.or.jp/specialized_field/ITI/ifac/index.html)